

14.4-813



1200501208738

14.4

813



始



14.4
813

岩手
年鑑

1936

皇紀
2506

營業種目

◇預金 定期預金、當座預金、特別當座預金、通知預金

◇貸出 手形貸付、荷爲替手形割引、當座貸越、證書貸付、割引手形、信用貸付

◇爲替 送金、電信送金、當座振込、代金取立

◇保護 公債、社債、株券、其他貴重品ノ保管事務

岩手縣金庫、日本銀行代理店、岩手貯蓄銀行代理店
盛岡市金庫、勸業銀行代理店



株式會社 岩手殖産銀行

本店 盛岡市紺屋町壹拾參番地
電話 四七一、四七二、四九三番
振替口座 仙臺 七七九五番

支店

材木町、仙北町、沼宮内、日詰
花卷、石鳥谷、黒澤尻、土澤
水澤、前澤、岩谷堂、一關
千厩、大原、盛、高田
遠野、釜石、山田、岩泉
久慈、福岡、一戸、八戸

取締役頭取
常務取締役
常務取締役
監査役
監査役

子爵 田安渡坂
伯爵 南村彦 部利丕 英顯要郎

岩手縣盛岡市紺屋町

盛岡電燈株式會社

電話

〇番 貳貳〇番 貳參〇番

振替仙臺一四九六番
電信略號「モテ」

營業種目

◇預金 定期預金、當座預金、特別當座預金、通知預金

◇貸出 手形貸付、荷爲替手形割引、當座貸越、證書貸付、割引手形、信用貸付

◇爲替 送金、電信送金、當座振込、代金取立

◇保護 公債、社債、株券、其他貴重品ノ保管事務

岩手縣金庫、日本銀行代理店、岩手貯蓄銀行代理店
盛岡市金庫、勸業銀行代理店



株式會社 岩手殖産銀行

本店 盛岡市紺屋町五拾參番地
電話 四七一、四七二、四九三番
振替口座 仙臺 七九五番

支店

材木町、仙北町、沼宮内、日詰
花卷、石鳥谷、黒澤尻、土澤
水澤、前澤、岩谷堂、一關
千厩、大原、盛、高田
遠野、釜石、山田、岩泉
久慈、福岡、一戸、八戸

取締役頭取
常務取締役
常務取締役
監査役
監査役

子爵 伯爵
田安 渡坂 井邊 榮次 次郎
南村 彦 利丕 英顯 要郎 郎

岩手縣盛岡市紺屋町

盛岡電燈株式會社

電話 貳貳〇番 振替仙臺一四九六番
貳貳〇番 電信略號「モテ」
貳參〇番

鐵道工業株式會社

本社

東京市京橋區銀座西六丁目六番地
電話銀座(57)長六九五番一、〇三五番
(三、八五二番)

出張所

盛岡市驛前 電話一、〇二五番

株式會社

日本勸業銀行盛岡支店

盛岡市本町
電話 三五二番
五十三番
振替口座仙臺一、二八八

於東北清酒醬油品評會
名譽賞受領

銘酒

濱藤

盛岡市仙北町

濱藤第一酒造店

電話五九・七七八番

同市鉦屋町

濱藤第二酒造店

電話二六〇番
一七九番

盛岡市吳服町三十一番地

盛岡無盡株式會社

電話三三四番
五九三番
振替仙臺二一三六番

社長 宿家勝
常務取締役 宇部政文

石出張所 電話五十六番
石會場 電話六番
卷會場 電話百六十番
澤會場 電話三百三十八番

讓分地心中街市岡盛



目丁三り通大は下

坪萬三地營經

資本金壹百萬圓

- ◎文化施設完備
- 道路アスファルト舗装
- 照明燈街路樹
- 上下水道
- 電燈瓦
- ◎土地分譲特典
- 特價年賦
- 建築助成
- ◎貸家金
- 商店向貸家は御申込に依り建築
- ◎案内書贈呈

町園元園菜市岡盛

社會式株地土部南

番八八三話電

製品製造

陸軍兵器
汽機汽罐
鑛山機械
洋式農具
製系機械

製材機械
鐵骨建築
蹄鐵器械
製系機械

福田機械製作所

盛岡市大澤川原小路七九

電話 一四三番

販賣品目

モートル電氣器具
各種發動機
ポンプ類各種
丸鋸及ベルト類

鐵材及鐵管
洗罐附屬品
裝蹄器械
機械工具類

販賣部

福田鐵材機械店

盛岡市開運橋通
電話 五三八番



日本ポリドール蓄音器會社大賣捌元

ビクター代理店・テイチク代理店
コロムビア代理店

村定蓄音器部

本店

盛岡市材木町六三
電話六三・振替東京八九二七

賣店

盛岡市肴町二〇
電話一 一 二 五

ドーコレアビムロコ

第四五二號



¥ 45

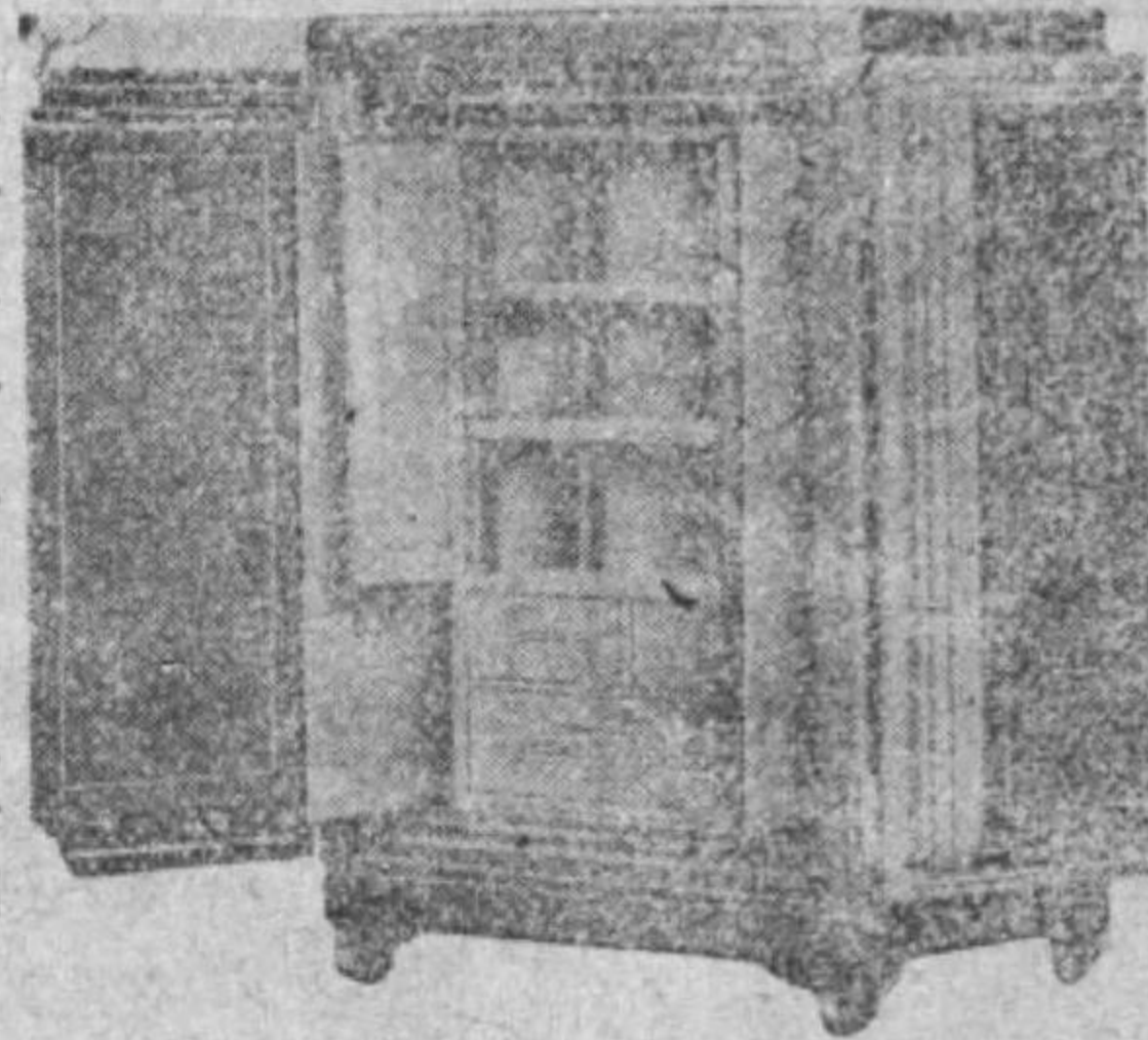


蓄音器 アビムロコ

製 造 發 賣 元
株 式 會 社
日 本 蓄 音 機 商 會

火事わざわき金庫眺め一安心

御眞影奉安金庫
高級ベント式金庫
オールスチール軽量金庫
オールスチール金宿鐵庫



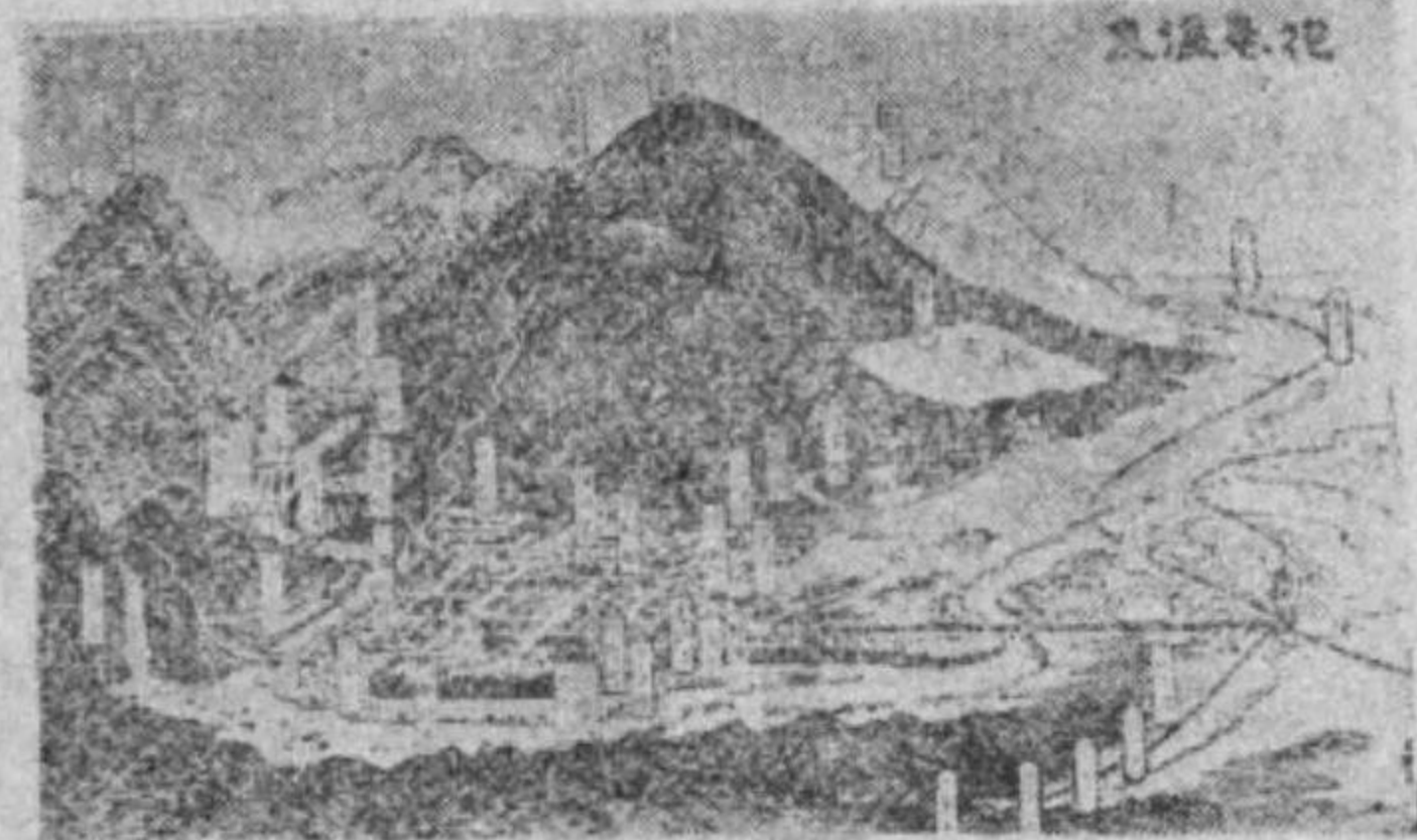
(呈進グロタカ)

諸官署各漁産業組合御用
東京小林金庫東北代理店

木安商店金庫部

盛岡市本町郵便局向
電話 六一九番

花巻温泉御案内



東北本線花巻
驛より電車に
て廿分

○温泉の四季

梅	四月	避暑	七、八、九月
櫻	四月初旬	萩禪菊	九、十月
新緑	五、六月	紅葉	十月上旬より十二月初旬
山百合	六、七月	ゴルフ場	三月末より十二月下旬まで
水泳	八、九月	スキー場	三月下旬より四月初旬迄

○温泉内諸設備

室内遊戯場
ゴルフ場
講義演習場
登山遊歩道
撞球室
テニスコート
展望臺
郷土考古室
高山植物園
釣堀室
動物園
天然温泉
大泉所
夜間練習の照明設備あり
野球及競技場

花巻第一ホテル
松葉別荘
千代田温泉
紅雲閣
第三温泉
第二温泉
花巻第一ホテル
スキー場
ゴルフ場
スキー場

紫根染

郷土特産

吳服太物類
袋織物
羽織物
風呂敷
ポツシヨ
クマ
マ
南部紫根染
無名塗
本舗

紫堂

盛岡市紺屋町

無名塗

御印章・ゴム印・各附属品
各種万年筆・名刺印刷
諸官衙各會社御用

大江堂印房

本店 盛岡市材木町
支店 同 本町、釜石町
電話 五六番

津宇 救命丸

坊 也 の お 藥

救命丸の効用は、小兒の痲疹、風、虫氣、ヒキツケ、小兒の五疳、驚風、發熱、胃腸疾患、胎毒、麻疹等小兒の疾患には是非、救命丸をお與へ下さい。赤ちやんにも吞みよい様に小粒に出来て居ります。



【定價】
 五圓十圓
 二圓三圓
 五十錢 一圓
 二十錢 三十錢

發賣元
 玉置合名會社
 東京日本橋區濱戶物町
 振替仙臺七二番

ライントイキン

天下一品!
 一家一瓶!

世界での
 標準インキ
 ライト!!!

大瓶小瓶各種
 全國の文具店
 にあり.....



2オンス入(スポイト付)
 正價 30 セン

藤崎インキ製造株式會社
 本館

日東大正 本京上海 生海上海 命火上海 保災火 險保災 株式株 株式株 社會式 社會式 代理店

銘酒七福神

岩手縣花卷町

株式會社 箱崎庄吉商店

菓子種部 花卷 電話 一一二番
 酒造部 石鳥谷 電話 二番
 醬油部 花卷 電話 一一一番
 東京支店 京橋 電話 四、四二四番
 中村支店 中村 電話 一五九番

昭和十一年 岩手年鑑目次

口	卷頭	九
十一年の略曆	地	九
年齢早見表	帝國全版圖面積、本縣の概觀、縣の位置面積及廣袤、山嶽、高山と名山、原野、河川、港灣と島嶼、海岸線	三
皇	人	二
大日本帝國皇室	全國世帯人口、本縣都市人口	二
大日本帝國皇族	九年内地人口増加、我國民の平均壽命、九年縣の推計人口、本縣現在戸數	二
朝鮮王族、御降嫁の皇族、王族臣籍婚嫁、臣籍降下の皇族、皇族御官職、御公職、宮城、皇宮、御所、離宮、御苑、御用邸、御獵場、御料牧場	氣	六
内大臣府其他	九年中の盛岡氣象	七
内大臣府、宮内省、樞密院、宮中顧問官、前官	九年中の宮古氣象	七
禮遇者	岩手山の異變	八
宮廷録事	九年の地震概況	八
皇室と本縣	二國立測候所設置	九
閑院若宮殿下同妃兩殿下盛岡へ御成、觀菊御會にお召し、知事縣下事情言上、秩父宮殿下郷土兵を率ゐさせ給ふ	岩手山測候所新設	九
土地、人口		九
目次		九

政治

貴族院 貴族院の組織、議長、副議長、歴代議長、副議長、書記官長

衆議院 衆議院の組織、議長、副議長、書記官長

貴族院議員 貴族院事務局、本縣選出歴代貴族院議員

衆議院議員 衆議院事務局、本縣選出代議士、議員選舉有權者、投票所を増設

中央政界展望 第六十六臨時議會、議會經過、岡田首相施政演説

第六十七議會、岡田首相演説議會經過、美濃部學說問題、國休明徴の聲明

東北振興調查會 内閣審議會と調査局

縣會 縣會の組織、歴代正副議長

通常縣會 議事經過

臨時縣會 石黒知事の提案説明

議事經過 知事の提案説明

政友會東北大會、東北救済を力説

政友會岩手支部 選舉肅正委員會、委員會の答申案、各地で肅正運動

行 中央行政官廳

國務大臣、各省政務官

各省事務次官、殖民地長官

歴代内閣一覽

地方長官並に部長

一



目次

地方官制改正 地方長官異動	六〇	交換、列國の大使館昇格	二〇	市町村預算	二九
本縣行政區劃、議會、官公吏其他	六〇	北支緊張	二〇	縣債	二九
歴代知事と部長支廳	六〇	日滿關係	二〇	市町村起債調	二九
市町村自治	六〇	南駐滿全權赴任、滿洲國皇	二〇	租稅	二九
縣行政展望	六〇	帝御來訪、康德帝の詔書、北鐵讓渡調印、滿洲國內閣更迭、日滿經濟共同委員會、謝滿洲初代大使	二〇	國稅徵收成績	二九
經濟部新設に伴ふ異動	六〇	國際關係	二〇	岩手縣稅率表	二九
縣廳の課廢合	六〇	海軍豫備交渉	二〇	九年度縣稅徵收成績	二九
市 政	六〇	軍縮豫備會談經過途に休會に決す	二〇	經濟プロックと豊村工業施設の状況	二九
盛岡市の近勢	六〇	華府條約廢棄	二〇	縣經濟界最近の情勢	二九
官公衛、學校	六〇	聯盟脫退發効	二〇	銀行と會社	二九
現任三役、歴代市長、歴代助役、歴代議長、各種委員	六〇	日印新條約調印	二〇	岩手植銀の現況	二九
市政メモ	六〇	日濠親善使節特派	二〇	三休銀の整理進捗	二九
外 交	六〇	歐米諸國	二〇	勸銀盛岡支店現況	二九
帝國外交	六〇	ヒットラの地位確立	二〇	岩手貯蓄銀行開業	二九
廣田外相の宣明	六〇	ザール人民投票	二〇	盛岡電燈の近況	二九
日支問題	六〇	獨逸爆彈宣言	二〇	東北發電所建設提唱	二九
親日に轉向	六〇	ストレーザ會議	二〇	三陸水電氣仙水力合併	二九
蔣介石、鈴木、有吉會見、蔣介石氏の排日取締、于學忠氏の協定、違反事件、日支大使の	六〇	佛國政變頻々	二〇	產業組合現況	二九
		英國内閣更迭	二〇	信組聯合會現況	二九
				購販組合聯合會	二九
				會議所十周年祝賀	二九
				郵便貯金	二九
				產業	二九

九年度米實收高	一六	水産業者	一六	社寺、宗教	一六	娛樂、趣味	二〇
郡市別實收高	一六	昭和九年縣下の水産業者、遠洋漁業、沿岸漁獲物、本縣の漁船小船	一六	主なる神社縁起、主なる神社祭日、主なる寺院佛堂	一六	演劇 映畫	二〇
食用農産物	一六	林野産物	一六	本縣交通概観	一六	主なる出來事 主なる上映々畫	二〇
園藝農産物	一六	九年木炭生産高、林産	一六	司法、警察	一六	音楽、舞踊	二〇
蔬菜、果物	一六	雜類、木炭検査成績	一六	警察行政、消防組、犯罪發生檢擧件數	一六	浪曲、音曲	二〇
九年の移出米	一六	鎌田部隊渡滿	一六	盛岡地方裁判所管内事件表	一六	レコード	二〇
移出米検査出張所別	一六	特命檢閱	一六	盛岡地方裁判所事件表	一六	華 道	二〇
本縣米移出入状況	一六	八師團論功行賞	一六	金錢債務臨時調停事件表	一六	園 碁	二〇
農家經濟の變遷	一六	英靈靖國神社に合祀	一六	表 登記事件表	一六	スポーツ	二〇
九年の農家經濟	一六	海軍志願兵採用者	一六	岩手縣小誌	一六	陸上競技	二〇
農作履備貸銀調	一六	九年壯丁検査成績	一六	衛生	一六	九年度總決算、青年驛傳競走、九年後半の記録十年前半の記録	二〇
十年の春蠶	一六	春繭は廿五、六掛	一六	醫師産婆の分布	一六	青年團競技	二〇
夏秋蠶も活況	一六	九年の蠶網	一六	昭和九年傳染病患者調	一六	女子競技	二〇
九年の蠶網	一六	岩手の馬	一六	九年のトラホーム	一六	野 球	二〇
馬匹飼養郡市別状況	一六	馬匹飼養郡市別状況	一六	縣下新聞雜誌一覽表	一六	九年後半の記録、十年前半の記録	二〇
九年二歳駒取駒成績	一六	九年種牡馬播殖成績	一六	縣關係及郷土人出版目録	一六	庭 球	二〇
九年種牡馬播殖成績	一六	牛と豚	一六	文壇時事一束	一六	九年度後半の記録、十年前半の記録	二〇
牛と豚	一六	九年の牛飼育、豚の飼養状況、牛乳搾乳、牛馬縣外移出入調、家兔の生産	一六	縣人の文藝收穫	一六	武 道	二〇
九年の牛飼育、豚の飼養状況、牛乳搾乳、牛馬縣外移出入調、家兔の生産	一六			美術	一六	水泳、ボート	二〇

目次

相撲、ラグビー、射撃 スキー、スケート、競馬 二二二

凶作小誌 二二三

序言 二二三

九年の氣象と農作物明 二二三

治世八年の凶作と比較 二二三

水稻被害状況 二二三

御内帑金下賜 二二三

皇后陛下下賜品 二二三

各宮家下賜金 二二三

恩賜郷倉 二二三

郷倉市町村割當、郷倉 二二三

組合設置、御下賜衣類 二二三

頒賜 二二三

對策講究 二二三

縣當局の活躍、冷害對 二二三

策事務局、市町村冷害 二二三

對策委員會、知事縣民 二二三

に告諭を發す、縣會議 二二三

員の活動、市町村の活 二二三

動、六縣對策に協力 二二三

救濟施設 二二三

凶作對策縣の豫算、生 二二三

活困難者七萬、欠食兒 二二三

童數、政府米無償交付 二二三

種籾の給與、凶作地に 二二三

撒かれた一千萬圓 二二三

冷害防止指導地設置、 二二三

學校給食交付金 二二三

各方面の厚意 二二三

軍部の斡旋、青森營林 二二三

局の事業 二二三

共同作業場設置 二二三

東北特殊農業研究所 二二三

學童激勵袋 二二三

東北の振興事業費 二二三

追補 二二三

縣會議員選舉 二二三

候補者氏名 二二三

市町村投票調 二二三

縣會議員當選者 二二三

名簿候補者別得票明 二二三

細表 二二三

各候補者の選舉費用選 二二三

舉違反檢舉數 二二三

臨時縣會 二二三

全岩手縣職員錄 二二三

岩手縣廳 二二三

警察部 二二三

專賣局 二二三

稅務關係 二二三

稅關 二二三

第八師團關係部隊 二二三

緯度觀測所 二二三

宮古測候所 四〇二

教育關係 四〇二

農林關係 四〇二

遞信關係 四〇二

鐵道關係 四〇二

盛岡工場 四〇二

盛岡市役所 四〇二

公立團體、組合 四〇二

主要會社 四〇二

公立病院 四〇二

公私立病院 四〇二

郷土の人々 四〇二

岩手縣市町村大觀 四〇二

岩手郡 紫波郡

稗貫郡 和賀郡

膽澤郡 江刺郡

西磐井郡 東磐井郡

氣仙郡 上閉伊郡

下閉伊郡 九戸郡

二戸郡 九戸郡

廣告目次 四〇二

岩手殖産銀行 四〇二

安田銀行盛岡支店 四〇二

川德吳服店 四〇二

盛岡電燈株式會社 四〇二

鐵道工業株式會社 四〇二

勸業銀行盛岡支店 四〇二

濱藤酒造店 四〇二

盛岡無盡株式會社 四〇二

南部土地株式會社 四〇二

福田機械製作所 四〇二

四

コロンビア蓄音器 四〇二

村定蓄音器部 四〇二

花巻温泉 四〇二

木安商店 四〇二

艸紫堂 四〇二

大江堂印房 四〇二

日本電報通信社 四〇二

清水商會 四〇二

玉置合名會社 四〇二

徳崎インキ製造株式會社 四〇二

箱崎庄吉商店 四〇二

藤三旅館 四〇二

小彌太染工場 四〇二

鎌倉又典 四〇二

盛岡倉庫株式會社 四〇二

岩手貯蓄銀行 四〇二

東北製絲株式會社 四〇二

盛岡信用組合 四〇二

岩手無盡株式會社 四〇二

岩手縣是製絲株式會社 四〇二

盛岡瓦斯株式會社 四〇二

株式會社三田商店 四〇二

盛岡合同運送株式會社 四〇二

三共株式會社 四〇二

川口荷札株式會社 四〇二

渡邊輝綱藥店 四〇二

千代田印刷機材料 四〇二

新聞聯合社 四〇二

麻布獸醫畜産學校 四〇二

郷土兵士を率ゐるせ給ふ
秩父宮殿下の御姿

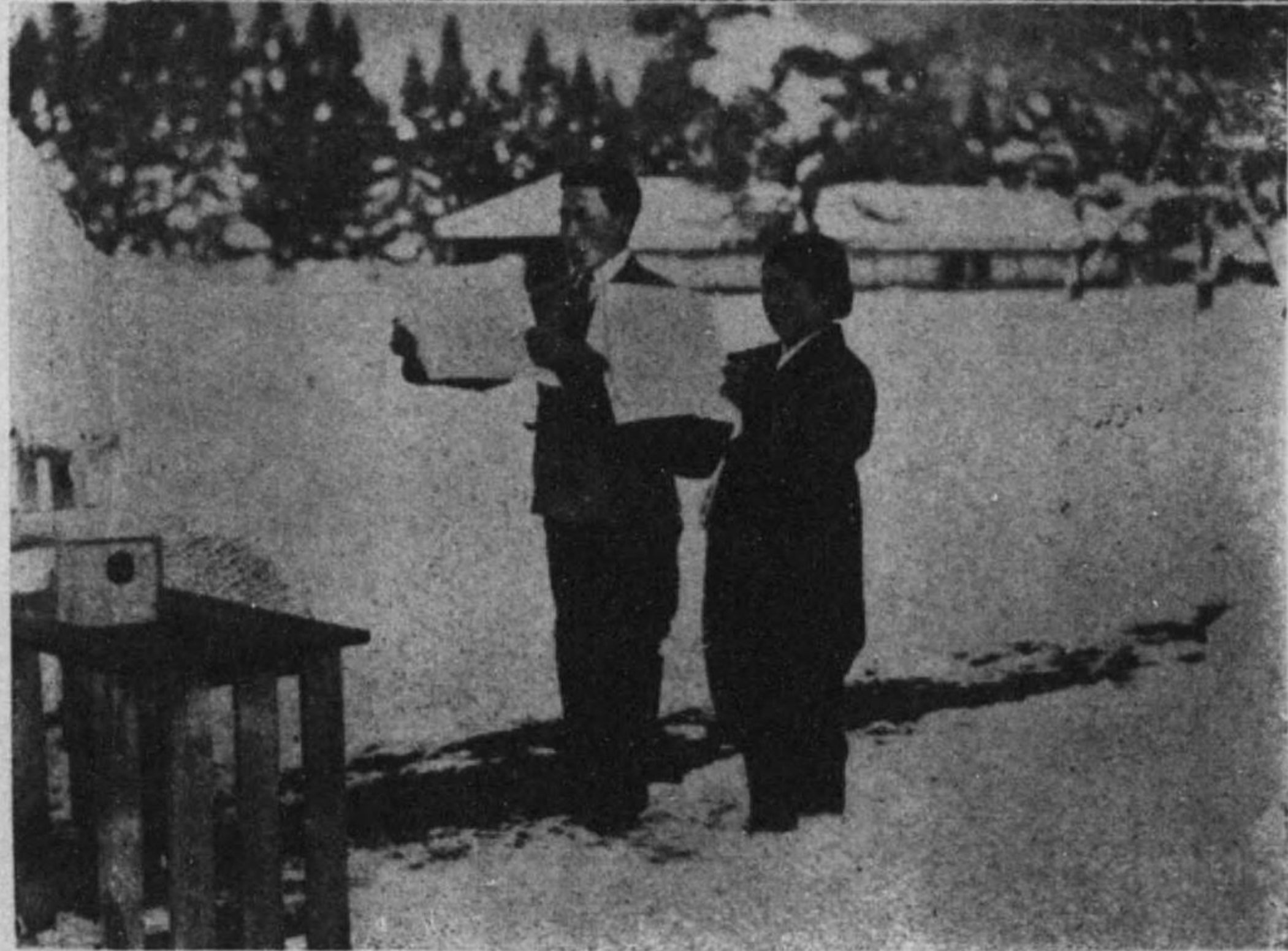


殿下には昭和十年八月一日陸軍定期異動に際し長くも歩兵少佐に御昇進の上歩兵第三十一聯隊大隊長として弘前に御赴任遊ばされた。

く驚てつ立に田稻の立穂
相 農 崎 山



昭和九年十月中旬縣下凶作地を視察
(寫眞は宮守村にて寺尾博士の説明を聴く)



『結婚岩手型』
六原青年道場神前に結婚宣誓の新郎新婦
(九年十二月)

高松宮殿下六原
青年道場御成り



昭和十年九月一日男女道場生の作業振りを親しく御視察遊ばさる。



滿渡てび帶を命使大重隊部田鎌

景光の發出地戊寅月九年十和昭

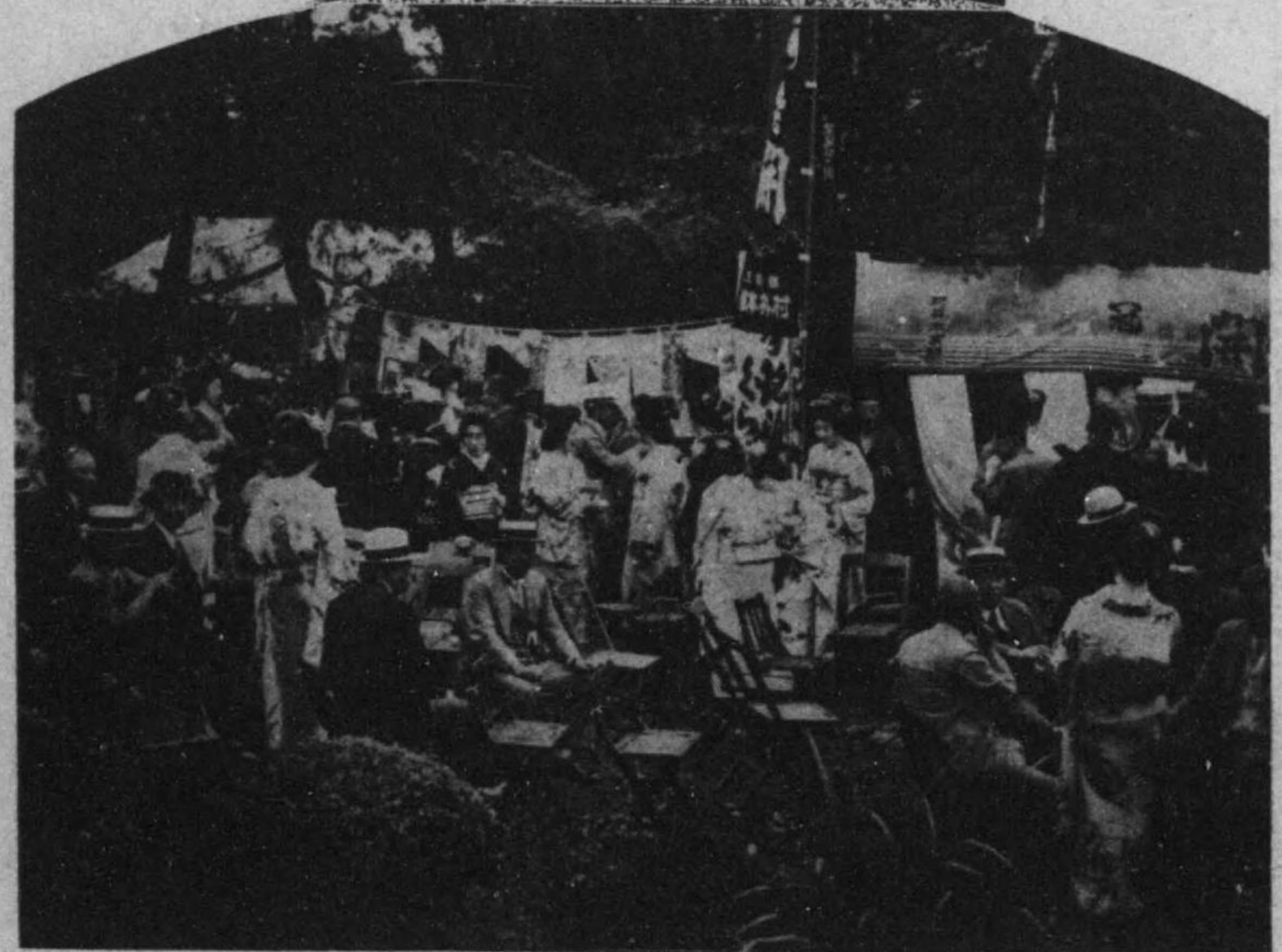
昭和十一年 丙子 年略曆表

小 二 閏 癸丑 正月九日	大正天皇祭 十一月廿三日	新嘗祭 十一月三日	明治節 十月十七日	神嘗祭 十月十七日	秋季皇靈祭 九月廿三日	天長節 四月廿九日	神武天皇即位紀元二千五百九十六年 西曆一九三六年 閏年三百六十六日	神武天皇祭 四月三日	春季皇靈祭 三月廿一日	紀元節 二月十一日	新年宴會 一月五日	元始祭 一月三日	四方拜 一月一日	大 一 壬午 七月三日	三 壬午 八月二日	五 癸未 三月十七日	七 甲申 五月五日	八 乙卯 六月廿四日	十 丙辰 八月十三日	十二 丁巳 十月二日	日曜表
四 癸丑 三月十日	甲子 四月八日	甲子 四月八日	甲子 四月八日	甲子 四月八日	甲子 四月八日	甲子 四月八日		申	庚	申	庚	申	庚	申	七 癸未 三月十七日	八 甲申 五月五日	九 乙卯 六月廿四日	十 丙辰 八月十三日	十一 丁巳 十月二日	伏三 初伏七月七日 中伏七月廿日 末伏八月六日	
六 甲寅 四月廿八日	子 五月八日	子 五月八日	子 五月八日	子 五月八日	子 五月八日	子 五月八日		甲	庚	申	庚	申	庚	申	七 癸未 三月十七日	八 甲申 五月五日	九 乙卯 六月廿四日	十 丙辰 八月十三日	十一 丁巳 十月二日	伏三 初伏七月七日 中伏七月廿日 末伏八月六日	
九 丙戌 七月廿七日	子 八月九日	子 八月九日	子 八月九日	子 八月九日	子 八月九日	子 八月九日		甲	庚	申	庚	申	庚	申	七 癸未 三月十七日	八 甲申 五月五日	九 乙卯 六月廿四日	十 丙辰 八月十三日	十一 丁巳 十月二日	伏三 初伏七月七日 中伏七月廿日 末伏八月六日	
士 丁亥 九月廿七日	子 十月九日	子 十月九日	子 十月九日	子 十月九日	子 十月九日	子 十月九日		甲	庚	申	庚	申	庚	申	七 癸未 三月十七日	八 甲申 五月五日	九 乙卯 六月廿四日	十 丙辰 八月十三日	十一 丁巳 十月二日	伏三 初伏七月七日 中伏七月廿日 末伏八月六日	
社日 九月廿三日	子 十一月九日	子 十一月九日	子 十一月九日	子 十一月九日	子 十一月九日	子 十一月九日		甲	庚	申	庚	申	庚	申	七 癸未 三月十七日	八 甲申 五月五日	九 乙卯 六月廿四日	十 丙辰 八月十三日	十一 丁巳 十月二日	伏三 初伏七月七日 中伏七月廿日 末伏八月六日	
彼岸 三月十八日	子 十二月九日	子 十二月九日	子 十二月九日	子 十二月九日	子 十二月九日	子 十二月九日		甲	庚	申	庚	申	庚	申	七 癸未 三月十七日	八 甲申 五月五日	九 乙卯 六月廿四日	十 丙辰 八月十三日	十一 丁巳 十月二日	伏三 初伏七月七日 中伏七月廿日 末伏八月六日	
己 四月十七日	子 正月九日	子 正月九日	子 正月九日	子 正月九日	子 正月九日	子 正月九日		甲	庚	申	庚	申	庚	申	七 癸未 三月十七日	八 甲申 五月五日	九 乙卯 六月廿四日	十 丙辰 八月十三日	十一 丁巳 十月二日	伏三 初伏七月七日 中伏七月廿日 末伏八月六日	
己 三月十七日	子 二月九日	子 二月九日	子 二月九日	子 二月九日	子 二月九日	子 二月九日		甲	庚	申	庚	申	庚	申	七 癸未 三月十七日	八 甲申 五月五日	九 乙卯 六月廿四日	十 丙辰 八月十三日	十一 丁巳 十月二日	伏三 初伏七月七日 中伏七月廿日 末伏八月六日	
己 二月十七日	子 三月九日	子 三月九日	子 三月九日	子 三月九日	子 三月九日	子 三月九日		甲	庚	申	庚	申	庚	申	七 癸未 三月十七日	八 甲申 五月五日	九 乙卯 六月廿四日	十 丙辰 八月十三日	十一 丁巳 十月二日	伏三 初伏七月七日 中伏七月廿日 末伏八月六日	
己 一月十七日	子 四月九日	子 四月九日	子 四月九日	子 四月九日	子 四月九日	子 四月九日		甲	庚	申	庚	申	庚	申	七 癸未 三月十七日	八 甲申 五月五日	九 乙卯 六月廿四日	十 丙辰 八月十三日	十一 丁巳 十月二日	伏三 初伏七月七日 中伏七月廿日 末伏八月六日	



(上) 石黒知事の祝辭
(下) 秀清閣庭園の園遊會

岩手日報創刊六十周年記念式
(十年七月二十一日)



昭和十一年 丙子年 略曆表

小 二 癸丑 九月九日	大正天皇祭 十二月五日	新嘗祭 十一月三日	明治節 十一月十七日	神嘗祭 十月十七日	秋季皇靈祭 九月廿三日	天長節 四月廿九日	神武天皇即位紀元二千五百九十六年 西曆一九三六年	閏年三百六十六日	申 四月三日	紀元節 二月十一日	新年宴會 一月五日	元始祭 一月三日	四方拜 一月一日	大 一 壬午 七月三日	三 壬午 八月八日	五 癸未 三月三日	七 甲申 五月五日	八 乙卯 六月六日	十 丙辰 八月八日	十二 丁巳 十月十日	日曜表	一月 吉 廿六 廿七	二月 吉 廿六 廿七	三月 吉 廿六 廿七	四月 吉 廿六 廿七	五月 吉 廿六 廿七	六月 吉 廿六 廿七	七月 吉 廿六 廿七	八月 吉 廿六 廿七	九月 吉 廿六 廿七	十月 吉 廿六 廿七	十一月 吉 廿六 廿七	十二月 吉 廿六 廿七
																						伏三 初伏七月七日 中伏七月廿七日 末伏八月六日	己 二月七日	己 四月七日	己 六月七日	己 八月七日	己 十月七日	己 十二月七日	己 二月十七日	己 四月十七日	己 六月十七日	己 八月十七日	己 十月十七日



(上) 石黒知事の祝辭
(下) 秀清閣庭園の園遊會

岩手日報創刊六十周年記念式
昭和十一年七月二十一日

大日本帝國皇族

皇弟

秩父宮 (東京市赤坂區一番ノ一表町御殿 弘前市紺屋町二五番地御假宮)

大正天皇第二皇子、御誕生明治三十五年六月二十五日

妃勢津子一勳一等、子爵松平保男姓、從三位勳一等松平恒雄第一女、御誕生明治四十二年九月九日、御結婚昭和三年九月二十八日

御略歴、初め淳宮と稱し奉る。同四十二年四月十二日學習院初等科御入學、大正四年四月二日同初等科御卒業、同月六日中等科に御進級、同六年三月三十日中等科二年級御修了、同年四月九日陸軍中央幼年學校御入學、同九年三月御卒業、同年四月十日士官候補生として第一師團歩兵第三聯隊へ御入隊、十一年六月御成年式御舉行、同時に秩父宮の御稱號を賜はり一家を御創立遊ばさる。十一年十月二十五日陸軍歩兵少尉御任官、十四年五月十日中尉に御陞進、同月二十四日御渡歐、

十五年十月十四日オックスフォード大學御入學、昭和二年一月十七日御歸朝、同五年三月六日大尉に御陞進、同六年十一月陸軍大學校御卒業、同九年六月滿洲國帝制御慶祝御名代として御渡滿、同十年八月一日少佐に御陞進補歩兵第三十一聯隊大隊長

高松宮 (東京市芝區高輪西臺町一番地) 宣仁親王—大勳位海軍大尉 大正天皇第三皇子、御誕生明治三十八年一月三日

妃喜久子一勳一等、故公爵德川慶久第二女、御誕生明治四十四年十二月二十六日、御結婚昭和五年二月四日

御略歴、初め光宮と稱し奉る。同四十四年四月十二日學習院初等科御入學、大正二年七月六日高松宮の御稱號を賜はり一家を御創立、應絶せる有栖川宮家の御祭祀を司らせらる、事とならる。大正六年三月三十日同初等科御修了、同年四月九日中等科に御進級、同九年三月同科第三學年御修了、同年五月海軍兵學校に御入學、同十三年五月同校御卒業、十四年四月御成年式、同年十二月三十日海軍少尉御任官、昭和二年十二月一日海軍中尉に

御陞進、五年四月ガーター勳章御答禮使として妃殿下と共に御渡英、五年十二月海軍大尉に御陞進、六年六月十一日御歸朝、同九年十一月一日海軍大學校甲種學生御付らる

崇仁親王—御稱號澄宮。大正天皇第四皇子 大正四年十二月二日御誕生、十一年四月八日學習院初等科御入學、昭和三年四月十月初等科御卒業中等科に御進級、同七年三月御卒業、同年四月士官學校豫科に御入學、同九年三月御卒業、習志野騎兵第十五聯隊に御入隊、同九年九月陸軍士官學校に御入學。

皇族

閑院宮 (東京市麴町區永田町二丁目) 載仁親王 故伏見宮邦家親王第十六子、慶應元年十一月十日御誕生

妃智恵子 故公爵三條實美第二女、明治五年六月三十日御誕生

春仁王 載仁親王第二子、明治三十五年八月三日御誕生

妃直子 公爵一條實孝妹。明治四十一年十一月七日御誕生

東伏見宮 (東京市澁谷區常盤松町一〇一) 故依仁親王妃周子 故公爵岩倉具定第一女、明治九年八月二十九日御誕生

伏見宮 (東京市麴町區紀尾井町四) 博恭王 故貞愛親王第一子、明治八年十

月十六日御誕生 妃經子 故公爵德川慶喜第九女、明治十五年九月二十三日御誕生

博義王 博恭王第一子、明治三十年十二月八日御誕生(芝區白金今里町御別邸)

妃朝子 公爵一條實輝第三女、明治三十五年六月二十日御誕生

博英王 博恭王第四子、大正元年十月四日御誕生

博明王 博義王第一子、昭和七年一月二十六日御誕生

光子女王 博義王第一王女、昭和四年七月二十八日御誕生

令子女王 博義王第二王女、昭和八年二月十四日御誕生

章子女王 博義王第三王女、昭和九年二月十一日御誕生

山陽宮 (東京市麴町區富士見町二丁目) 武彦王 故菊麿王第一子、明治三十一年二月十三日御誕生

故菊麿王妃常子 故公爵島津忠義第三女 明治七年二月七日御誕生

賀陽宮 (東京市麴町區富士見町二ノ五 姫路市山野井二〇八番地御假宮)

恒憲王 故邦憲王第一子、明治三十三年一月二十七日御誕生

妃敏子 故公爵九條道實第五女、明治三

十六年五月十六日御誕生 邦壽王 恒憲王第一子、大正十一年四月二十一日御誕生

治憲王 恒憲王第二子、大正十五年七月三日御誕生

章憲王 恒憲王第三子、昭和四年八月十七日御誕生

文憲王 恒憲王第四子、昭和六年七月十二日御誕生

美智子女王 恒憲王第一女、大正十二年七月二十九日御誕生

故邦憲王妃好子 故公爵醍醐忠順第一女 慶應元年十二月七日御誕生

久邇宮 京都市上京區東櫻町二七(東京市澁谷區宮代町一番地御假宮)

朝融王 故邦彦王第一子、明治三十四年二月二日御誕生

妃知子女王 伏見宮博恭王第三女、明治四十年五月十八日御誕生

邦昭王 朝融王第一子、昭和四年三月二十五日御誕生

正子女王 朝融王第一女、大正十五年十月八日御誕生

朝子女王 朝融王第二女、昭和二年十月二十三日御誕生

通子女王 朝融王第三女、昭和八年九月四日御誕生

故邦彦王妃倪子、故公爵島津忠義第七女 明治十二年十月十九日御誕生

多嘉王 故朝彦親王第五子、明治八年八月十七日御誕生

妃靜子 故子爵水無瀬忠輔第一女、明治十七年九月二十五日御誕生

家彦王 多嘉王第二子、大正九年三月十七日御誕生

德彦王 多嘉王第三子、大正十一年十一月十九日御誕生

恭仁子女王 多嘉王第三女、大正六年五月十八日御誕生

梨本宮 (東京市澁谷區美竹町四一番地) 守正王 故久邇宮朝彦親王第四子、明治七年三月九日御誕生

妃伊都子 故侯爵鍋島直大第二女、明治十五年二月二日御誕生

朝香宮 (東京市芝區白金臺町三ノ二六) 鳩彦王 朝彦親王第八子、明治二十年十月二日御誕生

安彦王 鳩彦王第一子、大正元年十月八日御誕生

正彦王 鳩彦王第二子、大正三年一月五日御誕生

湛子女王 鳩彦王第二女。大正八年八月二日御誕生

東久邇宮 (東京市麻布區市兵衛町一丁目

皇室——皇族——朝鮮王族——御降嫁の皇族

一三、大阪市東區大手前之町師團長官舎御假寓) 故久邇宮朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生
故久邇宮朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生
故久邇宮朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生
故久邇宮朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生
故久邇宮朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生
故久邇宮朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生
故久邇宮朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生
故久邇宮朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生
故久邇宮朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生
故久邇宮朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生

文久二年十月二日御誕生
多惠子女王 故成久王第三女、大正九年四月十五日御誕生
竹田宮 (東京市芝區高輪南町一七) 恒德王 故恒久王第一子、明治四十二年三月四日御誕生
公爵三條公輝第二女、大正四年十一月六日御誕生
故恒久王妃昌子內親王 明治天皇第六皇女、明治二十一年九月三十日御誕生

三十四年十一月四日御誕生
李玖 李王世子、昭和六年十二月二十九日御誕生
故李太王妃 尹氏 侯爵尹澤榮第一女、明治二十七年九月十九日御誕生
李鍵公家 (御本邸京城府寬洞一〇九) (東京市芝區常盤松町一〇九) 李鍵公 李鍵公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生
李鍵公 李鍵公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生
李鍵公 李鍵公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生
李鍵公 李鍵公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生
李鍵公 李鍵公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生
李鍵公 李鍵公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生
李鍵公 李鍵公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生
李鍵公 李鍵公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生
李鍵公 李鍵公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生

北白川宮 (東京市芝區高輪南町一七)

昌德宮 (本邸朝鮮京城府臥龍洞二) (東京市芝區高輪南町一七)

李錫公家

永久王 故成久王第一子、明治四十三年二月十九日御誕生
妃祥子 男爵德川義想第二女、大正五年八月二十六日御誕生
故成久王妃房子內親王 明治天皇第七皇女、明治二十三年一月二十八日御誕生
故能久親王妃富子 故公爵島津久光養女

李王環 故李太王第七子、明治三十年十月二十日御誕生
妃方子女王 梨本宮守正王第一女、明治

李錫公 李錫公第二子、大正元年十一月十五日御誕生
李錫公 李錫公第二子、大正元年十一月十五日御誕生
李錫公 李錫公第二子、大正元年十一月十五日御誕生
李錫公 李錫公第二子、大正元年十一月十五日御誕生
李錫公 李錫公第二子、大正元年十一月十五日御誕生
李錫公 李錫公第二子、大正元年十一月十五日御誕生
李錫公 李錫公第二子、大正元年十一月十五日御誕生
李錫公 李錫公第二子、大正元年十一月十五日御誕生
李錫公 李錫公第二子、大正元年十一月十五日御誕生
李錫公 李錫公第二子、大正元年十一月十五日御誕生

御降嫁の皇族

御名 御父君 御配 御降嫁年月
禎子女王 故伏見宮貞愛親王公爵山内豐景 明治三四、四
安子女王 故山階宮菊麿王 淺野長武 大正九、一
由紀子女王 故賀陽宮邦憲王 町尻量基 大正四、四
絢子女王 故久邇宮朝彦親王故伯爵竹内惟忠 明治二五、一二

榮子女王 同
篤子女王 同
信子女王 同
貞子女王 同
滿子女王 同
武子女王 同

故子爵東園基愛 明治三三、九
伯爵壬生基義 明治三九、一〇
伯爵大谷光暢 大正一三、一五
三條西公正 大正一三、一二
故子爵有馬賴寧 明治三六、二
故子爵甘露寺受長 明治三七、二
子爵保科正昭 明治四四、四

臣籍降下の皇族

攝子女王 同 伯爵二荒芳徳 大正四、四
茂子女王 同 黒田長禮 大正四、一
恭子女王 同 子爵安藤信昭 大正四、九
敦子女王 伏見宮 伯爵清棲辛保 大正一五、一〇
規子女王 梨本宮 伯爵廣橋眞光 大正一五、一二
華子女王 同 侯爵華頂博信 大正一五、一二
紀久子女王 朝香宮 鳩彦王 鍋島直泰 昭和六、五

現存の宮殿は安政三年(紀元二五二六)の御造營に係るものである。
即位大禮、大嘗祭は必ず此皇居に行はせらる。紫宸殿、清涼殿、常御殿、小御所及び新興殿等の宮殿あり、新興殿は大正四年御大典の際御増築あらせられたもので、賢所を移御し奉る所である。
青山御所 (東京市赤坂區) 舊紀州家の別邸にして、明治六年英照皇太后遷御あらせられ、七年一月青山御所と稱す。
大宮御所 昭和五年青山御所に御新築、皇太后陛下御在所と定めらる。
赤坂離宮 (東京市赤坂區) 離宮中最も古き歴史を有し、舊紀州家の有なりしを明治五年三月離宮となし給ふ。庭園は林泉の勝をもつて聞え御苑に菊花を培養せられ明治十三年以後毎歲觀菊御會の催しあり。

萬西の丸の西北にあり、總坪十三萬五千六百八十八坪、霜錦亭、寒香亭、駐春閣、觀瀑亭、花蔭亭、吹上御茶屋等あり。
新宿御苑——東京市四谷區内藤新宿町舊内藤氏の邸地、維新後御料地となり、内外の花弁、蔬菜を培養せらる。櫻樹多く大正六年以降觀櫻御宴をこの御苑に催させらるることになりたり。

宮城、皇宮、御所

侯爵 小松 輝久 御實家 北白川宮
侯爵 山階 芳麿 同 山階宮
侯爵 華頂 博信 同 伏見宮
侯爵 筑波 藤麿 同 山階宮
侯爵 葛城 茂麿 同 山階宮
伯爵 東伏見 邦英 同 久邇宮

赤坂離宮 東京市赤坂區
濱離宮 東京市京橋區
霞關離宮 東京市麴町區
二條離宮 東京市中京區
桂離宮 京都市右京區桂清水町
修學院離宮 京都市左京區修學院
武庫離宮 神戸市須磨
函根離宮 神奈川縣足柄下郡箱根町
伊勢離宮 三重縣度會郡四郷村

吹上御苑——宮城内
御苑

東京市麴町區にあり元徳川氏の居城、明治元年十月十三日を以て皇居と定め給ひ、明治十五年五月御造營に着手、同廿一年十月竣工せるものにして總工費三百九十六萬八千圓、面積六十三萬七千七百七十坪、同年十月二十七日宮城と御治定遊ばさる。
京都皇居
京都市上京區にあり、地積三萬三千坪餘、

吹上御苑——宮城内
御苑

吹上御苑——宮城内
御苑

皇室——御降嫁の皇族——王族臣籍婚嫁——臣籍降下の皇族——宮城、皇宮、御所、離宮、其の他 五

皇 室——内大臣府——宮内省——樞府顧問官

葉山御用邸 神奈川縣三浦郡葉山町
 葉山附屬邸 同 右
 立石御休所 同右西浦村
 宮ノ下御用邸 同足柄下郡温泉村
 沼津御用邸 沼津市揚原町
 同 附屬邸 同 右
 沼津西附屬邸 同 右
 日光御用邸 栃木縣上都賀郡日光町
 日光田母澤邸 同 右
 御用邸 同 右
 同 附屬邸 同 右
 同 附屬邸 同 右
 同 附屬邸 同 右
 伊香保御料地 群馬縣伊香保町
 那須御用邸 栃木縣那須郡那須村
 初聲御用邸 神奈川縣三浦郡初聲村に御
 工事中

内大臣府其他

内大臣 伯爵 牧野 伸顯
 秘書官長(兼) 侯爵 木戸 幸一
 宮内大臣 湯淺 倉平
 次官 大谷 正男
 侍從長 海大將 鈴木貫太郎
 侍從次長 侯爵 廣幡 忠隆
 式部長官 松平 慶民
 式部次長 鹿兒島 虎雄

掌典長 公爵 三條 公輝
 宗秩寮總裁 侯爵 立花 寬篤
 諸陵頭(兼) 渡部 幸一
 圖書頭(兼) 渡部 信
 侍從頭 佐藤 恒丸
 内匠頭 白根 松介
 内馬頭 木下 道雄
 主馬頭 杉村 愛仁
 皇后宮大夫 侯爵 廣幡 忠隆
 侍從武官長 陸大將 本庄 繁
 皇太后宮大夫 子爵 入江 爲守
 李王職長官 男爵 篠田 治策
 樞密院 男爵 一木喜徳郎
 副議長 男爵 平沼麒一郎
 議長 男爵 秩父宮雍仁親王
 親 王 高松宮宣仁親王
 閑院宮載仁親王

顧問官 伯爵 金子堅太郎
 子爵 石黒 忠恵
 櫻井 錠二
 河合 操
 (兼) 鈴木貫太郎
 有馬 良橋
 公爵 久保田 讓
 侯爵 黒田 長成
 荒井賢太郎
 石原 健三
 石井菊次郎
 子爵 嘉道

窪田静太郎 子爵 栗野慎一郎
 元田 肇 鈴木 莊六
 石塚 英藏 坂本彰之助
 石渡 敏一 清水 澄
 藤澤幾之輔 男爵 林 權助

書記官長 村上 恭一
 議長秘書官(兼)書記官 堀江 季雄
 樞密院事務所 内櫻田門内

宮中顧問官 長崎 省吾 子爵 田内 三吉
 井上 通泰 子爵 小笠原長生
 山口銳之助 子爵 川島令次郎
 和田國次郎 子爵 日野西資博
 三室戶敬光 男爵 小早川四郎
 松浦寅三郎 原 恒太郎
 清水谷實英 渡邊 直達
 山邊 知春 大木 轟雄

露香問祇候 伯爵 徳川 家達 伯爵 戸田 氏共
 侯爵 淺野 長勳 公爵 近衛 文麿
 侯爵 山内 豊景 伯爵 柳原 義光
 伯爵 徳川 達孝
 前官禮遇者 前總理大臣としての禮遇を享くる者
 公爵 西園寺公望 伯爵 清浦 奎吾
 男爵 若槻禮次郎 子爵 齋藤 實

池邊 鶴

御製 樂しけにたつこそあそへわか庭の池のほとりや住みよかるらむ
 皇后陛下御歌 たつの聲宮の内まできこえきぬ御いけのきしにまたつとふらむ
 皇太后陛下御歌 大君の千代よふ田鶴の一こゑにみいけのきもも夢さますらむ

皇后陛下御吉兆

長くも皇后陛下には最近御目出度き御異常の御模様を拜し奉つたので侍醫並に側近奉仕者はひたすら御静養を願ふと共に内々御手當申し上げ陛下の御安泰をお祈り申上げてゐる、このまゝ御順調に亘らせらるれば國民舉げて御慶び申あぐる時期は明春二月頃と拜承し奉るが陛下には昨今一入御健かに亘らせられ、殊の外御多忙の御日常の中にも皇太子様の御養育に何くれと御心を注がせ給ひ、又毎日曜日には御座所と遠からぬ照宮さまの在す吳竹寮に天皇陛下と御共に玉歩を運ばせられ御可愛さかりの皇太子様を御中心に内親王様方の御勉強ぶりを御覽、御團樂の一日をお過し遊ばすなどその御母性愛の御濃まやかさには側近奉仕

宮廷録事 (昭和九年七月以降)

前大臣としての禮遇を享くる者 鈴木喜三郎
 男爵 幣原喜重郎 財部 彪
 水野鍊太郎 男爵 山本 達雄
 伯爵 内田 康哉
 樞密院議長としての禮遇を享くる者 倉富勇三郎
 男爵

△明治天皇御紀公刊 宮内省空前の英断を以て普及版として公刊する事に内定した明治天皇御紀について、九年七月一日正式に「公刊明治天皇御紀編修委員會規程」を設け委員會は湯淺宮相を會長とし委員及び特別委員を以て組織し別に顧問を置くと共に編纂長、編纂員及び編纂書記等編纂係員を付置し七月以降三ヶ年の豫定で編修する事となつた。明治天皇御紀は先に臨時帝室編修局で編纂したものであるが、それは編年體に據り圖書寮尙藏を目的としてゐる關係からそのまゝ公刊に適せず、よつて右の御紀を基準として記事本末體に縮約し御傳記菊判凡そ三冊、一冊六百頁程度のものに編修申上げる見込みである。

△陸軍大演習御統監 大元帥陛下には陸軍特別大演習御統監の爲め九年十一月十日宮城御發聲、前橋市へ行幸 大本營に御駐紮

皇 室——宮廷録事

の上、十一日から三日間に亘つて阿部、荒木兩軍司令官の率ゐる精銳を兩毛の野に親しく御統監遊ばされ十四日高崎乗付練兵場において参加皇軍五萬の觀兵式をみそなはせられた、それより引き續き群馬、栃木、埼玉三縣下へ行幸遊ばされ、御九日ぶりに十八日宮城に還幸遊ばされた。
 × 天皇陛下十一月十六日桐生へ行幸に際し御警衛先驅が緊張し過ぎその過失から御順路をとりちがへ問題となる。
 △皇太子様初の御誕辰 皇太子殿下繼宮明仁親王殿下には九年十二月廿三日第一回御誕辰をお迎へ遊ばされ、御典にてはお慶びの御祝宴を開かせ給ふた。
 △四方拜お取止め 天皇陛下には御風氣のため十年一月一日四方拜は行はせられず。
 × 天皇陛下には十二月廿八日以来輕微なる御風邪にて御静養遊ばされてゐたが全く御恢復遊ばされ、一月六日目出度く御床拂ひ仰せ出され、十日振りて御平常に復させ給ふた。
 △宮中歌御會始 宮中御恒例の歌御會始は十年一月廿四日 天皇、皇后兩陛下出御の下に宮中鳳凰の間で雅やかに行はる。

者一同恐懼感激してゐる。

(十年六月廿五日謹記)

△三殿下御轉補 十年八月の陸軍定期異動に際し參謀本部附步兵大尉秩父宮殿下には歩兵少佐に御昇進、弘前歩兵第三十一聯隊大隊長に御轉補遊ばされ、陸軍大學校兵學教官騎兵中佐賀陽宮殿下には姫路騎兵第十聯隊長に御榮轉、又教育總監部課員歩兵中佐李王殿下には歩兵大佐に御昇進、宇都宮歩兵第五十九聯隊長にそれ〴〵榮轉遊ばされた。

△滿洲國皇帝陛下御來訪 滿洲國皇帝陛下には我が聖上陛下と珠璧輝影の歡を盡させ日滿兩國永遠の契りを結ばせ給ふ尊き御使命を帯びて十年四月二日新京驛御發四月六日御入京、宮城に御參入天皇陛下に同國の最高勳章大勳位蘭花章頸飾を又皇后陛下に大勳位蘭花大綬章を夫々御贈進最高の御敬意を表された。

△澄宮殿下陸士へ御入學 習志野騎兵第十五聯隊第四中隊に士官候補生として御勤務中の澄宮殿下には九年九月一日陸軍士官學校本科に御入學遊ばされた。
△賀陽宮、同妃兩殿下御歸朝 歐米御巡遊中の賀陽宮、同妃兩殿下には長途の御旅行を終へさせられ九年九月十八日、御恙なく御歸朝あそばさる。

△高松宮殿下海軍大學御入學 扶桑分隊長

皇室と本縣

閑院若宮同妃兩殿下 盛岡へ御成

閑院宮春仁王並に同妃兩殿下には九年八月廿八日御來縣、花巻温泉に御一泊、廿九日自動車で御旅館御出發縣廳に御著、正廳に於て石黒知事以下各有資格者に謁を賜ひ、それより盛岡衛戍病院に成らせられ奥友病院長の御案内で入院中の紫波郡水村出身佐藤留藏君ほか五名の本縣出身兵その他に御慰問を賜はり、それより春仁王殿下には御單獨にて偕行社に御成りあり、鎌田旅團長以下衛戍各將校に謁を賜ひ、騎兵兩聯隊に台臨、廿三聯隊では内海中佐指揮の將校下士官の劍術、廿四聯隊では山崎、吉井兩中尉指揮の將校ならびに下士官の勇壯なる合同馬術を台覽あらせられて、正午衛戍將校と記念撮影をあそばされ、終つて將校集會所で御中食を攝られ花巻温泉の御旅館へ御歸還あそばされた、また妃殿下には盛岡衛戍病院より自動車にて小岩井農場にお成り場内を御視察、南部伯爵邸で御休憩の後、盛岡高等農林學校、厨川柵、岩手公園、工業試驗場、商品陳列所を御視察あそばされたる後、花巻温泉の御旅館に御歸還あそばされた。

行で御歸京あらせらる。
△觀菊御會にお召し 觀菊御會は九年十一月八日天皇、皇后兩陛下行幸啓の下に新宿御苑で行はせられた、本縣からは左の諸氏が御召しとなつた。
岩手醫學專門學校長 三田 俊次郎
知事縣下の事情を言上

天皇陛下には十年五月三日正午宮中豐明殿に會議のため上京中の佐上北海道、横山東京以下各府縣知事等を召され御慰勞の畏き思召しにより午餐の御陪食を賜つた。
石黒知事は昨年凶作の際御軫念あらせられた御仁慈に對し御禮言上、次いで縣下の事情を言上申上げたが御陪食の光榮に浴して感激退下謹んで左の如く謹話した。

昨年凶作の際に際し御軫念あらせられ、縣民一同感激の旨御禮言上致しまして政府の有効適切なる應急處置と、東北振興調査會を始め各種研究機關に依つて東北振興の恒久對策が樹てられ、岩手縣に於て

土地・人口

土地

帝國全版圖面積 本邦全版圖の面積は六十七萬五千六十八方、此の中内地の面積は三十八萬二千二百

六十四方軒で、總面積の五割六分を占めてゐる。本邦領土發展の狀勢を辿るに明治二十七年までは、上記内地の面積あるに過ぎなかつたが、二十八年臺灣及び澎湖島を領

秩父宮殿下 郷土兵を率あさせ給ふ

弘前歩兵第三十一聯隊大隊長に御轉補の秩父宮雅仁親王殿下には同聯隊第三大隊長に御決定遊ばされた、殿下には妃殿下御同伴にて十年八月十日弘前市に御着任畏くも我が岩手健兒を親しく率あさせ給ふ事となり第八師團全將校並に百萬縣民はこの無上の光榮に歡喜感激に咽ぶのみである。

の概要に關する御説明を御傾聽種々御下問あり、博士より緯度觀測に關する説明書を獻上した、兩殿下には隣室で明治維新の志士高野長英獄中記並に遺品を御覽遊ばされそれより自動車に召され田村六原道場長の御案内で六原道場に成らせられ、石黒知事に對し有難き御言葉賜ひ、花巻温泉の御旅館に御歸還、御食事後午後七時の上り急

土地人口——土地——本縣の概観

有して三萬五千九百七十三方籽を増し、三十九年樺太を得て又三萬六千八百九十九方籽を増し、更に四十三年韓國を併合して二十二萬七千四百方籽を加へた。今明治二十七年現在の面積を百として指數を求むれば、臺灣領有後は百九、樺太領有後は百十九、韓國併合後は百七十六餘に當る、南洋委任統治區域は一千四百八十八方籽である。

本縣の概観

位置 本縣は東徑百四十度三十八分より起り百四十二度五分に達し、北緯三十八度四十六分より四十九度二十七分に至り、北は青森縣、西は秋田縣、南は宮城縣に界し、東は太平洋に臨み、本州の北東部を占めて居る、東西三十一里、南北四十五里で面積九百八十七方里(一萬五千二百三十五平方新)實に我國第一の大縣である。

地勢 而して本州北緯外帯の北部を構成する北上山脈は、縣の東部九戸、下閉伊、上閉伊、氣仙と二戸、岩手、稗貫、和賀、江刺、膽澤、東磐井の一部に蟠居して南北に亘れる紡錘狀の高地形を成し、諸川太平洋斜面に走りて漁舟を助けて居る、西は秋田縣との境を畫する脊梁山脈即ち陸奥山脈の本支脈は又南北に亘れる高地を成して二戸、岩手、稗貫、和賀、江刺、膽澤、西磐井諸郡の西半之に屬す。

山嶽 山岳重疊岩手山の六千八百尺を主とし四五千尺の高峰少くない、其の峻峻なること北上山脈に過ぎ東に傾いて中部平地となつて居る。

河川 而して北上脊梁兩山脈間の地溝帯の大部は、南に傾きて北上川及其の支流の灌漑となり其の一小部は北に傾き、馬淵川流域に屬する沖積地となる是等本支流の灌漑する所二戸、岩手、紫波、稗貫、和賀、江刺、膽澤及東西磐井の各郡に亘りて縣の中原を成し土地膏腴、生産豊富人事の最も旺盛なる所實に本縣の大動脈と云ふべく又幾多の郡邑其の沿岸に興り、國道之を連絡し鐵道亦之に沿ふて馳せ、東西に支線を分岐して居る。

港灣 海岸の北半は單調なる砂濱峭岸相半するに過ぎないけれども、南半は屈曲極めて多く所謂フォルト的港灣に富み中央に突出する紙ヶ崎は實に本州の極東である、近海は南に向つて通過する千島海流と東北に轉過する日本海流即ち黒潮との二大海流が相錯してゐるので、水族の豊富なる事全國に其比を見ざるのみならず世界三大漁場の一に數へられ無限の富を齎して居る。

縣の位置面積及廣袤 縣廳の盛岡市内丸(東徑一四二・〇六度北緯一五・〇三度)

Table with columns: 縣の位置 (Location), 面積及面積 (Area), 名稱 (Name), 所在郡名 (Municipality), 海拔 (Elevation). Lists various mountains like 岩手山, 早池峰山, 山伏峠, etc.

Table listing mountain names and their locations: 眞畫岳, 仙人山, 大荒澤山, 三ツ森山, 砥森山, 燒石山, 經塚山, 駒ヶ岳, 檜能山, 五輪嶺, 須川岳, 笹野田嶺, プナ嶺, 室根山, 五葉山, 六角山, 片葉山, 毛無森, 相洞山, 仙人峠, 境木嶺, 藥師岳, 白森, 小ノ澤山, 十二神山, 大股森, 種市岳.

土地人口——本縣の概観

Table listing mountain names and their locations: 平庭岳, 割倉山, 砥倉山, 牛形山, 白木嶺, 大嶺, 寒長根山, 横町大嶺, 稻庭岳, 高山と名山, 岩手山, 早池峰山.

Table listing mountain names and their locations: 八里, 標高凡そ五千三百尺, 腹には須川温泉及び真湯温泉等あり, 四時の眺望絶佳にして高山植物豊富全國各地からの登山者が蟻集する.

土地人口——本縣の概観

後藤野	種賀郡、和賀郡	三〇五	一〇二〇	六原野	膽澤郡	一〇六	一〇六	西嶽野	二戸郡	四〇〇	一〇〇
貝澤野	和賀郡	一〇〇	一〇〇	烏兔柄野	東磐井郡	一〇〇	一〇〇	枯木野	同	一〇〇	一〇〇
上野	膽澤郡	七・五	二・三	明戸野	九戸郡	四・六	一・三	山野	同	一・八	一・六
味噌野	膽澤郡、西磐井郡	一・八	一・四	蒲口野	同	二・六	一・四	同	同	一・八	一・六

名稱	水源地名	流末地名	里程	名稱	所在地名	周廻	東	西	南	北
北上川	岩手郡御堂村北上山	宮城縣石ノ巻港	九・〇〇	唐丹灣	氣仙郡 上閉伊郡	九	一〇〇	一〇〇	三五	三五
閉伊川	下閉伊郡門馬村明神澤山	下閉伊郡宮古町	三・三	大槌灣	同	三	三	三	三	三
小本川	同郡小川村神穀山	同郡小本村	一・〇	兩石灣	同	六	七	六	七	七
馬淵川	同郡小川村神穀山	同郡小本村	一・〇	山田港	下閉伊郡	一	一	一	一	一
氣仙川	九戸郡江刈村外山	青森縣三戸郡	一・五	船越灣	同	五	五	五	五	五
久慈川	氣仙郡上有住村五葉山	氣仙郡氣仙町	一・四	宮古港	同	五	六	六	六	六
鷲尾川	九戸郡山形村身澤山	九戸郡久慈町	八・三	久慈港	九戸郡	一	一	一	一	一
鷲尾川	上閉伊郡栗橋村片葉山	上閉伊郡鷲尾村	八・〇	島嶼	東	一	一	一	一	一

名稱	所在地名	灣口方位	碇泊所の深さ	廣	表	名稱	所在地名	周廻	東	西	南	北
大船渡灣	氣仙郡 東	南	三	三	三	三貫島	上閉伊郡鷲尾村	二・八	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
廣田灣	氣仙郡 北	南	三	三	三	珊瑚島	同郡大槌町	二・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
綾里灣	同	南	三	三	三	日出島	同郡山田町	八・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
越喜來灣	同	南	三	三	三	鳥島	同郡宮古町	二・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
吉濱灣	同	北	三	三	三	鳥島	九戸郡侍濱村	二・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇

全國世帯人口 (國勢調査單位千)

世帯	大正九	昭和一	昭和二	昭和三	昭和四	昭和五	昭和六	昭和七	昭和八	昭和九
内地	二、三三	二、九九	三、七五	五、九三	六、四三	六、四三	六、四三	六、四三	六、四三	六、四三
朝鮮	三、二七	三、七〇	三、九七	四、一三	四、一三	四、一三	四、一三	四、一三	四、一三	四、一三
臺灣	六、九〇	七、二八	八、〇九	八、五五	八、五五	八、五五	八、五五	八、五五	八、五五	八、五五
樺太	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
關東州	一、五三	一、六四	一、七五	一、八六	一、八六	一、八六	一、八六	一、八六	一、八六	一、八六
鐵道	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
附屬地	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南洋	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一五、三三	一六、四九	一七、七九	二〇、九三	二一、〇六	二一、〇六	二一、〇六	二一、〇六	二一、〇六	二一、〇六

九年内地人口増加

内閣統計局で發表した昭和九年十月乃至十二月の内地における出生死亡の概數に依れば出生は四十六萬六千二百六十六人、死亡は廿八萬三千六百七十七人、自然増加即ち出生死亡の差増は十八萬二千三百四十九人である。前年同様の二十二年二千四百四十人に比較すると三萬九千七百九十一人を減少した。

我國民の平均壽命

一三

生存するかの平均年數および死亡率を男女各年齢毎に計算したるものであつてこれにより國民の壽命の消長を知り、現下我國において喧まじき一般國民の健康衛生保健問題をはじめ保險事業、年金事業その他各方面の事業施設に重要な關係を有するものである。本局において今回昭和五年國勢調査結果中生命表作成に必要な計數の集計を了したるをもつてこれと大正十四年國勢調査結果ならびにその他の統計資料に本調査結果ならびにその第五回國民生命表の作成に着手しこのほどその概表を發表し得るに至つたのである。今回の生命表に現はれたる死亡率、即ち或年齢のものが一年以内に死ぬ割合および平均餘命、即ち或年齢のものが將來生き永らへ得る平均の年數について注意すべき諸點を述べれば次の通りである。

年齢別に見たる死亡率

死亡率は國民全體よりすれば人口千につき大體二〇人足らずの割合であるがこれを年齢別に見ればその間に著しい相違がある。男女とも零歳が甚だ高率であつてそれ人口千に對して男一四〇、女一二四、即ち兩者とも一〇人中一人強は死亡する割合になつてゐる。これは我國における乳兒死亡率の極めて高率な事を示すものであつて國民保健上眞に寒心に堪へない次第である。

土地人口——全國世帯人口

ある、もつともこれを前回に比較すれば次表に示す如く男において實に二一・九女において一九・九の減少、即ち百人について男女ともに約二人が死亡より免かれてゐる事になつてをり、この點大いに慶賀すべきことである、零歳を過ぎれば死亡率は漸次減少して男は十一歳(人口千につき二強)女は十歳(同三)において最低となり人生中最も生命の安全なる時期を示してゐる、しかしこの安全期を過ぎると死亡率は漸増し始めるが、途中において一つの危険がある即ち男は二〇歳、女は二一歳で再び高率(男九・八、女一〇・六)を示し、これを圖示すれば死亡曲線上に一樣の波を描くのであるこれは正に社會的活動に一步を印せんとする青年期における死亡率の昂騰を示すものであつて、我が保健衛生上特に注目すべき點である、右青年期における死亡率の高率なるは從來の我が國民生命表に例外なく現はれ來つたところであるが、この状態は前回に比し今回は餘程改善を見、その最高率において千人につき男一人弱、女二人弱の減少を示してゐる、なほ女にあつては更に四十一歳を中心として第二の波瀾を示すが、その勢ひは微弱であつて僅かにその現はれを知る程度である、上記各波瀾を除きては死亡率は漸増を續け男九七歳、女九六歳に

至ればそれ〇五〇〇となり、同年齡に達したものは一年間に各々その半數が死亡する割合となり、しかして同時出生者の總數は年齡の長ずるに従ひ次第に死に去り、當初總數の四分の三を減ずる年齢は男一六乃至一七歳、女一七乃至一八歳、同半數を減ずる年齢は男五四乃至五五歳、女五五乃至五六歳、同四分に減ずる年齢は男六九乃至七〇歳、女七三乃至七四歳である、次に今回の死亡率と前回のそれと比較すれば年齢による死亡率動向は大體同様であるが、各年齢とも一樣に死亡率の低下を示し喜ぶべき現象を現してゐる(なほ大正十二年關東大震災が前回死亡率に及ぼした影響は極めて微々たるもので一萬分の二に充たない)

我が國民の死亡率

(千人につき)

男	前回(大正一〇—一四平均)今回	女	前回(同上)今回
零歳	一六・三〇	一四・〇〇	一四・三二
一歳	四・五	四・一	四・一
二歳	一	三・四	三・七
三歳	七・〇	六・四	七・一
四歳	三・二	二・六	三・〇
五歳	六・〇	五・〇	七・三
六歳	九・二	八・〇	九・五
七歳	一〇・三	九・一	一〇・一

年齢	男	女	平均
十九歳	一〇・八	九・七	一〇・四
二十歳	一〇・八	九・八	一〇・六
二十一歳	一〇・六	九・七	一〇・二
二十二歳	一〇・四	九・五	一〇・一
二十三歳	一〇・二	九・三	一〇・一
二十四歳	九・九	九・〇	九・九
二十五歳	九・五	八・六	九・六
二十六歳	八・二	七・四	八・九
二十七歳	八・二	七・四	八・八
二十八歳	八・〇	七・二	八・六
二十九歳	七・七	七・〇	八・三
三十歳	七・五	六・八	八・一
三十一歳	七・三	六・六	七・九
三十二歳	七・一	六・四	七・七
三十三歳	六・九	六・二	七・五
三十四歳	六・七	六・〇	七・三
三十五歳	六・五	五・八	七・一
三十六歳	六・三	五・六	六・九
三十七歳	六・一	五・四	六・七
三十八歳	五・九	五・二	六・五
三十九歳	五・七	五・〇	六・三
四十歳	五・五	四・八	六・一
四十一歳	五・三	四・六	五・九
四十二歳	五・一	四・四	五・七
四十三歳	四・九	四・二	五・五
四十四歳	四・七	四・〇	五・三
四十五歳	四・五	三・八	五・一
四十六歳	四・三	三・六	四・九
四十七歳	四・一	三・四	四・七
四十八歳	三・九	三・二	四・五
四十九歳	三・七	三・〇	四・三
五十歳	三・五	二・八	四・一
五十一歳	三・三	二・六	三・九
五十二歳	三・一	二・四	三・七
五十三歳	二・九	二・二	三・五
五十四歳	二・七	二・〇	三・三
五十五歳	二・五	一・八	三・一
五十六歳	二・三	一・六	二・九
五十七歳	二・一	一・四	二・七
五十八歳	一・九	一・二	二・五
五十九歳	一・七	一・〇	二・三
六十歳	一・五	〇・八	二・一
六十一歳	一・三	〇・六	一・九
六十二歳	一・一	〇・四	一・七
六十三歳	〇・九	〇・二	一・五
六十四歳	〇・七	〇・〇	一・三
六十五歳	〇・五	〇・〇	一・一

年齢別に見たる平均餘命

今回の生命表によれば零歳の平均餘命は男四四・八二年女四六・五四年であつて五〇年に及ばざることなほ遙かである、しかしこれを前回のそれに比較すれば次表に示す如く、今回は男女各年齢年を通じ一樣にその餘命が高まり零歳においては男二・七六年女三・三四年を増してゐる、これは取りも直さず國民保健衛生状態の向上を反映せるものであり、眞に喜ぶべき現象である、更にこれを年齢別に見ると餘命最も長いのは男女ともに三歳の男五二・五四年女五三・

五九年来これを頂點として爾後年齢の長ずるに従つて例外なく減少し、二〇歳においては男四〇・一八年、女四二・二一となり男は三二歳の女は三三乃至三四歳の間に於いてそれ〇〇年齢と平均餘命がひとしくなり五〇歳においては男一八・四九年、女二一・六七年、一〇〇歳に至つては兩者とも僅か一年餘りに過ぎざる餘命である、なほこれを男女別に見ると九三歳以上の高年齢級においては僅かの例外を示すの外各方とも女は男よりその餘命が高く總じて女の長命を物語つてゐる。

我が國民の平均餘命

年齢	男前回(大正一〇)女前回(同一)一四平均今回(同上)今回
零歳	四二・〇六 四三・二〇
一歳	四九・一四 四九・四二
二歳	五〇・六二 五〇・六六
三歳	五〇・五五 五〇・七二
四歳	四七・九三 四七・〇〇
五歳	四七・九三 四七・〇〇
六歳	四三・三二 四三・二二
七歳	四三・三二 四三・二二
八歳	四三・三二 四三・二二
九歳	四三・三二 四三・二二
十歳	四三・三二 四三・二二
十一歳	四三・三二 四三・二二
十二歳	四三・三二 四三・二二
十三歳	四三・三二 四三・二二
十四歳	四三・三二 四三・二二
十五歳	四三・三二 四三・二二
十六歳	四三・三二 四三・二二
十七歳	四三・三二 四三・二二
十八歳	四三・三二 四三・二二
十九歳	四三・三二 四三・二二
二十歳	四三・三二 四三・二二
二十一歳	四三・三二 四三・二二
二十二歳	四三・三二 四三・二二
二十三歳	四三・三二 四三・二二
二十四歳	四三・三二 四三・二二
二十五歳	四三・三二 四三・二二
二十六歳	四三・三二 四三・二二
二十七歳	四三・三二 四三・二二
二十八歳	四三・三二 四三・二二
二十九歳	四三・三二 四三・二二
三十歳	四三・三二 四三・二二
三十一歳	四三・三二 四三・二二
三十二歳	四三・三二 四三・二二
三十三歳	四三・三二 四三・二二
三十四歳	四三・三二 四三・二二
三十五歳	四三・三二 四三・二二
三十六歳	四三・三二 四三・二二
三十七歳	四三・三二 四三・二二
三十八歳	四三・三二 四三・二二
三十九歳	四三・三二 四三・二二
四十歳	四三・三二 四三・二二
四十一歳	四三・三二 四三・二二
四十二歳	四三・三二 四三・二二
四十三歳	四三・三二 四三・二二
四十四歳	四三・三二 四三・二二
四十五歳	四三・三二 四三・二二
四十六歳	四三・三二 四三・二二
四十七歳	四三・三二 四三・二二
四十八歳	四三・三二 四三・二二
四十九歳	四三・三二 四三・二二
五十歳	四三・三二 四三・二二
五十一歳	四三・三二 四三・二二
五十二歳	四三・三二 四三・二二
五十三歳	四三・三二 四三・二二
五十四歳	四三・三二 四三・二二
五十五歳	四三・三二 四三・二二
五十六歳	四三・三二 四三・二二
五十七歳	四三・三二 四三・二二
五十八歳	四三・三二 四三・二二
五十九歳	四三・三二 四三・二二
六十歳	四三・三二 四三・二二

大正十四年國勢調査の結果

郡市名	世帯數	人口	世帯	人口
盛岡	九、三六	五〇、〇三〇	二、六六	六二、二四九
岩手	一三、二九	八二、七八五	三、四五	八四、八〇七
紫波	七、二五	四四、七〇四	二、四〇	四七、〇一九
稗貫	九、四三	五五、七三三	二、九四	六一、〇一五
和賀	二、八九	一〇、九四	一、〇一	二九、五八八
胆澤	二、三三	四六、五二六	二、三四	七四、二二五
江刺	七、九三	四六、四一	二、八〇	七〇、二三四
西磐井	九、三三	五五、五二五	三、三三	八四、〇六五
東磐井	一三、五三	七八、七三三	四、七三	九五、四七三
氣仙	一〇、五一	六二、〇六一	三、〇六	八三、五四九
上閉伊	一三、四一	七六、二一七	四、〇九	一〇、九五九
下閉伊	一四、七五	八六、七二四	五、八六	一五、〇九八
戸	二、八四	六九、九五三	二、七〇	一五、八六二
計	九、一三	五五、九一四	九、六五	九六、五五四
計	一五、九八	九〇、九八四	一六、二九	一六二、九六五

九年度の推計人口

昭和九年十月一日現在本縣推計人口は一百三萬五千二百人で男は五十一萬七千三百人女は五十一萬七千九百人、これを前年の推計人口に比すれば一萬五千二百人の増

加である、更に昭和五年の國勢調査の人口九十五萬七千七百七十一人に比すれば七萬七千四百二十九人の増加で即ち五ヶ年間に右の如く七萬七千餘人増加したことになるなほこれを郡市別に示せば下閉伊郡の十萬

土地人口——本縣郡市別人口

土地人口——氣象

人最多で左表の如くであるが本縣は女の方が断然多い昭和十年十月一日の國勢調査では縣の人口は百五萬を突破するものと豫想されてゐる

郡市部	總數	男	女
岩手縣	一、〇五、二〇〇	五七、三〇〇	五七、九〇〇
盛岡市	六、二〇〇	三、八〇〇	二、四〇〇
岩手郡	八、九〇〇	四、五〇〇	四、四〇〇
紫波郡	四、九〇〇	二、三〇〇	二、六〇〇
種賀郡	六、四〇〇	三、三〇〇	三、一〇〇
和賀郡	七、九〇〇	三、五〇〇	四、四〇〇
膽澤郡	七、八〇〇	三、一〇〇	四、七〇〇
江刺郡	四、三〇〇	二、三〇〇	二、〇〇〇
西磐井郡	六、二〇〇	三、三〇〇	二、九〇〇
東磐井郡	八、七〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇
氣仙郡	七、一〇〇	三、五〇〇	三、六〇〇
上閉伊郡	九、七〇〇	五、一〇〇	四、六〇〇
下閉伊郡	一〇〇、一〇〇	五〇、六〇〇	四九、五〇〇
九戸郡	八、一〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇
二戸郡	六、一〇〇	三、八〇〇	三、三〇〇

數の五割八分七厘を占め、次いで商業一萬八千五百七十一戸(一割一分三厘)工業一萬六千八百九十九戸(一割二分二厘)公務及び自由業一萬八千五百一十一戸(六分六厘)水産業七千四百六十戸(四分六厘)交通業四千八百六十六戸(二分九厘)其他の有業四千五百九十二戸(二分八厘)無職業一千九百二十戸(一分二厘)鑛業一千五百七十六戸(九厘)家事使用人一千七百七十六戸(七厘)の順序となる而して更に之を前年に比較すれば農業四十七戸(四毛)水産業三二二戸(四分五厘)鑛業一八八戸(一割三分五厘)工業五一三戸(三分一厘)交通業一一一戸(二分六厘)公務及び自由業八戸(一厘)家事使用人九一戸(八分四厘)其他有業者二〇五戸(四分七厘)無職業一一三戸(六分三厘)の増加を見た商業

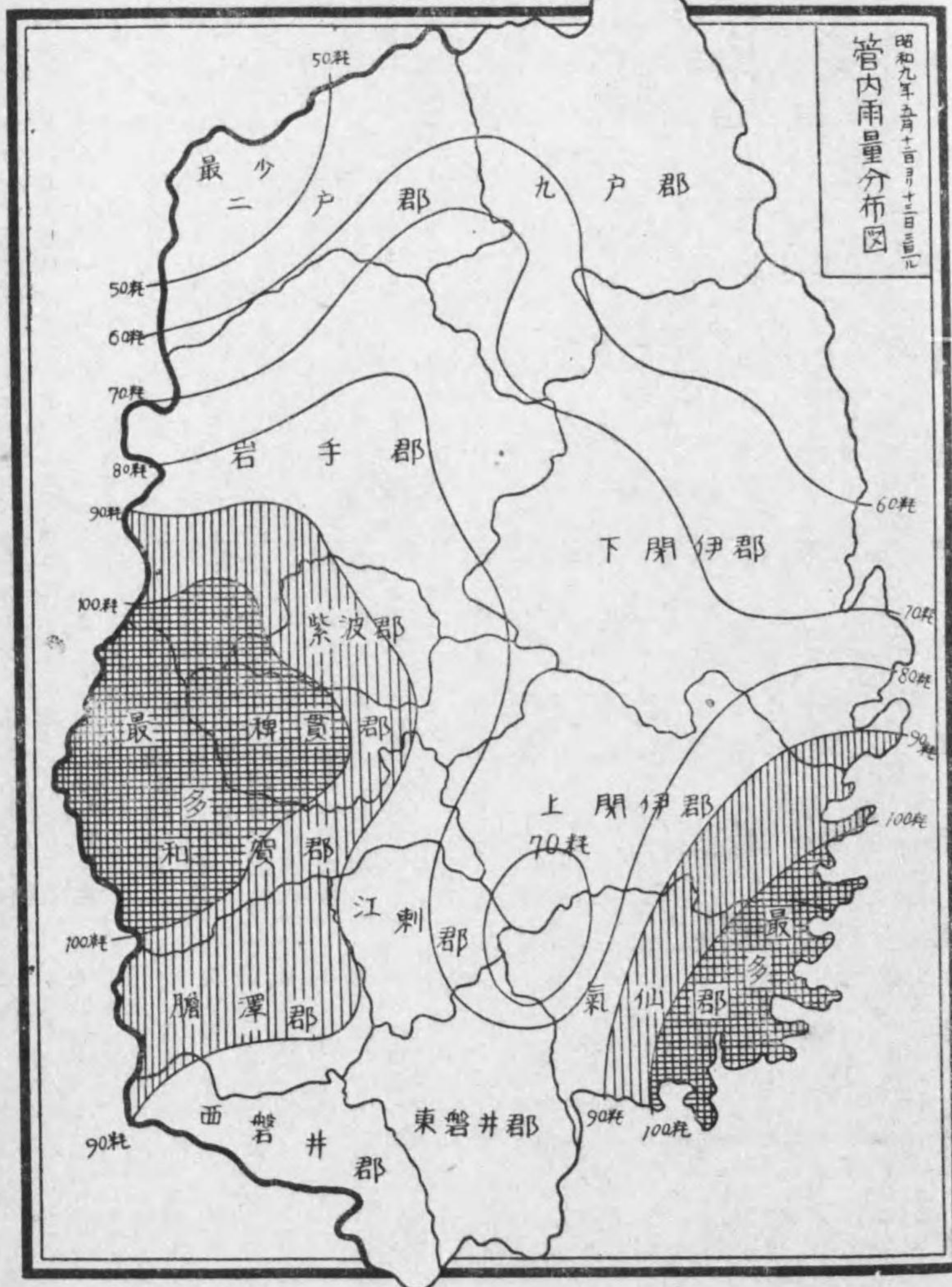
氣

昭和九年の氣象
本年の氣候は概して不順で氣象の偏倚性著しく晩春の降雪は縣下全般に及び融雪遅延し殊に夏季の霖冷は各種作物に悪影響を及ぼし稀有の凶作を招來するに至つた。九月下旬關西方面に未曾有の慘害を醸した新潟、室戸颱風は本縣を通過して太平洋上に出たのであるが幸ひにしてその勢力衰頹した爲に左程の損害を被らなかつた。秋冬の候に至り漸く平常に復し晴爽穏和の目が多かつた。氣温は年を通じて一般に低く平年より高いのは二月五月六月の三ヶ月で殊に七、八月は二度程度の過低であつた。夏季氣温卅度以上に昇つたのは盛岡では僅に四日水澤では五日、宮古では六日に過ぎない。冬氣氣温零下十度以下に降つたのは盛

象

年次	増加實數
大正十三年	三、〇二二
同十四年	二、三三五
昭和元年	四、三七七
二年	一、二五二
三年	一、九八一
四年	一、七一九
五年	五、六〇五
六年	一、八四四
七年	一、八六六
八年	一、五七九

岩手縣



昭和九年五月十日十三日三時
管内雨量分布圖

氣象

氣象—盛岡の氣象表

昭和九年の盛岡氣象
 昭和九年の盛岡氣象
 昭和九年の盛岡氣象

昭和九年の盛岡氣象
 昭和九年の盛岡氣象
 昭和九年の盛岡氣象

昭和九年の盛岡氣象
 昭和九年の盛岡氣象
 昭和九年の盛岡氣象

種目	氣溫				風				濕度	雲量	日照
	最高	最低	平均	最平	最高	最低	平均	最平			
一月	10.0	-0.6	5.5	3.6	北	北	北	北	67	147	
二月	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	82	147	
三月	10.0	-0.6	5.5	3.6	南	南	南	南	78	147	
四月	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	74	147	
五月	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	68	147	
六月	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	82	147	
七月	10.0	-0.6	5.5	3.6	南	南	南	南	93	147	
八月	10.0	-0.6	5.5	3.6	北	北	北	北	82	147	
九月	10.0	-0.6	5.5	3.6	北	北	北	北	84	147	
十月	10.0	-0.6	5.5	3.6	北	北	北	北	69	147	
十一月	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	74	147	
十二月	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	58	147	
全年	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	76	147	

種目	氣溫				風				濕度	雲量	日照
	最高	最低	平均	最平	最高	最低	平均	最平			
一月	10.0	-0.6	5.5	3.6	北	北	北	北	67	147	
二月	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	82	147	
三月	10.0	-0.6	5.5	3.6	南	南	南	南	78	147	
四月	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	74	147	
五月	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	68	147	
六月	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	82	147	
七月	10.0	-0.6	5.5	3.6	南	南	南	南	93	147	
八月	10.0	-0.6	5.5	3.6	北	北	北	北	82	147	
九月	10.0	-0.6	5.5	3.6	北	北	北	北	84	147	
十月	10.0	-0.6	5.5	3.6	北	北	北	北	69	147	
十一月	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	74	147	
十二月	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	58	147	
全年	10.0	-0.6	5.5	3.6	西	西	西	西	76	147	

氣象——十年上半期の氣象

Table of meteorological data for the first half of the 10th year. Columns include temperature (最高, 最低, 平均), precipitation (降水量), and other weather indicators (日照, 蒸散, etc.). Rows list specific dates from October to April.

昭和十年上半期の氣象

冬季中の氣象状態は概して平年並に経過したが積雪量比較的多く、一日に三九、〇耗は測候所開設以来の記録に徴するも最初であつた。氣温は一般に高温を示し晴天の日多

く氣候順調に進み、四月中旬に於て既に初夏の状態を現した。ために著しく櫻花の開花を早め盛岡地方は四月廿九日宮古地方は二十六日満開で平年より五日乃至四日早かつた。然るに下旬に於て氣温著しく低下し

連日雨天を持續し三十日夜から本縣中部以北は霰又は降雪を現した。五月に入りて天候恢復して氣温も上昇し六月中旬に全く初夏に相應しい天候を現したが下旬に至つて梅雨性の天候に變り曇天小雨の天氣を繰返

し七月上旬一時恢復の兆を示したが中旬に再び平常を缺き北方より冷氣流の南下するに及び氣温頗る低下し就中十八日の如きは盛岡地方に於て平均氣温一三、七度に下り平年より實に九、八度の過低を現し連日曇天多濕の天氣を持續し不照日數八日降雨日

數二十四日を算した。八月に入りても低温多雨で殊に二十三日より二十五日に亘り管内各地に豪雨を齎し就中縣北地方に著しく處々多少の被害を蒙つた。斯く本年夏季上半は殆んど天候平調を失し低温多雨寡照に經過した。

返されており其都度少からざる被害を醸してゐる。これは所謂東岩手山の活動で最近に於ける記録は約二百餘年前享保十六年十一月廿五日のもので當時盛岡にも降灰があつた。其後殆んど休眠の状態に入つたものゝ如く僅に大正八年大地嶽谷附近に硫氣爆發をやつた外大した異變もなく現在に至つた。然るに九年夏になつて東岩手山頂附近

Table of meteorological data for various locations (地名) including 盛岡, 宮古, 石巻, etc. Columns show temperature and precipitation data for specific dates.

岩手山の異狀

岩手山は盛岡市を距る事北西へ約二〇料の地點に頂點を置き、北東南西には曠漠たる裾野を控へ西方は陸中羽後の國境山嶺に

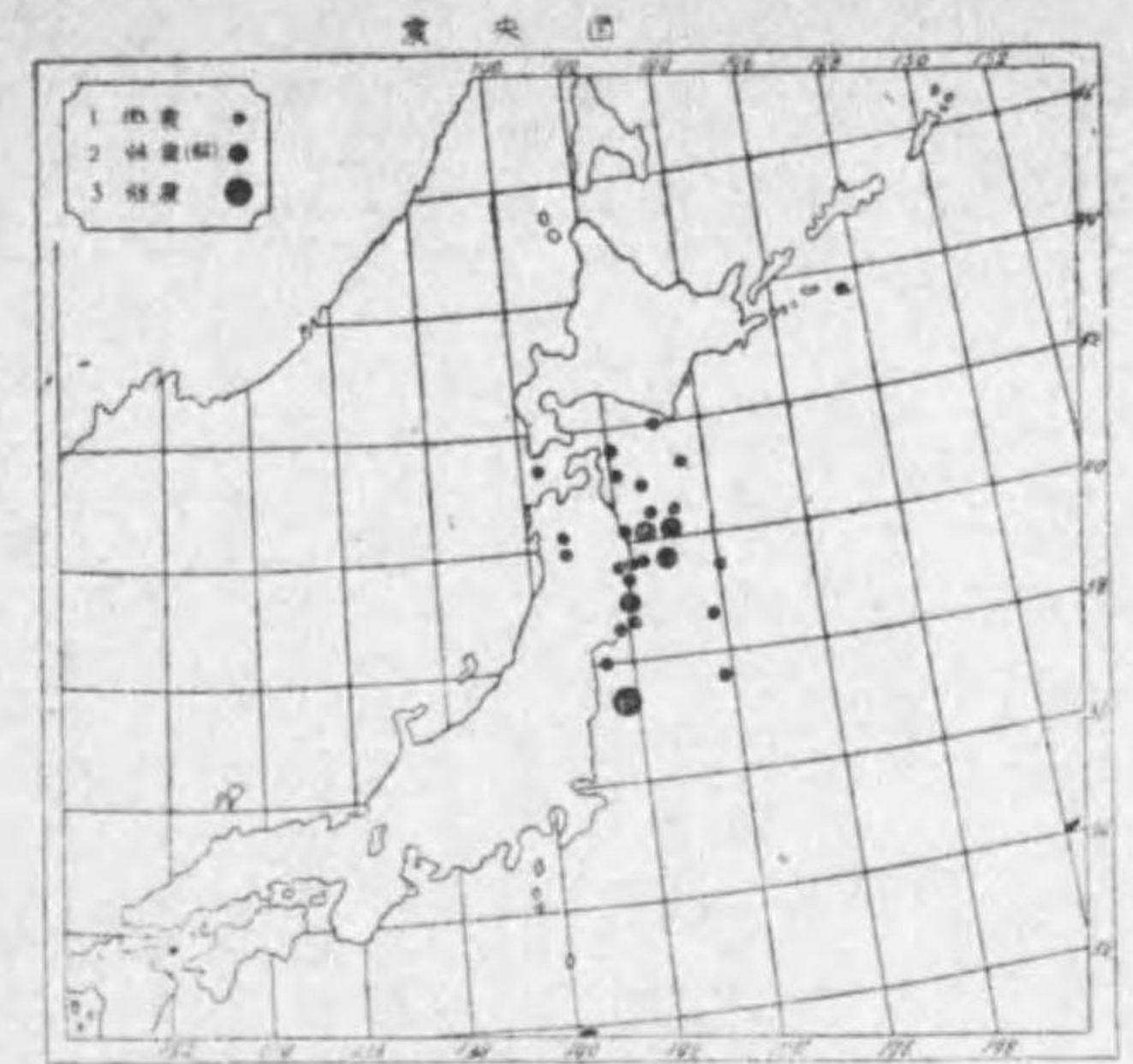
接續してゐる休火山で往年活動時代の猛威はその雄大な火口跡や噴出堆積物熔岩流等によつて覗ひ知ることが出来る。又有史時代に入つての活動狀況は二三の舊記にも見えてゐる通り數回に亘つて破裂噴出等が繰

昭和九年の地震概況

本年申目立たしい地震は一回もなく本縣附近の地震帯は可成沈靜を保つてゐる。人

強震(弱)	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
弱震	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
微震(弱)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
無感覺地震	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3
計	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3

体に感じた所謂有感地震回数(盛岡で二七回水澤一四回宮古三三回となつてゐる。左に盛岡に於ける観測状況を震度別に月別表を示すれば左の如し。



二國立測候所設置さる

昭和九年の東北地方の凶作を契機として學界の凡ゆる方面の權威を動員して科學の力を以てする東北冷害驅逐の恒久的對策として北海道東北地方測候所充實案が岡田氣象台長安藤國立農事試驗場長によつて立案され日本學術振興會に提案されたが該案によれば現在の十七氣象觀測所の外新たに十三氣象觀測所を設け更に一つの水温觀測所と

岩手山測候所新設

國立岩手山測候所は第六十七議會の協賛を経て設置決定し、岡田中央氣象台長等の實地踏査の結果場所を岩手山頂八合目御成り清水附近と定め約五萬圓の豫算を以つて十年八月着工したのが十一月竣工の豫定、名稱は中央氣象台附屬岩手山測候所である。尙ほ支所は盛岡市山王山盛岡測候所附近に設置される。

宮古測候所國立移管

右の結果宮古測候所は十年六月十五日岩手縣より國立移管となり中央氣象台附屬宮古測候所となつた。宮古測候所は一般氣象及び地震觀測の外小型發動氣艇を備へ沿岸水温の普斷測定をなす。

貴族院

貴族院の組織
一、皇族 二、公侯爵 三、伯子男の各同爵中より選舉せられたるもの 四、國家に勳勞あり又は學識あるもの、中より勅任せ

られたるもの 五、帝國學士院の互選に依り勅任せられたるもの 六、北海道其他各府縣に於て土地又は商工業に付き多額の直接國稅を納むる者の中より一人又は二人互選して勅任せられたるもの等によりて組織

さる。皇族の男子は成年(滿廿歲)に達せらるれば議席に列せられる。公侯爵を有する者は滿三十歲に達すれば必然議員たる事を得、公侯爵議員は勅許を得て議員を辭することを得、又議員を辭したる者は勅許に依り再び議員となることを得、國家に勳勞あり學識ある者の勅任議員は終身なるも身體又は精神の衰弱に因り職務に堪へざるに至りし時は、貴族院に於て其旨を議決し上奏勅裁を請ふ、議員の定数は伯爵十八人、子爵六十六人、男爵六十六人、帝國學士院會員四人、多額納稅者六十六人以内、勅選議員百二十五人とす、而して貴族院は

- ▲書記官長
金子堅太郎 明三・五 中根 重一 明三・二
太田峰太郎 三・二 宮田 光雄 大三・四
柳田國男(兼) 大三・四 柳田 國男 大三・四
河井 彌八 八・三 成瀬 達 一五・七
長 世吉 昭六・三
- 公爵議員 (十五名定員なし)
西園寺 公望 德川 家達(火)
毛利 元昭 德大寺 公弘(火)
島津 忠承(火) 近衛 文麿(火)
大山 道秀(火) 三條 公輝(火)
九條 實孝(火) 山縣 有道(火)
一條 實孝(火) 伊藤 博精(火)
德川 閔順(火) 伊藤 忠重(火)
岩倉 具榮(火) 島津 忠重(火)
- 侯爵議員 (三十五名定員なし)
淺野 長勳 嵯峨 公勝(火)
大久保 利武(研) 黑田 長成(研)
松平 康昌(火) 井上 三郎
山内 豐景(火) 池田 仲博(火)
池田 宣政(火) 伊達 宗彰(火)
蜂須賀 正氏(火) 西郷 從德(火)
四條 隆愛(火) 鍋島 直映(火)
幡廣 忠隆(火) 前田 利爲(火)
野津 鎮之助(火) 小松 輝久(火)
中御門 經恭(火) 菊亭 公長(火)
細川 義立(火) 醍醐 忠重(火)
佐竹 義春(火) 山階 芳麿(火)
木戸 幸一(火) 佐佐木 行忠(火)
大隈 信常(火) 華頂 博信(火)
久我 常通(火) 德川 賴貞(火)
中山 輔親(火) 德川 義親(火)

- 議長、副議長
議長 (七五〇〇) 公爵 近衛 文麿
副議長 (四、五〇〇) 伯爵 松平 賴壽
歴代議長、副議長、書記官長
議長 (氏名下の数字は勅任年月)
伯爵 伊藤 博文 明三・九
伯爵 蜂須賀 茂 二四・九
伯爵 近衛 篤磨 二九・〇
伯爵 德川 家達 三三・三

- 公爵 近衛 文麿 昭八・六
伯爵 東久世 通禧 明三・九
伯爵 細川 潤次郎 二四・九
伯爵 西園寺 公望 二六・二
伯爵 黑田 長成 二七・〇
伯爵 蜂須賀 正 大三・一
伯爵 近衛 文麿 昭六・一
伯爵 松平 賴壽 昭八・六
伯爵 伯爵 昭八・六
- 皇族 (十八方)
雍仁親王 宣仁親王
載仁親王 博恭親王
博義親王 博英親王
武彦親王 博憲親王
朝融親王 恒憲親王
多嘉彦親王 守正親王
孚彦親王 正彦親王

- 研一研究會、同一同成會、公一公正會、
交一交友俱樂部、和一同和會、火一火曜會

小村捷治(火) 東郷彪(火)
 筑波藤鷹(火)
 ○伯爵議員(定員十八名)
 松木宗隆(研) 柳澤保惠(研)
 兒玉秀雄(研) 川村鐵太郎(研)
 林博太郎(研) 柳原義光(研)
 松平賴壽(研) 溝口直亮(研)
 榊山愛輔(研) 二荒芳德(研)
 堀田正恒(研) 酒井忠正(研)
 黒木三三(研) 有馬頼寧(研)
 酒井忠克(研) 橋本實斐(研)
 後藤一藏(研) 山田英夫(研)
 ○子爵議員(定員六十六名一名缺)
 梅小路定行(研) 松平直平(研)
 青木信光(研) 冷泉爲勇(研)
 伊集院兼知(研) 井上匡四郎(研)
 前田利定(研) 西大路吉光(研)
 渡邊千冬(研) 今城定政(研)
 吉田清風(研) 豐岡圭資(研)
 藪篤鷹(研) 秋月種英(研)
 片桐貞央(研) 白川資長(研)
 野村益三(研) 立見豐丸(研)
 池田政時(研) 米津政賢(研)
 清岡長言(研) 京極高修(研)
 立花種忠(研) 西四辻公亮(研)
 保科正昭(研) 岡部長景(研)
 伊東二郎(研) 加藤泰通(研)
 新庄直知(研) 曾我祐邦(研)

井上勝純(研) 井伊直方(研) 井澤正巳(研) 戶田恒方(研) 織田忠壽(研) 西尾忠方(研) 松平敬光(研) 三室戶敬城(研) 三田廣城(研) 蒔村家治(研) 植村信昭(研) 安藤信賢(研) 高橋是章(研) 土岐康春(研) 松平秀磨(研) 近衛護磨(研) 綾小路立護(研) 大久保忠政(研) 水無瀬忠政(研) 濱尾四郎(研)
 ○男爵議員(定員六十六名)
 大井成元(公) 阪本俊篤(公) 四條隆英(公) 紀俊秀(公) 千田嘉平(公) 北河原公平(公) 中島久萬吉(公) 福原俊丸(公)
 秋田重季(研) 松平保直(研) 富小路隆直(研) 秋元春朝(研) 裏松友光(研) 岩城隆德(研) 毛利元恒(研) 鍋島直繼(研) 米倉昌達(研) 梅園篤彦(研) 高橋正得(研) 舟橋清賢(研) 三島通陽(研) 松平乘統(研) 大河内輝耕(研) 大岡忠綱(研) 實吉純郎(研)

今枝直規(公) 井田磐楠(公) 淺田良逸(公) 有地藤三郎(公) 渡邊修二(公) 郷誠之助(公) 東郷安(公) 伊藤一(公) 足立熊雄(公) 原田均平(公) 松岡貞平(公) 沖布兼道(公) 周布清純(公) 井上謙一(公) 中村喜寬(公) 高木朝助(公) 伊江朝植(公) 稻田昌植(公) 近藤滋輝(公) 橋元正輝(公) 加藤成之(公) 佐藤達次郎(公) 德川喜翰(公) 深尾隆太郎(公) 園田武彦(公) 安田清種(公)
 (定員一二五人三名缺)
 黒田長和(公) 岩倉道俱(公) 今園貞(公) 赤松範一(公) 金子有道(公) 小畑大太郎(公) 伊藤文吉(公) 辻省三(公) 矢吹公望(公) 大藏基連(公) 長森佳一(公) 高崎弓彦(公) 北島貴孝(公) 松尾義夫(公) 松平外與(公) 關平壽(公) 三須精一(公) 肝付兼英(公) 岩村一木(公) 杉溪由言(公) 山根健男(公) 大寺純藏(公) 渡邊保汀(公) 安場保健(公) 松田正之(公)

大島健一(和) 嘉納治五郎(和) 犬塚勝太郎(交) 嘉納達雄(交) 眞野文二(和) 水上長次郎(交) 富谷銚太郎(研) 佐藤三吉(交) 木場貞長(研) 水野鍊太郎(交) 渡邊暢 男幣原喜重郎(和) 土方寧 男幣原喜七郎(公) 和田彦次郎(交) 岡喜忠一(和) 內田康哉(交) 有吉忠一(和) 內田重成(交) 武富時敏(同) 上山滿之進(和) 若林資藏(研) 勝田主計(研) 男若槻禮次郎(和) 伊澤多喜男(同) 山川端夫(研) 塚本清治(同) 太田政弘(研) 坂西利八郎(研) 三宅秀(同) 原保太郎(和) 藤原銀次郎(研) 山岡萬之助(研) 三井清一郎(研) 福永吉之助(研) 橋本圭三郎(交) 高田早苗(同) 江口定條(和) 倉知鐵吉(和) 中村純九郎(交) 南來乙彦(研) 川崎卓吉(和) 市上兵治(研) 松本亟治 竹越與三郎(交) 二上義文(交) 安立綱之(和) 室田親晴(同) 中川小十郎(交) 川上親晴(同) 岡田美治(和) 菅原通敬(同) 岡田文治(和) 小久保喜七(交)

川村竹治(交) 赤池濃(和) 青木周三(同) 宮田光雄(研) 加藤政之助(同) 村松義一(公) 岡崎邦輔(研) 藤山雷太(研) 菊池恭三(同) 金杉英五郎(研) 鷗澤總明(交) 若尾璋八(交) 大谷尊由(研) 磯村豐太郎(研) 八田嘉明(研) 各務鎌吉(和) 松浦鎮次郎(和) 大塚惟精(研) 織田萬(和) 岩田宙藏(和) 古島一雄(交) 堀啓次郎(研) 芳澤謙吉(交) 黒田英雄 堀切善次郎(研) 關屋貞三郎(研)
 永田秀次郎(和) 馬場鐵一(研) 西野元(研) 德富猪一郎(和) 樺山資英(研) 大橋新太郎(研) 內藤久寬(研) 稻畑勝太郎(和) 根津嘉一郎(研) 渡邊千代三郎(同) 大川平三郎(交) 野村德七(和) 藤田謙一 長岡隆一郎(交) 桑山鐵男(交) 後藤文夫 丸山鶴吉(同) 潮惠之輔(研) 次田大三郎(同) 阿部房次郎(和) 門野幾之進(和) 今井五介(研) 柴田善三郎(同) 朴泳孝 藤沼庄平(研) 松村真一郎

田澤義鋪 小倉正恒(研) 小幡西吉(和) 松井茂(和) 黒崎定三(研) 宮尾舜治(研) 仁井田益太郎(和) 河田烈 帝國學士院會議員(定員四人) 田中館愛橋 三上參次 多額納稅者議員 北海道 板谷宮吉(研) 金子元三郎(研) 宇野勇作(交) 瀨川彌右衛門(和) 三浦新七(和) 佐藤龜八郎(研) 辻兵吉(研) 油井德藏(同) 金成通(研) 大和田健三郎(同) 青木才次郎(交) 久保市三郎(研) 濱澤金藏(交) 濱口儀兵衛(研)

Table listing members of the House of Peers (貴族院) with columns for names, birth dates, and titles. Includes names like 三橋 彌(交), 田中 德兵衛(交), etc.

Table listing members of the House of Representatives (衆議院) with columns for names, birth dates, and titles. Includes names like 和歌山 兵庫, 西本 健次郎(研), etc.

本院選出歴代貴族院議員
第一期(明治二三、六)
工藤 寛得 辭任
佐藤 清右衛門 (廿五年六月補欠)
第二期(明治三〇、六、一〇定期改選)
伊藤 儀兵衛
第三期(明治三七、六、一〇定期改選)
村井 彌兵衛 辭任
梅津 喜八 (四一、九補欠)死亡
佐藤 秀藏 (四二、五補欠)
第四期(明治四四、六、一〇定期改選)
中村 治兵衛 辭任
大矢 馬太郎 (大正五、一二補欠)
第五期(大正七、六、一〇定期改選)
横山 久太郎 辭任
平井 六右衛門 (大正八、七補欠)死亡
三田 義正 (大正一一、一補欠)
第六期(大正一四、九、一〇定期改選)
瀬川 彌右衛門
第七期(昭和七、九、一〇定期改選)
瀬川 彌右衛門 現任

衆議院

衆議院の組織
本院は一定の資格を有する選舉人に依りて選出されたる年齢満三十歳以上の帝國臣民たる男子を議員とし、其の定數四百六十六名である、權限は豫算の先議權を有するに

あり

Table listing members of the House of Representatives (衆議院) with columns for names, birth dates, and titles. Includes names like 議長、副議長, 長(德島縣二區)濱田 國松, etc.

Table listing members of the House of Representatives (衆議院) with columns for names, birth dates, and titles. Includes names like 花井 卓藏 大正五, 早速 整爾 大正二, etc.

Table listing members of the House of Representatives (衆議院) with columns for names, birth dates, and titles. Includes names like 第二區(神田、小石川、本郷、下谷區)五名, 鳩山 一郎 大正五, etc.

坂本一角 39 (政) 日大講師	八並武治 57 (民) 前政務次官	第一區(橫濱市) 神奈川縣 (定員二名二名缺)	野方次郎 60 (政) 醫師	戶井嘉作 74 (民) 會社重役	第二區(橫須賀、川崎市、久良岐、橋樹、都筑、三浦、鎌倉郡) 四名	鈴木喜三郎 69 (政) 政友會總裁	小泉又次郎 71 (民) 橫須賀市長	岩口重雄 48 (民) 前政務次官	川口義久 57 (政) 日大校長	第三區(高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井郡) 四名	鈴木英雄 59 (政) 會社重役	河野一郎 38 (政) 元秘書官	平川松太郎 59 (民) 無業	千葉縣 (定員一名一名欠)	第一區(千葉市、千葉、市原、東葛飾、君津郡) 四名	多田滿長 50 (民) 通信社長	本多貞次郎 78 (政) 會社重役	川島正次郎 46 (政) 前參事官	第二區(印旛、海上、瑠匝、香取郡) 三名	鶴澤宇八 69 (民) 漁業	今井秀彦 52 (政) 新聞社長	鳩山健彦 53 (政) 新聞社長																
第三區(長生、山武、夷隅、安房郡) 四名	小高長三郎 43 (政) 通信社長	竹澤清三郎 65 (政) 會社	土屋亮 38 (政) 會社重役	第一區(川崎市、北足立、入間郡) 四名	宮崎一 50 (政) 辯護士	高橋永雄 49 (民) 辯護士	第二區(比企、秩父、兒玉、大里郡) 四名	長島隆二 58 (政) 無業	高橋守平 42 (民) 商工參與官	第三區(北埼玉、南埼玉、北葛飾郡) 三名	野中徹也 43 (國) 無業	門田新兵吉 65 (政) 會社重役	第一區(前橋、桐生市、勢多、利根、佐波、新田、山田、邑樂郡) 五名	青木精一 53 (民) 遞信政務次官	飯塚春太郎 71 (民) 機業	增田金作 59 (政) 農政務次官	中島知久平 52 (政) 前政務次官	清水留三郎 53 (民) 會社重役	大石倫治 59 (政) 學校重役	星廉平 50 (政) 會社重役	第一區(福島、郡山市、信夫、伊達、安達、安積郡) 三名	菅野善右衛門 52 (政) 農政務次官	堀切善兵衛 54 (政) 前政務次官	林平馬 53 (民) 著述	第二區(若松市、岩瀬、南會津、白川、西白川、石川、田村郡) 五名	助川啓四郎 49 (政) 農政務次官	八田宗吉 62 (政) 農政務次官	小島智善 49 (政) 辯護士	中野寅吉 57 (政) 鑛山	第三區(石城、双葉、相馬郡) 三名	佐藤庄太郎 66 (政) 農會	比佐辰三郎 59 (政) 會社	第一區(盛岡市、岩手、紫波、下閉伊、九戸、二戸郡) 三名	八田一民 55 (政) 著述	第二區(種貫、和賀、膽澤、江刺、西磐井、東磐井、氣仙、上閉伊) 四名	廣瀨爲久 60 (政) 會社重役	志賀和多利 62 (政) 元政務次官	
第二區(高崎市、群馬、多野、北甘樂、碓氷、吾妻郡) 四名	篠原義政 44 (政) 辯護士	木村三郎 68 (民) 農業者	木村桃太郎 40 (政) 農業者	第一區(水戸市、東茨城、西茨城、鹿島、行方、稻敷、北相馬郡) 四名	豐田吉也 56 (民) 無業	宮古啓三郎 70 (政) 鐵道大臣	第二區(那珂、久慈、多賀郡) 三名	石井三郎 56 (民) 陸軍參與官	中井浩三 36 (民) 會社	第三區(新治、筑波、真壁、猿島、結城) 四名	飯村五郎 48 (政) 辯護士	佐藤洋三郎 67 (政) 會社重役	第一區(宇都宮市、河内、上杉、都賀、塩谷、那須郡) 五名	高坪山田 41 (政) 元秘書官	第一區(青森、八戸市、東津輕、上北、下北、三戸郡) 三名	工藤鐵男 61 (民) 新聞社長	第二區(弘前市、西津輕、中津輕、南津輕、北津輕郡) 三名	兼田秀雄 56 (民) 鐵道參與官	第一區(山形、米澤市、南村山、東村山、西村山、南置賜、東置賜、西置賜郡) 四名	高橋熊次郎 56 (政) 元參與官	佐藤啓馬 53 (政) 農業者	第二區(鶴岡市、北村山、最上、東田川、西田川、飽海郡) 四名	熊谷直太郎 70 (政) 元政務次官	第一區(秋田市、鹿角、北秋田、山本、南秋田、河邊郡) 四名	町田忠治 73 (民) 商工大臣	高橋壽太郎 57 (國) 海軍少將	青森縣 (定員六名一名缺)	第一區(青森、八戸市、東津輕、上北、下北、三戸郡) 三名	工藤鐵男 61 (民) 新聞社長	第二區(弘前市、西津輕、中津輕、南津輕、北津輕郡) 三名	兼田秀雄 56 (民) 鐵道參與官	第一區(山形、米澤市、南村山、東村山、西村山、南置賜、東置賜、西置賜郡) 四名	高橋熊次郎 56 (政) 元參與官	佐藤啓馬 53 (政) 農業者	第二區(鶴岡市、北村山、最上、東田川、西田川、飽海郡) 四名	熊谷直太郎 70 (政) 元政務次官	第一區(秋田市、鹿角、北秋田、山本、南秋田、河邊郡) 四名	町田忠治 73 (民) 商工大臣

岡田喜久治 47 (民) 無業	第二區(足利市、芳賀、下都賀、安蘇、足利郡) 四名	松村光三 54 (政) 前參與官	栗原彦三郎 57 (國) 著述	上野基三 46 (政) 辯護士	岡本一巳 55 (無) 無業	全縣一區(定員五名)	大崎七六 57 (政) 酒造	竹崎清作 60 (政) 會社重役	川手友治郎 64 (政) 無業	福田龜雄 52 (國) 無業	宮城縣 (定員八名)	第一區(仙臺市、刈田、柴田、伊具、巨理、谷取、宮城、黑川、加美、志田、遠田郡) 五名	守屋榮夫 52 (民) 農林政務次官	內ヶ崎作三郎 59 (民) 早大講師	宮澤清作 58 (政) 辯護士	佐々木家壽治 50 (政) 農業者	菅原傳七 73 (政) 無業	第二區(玉造、栗原、登米、桃生、牡鹿、本吉郡) 三名	村松久義 33 (民) 辯護士											
大石倫治 59 (政) 學校重役	第一區(福島、郡山市、信夫、伊達、安達、安積郡) 三名	菅野善右衛門 52 (政) 農政務次官	堀切善兵衛 54 (政) 前政務次官	林平馬 53 (民) 著述	第二區(若松市、岩瀬、南會津、白川、西白川、石川、田村郡) 五名	助川啓四郎 49 (政) 農政務次官	八田宗吉 62 (政) 農政務次官	小島智善 49 (政) 辯護士	中野寅吉 57 (政) 鑛山	第三區(石城、双葉、相馬郡) 三名	佐藤庄太郎 66 (政) 農會	比佐辰三郎 59 (政) 會社	第一區(盛岡市、岩手、紫波、下閉伊、九戸、二戸郡) 三名	八田一民 55 (政) 著述	第二區(種貫、和賀、膽澤、江刺、西磐井、東磐井、氣仙、上閉伊) 四名	廣瀨爲久 60 (政) 會社重役	志賀和多利 62 (政) 元政務次官	高橋壽太郎 57 (國) 海軍少將	青森縣 (定員六名一名缺)	第一區(青森、八戸市、東津輕、上北、下北、三戸郡) 三名	工藤鐵男 61 (民) 新聞社長	第二區(弘前市、西津輕、中津輕、南津輕、北津輕郡) 三名	兼田秀雄 56 (民) 鐵道參與官	第一區(山形、米澤市、南村山、東村山、西村山、南置賜、東置賜、西置賜郡) 四名	高橋熊次郎 56 (政) 元參與官	佐藤啓馬 53 (政) 農業者	第二區(鶴岡市、北村山、最上、東田川、西田川、飽海郡) 四名	熊谷直太郎 70 (政) 元政務次官	第一區(秋田市、鹿角、北秋田、山本、南秋田、河邊郡) 四名	町田忠治 73 (民) 商工大臣

政治—衆議院

鈴木安孝 59 (政) 辯護士
杉本國太郎 61 (政) 製材
第二區(由利、仙北、平鹿、雄勝郡) 三名
猪股謙二郎 47 (民) 會社
小山田義孝 40 (政) 農

北海道

第一區(札幌、小樽市、石狩後志支廳管内) 四名
山本厚三 55 (民) 會社
壽原英太郎 54 (政) 會社
岡田伊太郎 59 (政) 農
丸山浪彌 65 (政) 農
第二區(旭川市、上川、宗谷留萌支廳管内) 四名
林路一 46 (政) 農
坂東幸太郎 54 (民) 農
東中喜代松 59 (政) 木
田中喜代松 59 (政) 木
第三區(函館市、檜山渡島支廳管内) 三名
大島寅吉 61 (民) 藥
佐々木平次郎 63 (政) 水
林儀作 53 (政) 會
第四區(室蘭市、空知、釧路支廳管内) 五名
松尾孝之 46 (政) 農
松實喜代太 70 (政) 公

手代木隆吉 52 (民) 拓務參與官
板谷順助 59 (政) 前參與官
山本英 45 (民) 著述
第五區(釧路市、河西、釧路國根室、網走支廳管内) 四名
木下成太郎 71 (政) 農
三井德實 61 (政) 會社
尾崎天風 50 (政) 木
小池仁郎 70 (民) 水

長野

第一區(長野市、更級、上高井口下、高井、上水内、下水内郡) 三名
山本忠雄 49 (民) 外務參與官
山本慎平 60 (政) 新聞社長
第二區(上田市、南佐久、北佐久、小縣、埴科郡) 三名
鷺澤與四二 53 (民) 新聞記者
小澤邦太郎 47 (民) 製糸
山本莊一郎 59 (政) 農
第三區(諏訪、上伊那、下伊那) 四名
小川由美 50 (國) 農
平野桑四郎 72 (政) 會社
有馬淺雄 52 (政) 公
第四區(松本市、東筑摩、西筑摩、南安曇、北安曇郡) 三名
重役

植原悅二郎 59 (政) 副議長
高橋保波 62 (民) 會社
第一區(新潟市、西蒲原、佐渡郡) 三名
山本悌二郎 66 (政) 元大臣
山邊熊一 62 (政) 會社
田邊助作 50 (民) 農
第二區(北蒲原、中蒲原、東蒲原、岩船郡) 四名
渡邊幸太郎 48 (政) 會社
松木弘 57 (政) 辯護士
出塚衛 51 (政) 辯護士
佐藤與一 54 (民) 農

高松

第三區(長岡市、南蒲原、三島古志、北魚沼、南魚沼、刈羽) 五名
高橋金治郎 57 (政) 農
大竹貫一 76 (國) 無
加藤知正 63 (政) 出
山田又司 52 (政) 酒
原吉郎 62 (民) 造
第四區(高田市、中魚沼、東頸城、中頸城、西頸城郡) 三名
鈴木義隆 67 (政) 無
武田德三郎 64 (政) 新聞記者
增田義一 67 (民) 出版
全縣一區 井縣(定員五名) 五名

政治—衆議院

添田敬一郎 65 (民) 文務政務次官
猪野利榮 50 (政) 元秘書官
熊谷五右衛門 71 (政) 農
齋藤直橋 53 (民) 無
山本桑太郎 69 (政) 會社
第一區(富山市、上新川、中新川、下新川、婦負郡) 三名
高見通 56 (政) 辯護士
野村嘉六 63 (民) 辯護士
石坂豐一 62 (政) 前參與官
第二區(高岡市、射水、氷見、東礪波、西礪波郡) 三名
島田七郎右衛門 53 (政) 農
土倉宗明 47 (政) 著述
松村謙三 53 (民) 前參與官
第一區(金澤市、江沼、能美、石川郡) 三名
永井柳太郎 55 (民) 前拓務大臣
箸本太吉 44 (政) 會社
第二區(河北、羽咋、鹿島、鳳至、珠洲郡) 三名
青山憲三 57 (政) 農
櫻井兵五郎 56 (民) 拓務政務次官
益谷秀次 48 (政) 辯護士

第一區(靜岡、清水市、庵原、安倍、志太、榛原、小笠郡) 五名
海野數馬 47 (民) 請負
深澤豐太郎 41 (政) 著述
平野光雄 55 (民) 遞信參與官
山口忠五郎 54 (政) 農
宮本雄一郎 59 (政) 農
第二區(沼津市、賀茂、田方、駿東、富士郡) 四名
仁田大八郎 65 (政) 農
春成章 53 (政) 元秘書官
勝又春一 44 (政) 請負
岸衛 50 (國) 無
第三區(濱松市、磐田、周智、濱名、引佐郡) 四名
太田正孝 50 (政) 著述
倉元要一 57 (政) 無
永田善三郎 51 (民) 新聞社長
井上剛一 68 (民) 辯護士
第一區(名古屋、市) 五名
加藤錄五郎 53 (政) 前參與官
瀬川嘉助 56 (政) 時計製造
小田善立 62 (政) 會社
第二區(瀬戸市、愛知、東春日井、西春日井、知多郡) 三名
丹下茂十郎 56 (政) 農

山田佐一 50 (政) 織布業
第三區(中島、海部郡) 三名
瀧正雄 52 (政) 前政務次官
加藤鯛一 48 (民) 無
田中貞二 55 (政) 證券取引
第四區(岡崎市、碧海、幡豆、額田、西加茂、東加茂) 三名
小富富 48 (政) 日大教授
武富 57 (民) 辯護士
小笠原三九郎 51 (政) 會社
第五區(豐橋市、北設樂、南設樂、寶飯、渥美、八名郡) 三名
鈴木正吾 46 (國) 著述
大口喜六 66 (政) 會社
藤壽市郎 66 (政) 會社
第一區(岐阜市、稻葉、山縣、岐阜、郡上郡) 三名
近大 66 (政) 新聞社長
大野 66 (政) 新聞社長
第一區(大垣市、羽島、海津、養老、不破、安八、掛斐、本巢) 三名
清野 49 (民) 新聞社長
大田 46 (政) 著述
四野 46 (政) 新聞社長
第二區(不波、安八、掛斐、本巢) 三名
後藤亮一 48 (民) 僧侶
楠基 55 (政) 僧侶
佐竹直太郎 65 (政) 無
第三區(加茂、可兒、土岐、惠那、益田、大野、吉城) 三名

第一區 尾道、福山市、御調、世羅、沼隈、深安、瀨品、神石、甲奴、雙三、比婆	第二區 山口縣 (定員九名)	第一區 下關、宇部市、厚狹、同豊、浦、美禰、大津、阿武郡	第一區 久原、房之助、淺之助、保良、晋太郎	第二區 井啓一、都濃、佐波、吉敷郡	第一區 山口市、大島、玖珂、熊毛、吉敷郡	第一區 窪井、義道、右二、茂生、西村、光五、河野、虎彦	第一區 德島縣 (定員六名)	第一區 那賀、海部、名西郡	第一區 谷原
五名	四名	四名	五名	五名	五名	三名	三名	三名	三名
尾道、福山市、御調、世羅、沼隈、深安、瀨品、神石、甲奴、雙三、比婆	山口縣 (定員九名)	下關、宇部市、厚狹、同豊、浦、美禰、大津、阿武郡	久原、房之助、淺之助、保良、晋太郎	井啓一、都濃、佐波、吉敷郡	山口市、大島、玖珂、熊毛、吉敷郡	窪井、義道、右二、茂生、西村、光五、河野、虎彦	德島縣 (定員六名)	那賀、海部、名西郡	谷原
五名	四名	四名	五名	五名	五名	三名	三名	三名	三名
尾道、福山市、御調、世羅、沼隈、深安、瀨品、神石、甲奴、雙三、比婆	山口縣 (定員九名)	下關、宇部市、厚狹、同豊、浦、美禰、大津、阿武郡	久原、房之助、淺之助、保良、晋太郎	井啓一、都濃、佐波、吉敷郡	山口市、大島、玖珂、熊毛、吉敷郡	窪井、義道、右二、茂生、西村、光五、河野、虎彦	德島縣 (定員六名)	那賀、海部、名西郡	谷原
五名	四名	四名	五名	五名	五名	三名	三名	三名	三名

第一區 尾道、福山市、御調、世羅、沼隈、深安、瀨品、神石、甲奴、雙三、比婆	第二區 山口縣 (定員九名)	第一區 下關、宇部市、厚狹、同豊、浦、美禰、大津、阿武郡	第一區 久原、房之助、淺之助、保良、晋太郎	第二區 井啓一、都濃、佐波、吉敷郡	第一區 山口市、大島、玖珂、熊毛、吉敷郡	第一區 窪井、義道、右二、茂生、西村、光五、河野、虎彦	第一區 德島縣 (定員六名)	第一區 那賀、海部、名西郡	第一區 谷原
五名	四名	四名	五名	五名	五名	三名	三名	三名	三名
尾道、福山市、御調、世羅、沼隈、深安、瀨品、神石、甲奴、雙三、比婆	山口縣 (定員九名)	下關、宇部市、厚狹、同豊、浦、美禰、大津、阿武郡	久原、房之助、淺之助、保良、晋太郎	井啓一、都濃、佐波、吉敷郡	山口市、大島、玖珂、熊毛、吉敷郡	窪井、義道、右二、茂生、西村、光五、河野、虎彦	德島縣 (定員六名)	那賀、海部、名西郡	谷原
五名	四名	四名	五名	五名	五名	三名	三名	三名	三名
尾道、福山市、御調、世羅、沼隈、深安、瀨品、神石、甲奴、雙三、比婆	山口縣 (定員九名)	下關、宇部市、厚狹、同豊、浦、美禰、大津、阿武郡	久原、房之助、淺之助、保良、晋太郎	井啓一、都濃、佐波、吉敷郡	山口市、大島、玖珂、熊毛、吉敷郡	窪井、義道、右二、茂生、西村、光五、河野、虎彦	德島縣 (定員六名)	那賀、海部、名西郡	谷原
五名	四名	四名	五名	五名	五名	三名	三名	三名	三名



天正守 50 (政) 辯護士
 寺田正 60 (政) 農
 第三區(肝屬郡、大島) 辯護士三名
 金井正夫 44 (政) 辯護士
 永田吉夫 50 (政) 農
 津島武吉 54 (政) 會
 沖繩縣 (定員五名) 社員
 全縣一區 五名
 花城永渡 58 (政) 辯護士
 竹下隆 51 (政) 雜
 伊禮肇 43 (國) 辯護士
 金城紀光 61 (政) 醫
 崎山朝光 48 (政) 辯護士

○衆議院事務局

秘書課 議事課 警務課
 庶務課 委員課 速記課
 調査課 會計課
 書記官長 田口弼一

○本縣選出歴代代議士

△第一回(明治二三、七、一)
 (第一區)谷河尙忠 (第二區)伊東圭介
 (第三區)佐藤昌藏 (第四區)下飯坂權三
 郎 (第五區)大江卓
 △第二回(明治二五、二、一五)
 (第一區)上田農夫(當選無効) 谷河尙忠
 (補缺) (第二區)阿部浩 (第三區)佐藤
 昌藏 (第四區)大内貞太郎 (第五區)達

谷窟信敬
 △第三回(明治二七、三、一)
 (第一區)谷河尙忠 (第二區)小笠原定一
 (第三區)佐藤昌藏 (第四區)下飯坂權三
 郎 (第五區)平田箴
 △第四回(明治二七、九、一)
 (第一區)谷河尙忠 (第二區)阿部浩 (第
 三區)伊東圭介(死亡) 佐藤昌藏(補缺)
 (第四區)下飯坂權三郎 (第五區)平田箴
 △第五回(明治三一、三、一)
 (第一區)大隈英麿 (第二區)小田爲綱
 (第三區)名須川良平 (第四區)猪狩八郎
 (第五區)鈴木文三郎
 △第六回(明治三一、八、二二)
 (第一區)大隈英麿 (第二區)小田爲綱
 (死亡)篠民三(三四年補缺當選無効) 山
 崎庸哉(補缺) (第三區)名須川良平(死
 亡) 佐藤昌藏(三三年補缺) (第四區)下
 飯坂權三郎(第五區)鈴木文三郎
 △第七回(明治三五、八、一〇)改正法に依る)
 (盛岡市) 原 敬
 (郡部) 一ノ倉貫一 高橋金治 大隈
 英麿 松本與右衛門 鶴飼節郎
 △第八回(明治三六、三、一)
 (盛岡市) 原 敬
 (郡部) 松本與右衛門 高橋金治
 倉貫一 鶴飼節郎 阿部徳三郎

△第九回(明治三七、三、六)
 (盛岡市) 原 敬
 (郡部) 小田文行 阿部徳三郎 高橋
 金治 遊田研吉 阿部勇治
 △第十回(明治四一、五、一五)
 (盛岡市) 原 敬
 (郡部) 柵瀬軍之佐 阿部徳三郎 村
 上先 高橋嘉太郎 小野崎耕夫
 △第十一回(明治四五、五、一五)
 (盛岡市) 原 敬
 (郡部) 福田善三郎 工藤吉次 柵瀬
 軍之佐 阿部徳三郎 鈴木巖
 △第十二回(大正四、三、二五)
 (盛岡市) 原 敬
 (郡部) 平井六右衛門 工藤吉次 阿
 部勇治 柵瀬軍之佐 阿部徳三郎
 △第十三回(大正六、四、二二)
 (盛岡市) 原 敬
 (郡部) 高橋嘉太郎 工藤吉次 柵瀬
 軍之佐 阿部徳三郎(七年死亡) 川村
 精之 佐藤喜八(阿部氏補缺)
 △第十四回(大正九、五、一〇)小選舉區制)
 (第一區)原敬(十年薨去) 大矢馬太郎
 (原氏補缺) (第二區)鈴木巖 (第三區)
 久慈貫一 (第四區)菊池長右衛門(一一
 年死亡) 河野喜藏(菊池氏補缺)
 (第五區)廣瀬爲久 (第六區)志賀和多利

(第七區)佐藤良平
 △第十五回(大正一三、五、一〇)
 (第一區)高橋是清 (第二區)藤川清助
 (第三區)柏田忠一 (第四區)熊谷巖
 (第五區)廣瀬爲久 (第六區)志賀和多利
 (第七區)柵瀬軍之佐
 △第十六回(昭和三、二、二〇)普選)
 (第一區)田子一民 熊谷巖 鈴木巖
 (第二區)志賀和多利 廣瀬爲久 柵瀬軍
 之佐 小野寺章
 △第十七回(昭和五、二、二〇)普選)
 (第一區)田子一民 高橋壽太郎 熊谷巖
 (第二區)廣瀬爲久 水上齋之助 小野寺
 章 志賀和多利
 △第十八回(昭和七、二、二〇)普選現在)
 (第一區)熊谷巖(八年死亡) 田子一民
 八角三郎
 (第二區)廣瀬爲久 小野寺章(十年死亡)
 志賀和多利 高橋壽太郎

衆議院議員選舉有権者

(昭和九年十二月二十日現在)
 昭和七年二月二十日總選舉の衆議院議員
 は十一年二月満期改選となるが選舉有権者
 總數は二十萬五千〇七人で八年に比し約
 五千人、七年に比し九千餘人の各増加であ
 る。

選舉區 人員
 第一區 六、九四

政治—衆議院議員選舉人名簿—投票所を増設

計	第一區	第二區
計	二一、六八三	二一、六八三
郡部	一九、四八二	一九、四八二
市部	二、二〇一	二、二〇一
盛岡市	一、六二五	一、六二五
岩手市	七、四七五	七、四七五
盛岡市別	九、九五一	九、九五一
紫波郡	九、九〇三	九、九〇三
下閉伊郡	七、一六一	七、一六一
九戸郡	三、八〇八	三、八〇八
二戸郡	八、九二四	八、九二四
計	一三、一九五	一三、一九五
稗貫郡	一、二二〇	一、二二〇
和賀郡	四、四五四	四、四五四
膽澤郡	一〇、三九九	一〇、三九九
江刺郡	一、八五六	一、八五六
西磐井郡	四、七三三	四、七三三
東磐井郡	四、六九五	四、六九五
氣仙郡	七、七六〇	七、七六〇
上閉伊郡	一、六一三	一、六一三

投票所を増設

縣では衆議院議員選舉法第二條第二項及
 び府縣制第十五條第四項の規定により有権
 者の便宜と棄権防止を主眼に一市十八ヶ町
 村に投票區二十二を増設するに決定十年八
 月廿六日告示したが増設の投票所は市町村

長に於て夫々指定すべく、尙増設により本
 秋施行される縣議改選並に明年の衆議院議
 員選舉の投票所は三百八十ヶ所を數ふるに
 至つた。
 △盛岡市第二投票區 盛岡市大字上米内下
 米内山岸
 △紫波郡乙部村第二投票區 同村大字大ヶ
 生
 △稗貫郡内川目組合村外川目村投票區 外
 川目村
 △和賀郡岩崎村第二投票區 同村大字山口
 △膽澤郡衣川村第二投票區 大字上衣川△
 第三投票區 大字上衣川増澤以下
 △膽澤郡若柳村第二投票區 大字若柳
 △江刺郡米里村第二投票區 字戸草以下
 △西磐井郡眞瀧村第二投票區 同村大字瀧
 澤△第三投票區 大字眞柴
 △下閉伊郡田老村第二投票區 大字沼袋
 △下閉伊郡小國村第二投票區 大字江鑿
 △下閉伊郡小川村第二投票區 大字雲綿
 △下閉伊郡刈屋村第二投票區 大字和井内
 △下閉伊郡大川村第二投票區 大字釜津田
 △第三投票區 大字淺田
 △九戸郡大野村第二投票區 大字阿子木帶
 島水澤
 △九戸郡宇部村第二投票區 字久喜
 △二戸郡浄法寺村第二投票區 大字清水
 以下△第三投票區 大字漆澤
 △二戸郡荒澤村第二投票區 大字荒屋
 △二戸郡爾薩休村第二投票區 大字白鳥

中央政界展望

書記官長更迭 河田内閣書記官長は九年十月廿日病氣の爲め辭任、後任は協調會常務理事吉田茂氏に決定、發令さる。

警視總監更迭 藤沼警視總監は九年十月廿五日辭表を提出した。後任は福岡縣知事小栗一雄氏に決つた。

專任拓相決定 岡田内閣の組閣當初から空位であつた專任拓相問題については在滿機構問題も一段落したので、九年十月廿五日兒玉秀雄伯に就任交渉の結果承諾を得、直に親任式を舉行増税斷行を決定し、九年十月廿九日高橋前藏相を訪問してこれが諒解を求め更に十一月二日西園寺公を興津に訪問現下の財政状態並に増税の必要を詳細説明した。依つて大藏省は四日豫算會議においてこれを正式に決定の上、臨時利得税の概要を發表し

た。即ち臨時利得税創設に伴ふ増収は初年度たる十年度は三千万圓で十一年度以降の平年度は四千万圓の見込みである。

若槻民政總裁辭任 民政黨の若槻總裁は最近の政治的傾向に倦たらぬものがあり既成政黨の總裁として兼て其善處策に考慮を重ねてゐたが岡田内閣の組閣以來總裁の地位に急に嫌氣が湧いて九年十一月一日の總務會で突如辭意を表明した。依つて黨首藤野は飽までその誠意を要望し若槻男に對して正式にその旨を傳へたが友情には感謝するが留任は絶対に出来ぬと言明した。

五日、民政黨では大會に代るべき議員總會と評議員會との聯合協議會を開き若槻總裁から町田商相の蹶起を懇懇懇請したが町田氏斷乎これを拒絶した。更に九日總裁問題に關し總務と黨長老との懇談會を開き

黨としては若槻前總裁の意向と同様町田商相の總裁就任を引つゞき懇請したが目下總務一人が欠員となつてゐるので町田氏を改めて總務として補充する、而して今後總務會を開く場合には町田氏を總務會々長とすること

に決し直ちに總裁の權限代行機關たる總務會において町田忠治氏を總務に指名した。

してもらひ度いと極力出馬を懇請した。高橋翁と總裁就任を受諾。依つて同日左の通り親任式を執行せられた。從二位勅一等 高橋是清 任大藏大臣 大藏大臣 藤井 眞信 依願免本官

藏相更迭 豫算編成に苦勞を重ねた病弱の藤井藏相の容態惡化し、臨時召集を前に控へた九年十一月廿六日、岡田首相に辭表を提出した。

藏相後任問題に關し岡田首相は廿七日藤井藏相の推薦者たる高橋前藏相をその私邸に訪問して後任藏相問題で懇談した。即ち岡田首相は藤井藏相が今日辭職を見たのは遺憾であるが病狀より見てやむを得ない然し現下の政情並に經濟界の情勢より見るに貴下の出馬を仰ぐ外はないから曲げて承諾

政友會は高橋翁の藏相就任善後措置に關し廿七日協議の結果高橋翁に離黨を懇請したが高橋翁はこれを拒絶す。

秋田議長辭職 衆議院議長秋田清氏は政友會の黨情にあきたらず殊に臨時議會において政友會のつた態度に對し不滿を抱き政友會を脱黨すると共に議長の職をも辭することに決意し九年十二月十二日鈴木政友會總裁を訪問して自己の意表を披瀝し聲明書を發表した。

秋田氏の政友會脱黨が政友に果然大きな波紋を描き東、加藤、

胎中、野田の四總務も鈴木總裁に辭表を提出した。黨内はこれを契機として舊政友系の革新運動擡頭し總裁不滿の聲漸く濃厚となり特に床次系閣僚は殊の外氣をよし今後の動向大いに重視すべきものがある。

在滿機構問題 わが在滿政治機構を關東軍司令官駐滿大使の二位一体に整備すべしとなす所謂二位一体制の問題は、滿洲國が漸く治安維持第一主義の過渡期を去つて近代國家としての本質的建設期に入ると共に從來の過渡的暫定的在滿政治機構を一切清算してこれを永久的基礎の下に斷乎改編すべしとなす見地の下に主張されてゐる改革案は陸軍案外務案折務案が夫々對峙し三省間の事務的折衝は遂に何らの意見の一致をもたらし得なかつたので所謂政治的解決が必要とせらるゝに至り岡田首相案が九年九月十一日三省に提示せらるゝ事となつた。三省側は之に多少の修正希望もあつたやうであるが右内閣案は形式的には

政治—中央政界展望

外務省案を容れ實質的には陸軍案が通つたので兩省の賛成を得た。拓務省の意圖は殆んど没却せられたので關東廳方面から猛烈な反對があつたが拓相を首相が兼任してゐるので異議なく内閣案は十四日の閣議で正式決定を見た。この決定案に關東廳側からは警務部長を關東軍憲兵司令官が兼任することを中心として反對起り猛烈な修正の要望が起つたが政府の斷乎たる決心により紛糾も落着し、第六十六議會ではさしたる波瀾もなく所要經費を可決され、新官制は十二月二十二日樞密院の御諮詢を仰ぎてその可決を得、同廿六日公布された。その條文大要左の如し

▲對滿事務局官制
 第一條 對滿事務局は内閣總理大臣の管理に屬し南滿事務局に關する事務を統理し滿洲における拓殖事業の指導獎勵に關する事務を管理しかつ南滿洲鐵道株式會社及び滿洲電信電話株式會社の業務を監督す

第二條 對滿事務局に左の職員を置く
 總裁親任△次長一人勅任△事務官 以下略

第三條 略
 第四條 對滿事務所に參與をおき局務に參與せしむ參與は内閣總理大臣の奏請により關係各廳勅任官中より内閣に於て之を命ず

第五、六、七、八、九條 略
▲南滿事務局官制
 第一條 在滿洲國大使館に南滿事務局を設置す

第二條 南滿事務局は關東洲の管轄、南滿洲鐵道付屬地行政の管理並に南滿洲鐵道株式會社及び滿洲電信電話株式會社の監督に關する事項を掌る

第三條 滿洲國駐劄特命全權大使は内閣總理大臣の監督をうけ南滿事務局の事務を統理す但し涉外事項に關しては外務大臣の監督をうく
 (第四、五、六、七、八、九條略)
 第十條 南滿事務局に左の四部を置く

内政部、警務部、監理部、殖産部
 各部における事務の分掌は大體これを定む

第十一條 關東州に關東州廳をおく、關東州廳に長官官房、内務部及び警務部をおく

第十二條 略
 (第十三條略)
 第十四條 南滿事務局に左の職員を置く
 總長、内政部長、警務部長、監理部長、殖産部長、關東州廳長以上勅任(事務官以下略)
 (第十五條略)

▲拓務省官制改正
 拓務省官制中左の通り改正す
 第一條 拓務大臣は朝鮮總督府臺灣總督府樺太廳及び南洋廳に關する事務を統理す、東洋拓殖株式會社の業務を監督す拓務大臣は涉外事項に關するものを除くの外移植民に關する事務及び滿洲以外における海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を管理す
 第五條及び第六條中關東廳を削る(以下改正條文略)

對滿新機構實施 政府が對滿政策遂行の爲改革したる新機構は九年十二月廿六日官報號外を以て公布、即日實施し同日午後二時林陸相の對滿事務局總裁兼任の親任式が舉行され同時に舊内務省廳舎で事務を開始した

- ▲對滿事務局
 - 陸軍大臣 林 銑十郎
 - 兼任對滿事務局總裁
 - 大藏省銀行局長 川越 丈雄
 - 任對滿事務局次長
 - 内務省文書課長 増田甲子七
 - 任對滿事務局庶務課長
 - 大藏事務官 竹内 徳治
 - 任對滿事務局殖産課長
 - 拓務省朝鮮 山越 道三
 - 部第二課長
 - 任對滿事務局行政課長
- ▲關 東 局
 - 貴族院議員 長岡隆一郎
 - 任關東局局長 日下 辰太
 - 任關東局司政部長 祿郎
 - 關東軍憲兵司令官岩佐 祿郎
 - 兼任關東局警務部長

關東軍交通 大村 卓一
 監督部長
 大連民政署長 御影池長雄
 任關東局警務部警務課長
 關東廳警務局長 大場鑑次郎
 任關東廳廳長官
 藤井前藏相逝去 前藏相藤井眞信氏は慶大病院に入院加療中のところ容體急變し十年一月卅一日午前五時四十分遂に逝去した、享年五十一。

第六十六臨時議會

關西風水害を初め全國農村の災害救済並に在滿機關改革案を審議する第六十六臨時議會は九年十一月廿七日を以て召集され岡田内閣としては初めての議會であり内には財政難と國防充實問題と相克する所に突如藤井藏相辭職問題が起り外にはロンドンにおける軍縮豫備會談の難關を控へ名實共に非常時議會である貴衆兩院とも即日成立を告げ廿八日 天皇陛下親臨の下に貴族院にて壯重なる開院式を行はせられた。

議事經過

人権蹂躪問題 臨時議會論戰の幕は十一月卅日目を以て愈々切つて落された。この日貴族院は午前十時から本會議を開き岡田首相の處女施政演説、廣田外相の外交演説に次いで加藤政之助氏の教育問題岩田宙造氏の大藏省事件に關する質問が行はれた。岩田博士の質問は深刻に人権蹂躪問題を論じ、直接にその核心に觸れ政府の痛い所を衝いた。大藏省事件はその判決の結果如何によつては將來政治問題を惹起する恐れあり、岩田博士によつて議會劈頭投ぜられたこの一石は兩院に相當の反響を興へた一方衆議院は午後一時から本會議を開き首相、外相の演説及び高橋藏相の財政演説を行つた後山本第二郎氏が質問の第一陣を承はり、政友會の反政府氣分を代表して全般的に岡田内閣論難の氣勢を示し、次いで堀切善兵衛氏(政友)富田幸次郎氏(民政)岡田忠彦氏(政友)の順序でそれ／＼兩黨の代表的意見を

披瀝して政府と問答を繰返したが、政、民兩黨成立の直後であり議場も大いに緊張した。

質問戰第二日目の十二月一日の議會は貴族院における前日の岩田宙造氏の質問に對する小原法相の答辭に始まつた。大藏省事件中特に三土忠造氏をめぐる偽證事件について法相は主として法律の形式論によつて岩田氏の所論を反駁したが岩田氏は更に再質問で實際論から司法官憲の探つた態度を痛撃し法相亦巧みにその鋭鋒をそらした、次で石川三郎氏の負債整理問題の質疑の後を承けて松井茂氏は過般の在滿機關改組途上に於て暴露された紛糾事件で現内閣の官紀弛緩を攻撃した。衆議院の方は濱田國松氏(政)がまづ人権蹂躪問題で小原法相に肉薄し中島彌國次氏(民)は財政問題災害救済問題に付て國防豫算偏重の弊を痛撃した次いで安藤正純氏(政)西村丹治郎氏(民)の綱紀問題や災害問題に關する質問の後中野

正剛氏(國)は政民兩黨の質問者とは異つた視野から農村問題、陸軍パンフレット問題軍縮問題に對して現内閣を痛撃したが論點多岐に亘つた爲め政府の確かりした答辭を得ることが出来ず僅かに後藤内相をして全國官吏のため憤然抗議せしめたに過ぎなかつた。衆議院はこれにて質問戰を大體終了し、今議會の總論的審議を終へて二日から豫算總會に移り、島田俊雄氏を委員長として今議會の中心題目たる災害豫算案を中心に本格的檢討に入つた。なほこの本會議は政府提出の「風水害地租稅減免法案外三件の法律案」をも委員附託した。

會期延長決定 衆議院豫算總會は遅々として進まぬので政府は十二月四日閣議を開いて臨時議會の會期を三日延長することに正式決定し上奏御裁可を仰ぎ延長の詔書發せらる。

び現に閣議に於て決定の十年度豫算に對し兩者を通じ一億八千萬圓を第六十七議會に追加計上の旨言明あるまでは豫算總會は審議を中止する旨の緊急動議を提出多數を以て成立し、局面は俄然急轉回をしたよつて政府は直ちに臨時閣議を開いて對策を協議し政友の出様如何によつては解散を辭せずとなし六日豫算總會の席上で岡田首相は東武氏の動議に對し今後實情に即し、眞に必要な施設に關し考慮するに否ならざるものであると言明、直ちに休憩となつたがこの言明を依頼した政友會内部の空氣は相當緩和され、總務會幹部會代議士會は共に對政府關係の裁斷を鈴木總裁に一任するに決定した。民政黨は政友會の審議中止に反對の聲明を發し政友會に對して聯携委員の會合をも拒絶した。

を下したが政友、政府の妥協なり解散空氣も一掃され衆議院豫算總會は政友會の緊急總會に對する岡田首相の答辭に政府の誠意を認め審議を續行、豫算案を全會一致可決した。會期は七日を以て満了となるので政府は豫算案の貴族院に於る審議のため更に九日まで二日間會期再延長をなすに決定、八日、貴族院豫算總會は災害豫算案を無修正で可決し最後の幕を閉ぢ、十日閉院式行はる。今議會の收穫は九年度追加豫算七千萬圓の災害豫算(九年度以降の總額二億一千万圓)と在滿機關改革實施に伴ふ豫算並に災害關係法律案政府米交付法案、風水害地租稅減免法案、赤字公債法改正案、都市計畫法改正案の五件であつた。

ことは、寔に恐懼の至に堪へぬ不肖固より非才微力ではあるが赤誠を披瀝し、各方面の協力を得て、内國民康福の増進と、外國際大義の顯揚とに努め以て聖明に應へ奉らんことを期して居る次第である。今回災害對策等のため臨時議會を開かるゝに當りまして、こゝに初めて諸君と相見え、所信の大體を開陳し諸君の御協力を仰ぐ機會を得たことは、私の最も光榮とする處政の大綱については、さきに組閣の當初において、これを聲明し以て一般の協力を期待した。これが具體化のためには、充分なる審議を盡し、逐次實現に邁進する考へで、何れ通常議會に提案し御協賛を願ふことも少からぬことと思ふ。

近時各地に災害連りに相次ぎ、多數國民が艱苦窮乏に遭遇しこれが救濟復舊のために、緊急施設を要すること極めて切なるものがあるので、組閣早々、諸君の價の下落により、養蠶農家窮乏

のため、應急の施設を講じたが、その後關西、北陸地方等に暴風水害甚しく、東北地方に冷害凶作を極め、その他隨所に干害の生ずるあり、各方面における損害いちじるしく、應急の救済復舊等を要するもの極めて多きに上つたのである。これ等の災害に際し、畏くも天皇、皇后兩陛下には深く御軫念あらせられ、御救恤の恩召を以て、内帑御下賜の御沙汰を拜し、また皇太后陛下、各宮家、王公家よりも御下賜金の恩命に浴し、まことに恐懼感激に堪へぬところである。東北地方に對する兩陛下の御下賜金は、これを基として備荒並に隣保相扶のため、いはゆる郷倉の普及を計り以て聖旨に副ひ奉らんことを期して居る。

米穀對策に關しては、米穀統制法の運用を根幹とし、米穀の統制に努め來つたのであるが、同法實施の經過、諸般の米穀事情及び財政上の影響に顧み更に考究を遂ぐるの要あるを認め、新

に米穀對策調査會を設置し、目下慎重審議を重ねて居るが、同調査會の答申を待ち、成案を得るやう努力中である。この機會において更に付加して述べたことは、海軍々備制限會議の問題と對滿關係機關調整の問題とで、來るべき海軍々備制限會議については、帝國政府は國防の安全を確保するを第一義とし、關係各國間に不脅威不侵略の原則を確立するとともに、軍縮の實を擧ぐるため、最も公正妥當なる方式により、その實現を期せんとするものである。目下ロンドンにおいて進行中の豫備交渉においても、帝國代表は右方針を體し銳意善處中である。

次に對滿關係機關調整の問題であるが、滿洲事變前における在滿帝國諸機關が、事變後著しく變化した情勢にそのまゝ即せざるべきは、論を待たぬ所である。これ等諸機關の圓滿なる聯絡統制のため、その首腦には同一人これに當るの措置が講ぜられた

のであるが、その後の經驗に徴し、各機關の協力による機能の發揮を必要とし、こゝに滿洲國の獨立を尊重し、同國と我國との格別なる親善關係を考慮すると共に、對滿行政事務の統一を保持し、政府總掛りを以て滿洲國關係事項を處理し得るの機構と爲すことを企圖致したのである。しかも現在の機構に急激なる變化を加へず、治安工作を第一とする現實の事態に即し、必要にして適切な限度の機關の改革を行はんとするのである。この對滿關係機關調整問題に關し、その過程において多少の紛糾のあつたことは、甚だ遺憾とするので、既に調整案の根本趣旨の諒解せらるゝに従ひ、誤解や杞憂も自ら解消するに至り、各機關協力して新機構の目的達成に邁進せんとしつゝあるのである。政府は以上申述べた通り災害對策に關する經費その他この際緊急を要する若干の經費を豫算に計上致したが、これが財

源はほとんど全部公債に求めざるを得なかつたことは、財政の現状に照し止むを得ざる所である。この支出の外、なほ預金部よりも出來得る限り多額の低利資金を供給復舊復興を援助する方針である。

第六十七議會

第六十七通常議會は九年十二月廿四日召集された前臨時議會以來殘された幾多の重要懸案の解決を要すること政友會の反政府熱の昂揚に對し民政黨の反政的色彩の濃化して政府與黨的氣分の増進と交錯して解散の危機も包藏されてゐること、衆議院は頗る異常の緊張を示し本會議長選舉では政友會は濱田國松氏を推し民政黨は富田幸次郎氏を推薦し第一控室、國民同盟の大部分も民政黨に合流し、政民聯携手切れの一戦が交へられたが結果においては濱田氏が絶對多數を以て當選し兩院は即日成立した。

開院式は十二月廿六日、天皇陛下親臨の下に貴族院において舉行された、廿七日衆議院は納めの本會議を開き全院委員長(飯塚春太郎君(民))選舉を終つて一月廿日まで休會に決した。

議會再開

第六十七議會は一月二十二日を以て再開された、この日の貴族院は午前十時本會議を開き冒頭岡田首相の施政方針演説があり次いで廣田外相の外交演説があつた。終つて質問戦に入り坂本俊篤男(公正)は燃料國策に關し加藤政之助氏(同成)は財政經濟問題に關し質問の矢を放つたが共に生彩なく答辯も事務的に終つた。衆議院本會議は午後一時開會貴族院と同様、首相外相の演説の外高橋藏相の財政演説があり、次いで國務大臣の演説に對し劈頭島田俊雄氏一般施政方針につき批判的質疑をなし政友會の變態を暗示する所があつた。次いで民政黨代表櫻内幸雄氏登壇し與黨的立場から一通り

の批判演説を試みた。岡田首相演説 帝國の東亞における地位は漸次一般の理解するところとなり、帝國と友邦各國との親善關係は益々増進しつつある。殊に隣接諸邦との友好關係については、帝國政府の夙に努力を拂つてゐるところでソヴイエト聯邦に對しては滿洲國の北滿鐵道買收幹旋等、諸種懸案の解決に力を盡し、支那に對しては一日も速にその安定が回復せられ東亞の大局に覺醒して帝國とよもに平和維持の重責を分たんことを衷心希望しをる次第で、最近日支關係がやゝ好轉の傾向を見てをることには寔に喜ばしき事と思ふ

日滿關係については對滿關係機關の調整に關し、前議會において豫算の御協賛を得たので、官制その他關係勅令の公布を急ぎ昨年十二月廿六日をもつて内閣に對滿事務局を設け、在滿帝國大使館に關東局を置き、中央と現地と相協力して滿洲國の健全

なる發達に寄與するとよもに各般の方面において兩國親善に基く最大の成果を擧げんことを期してをる次第である。現に兩國の和親は益々深く東洋平和の確保愈々強きを加へつゝある事は御同慶に堪へぬ所である。この時に當り陽春四月の候をもつて滿洲國皇帝陛下が親しく天皇陛下を御訪問あらせられる事は兩國の國交上寔に意義深き事であるに堪へざる所である

帝國の對外案件現に最も重要視してをるのは海軍々備制限に關する交渉である。ロンドンにおける豫備交渉において帝國代表は關係各國代表と隔意なき意見の交換を行ひ、わが主張の貫徹に勉め來つたのであるが、關係國間の打合せにより右交渉は昨年末をもつて一先づ休止し追つて適當なる時期の到來次第再開せらるゝこととなつてゐる。今次の交渉に處する帝國政府の方針については前議會において開陳致した通りであるが、これ

わが對外貿易は益々好調を續けつゝあるについては國際情勢に對應し適切な貿易調整策を講じてこれが擁護に力を盡し本邦貿易の維持發展に遺憾なきを期するとともに關係諸國との利害の調節をはかることに勉めてゐる次第である。

昭和十年度一般會計豫算總額は歳入歳出各廿一億九千三百餘萬圓で、これを前年度に比較すれば、二千餘萬圓の減少となつて居る。しかし歳出豫算においては、軍事實として相當多額を計上してあるがこれは現下の國際情勢に應じて國防の安固を期せんとするに外ならぬのである。

この外滿洲事件に關する經費、昨年各地災害等の對策の爲に要する經費、爲替相場の變動に基く經費の如き、相當多額を計上するの必要があり、その他の諸經費は勉めて増加を避け、尙上述の諸經費に就ても節約を旨として計上した次第である。之に對し歳入に於ては經濟界の恢復に伴ひ普通歳入に相當額の自増増収を見込むことを得、また臨時利得税を設けること、としたのであるが、歳入不足は尙巨額に上り、止むを得ず之を公債財源に求むることとし、その發行額は一般會計及び特別會計を合せて八億二千六百餘萬圓となるのである。

議會經過

逓相五十萬元問題 休會明け 第二日廿三日も引續き國務大臣に對する質疑が行はれ貴族院においては我が國公法學の權威たる美濃部博士が檢察事務監督問題を提げて立ち、憲法上司法權の神聖と權威を強調し情理並びにつくし小原法相に當りその鋭い

舌鋒で迫れば小原法相これを突つばね政防の論戰は異常な緊張程に進められた。衆議院においては政友會の山口義一氏が床次逓相が張學良から五十萬元を收受した網紀問題を提げて演壇に立つ。かつては同じ政友會の陣營にあつた山口氏が逓相と張學良の關係をあげて政府の一角を突き崩さんとし床次逓相は事實無根を強調して兩者の間に論戰を交はした。次いで農村問題に關する高橋熊次郎氏(政友)財政經濟問題の川崎克氏(民政)の質問があつた。かくて衆議院本會議における質問戦を終了し廿五日から舞台は豫算總會に移つた。

又やむなしと睨み合のまゝ議事は一時停頓の状態となつた。この間山崎農相と舊政友系諸氏の妥協工作に政友漸く歩寄り二月二日の豫算總會における政友の島田俊雄氏の發言に岡田首相は調査中と言明し爆彈後始末の問題も進展を見、豫算審議期間は二日間延長さる。政府は四日臨時閣議を開き善處策として一、事務的追加豫算案 一、第二豫備金の擴張案 一、臨時議會召集公約案 の根本方針を協議し岡田首相、高橋藏相、床次逓相、町田商相の四長老はこの際政友會が誠意を以つてこの議會を圓滿に進むるにおいては政府も又誠意を以て政友會の要望を考慮して良いと意見の一致を見たが九日正午更に重要閣議を開き 政府は独自の立場において追加豫算を計上するが妥協の爲ではなく、爆彈動議に對應する追加豫算は第二豫備金の擴充に充つるものであつて妥協案としては第二豫備金擴張一

本であつてその金額は一千五百萬圓内外、次いで臨時議會召集については政府より進んで公約はしないことになつたが議會の質問あれば「必要ある場合は召集」する意味に言明してよい といふことに決し午後三時から臨時豫算總會を開き岡田首相から更めてと言明するところあり解散の危機も漸く去り審議期間を更に二日延長、十三日豫算總會を開き政友も政府の誠意を認め、昭和十年年度豫算を鶴呑みとし、衆議院へ回付す。衆議院は十四日日本會議を開いてこれを無修正、原案通り可決す。 美濃部學說問題 二月十九日の貴族院本會議において菊池武夫男は質問演說中、美濃部達吉博士の學說及び著書を引用して美濃部博士を反逆者、謀叛者、學匪と呼んだことに關し同博士は廿五日の貴族院本會議において一身上の辯明をなす必要ありとし所謂天皇機關説を説き所信を披瀝した。

美濃部博士の天皇機關説問題

美濃部博士の天皇機關説問題に關し兩院有志は二月二十八日會合して天皇機關説は絶対に排撃せねばならぬと徹底的糾明を申合せた。

一方三月廿三日の衆議院本會議は政友會提出の左記決議案に對し鈴木同黨總裁の説明演說あり、滿場一致可決す。 [決議案] 國體の本義を明徴にして人心の氣風を一にするは刻下最大の急務なり政府は崇高無比なる我が國體と相容れざる言説に對し直ちに斷乎たる措置を執るべし。 (理由) 我國體の本義は千古滄らざる所にして毫末も紛淆の餘地なし然るに政府が之と相容れざる天皇機關説に對し之を否定するも之に對する措置に於て頗る躊躇逡巡する所あるは國家の爲遺憾に堪えざる所なり、これ本案を提出する所以なり。

五日を以つて終了、二十六日閉院式を舉行さる。政府は今議會に豫算案を除き五十五件に及ぶ法律案を提出したが、そのうち無疵で通過したものは二十七件である。然し今議會における重要法案たる臨時利得税法は兩院協議會まで開會しその上修正されて漸く通過し其他米穀自治管理案等米關係法案は衆議院で大修正を受け貴族院に送付されたが審議未了で握り潰しとなつた。衆議院で審議未了になつたものは八件ある。その主なるものは貴族院から送付された北洋漁業取締法案を始め鐵の輸入税に關する法律案、治案維持法改正案、不法團結處罰法案等である。修正付で通過したものは倉庫業法案外五件である、尙成立せる豫算案は昭和十年年度一般及び特別會計豫算と昭和九年度の追加豫算案、昭和十年年度追加豫算案であるが各豫算案に對しては希望決議を付けられてゐる。

右の外議員提出の法律案中刑事訴訟法中改正法律案、登録税法中改正法律案、營業收益税法中改正法律案の三案は貴衆兩院共に通過し政府も同意を表した。 なほこの成績を表示すれば左の如し(可決は兩院通過の意を以て)

三月四日の貴族院豫算總會において三室戸子爵の美濃部博士の憲法學說に對する質問に岡田首相は天皇機關説に反對を言明した。 × 美濃部憲法問題に端を發し貴族院各派交渉會は三月十八日左記政教刷新に關する建議案を決定二十日の本會議で滿場一致之を可決す。 × 方今人心動もすれば輕佻詭激に流れ政教時に華國の大義に副はざるものあり政府は須く國體の本義を明徴にし我が古來の國民精神に基き時弊を革め庶政を更張し以て時難の匡救國運の進展に萬違算なきを期せられんことを望む 右建議す

十年年度豫算成立 昭和十年年度豫算案は三月八日貴族院を無修正通過、こゝに二十一億九千三百萬圓の膨大豫算の成立を見ることゝなつた。 第六十七議會成績 かくて第六十七議會は延長を見ず三月廿

右の外議員提出の法律案中刑事訴訟法中改正法律案、登録税法中改正法律案、營業收益税法中改正法律案の三案は貴衆兩院共に通過し政府も同意を表した。 なほこの成績を表示すれば左の如し(可決は兩院通過の意を以て)

Table with columns: 可決, 審議未了, 件數, 案名. Lists legislative outcomes such as '臨時利得税法', '米穀自治管理案', etc., with counts for each house and final status.

衆議院本會議は憲政の功勞者として尾崎行雄氏及び勤續三十年以上の議員を表彰、これに對し尾崎氏表彰を感謝して後政黨政治の戒心要望の熱辯を振つた。尾崎行雄在職四十三年當選十八回、菅原傳在職三十四年當選十四回、大竹貫一在職三十二年當選十四回、安達謙藏在職三十二年當選十二回、望月圭介在職三十一年當選十一回、濱田國松在職三十一年當選十回

表彰文左の如し

(尾崎行雄氏) 議員正三位勳一等尾崎行雄君帝國議會開設以來繼續して議席を衆議院に保ち當選十八回在職四十三年に及び恒に民意を体し公論の暢達に努む、眞に憲政の先覺たり衆議院は君が積年の功勞を多とし特に院議を以て之を顯彰す(以下略)

東北振興調査會

窮迫せる東北地方農村をいかにして振興するかを全面的に考究する目的で農林省により提唱され九月十九日の閣議にお

いて設置を決定した東北振興調査會はその後吉田書記官長を中

國體明徴の聲明

政府は我國體の本義に鑑みさらには一層國體明徴の主旨徹底をはかるためいはゆる機關説排撃の聲明を發表することに決し十年八月三日左のごとき重大聲明を公表し政府の所信を明確にした。なほ政府は同時に各省にも通達し關係方面への徹底を期することになった。

聲明書

恭シク惟ミルニ我國體ハ 天孫降臨ノ際下シ賜ヘル 御神勅ニ依リ昭示セララルル所ニシテ萬世一系ノ天皇國ヲ統治シ給ヒ、寶祚ノ隆ハ天地ト與ニ窮ナシ、サレバ憲法發布ノ御上諭ニ「國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ」ト宣ヒ、憲法第一條ニハ「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」ト明示シ給フ、即チ大日本帝國統治ノ大權ハ儼トシテ天皇ニ存スルコト明ナリ、若シ夫レナリト爲スガゴトキハ是レ全ク萬邦無比ナル我が國體ノ本義ヲ愆ルモノナリ 近時憲法學說ヲ繞リ國體ノ本義ニ關聯シテ兎角ノ論議ヲ見ルニ至レルハ寔ニ遺憾ニ堪ヘズ、政府ハ愈々國體ノ明徴ニ力ヲ效シ其ノ精華ヲ發揚センコトヲ期ス、乃チ茲ニ意ノ在ル所ヲ述ベテ廣ク各方面ノ協力ヲ希望ス

心に各省事務次官の間に設置の協議が進められてゐるが、十二

定例閣議に右官制を附議正式決定を見た。しかして調査會委員の詮考は各省委員のほか各方面の経験者から選定される専門委員等の人選を急ぎ、同廿四日の閣議で委員の顔觸れを決定し廿六日それ〴〵發令された。

なほ政府は從來各種の調査機關が徒らに抽象的な調査に終始して有名無實に終つてゐる例があるのに鑑み窮迫せる東北地方の實情に即し實行可能な具體的な實行方法を調査研究して各省と聯絡し直ちに實行に移す方針であり軍部においても東北振興の一助として軍需品の買上げおよび軍需品製造手工業の普及などに關し特に力癩を入れてゐるので右調査會は現下の東北窮乏農村振興のため相當の實績を舉げるものと期待されてゐる

東北振興調査委員

内閣書記官長吉田茂 法制局長官金森徳次郎 内務政務次官男爵大森佳一 内務次官丹羽七郎 社會局長官赤木朝

- 治 大藏政務次官男爵矢吹壽一 陸軍次官橋本虎之助 海軍次官長谷川清 文部次官三邊長治 農林政務次官守屋榮夫 農林次官長瀬貞一 商工政務次官勝正憲 商工次官吉野信次 逓信次官大橋八郎 鐵道次官喜安健次郎 貴族院議員菅原通敬 同馬場鏡一 同伯爵酒井忠正 同伯爵有馬頼寧 同男爵稻田昌植 衆議院議員田子一民 同松岡俊三 同林平馬 同工藤鐵男 同工藤十三雄 安藤廣太郎 澁澤元治 那須皓 子爵大河内正敏 土田萬助 結城豊太郎

長瀬久忠、社會部長富田愛次郎、大藏省主計局長賀屋興宣、大藏省主稅局長石渡莊太郎、陸軍主計總監平手勲次郎、海軍主計中將村上春一、文部省普通學務局長下村壽一、農林省農務局長小濱八彌、農林省山林局長村上龍太郎、農林省經濟更生部長小平權一、商工省商工務局長竹内可吉、商工省鑛山局長福田康雄、逓信省電氣局長清水順治、鐵道省監督局長前田穰

内閣審議會と調査局

國策を審議する内閣審議會同調査局設置に關する豫算は第六十七議會最後の土壇場で、政友會の解散回避から兩院の協賛を經岡田内閣學生の事業である審議會組織は議會終了と共に具體化し、岡田首相自ら陣頭に立つて一舉に補強工作を完了し十年五月十一日いよ〴〵發令した。その顔觸れは政界、財界各方面を網羅し堂々たるものである、たゞ鈴木政友會總裁からあつさ

り肘砲鐵を喰ひ政友會の不參加から所謂舉國一致の建前は破れたが最後の切札として政友會の長老望月圭介氏を引抜いた。 兩官制案の全文 内閣審議會官制並に調査局官制は五月八日樞密本會議で可決された内閣審議會官制の全文は左の如し。 第一條 内閣審議會官制案 大臣に隸しその諮問に應じて重要國策につき調査審議す 内閣審議會は重要政策につき内閣に建議することを得 第二條 内閣審議會は會長一人副會長一人及び委員十五人以内を以て之を組織す 第三條 會長は内閣總理大臣を以て之に充つ、副會長は國務大臣の中より之を勅命す 委員は練達堪能の者の中より簡拔して勅命す 第四條 會長は會務を總理す副會長は會長を補佐し會長事故ある時はその職務を代理す、會長副會長共に事故ある時は内閣總理大臣の指名する委員そ

料の提出又は説明を求むることを得
第二條 内閣調査局に左の職員を置く
長官 勅任
調査官 專任十五人 奏任
内五人を勅任と爲すことを得
書記官 專任一人 奏任
調査官をして之を兼ねしむ
事務官 專任一人 奏任
屬 專任二十人 判任

第三條 内閣調査局に參與を置き局務に參與せしむ
參與は内閣總理大臣の奏請により關係各廳勅任官又は學識經驗ある者の中より内閣において之を命ず
參與は勅任官の待遇とす但し本官を有する者に就ては本官の受くる待遇とす
參與の任期は二年とす但し特別の事由ある場合においては任期中之を解任するを妨げず
第四條 内閣調査局に常任委員を置き常時局務に參與せしむ常任委員は内閣書記官長及法

制局長官を以て之に充つ
第五條 内閣調査局に専門委員を置き専門の事項を調査せしむ
専門委員は内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳高等官又は學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ず
専門委員の任期は二年とす但し特別の事由ある場合に於ては任期中之を解任するを妨げず
第六條 長官は内閣總理大臣の指揮監督を受け局務を統理し所部の職員を指揮監督す但し第一條第一項第三號の事務に付ては内閣審議會の會長及副會長の指揮監督を承く
第七條 奏任官の進退は長官之内閣總理大臣に具狀し判任官以下は之を專行す
第八條 長官事故あるときは上席調査官その職務を代理す
第九條 調査官は長官の命を承け調査及び審査を掌る
第十條 書記官及事務官は長官の命を承け局中の事務を掌る

文部次官 三邊長治 農林次官 長瀬貞一 商工次官 吉野信次 逓信次官 大橋八郎 鐵道次官 喜安健次郎 拓務次官 入江海平 東京帝大教授 佐藤寛次 貴族院議員 伯爵 酒井忠正 同子爵 眞松友光 同男爵 深尾隆太郎 元知事 池田宏 衆議院議員 中島彌次 同田中貢 同野田文一郎 同瀧正雄 元衆議院書記官長 中村藤兵衛 東電社長 小林一三 東洋紡副社長 庄司乙吉 大阪鐵工所社長 本勇之助 名古屋商工會議所 會頭 岡谷惣助 長野縣赤穂村 長福澤泰江
内閣調査局參與被仰付(各通)

第十一條 屬は上官の指揮を承け庶務に従事す
本令は公布の日より之を施行す
内閣審議會職員
大藏大臣 高橋 是清
正二位勅一等功二級子爵 齋藤 實 從二位勅一等男爵 山本 達雄 正三位勅一等水野 鍊 太郎 從三位勅一等伊澤 多喜男 從四位勅一等馬場 鉄一 從三位勅一等望月 圭介 正三位勅一等安達 謙藏 從三位勅一等川崎 卓吉 從二位勅二等子爵 青木 信光 從三位勅三等男爵 黒田 長和 正五位勅二等秋田 清 正五位勅三等頼母 木桂吉 勳三等富田 幸次郎 正六位各務 鎌吉 從五位池田 成彬
内閣審議會委員被仰付(各通)
内閣書記官長 從四位勅三等 吉田 茂
任内閣調査局長官(一) 平木 弘
任内閣統計局書記官 平木 弘
任内閣調査局調査官(三)

内閣調査局調査官 平木 弘
兼任内閣調査局書記官
内閣屬兼逓信屬陸軍工兵少尉 竹下一郎
任内閣調査局事務官(七)
内閣統計局統計官 華山 親義
兼任内閣統計局書記官(四)
内閣統計局統計官兼内閣統計局書記官 上條 勇
免本官專任内閣統計局書記官
調査局調査官及東北振興事務局職員
内閣調査局調査官並に東北振興事務局職員は左の通り
内閣調査局調査官 從四位勅三等 松井 春生 兼任内閣東北振興事務局局長(一等) 福島 縣書記官 從五位 桑原 稔 任内閣東北振興事務局書記官(二等)
内閣調査局調査官 從五位勅六等 山田 龍雄 農林省農務局長 正五位勅四等 小濱 八彌 臨時産業合理局事務官 正五位勅四等 藤田 國之助 埼玉縣知事 正五

位勅五等飯沼一省任内閣調査局調査官(二等)(各通) 内務書記官 從五位中村敬之進 内務事務官 兼内務書記官 從五位田中重之 大藏事務官 兼大藏書記官 從五位松隈秀雄 任内閣調査局調査官(三等)
資源局事務官 兼拓務事務官 正六位 内田源兵衛 農林事務官 正六位 和田博雄 逓信事務官 逓信書記官 關東逓信官署 逓信事務官 正六位 奥村喜和男
任内閣調査局調査官(四等)
商工事務官 從六位 橋井 眞
任内閣調査局調査官(五等)
内閣東北振興事務局書記官 從五位 桑原 幹根 陸軍歩兵 大佐 從五位勅三等 鈴木 貞一 海軍 大佐 從五位勅三等 阿部 嘉輔
兼任内閣調査局調査官(二等)

内閣資源局長官 川久保 修吉
對滿事務局次長 川越 丈雄 外務次官 重光 葵 内務次官 丹羽 七郎 大藏次官 津島 壽一 陸軍次官 橋本 虎之助 海軍次官 長谷川 清 司法次官 長島 毅

内閣調査局調査官の第一回總會は五月三十日開會調査局の分擔調査方法、審議會との關係について協議を爲し審議會の答申案の整備、建議資料の整備等、重要國策の調査を行ふことに決定した。
内閣第一號諮問 内閣審議會

諮問第一號は六月十四日の定例閣議で左の如く決定した。
現下の國情特に國民經濟振興の必要に鑑み中央地方を通ずる財政改善の根本方策如何同十七日總會を開いて同案を附議これを審議したが高橋藏相は地方財政交付金案に關し林陸相大角海相からは國防費の前途につきそれぞれ所見をのべた。
東北振興調査會總會は十年八月十六日首相官邸において開會したが決定せる答申案並に審議方針は左の如くである右總會において結果報告あり終つて菅原、松岡兩委員から
今回の決定は明年度豫算を目標とし昭和十二年以降は綜合計畫としてまとめられる事となつてゐる。然し今回決定の對策は綜合計畫の前提をなすもの故必ず明年度豫算に實現すべきである。
との提議あり、ついで田子委員より

東北振興の對策

財政調整交付金は全國一般に實施するは困難であるが特別の縣に行ふ事は實現の可能性がある東北六縣は特別の縣としてその先鞭をつけられたいとの希望意見の提出あり、松岡、工藤兩委員より東北地方の未開墾地の開墾を要する意見の開陳があつた。
調査會の答申
一、海洋觀測施設及び測候機關の擴充並に陸地測量施設の實施
東北地方における冷害、雪害等の對策としては東北海區及び北洋方面における海洋觀測及び東北、北海道地方における氣象觀測の完備を期するは固より南北米支那及びシベリヤ地方と東北地方とにおける氣象の相關關係を精細に調査するがため、速に水産試験場における海洋觀測施設及び國立測候機關を擴充するの要あると共に、地方測候機關をも擴充して各種災害豫報の資料を十分ならしむるの要緊切なりと認む、尙東北地方に

發現する地震津浪の豫察をなし災害の回避に資するがためには、陸地測量施設を完備して陸地における地形變動の精密測定をなすの要あり。

二、治水事業及び津浪の防備施設 政府は特に一定の計畫を樹て、治水事業を遂行せらるゝの要ありと認むるも差當り米代、阿武隈兩川の改修及び最上、阿武隈兩川の砂防を直轄施行し、縣營砂防及び中小河川(少くとも甘ヶ川内外)の改修を助成せらるゝを以て緊急の要務なりと認む、尙三陸地方の津浪の災害に備ふるため同地方海岸における防波堤及び海岸堤防の築造を助成すると共に、これが慘禍を最小ならしむるため防浪建築及び避難道路の築造を助成するは極めて緊要の施設なりと認む

計畫を擴充して速に實施することを最も緊要なりと認む。四、災害防止林業施設及出水警報施設、防風、防砂、防潮、類雪防止林の造成を施行するの外、尙豪雨襲來の際に於ける出水を豫報するの施設を講ずるの要緊切なりと認む。五、用排水改良、暗渠排水、床締等の施設東北地方に於ける冷害、旱害、水害等の災害は水利の不完全なるに依ること大なり依て政府は災害を防止し農耕の安定を圖るの目的を以て用排水幹線改良、小用排水暗渠排水、田地の床締等の水利改良施設を速に實施するの要ありと認む。

六、國立各種産業試驗研究機關の設置及充實 東北地方の氣象、土質及海洋等の特殊性に即し各種産業の振興を圖るが爲、國立試驗研究機關の整備擴充を圖り現地における試験研究を行はしめ其結果により各種産業振興の指針を示すと共に、同地方の經濟事情

及資源の狀況等を調査し之に適應する一般工業及工藝技術の改善進歩を圖る爲之が研究指導機關として工業指導所を設置するは最も緊要なりと認む。七、畜産の奨励及び有畜農業の普及發達 東北地方振興上畜産の奨励及び有畜農業の普及發達を期するは極めて緊要なるを以て馬産を奨励するの外種羊飼育の普及、種鶏場の擴張による種雞種卵拂下の増加牛その他の畜産につき種畜種禽の供給助成、牧野の改良獎勵、飼料の増産助成、家畜衛生施設の充實、家畜保險の普及獎勵等を計ると共に畜産物の處理その他に關する共同諸施設につき實行組合等に對し助成をなすの要もつとも緊切なりと認む。

八、農業の多角的合理經營の促進 農業の多角的合理經營を促進するが爲開墾事業及開墾地移住を助成するの外主要作物の改良及畑地利用の増進を圖り、自給肥料の改良、増産及肥料經濟の改善に關し其の普及獎勵上適切なる施設を講じ、有畜農業の奨励と相俟ち稚畜共同飼育所及共同桑園の設置、桑園の改植並に産繭處理施設の助成を實施すると共に、此等の指導に當らしむる爲縣市町村に産業技術員を設置するは東北地方振興上最も緊要なりと認む。

十、漁業の振興 東北地方の漁村の窮狀に鑑み遠洋漁業及び沿岸漁業の發展に資する爲漁港、船溜、築磯等の施設を整備擴張すると共に、漁船の建造その他の施設を助成し併せて漁業組合の健全なる普及發達を圖ることもつとも緊要なりと認む。

十一、農山漁村の經濟更生施設の充實 農山漁村の經濟更生を期するため、産業組合に關する諸施設を助長してその健全なる普及發達に資すると共に、經濟更生計畫の樹立及び實行が克く土地の實情に即し且総合的に行はれるがため、積雪地方農村經濟調査所その他の指導機關の充實を計り、町村委員會及び産業團體の活動その他計畫實行に要する經費を助成するの外、農山漁家の負債整理の促進に關し東北地方の特殊性に鑑み専任指導員を設置し且事業資金融通の圓滑を期しその他特別の施設方法を講じ、併せて自作農の

創設維持に關し從來の施設を擴充し所要資金を出來得る限り潤澤に供給すること極めて緊要なりと認む。

十二、商工業振興の助成 産業の振興を圖るが爲には從來他地方の産業に對し採り來れるが如き方策を以てしては十分ならざるものと思料せらるゝを以て、左記の如き特別の對策を講ずること極めて緊要なりと認む。

(一)商業組合の設立及び事業の促進(二)中小商業の更生振興に關する施設の助成(三)出荷團體事業に對する助成(四)工業組合の助成(五)工業指導專任職員設置の助成(六)鑛業資源の調査(七)中小鑛山に對する技術的現地指導(八)中小鑛山の探鑛及石油試掘の助成(九)農山漁村における共同設備及び電化施設の助成並に水産物、羊毛、毛皮、山菜等の生産加工の助成をなすと共に、農村工業及び副業に

關する指導獎勵機關の設置及び充實を圖り、併せて生産品の販賣斡旋に關する各種機關の整備充實を圖ること極めて緊要なりと認む。

十四、鐵道網の整備改善及び省營バスの普及 産業開發上既成線の改良その他の設備改善に努むるは固より、從來の建設線及び豫定線を急速に敷設し豫定線以外に對しても特にその實現を考慮し、一面地方鐵道の經營を助成する等鐵道網の整備改善を圖り、併せて省營バスを普及し以て交通機關の完備を期すること緊要なりと認む。

十五、道路改良の促進 東北地方の道路は大半未改修に屬し幅員及び線形共に近代交通に適應せず、殊に積雪期においては隨所に自動車交通不能の箇所を生じ又融雪期及び霖雨期においては路面の破壊著しく車馬の交通困難を極め、これがため物資の運搬には多大の費用と危険とを伴ひ又有用

なる物資も徒に死蔵せらるゝの實情にして、地方農山漁村の經濟的活動を著しく阻害するの狀態に在るを以て、これが根本的改良計畫を樹立し交通の利便を促進するの必要極めて緊切なるものあり、よつて政府は速に右改良計畫を樹立すると共に、差當り特に緊急改良を要する區間を選定し國道に付ては直轄施行を繼續し府縣道に付てはその改良を助成せらるゝを以て緊急の要務なりと認む。

十六、港灣の築造 東北地方は地勢上他地方に比し港灣の數少く而もその設備は概ね不完全にして時運に適せざるものあるにより、政府は特に一定の計畫を樹て港灣改良事業を遂行し以て地方産業の振興を期するの必要ありと認むるも差當り現に政府が直接施行中に係る土崎、宮古兩港の修築費を追加すると共に縣營地方港灣の改良を助成せらるるを以て緊急の要務なりと認む

十七、航空施設の整備 東北地方における航空路の完備を圖る爲同地方の適當なる都市に助成して飛行場を設置せしむるの外、既設仙臺及青森飛行場の整備を行ひ尙適當の箇所不時着陸場及び航空無線電信局を設置し、又同地方經濟の開發に資する爲補助金支給により東京—札幌線外二線の定期航空を開発せしむること緊要なりと認む。

十八、航路及び航路標識の整備 東北地方に出入する船荷の運賃を低下せしむると共に同地方と京濱方面との經濟關係を緊密ならしめ併せて同地方住民の負擔を軽減する爲現に地方費補助を以て維持せる航路中主要なるものを選び之を國費補助に改むると共に、其補助額を増加し又新に國費を以て命令航路二線を開設するの外、航路標識の完全なる機能發揮せしむる爲適當の箇所航路標識を建設し或は既設のもの改修すると共に現

に縣又は市町村の經營に係る標識中一般船舶の航行に利用せらるゝものを國の經營維持に移すこと緊要なりと認む。

十九、學校教育施設の整備改善 及び社會教育の振興 東北地方の振興は教育の力に俟つ事極めて大なり、特に同地方の實情に鑑みるときは不斷の社會教育に依り自主自力の精神を涵養し以て災害と窮乏とを克服轉化するの意氣を奮興するは東北振興の基礎條件なり然るに同地方における各種教化施設は他地方に比し著しく遜色あるを免れずしてその効果を期するに十分ならざるものあり、依つて政府に於ては學校教育をして一層同地方の特殊性に適應せしむるを旨とし各般の學校施設の整備改善を圖ると共に、他面においては廣く各種の社會教育施設の充實を期し中堅人物の養成乃至青年團の指導等に關し直接又は間接に適當なる方法を講ぜらるるの要極めて緊切なり

と認む。

二十、社會施設の整備充實乃至生活改善 東北地方は他地方に比して文化猶進まず民間の經濟力公共團體の財力等も十分ならざるがため生活改善の要切にして然も各種の社會施設未だ甚だしく不備の情況に在り、依つて今後には同地方の實情に即し眞に有効適切と認めらるゝ各種社會施設の整備充實乃至生活改善に付き出來得る限り特別の奨励方策を講ずること最も緊要なりと認む。

二十一、滿洲移民の促進 滿洲は氣候風土等の關係上東北地方住民の海外發展上最も好適の地と認めらるるを以て、政府に於ては速に滿洲移民根本策を樹立の上毎年入植戸口中出來るだけ多數を東北地方より移植する様特別の考慮を拂はるること緊要なりと認む

二十二、現地行政機關の設置 東北地方の地勢、交通、經濟その他の現状に鑑み東北振興事業の運用を特に圓滑適切ならしむるため、必要なる地點に現地行政機關を設置するの要最も緊切なりと認む。

二十三、地方團體の財政援助 東北地方における地方團體は從來屢々各種の災害に禍せられその財政極めて窮乏せるを以てこれが緩和の方途として高利債借込その他の低利資金の供給を容易ならしめ、又地方財政調整制度を創設して地方税の軽減を行はしむると共に、災害債に對し利子を補給し且國有林野所在地に對して適當なる財源を興ふるの外、振興事業の實施に伴ふ縣市町村の所要資金に對し低利資金を豊富に供給するのみならずこれ等地方債に對し利子の金額及び元金の一部を國庫において補給し以て此事業の遂行を全からしむること最も緊要なりと認む。

二十四、各種國庫補助率の増加 財政の窮乏最も甚だしき東北地方に對し全國劃一的なる補助率を以て臨みし既往の事實は既に各種事業に於て極めて不公平なる結果を來せること明瞭なるを以て、補助率の増加が法令の改正に俟つものは最近の適當なる時機に於て之が實現を期し、政府の裁量の範圍に於て其の實施を期し得るものは直に補助率を適宜増加し、以て東北振興事業の遂行と同地方財政の緩和とを圖るの要最も緊切なりと認む。

一、東北振興策の樹立に於ては東北地方の特殊性に鑑み特

に東北全體を通じて各般の重要事項に亘り昭和十二年度以降に繼續する綜合計畫を樹てその經費總額及び年次別計畫を具體化するものとす

もの等明年度に於て實施の必要あるものに付ては第一項の計畫を目標しつゝ差當り前項の趣旨に依り之を審議決定するものとす。

事長は政友會本部に松野幹事長を訪問し正式に破棄の通告をなした。

十一、教化團體が一丸となつて 結成した選舉肅正中央聯盟の創立總會は十月十八日丸の内保險協會で開會會長に齋藤前首相理事長に永田秀次郎、理事水野鍊太郎氏其他就任した。同聯盟は今秋の府縣會選舉をひかへ各府縣に開設された官設の選舉肅正委員會の印刷物の配布、講肅正に關する別刷物の配布、講師の幹旋、派遣及び資料の提供等を行ひ國民的肅正運動に乗り出す。

縣會

縣會の組織

現行の府縣制に依ると縣會は一定の資格を有する選舉人に依つて選舉されたる年齢満二十五年以上の縣内市町村に公民たる男子を議員としその定数は人口七十萬未満は議員三十名七十萬以上百萬未満は五萬を加ふる毎に一人を増し二百萬以上は七萬を加ふる毎に一人を増す、本縣定員は三十五名議決事件 縣會は左の事件に付て議決することを得

政治—縣會

一、歳入歳出豫算を定むること 二、決算報告に關すること 三、法律命令に定むるものを除く外使用料、手数料、縣稅及び夫役現品の賦課徴收に關すること 四、不動産の處分並に質受讓に關すること 五、積立金穀等の設置及處分に關すること 六、歳入歳出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及び權利の拋棄を爲すこと 七、財産及び造營物の管理方法を定むること但し法律命令中別段の規定あるものは此の限に在らず

八、其他法律命令に依り府縣會の權限に屬する事項 事務所 書記長、書記(二名)速記士(二名)を置く、書記は議事録其他の文書案を作成し、事務を掌理す、書記長は議長の指揮の下に書記の事務を監督し、公文に署名す 書記長 欠 縣參事會 組織—縣參事會は縣知事、縣高等官二名、名譽職參事會員十名を以て組織し、名譽職參事會員は縣會において

政治—縣會

議員中より選舉す(任期二ヶ年)

歴代正副議長

(府縣制施行以前)

議長 中村榮需 上田農夫
谷河尙忠 平田 箴
丹野彌七郎 (府縣制施行後)

氏名 工藤啓藏 明治三〇
中澤種徳 同 三三
阿部豊年 同 三三
阿部豊年 同 三三
宮部孝一 同 三三
泉田健吉 同 三三
藤原理八 同 三三
大矢馬太郎 同 三三
長内庄七 同 三三
高橋國治 同 三三
大矢馬太郎 同 三三
關口松太郎 同 三三
佐々木保五郎 同 三三
副議長 氏名 中澤種徳 明治三〇
小野哲之助 同 三三

通常縣會

昭和十年度事業案並に之に關聯する豫算案を審議する通常縣會は九年十一月廿八日午後一時から開會、この日は石黒知事の豫算説明のみで散會、議案思考の爲め三日間休會に決した。提出された豫算額は四百五十萬三千七百三十八圓で前年度當初豫算に比し九萬七千三百四十一圓の減額である。

質問戰賑ふ 休會明けの通常縣會は十二月三日午後三時半開會、佐々木議長より「凶作救恤の御下賜金につき各宮家に御禮言上の電報を發した旨を報告、各新聞社、三井、三菱等にも縣會の決議で義捐金寄贈に對する電報を發することを諮り異議なく決定、參與員異動の報告あり、一般質問に入り、頭澤藤幸治君登壇して

縣は凶作恒久對策並に財政緩和策について何等かの施設計畫をもつてゐるか、又電氣縣營に就て從來一顧も拂はなかつたが丹藤川の縣營發電の調査を進めてゐると聽くが調査の結果有利であるとせば如何にするか

六原道場問答 五日の本會議も前日に引きつゝ村上順平君の施米並びに經濟プロックに關し石黒知事に挑戦、反知事熱をあふり興奮の場面を演じついで平井三郎君登壇、過般全縣下を騒がして無罪となつた漆澤訓導兄殺し事件につき警察が被疑者を拷問してデッチあげた事件につき拷問の事實を詳細に述べ人権蹂躪であると喰つてかゝり、これに對し北村部長は拷問で事件をデッチあげた事實はないと簡単に突つ切れた。村上君は更に六原道場に録をむけ

六原道場は兎もすれば思想的な方向に走る危険性がある、その證據に全農の連中が凶作を機として入り込み六原精神と提携して宣傳しようとしてゐるとの噂がある若し事實とすれば重大問題である、これは將來において思想的に恐るべき禍根を残すのではなからうか

と突つ込みこのほど舉られた結婚式まで攻撃した。石黒知事は立つて

困窮者救済に關しては通牒の通り最も困るものに對しては警察部の報告に基き知事の責任において米を無償交付しゐる、これは町村長も諒解してゐる

六原道場問題については

日本人であり共に談じ六原精神を會得せんとするものであつたらどこにこれを拒む理由があるか、決して岩手縣の不爲になるやうなことはしない、また結婚式について色々御質問があつたが何もつべこべ申しませぬ、たとひモンペイでも何でも垢のつかない綺麗なものであつたら神様はお喜びのことと思ふ

と論鋒鋭くしつべ返しを喰はせ

電氣縣營問題 最後に前日の質問を保留した澤藤幸治君

一、當局は電氣を縣營にする考へがあるか
一、丹藤川縣營發電をなすにその經營方法を如何にするか調査進歩の程度と經費とについて伺ひ度
一、中小商工業者の融通低資に縣保證をなす意思がないか
一、縣債償還に就て如何なる考へを持つてゐるか

政治—縣會

一、六原道場と岩崎開墾の目的はよいが經費をかけ過ぎる觀があるが當局はドウ考へるか

▲石黒知事登壇 電氣縣營はマダ考へて居ない、商工資金については縣保證は仕事に確實で見込みのあるものなら保證する縣債問題は繰延べにより一時を凌いでゐるが之はユツクリ考へなければならぬ、山林拂下げも六縣知事合同で進む事になつてゐる要は縣民の力を充實させる事である

▲小山内務部長 甘藷も好望であると聽くが夫以外の農作物も凶作を契機として種々考へなければならぬ

四日(五日)の本會議は小館長右衛門君(一般縣政)、上館市太郎君(施米賛成)、高橋榮次郎君(國有林開放)の質問演説あり、五日(六日)の本會議では佐藤勝三郎君登壇鐵道省の凶作救済案である枕木四十萬五千丁の註文について

三、四等品は廢材となるおそれがある、これが對策はどうか、また凶作救済で木炭生産過剰となり價格暴落の傾向ありこれを如何にするか
と質し山本山林課長廢材を出さぬ、炭價暴落對策として國有林官行製炭を賣止めして

價格を維持するやう目下農林省へ交渉中であると答へ柴田健太郎君

六原道場は巨額の縣債を仰いでゐるが將來果して幾十倍の收益あるか

と質問、石黒知事

六原道場は自給自足をモットーとしてゐるから將來は必ず縣債を返して縣民に迷惑を及ぼさぬやうにする

佐々木謙之助君

縣財政逼迫の折から映畫、芝居の觀覽税を徵收する意思ないか内務省の先手を打つて廢娯を實施せぬか

と質問、北村警察部長

廢娯問題については目下十分考慮してゐる

戸田庶務課長

觀覽税は研究して見たが調査が面倒の上徵收して見ても大した額にはならぬ

とそれ〴〵答辯、平井君再び漆澤訓導事件をむし返しこれを以て質問戦を打ち切つて日程に入り、三浦榮五郎君の動議で決算關係議案を十五名、豫算關係議案を十九名の委員に附託した

豫算委員 委員長 龜島重治、上館市太郎、關口松太郎、立野新精、三浦榮五郎、瀬川松太郎、柴田健太郎、高橋榮次郎、佐々木謙之助、東西兵衛、千葉小平太、三

船米藏、吉田耕一郎、細川久、佐々木銀左衛門、千葉庄八、中村四郎、村上順平、小館長右衛門

決算委員、委員長及川正己、後藤廣、澤田權左衛門、萩田甚助、菊池和太郎、高橋清、新田六助、千葉需、平井三郎、中村佐一、高瀬新太郎、佐々木碩治、藤澤幸治、佐藤勝三郎、坂本勝三

凶作追加豫算附議 十二月十七日の通常縣會は凶作追加豫算を附議知事の提案理由説明後

▲及川正己君 舊銀整理について債権者と債務者を救ふ何等かの方策があるか次に震災により三百萬圓の資金を融通した沿岸六十一漁業組合に對し更生を圖ると共に發達を促すために之が監督者を増す必要を認めないか

▲石黒知事 舊銀の拂戻資金は差當り困つて居ない模様だがヨク御意見の點は考慮する、漁業組合の監督に就ては更に留意する

次いで小館長右衛門君實業補習學校補助金問題、高橋榮次郎君(凶作對策に振興調査會設置)の質問あり、三浦榮五郎君の動議で凶作對策費と災害復舊費を全員委員に附託、又日程に追加した宮古港修築に關する意見書を提出者關口君説明し異議なく可決した。尙右全員委員會委員長は關口松太郎

君に決定、十八日委員會を開き審議の結果全部原案を可決した

凶作對策豫算原案可決 凶作對策費並災害復舊費決定の縣會本會議は十二月十九日午後二時半開會、全員委員長の報告、縣營發電と久慈農學校に林科併置意見書案の提出された旨報告あり之を日程に追加し佐々木議長は起立して

今般 畏くも皇后陛下におかせられましては凶作地乳兒に對し深く御心を垂れさせ給ひ御救恤品を御下賜あられました御仁慈洵に恐懼感激に堪へません茲に縣會の議決を以て御禮言上方の御執成を乞はんと致したいのであります

と諮り異議なく文案は議長一任となり議事に入り日程を一括上程し關口全員委員長登壇して委員會の経過結果を報告

▲龜島重治君 凶作並に災害復舊に關する豫算の國庫補助は餘りに少額であり而も全國同率である、本縣の如く連年災禍に襲はれてゐては自奮自勵するも更生を圖るは容易でない、來年度に於ては之が増額を希望してやまざる次第であり同時に恒久對策樹立の爲めに調査會を設置されんことを望み原案に賛成する

▲村上順平君 凶作應急費は縣の要望した

三千萬圓に比し餘りに少い本縣は被害の多い府縣のダシに使はれた觀のあるは遺憾である

と述べ日程全部を一括附議、讀會を省略し三原案可決確定、次で意見書案を上程、提出者小館長右衛門、三浦榮五郎兩君の説明あり異議なく可決して三時散會。

×

最終日縣會本會議は十二月廿二日午後四時十分開會、(吉田、後藤兩君缺席)、追加豫算の提出、豫算、決算兩委員長の報告、縣道編入速進、本縣振興恒久對策樹立、第三十一聯隊轉營、高農の單科大學昇格、溜池設置、早池峰森林軌道促進、縣道認定編入、壽安堰溜池其他縣營施行等に關する意見書の提出された旨報告あり次で佐々木議長は天皇 皇后兩陛下におかせられては本縣の凶作に痛く宸襟を悩ませ給ひ郷倉獎勵費を御下賜遊ばされたが天恩優渥恐懼の至りに堪へず本會の決議により御禮を言上したい

と諮り異議なく可決、意見書案を日程に追加し石黒知事は登壇し追加提出の各議案につき説明をなす、これに對し政民兩派より原案賛成演説あつて佐々木議長採決の結果絕對多數をもつて希望條件付で縣の原案は通過と決する、次で參事會員補充員一名の

選舉に移り三浦榮五郎君議長指名の動議を提出したが三浦米藏君獨り反對異議を唱へるので投票の結果

二十六點 小館長右衛門 二點 高橋榮次郎、柴田健太郎、中村四郎

で小館君當選次で追加提出議案を一括上程讀會を省略して原案を可決確定、意見書案も一括上程説明を省略して原案を可決し之で提出議案並に意見書案の審議を了し佐々木議長挨拶を述べて六時閉會、本年通常縣會の幕を閉じた。

知事の提案説明

昭和九年十一月廿八日通常縣會で石黒知事の説明した豫算編成方針其他左の通り本縣の財政は打續く災厄並經濟界の一般的不況の影響を受け依然窮迫の間にあり殊に本年に於ける未曾有の凶作はその影響する所極めて甚大で之がため將來縣の歳入に及ぼす影響も可なり大なるものがあると思ふ、然るに一方歳出に於いては法令に依る義務負擔並償還等眞にやむを得ざる歳出の増加があるので、歳入出の均衡を得ることが益々困難になつて來た、斯様な實情に在るので昭和十年度の豫算を編成するに當つては、極力歳出の整理節約を圖つたけれ共、之れのみでは歳入出の按配をする

ことが困難であつたので、やむを得ず特別會計の基金より金六萬圓を一般會計に繰入るる事にした、併しながら本縣の現狀に鑑みる時は縣民將來の發展と其福利増進の爲めには徒らに整理緊縮の一點張を以てのみ終始すべきにあらざることと思ひ、故に縣民の福利増進上緊要なりと認めた事業に付いては財源の許す限り極力之を實現する事に努めた、以上の如き方針に依り編成した昭和十年度一般會計歳出豫算は經常部二百七十萬五千九百七十七圓臨時部百七十九萬八千六百四十一圓合計四百五十五萬三千七百廿八圓となつた、之を前年度當初豫算に比較すれば九萬七千三百四十一圓の減額である、次に豫算中主なる事項に付て説明すれば

▲神社費 縣社及郷社に對する供進金として五百十圓を新に計上した、神社の費用は主として氏子及崇敬者の奉養に俟つべきこと勿論であるが、地方公共團體も亦神社に公費を供進し崇敬の誠を致すは當に然るべき義と思ひ此の經費を計上し以て敬神崇祖の實を擧げたい。

▲教育費 盛岡中學校に教練教師一名を増員し女子師範學校に保姆講習科及工業學校に別科を設置せんとする事で、盛岡中學校は其學級數において亦生徒數において他校の二倍乃至二倍半を有す、明年

度に於て教練教師一名を増員せんとす、又保姆講習科の設置に付ては今日縣下には幼稚園の外に數十の托兒所が設置せられ將來益々増加の趨勢にあるが、何れの處に於ても適當なる保姆を得られざる現狀にあるので、之の必要に應ずる爲、保姆養成の目的を以て女子師範學校に保姆講習科を設置することとし、其經費千六百二十五圓を計上した、次に工業學校の別科に付いては御承知の如く木工及金工及應用化學工業の如きは當縣地方産業の開發上緊要なること、思ひ縣立工業學校に別科を設置して工業試験場の設備を利用し短時間に木工及金工等の實際的教育を施し此の種産業の振興を計らんが爲その經費二千五百圓を計上した。

▲勸業費 盛岡測候所費中岩手火山觀測費五百五十五圓を新に計上したのは岩手山は約二百餘年前以來その活動を休止し所謂休火山に屬して居たが、現にその周圍に溫泉を湧出し或は高温なる硫氣を噴出する個所を認むる等より推せば、將來再び活動の時代が來ないとも限らぬので平時之が推移に付觀測調査をして置くことが保安上緊要であると考へたからである、次に凶作に於ける被害狀況に徴し此の際一層農業經營の合理化を圖り、主要農産物にのみ偏せず栽培上種々なる組合せを爲さしむる様指導奨

勵を加ふるの要を認め、農事試験場本場費中移出園藝作物指導費に於て二千四百八十五圓を増額計上し、果樹苗木並園藝作物種子等の配布を潤澤ならしめ、又特用作物試験費三百廿五圓を計上して特用作物の奨励に資し、勸業諸費に於ても園藝奨励費三百九十圓を計上して園藝團體の事業を助成する外、更に一層大小家畜を奨励するの必要を認め、種鶏場費に於て經常部臨時部を合せ千六百十圓を増額計上して、飼育成配布の事業を擴張し、畜力利用指導員講習會費六百圓牛豚肥育奨励費千四百三十五圓、畜産加工奨励費二百圓、種馬購入費に於て三千三百圓、馬の築川病調査費九百圓を夫々増額又は新に計上した、次に本縣林産物中重要な位置を占むる木炭及木材の縣外移出高は凡木炭五百萬圓、木材三百八十五萬圓、合計八百八十五萬圓に及んで居る、従來木炭は移出検査を施行し來たつたが、木材に付ては何等之が改善の施設を講じて居らなかつた爲、取引の圓滑を欠き生産者並消費者の不利からざるものあるに鑑み、之が正量検査を施行すると共に木炭に付ても更に一層品質の向上、規格の統一、量の正確を期する爲その生産品全部に亘り検査を実施して取引の圓滑を圖り、併せて市場の聲價を高むる必要を認め、明年

度よりは是等の検査を実施する爲、總額八萬九千五百九十六圓を計上した、次に耕地整理費に於て千七百三圓を増額計上した、本縣耕地地積は十四萬三千町歩にして本縣總地積の一割にも達せざる状況で本年の如く冷害の影響を受けてその生産量に於て著しき減收を見る時は殊更に積極的に耕地の擴張及改良を圖らねばならぬと思ひこの點の指導に特に留意する必要を認め少額ではあるが増額計上した

に於て種苗の自給自足を圖り、縣下適地河川湖沼等に對し、之が増殖の奨励を爲さんとする爲である、次に副業試験費として二千六百四十五圓を計上したのは、漁村の副業的加工製造の適種研究と指導奨励を期せんとするものである、次に水産試験場中修繕費において六千二百八十八圓を増額計上したのは本縣指導船、岩手丸は恰も來年度に於て第三種準備の定期検査を受くべく、之が受檢に必要な最少限度の修繕費を計上したのである、次に工業試験場に囑託員手当として六百圓、應用化學試験費として一千圓を計上したのは、圖案及應用化學試験研究の爲め優秀なる技術員を囑託して意匠圖案の改善に資すると共に本縣産の物資を原料とする應用化學の開発を促す爲、之が試験研究を行ひ比較的簡易なる事業より遂行せんとす、次は物販販賣所費に販路擴張費として六百圓を新に計上したのは、昨年東京市に斡旋所を設けてより日尙淺きにも拘らず、異常の好成績を収めて十月末現在の本年度總斡旋高六萬七千六百一十圓示し、昨年と比較し四萬二千九百四十四圓の増加を示してゐるので更に來年度は阪神方面にも進出して本縣物産の販路擴張を策し恭微沈滞せる本縣産業の振興を圖る計畫である。

土木費 凶作救済土木事業並水害復舊事業關係に付いては取敢へず本年施行を必要とするものを選びききに縣參事會の御協賛を經夫々施行中であるがその後の分に對しては本省の豫算が確定次第不日御協賛を得たいと思ふ、普通土木費に付いては右凶作救済並に水害復舊事業費の關係もあるもので大体經常部臨時部を通じ前年度と大差ないが縣道の延長に伴ひ之が管理上道路工夫二名を増員すると共に雲石川外三河川が改修の結果縣費支辨の河川に編入せらるることになつたので之が修繕の爲千六百二圓の増額計上した、臨時部土木費に於ては繼續事業として釜石廣田兩港修築費並に府縣道改良費を計上した、釜石港は昭和七年度以來の繼續事業で大体十年度を以て終はる見込み廣田港は農林省關係の時局匡救漁港修築事業として昭和九年度に於て十萬圓の經費を投じ目下工事を施行中であるが計畫が聊か小規模なる爲地方の希望に副はぬ點がある、ので地元廣田村の寄附金を財源として昭和九、十年兩年度の繼續事業として之が施行の完壁を期することとし、明年分として二萬五千圓を計上した、次に府縣道改良費は岩泉宮古線の押角峠トンネル開鑿費であるが之は匡救事業として施行中であるがなほ繼續施行するの必要を認め之に要する經費

を計上した、警察署に於て巡查及電話工夫の増員を計上した、最近各種犯罪事件激増の趨勢に鑑み刑事巡查の配置なき岩泉、輕米の兩署に各一名の刑事巡查を配置し又鑑識施設擴充に伴ひ刑事課に巡查一名の増員を爲す外警察電話工夫一名増員の爲め所要經費を計上した尙明年度縣會議員選舉取締費として旅費その他に五千三十圓を計上した。

衛生費 癩療養費に三千八十七圓を増額計上した、次にトラホーム結核豫防費中栄養品配給費に於て三千三百三十圓を増額計上したのは結核病の發生患者は年々増加の傾向にあるので之が豫防撲滅の徹底を期するため夫々の方法を講じつゝあるが、一方貧困なる患者に對しては榮養品を配給し豫防撲滅の實を擧げんとするものである、次に精神病者療養費に千二百七十八圓を増額計上した。

社會事業費 社會事業關係の經費については少年救護法の實施に伴ひ社稜學園の收容定員を若干増加すると共に兒童鑑別機關の設置と入園前に於ける一時保護の方法を講じ不良兒童の保護並に兒童不良化の防止に努むる爲之に要する計費を新に計上し尙凶作等の爲要救護者も多數に上る見込みを以て岩手惠風園に於ても收容者の定員を増加することとし前年度に比し二千二百八十三圓を増額することにした、次に國勢調査費として三千三百四十六圓を新に計上した

の減収に止まる見込である、尙税外収入は前年度に比較しては八萬一千九百五十七圓を減少した、その内容に就て申上ぐれば事業の新施設施行に伴ひ証紙収入に於て四萬七千六百圓、使用料及手数料、國庫下渡金、物品賣拂代及雜入等に於て五萬七千五百八十圓の外時局匡救事業の起債に對する利子補給金に於て一萬一千七百卅圓道路改良費に對する地元寄附金及産業組合指導寄附金等に於て二萬四百廿六圓各々増加の一方國庫補助金に於て時局匡救事業の減少に依り二十萬一千二百二十九圓の減少を見るの外その他の科目に於ても若干減少を來した爲八萬四千餘圓の歳入不足を生ずることになつた、その内六萬圓は小學校教員恩給基金より充當し餘額は一部を河川使用料の新設に依り充當しその他は財産収入に於て之を補填することとし以て收支の適合を圖ることとした次第である。

凶作對策費及水害復舊豫算

凶作對策費及水害復舊豫算の追加議案について説明すれば先づ第一次作付用種苗購入助成費を十四萬五千六百卅三圓と更正したこれは農作物の皆無及七割以上減収の被害農家には明春作付用種苗を無償配布することとし既に數量八千四百三十石その金額十五萬八千五百七十一圓の購入手配を了

したところ今般政府助成金十三萬九千五百九十四圓と決定したので豫算更正した次第である。

果樹增植助成

次に桑園跡作果樹增植助成費に千百圓を新に計上し養蠶の不況並に冷害對策として政府の助成により桑園整理を跡作に果樹栽培を奨励することとした、次に桑園整理改植混作助成費に五萬四千五百卅六圓を追加計上し藪價の低落並に冷害による養蠶農家の窮乏に對し之が匡救のため政府の助成方針に基き桑園の整理改植混作の事業を奨励せんとするものである、次に畜産土木事業奨励費十四萬三千四百四十一圓を追加した、畜産土木事業即ち放牧採草地の改良並に幼駒育成設備は畜産の改良發達に至大の關係を有するのみならず疲弊せる農山村の餘剩勞力を資金化し凶作救農施設として適切なるを認め之を奨励せんとするものである、今回政府助成費の決定を見たので追加した次第である、次に基礎牝馬種牡馬維持助成費十九萬九千七百六十七圓を新に計上したのは近年打續く不況に加ふるに今年の凶作により農山村は極度に疲弊困憊し基礎牝馬を手放すもの或は種牡馬飼養に堪へざるもの續出するの傾向にあるは洵に憂慮すべき事態なので政府の助成方針に基き助成金を交付して本縣畜産業の

維持安定を圖らんとするものである。

馬衛生施設費 次に馬の衛生施設費として一萬二千三百九十九圓を新に計上したのほ今次の凶作により農作物收穫激減に伴ひ飼料の缺乏の爲め馬の衛生上凶作地の馬匹に對し健康診断寄生虫の驅除豫防等を実施し馬匹の保健上遺憾なきを期せんとするものである。

船溜船場其他

次に船溜船場及築磯設備費補助として二萬五千五百八十七圓を計上したのは漁村部落に於ける凶作罹災民を救助し一面漁村の發展を圖るため政府の助成を仰ぎ之が實現を期せんとするものである、次に山村に於ける凶作罹災民の救済をなすべく林道開設助成費に二萬四百三十六圓、炭窯構築助成費に一萬五千五百八十四圓、荒廢林地復舊助成費に七千五百六十五圓を各追加した、次に耕地整理事業助成費として五十四萬四千四百五十五圓を追加し降雪期以前に事業を進捗せしむることとした。

農業倉庫補助

一萬二千五百圓を追加した、農業倉庫建設奨励に付ては一般會計豫算に五萬八千三十九圓を計上し之れが建設奨励に努めてゐるが今回國庫より新規施設として一萬千圓を補助せらるることとなつたので縣費より千五百圓を加へ之れが補助奨励をなさんとするものである、次に凶作

對策共同作業場奨励費に一萬三千二百十七圓を追加し農山漁村共同作業場奨励費に四千六百六十二圓を新に計上し凶作地農家の冬季餘剩勞力の利用による副業を奨励し収入の途を講ぜしむべく目下事業施行中である。

罹災救助基金

次に特別會計罹災救助基金の歳入出に於て二萬圓を追加した、凶作罹災者に對する種穀を交付するため國の補助と相俟つて遺漏なきを期せんとするものである、第二は凶作對策土木事業であるが本事業についても降雪期以前事業を進捗せしむるの必要を認め府縣道改良費二十五萬六千圓河川及港灣砂防事業費八萬四千圓町村事業指導費一萬九千六百圓國道改良費國庫納付金五萬三千三百三十三圓を計上し又市町村土木事業費補助として三十四萬五千圓市町村土木事業調査費として二萬百七十五圓の夫々増額又は新規計上し府縣道並に河川の改良工事砂防の施設町村土木事業の助成をなし以て交通運輸の發達を圖ると共に産業の開發に資し併せて就勞の實をあげんとするものである。

水害復舊土木費

本年六、七、八の三ヶ月間に於ける降雨出水は近年稀に見るものでその被害は全縣下に及び道路の決壊橋梁の流失破損護岸の破壊等洵に甚大なるもの

がある、さきに縣參事會の議決を経工事を施行中であるが今回内務省の實地検査を受けた結果事業總額百四十三萬九千三百九十九圓となり、之れに對し五十五萬三千九百圓の國庫補助を受くることになつたので凶作對策の一助ともなるのでこの機を逸せず事業を行ふべく之れも經費を計上した次第である。

鄉倉豫算其他

凶作對策費及水害復舊費豫算に關する追加議案に關しては去る十九日の本會議に於て滿場一致を以て御協賛に預り縣當局として洵に感謝に堪へぬが今回更に鄉倉奨励費として本年度廿四萬九千七百六十圓、十年度廿三萬二千八百圓、耕種法改善指導費として五千四百圓特殊事業奨励費として六百六十圓、農民精神作興奨励費として千七百圓を夫々豫算に計上した、今其の内容について説明すれば

先づ鄉倉奨励費であるが今般長くも

天皇皇后兩陛下に於かせられては本年に於ける東北地方の凶作に對し深く宸襟を憐ませ給ひて御救恤の思召を以て御内帑を開かせられ御下賜金の御沙汰があつたことは洵に天恩優渥恐懼感謝の至りに堪へない次第である、政府に於ては聖旨を奉じ御下賜金を基

とし之に鄉倉奨励費を併せ以て鄉倉の設置並既設鄉倉の維持奨励の資として今般東北各縣に對し、夫々交付せられたのである、仍つて謹みて聖旨の存する所を奉體し以て本施設の普及徹底に努め常に自ら凶作に備へ隣保相助の美風を益々振作し地方永遠の振興を企圖せんとするのである。

次に耕種法改善並に特殊事業奨励費補助

であるが本年凶作に鑑み種作耕種法の改善を促すことを以て最も緊要の措置と認め依つて單に本年の實態のみに限ることなく平年の状態をも考慮して縣内に於ける國土其の他の條件を異にせる地區に於て安全性を保つに足すべき適當なる品種の選擇並耕種法の改善につき徹底的指導を爲さんとするものである。

次に農民精神作興費に付てであるが凶作に對する諸般の應急施設は固より一日も忽にする事が出来ませぬので縣は目下全力を擧げて罹災者の救済に努めつつあるが只單にそれのみを以て萬全を期し得たりと云ふを得ませぬ、即ち精神の作興に努めざるべからざるは言を俟たざる所であり政府の助成を得少額ではあるが此の經費を計上した次第である、次に本年の凶作に依り縣下の

中小商工業者も亦直接間接に其の影響を受け窮境に在るので即ち農家収入激減の爲商工業者は賣掛代金の回収困難に陥り従つて運轉資金は今や全く枯渇の状態である、仍て之が救済は刻下の急務と存じ縣は政府當局に對し事情を訴へ之が低利資金の融通を懇請すると共に殖産銀行其他に對しても夫々之れが對策を講ぜしめつゝあるが從來此の種資金の貸出は至つて思はしくない状態であるのに鑑み資金融通の圓滑迅速を圖り直に救済資金としての目的を達する爲には萬一金融機關が該資金を融通したことに因り將來蒙つた損害に付縣が或程度の補償をするの必要を認め政府の再補償あるものに付融通總額の十分の四を限度として之が損失補償を爲すこととし豫算外義務負擔に關する案件を提出した次第である。

次に産業その他振興調査費として一般會計に金二千五百圓を計上した政府に於いて東北地方に於ける今回の冷害を契機として東北振興調査に關する機關を設けらるゝ事となつたので本縣においても政府の該計畫と相策應して之れが振興調査に關する機關の設置を必要と認め今回縣會議員縣官並に學識經驗ある者を網羅して權威ある調査會を設置し本縣振興に關する各般の重要事項の

調査審議することとしたので之が經費として差當り該金額を計上した次第である。

臨時縣會

時局匡救費と冷害對策費二百七十四萬二千三百九圓を附議の任期最終の臨時縣會は十年四月二十二日午後三時三十分開會、石黒知事開會の挨拶と共に

先般 畏くも 皇太后陛下におかせられては敬老の思召を以て本縣下九十歳以上の高齢者二百四十二名に對し御慰恤品を御下賜あらせられ亦今般夙に少年救護事業の暢達に御心を垂れさせられ該事業従事職員の勤勞を御慰藉の御思召を以て本縣立杜陵學園長心得西村芳雄に對し文鎮壹對御下賜あらせられました事は洵に恐懼感激に勝へん次第であります謹んで御恩命を奉體し夫々關係者に之を傳達し拜受者一同に渾き御趣旨の存する所を諭告し永く至仁至慈の御徳を仰ぎまつらしむる事と致しましたと述べて開會式を終へ、參與員の任命、提出議案の報告あり、知事から新顔の淵上總務伊藤學務兩部長、柴田警務課長を紹介し佐々木議長は今回臺灣の震災は被害激甚を極め慘憺たる模様であるから縣會の決議を以て見舞の電報を發したいと諮り異議なく電文は議長に一任され、夫より石黒知事登壇

別項の如き提出議案の説明をなした。

議事經過

水産製品検査所案 臨時縣會は四月廿三日議案思考の爲め休會、廿四日再開、水産製品検査所設置に伴ふ追加豫算案と宮古港防波堤の延長と閉伊川の浚渫に關する意見書、電氣事業助成の意見書が提出された旨の報告あり、之を日程に追加し石黒知事登壇して追加提出議案について説明、小館、澤田、平井君等から質問あり日程に入り、三浦榮五郎君意見書上程の動議を出し成立、關口松太郎君宮古港修築に關する意見書について説明し電氣事業助成の意見書を平井三郎君説明、異議なく二案を一括し讀會を省略して可決、提出議案全部を一括上程三浦君之を全員委員に附託する動議を提出異議なく決定、四時半散會。

全員委員會 臨時縣會全員委員會は廿五日委員長に關口松太郎君を舉げて開會、廿六日、廿七日と審議を進めたが廿七日の委員會に政友派から縣道編入告示問題につき意見書を提出することになつたが民政派議員は感情を害して之を受理せず出席に應じないので議長と石黒知事が圓滿に開會することを勸説した結果民政派議員も署名して漸く妥協成り其他全議案全部原案可決委員會を終りいよいよ本會議開會の運びとなつ

た、午後三時五十分開會、全員委員長から縣道編入告示に關する意見書案の提出された旨報告ありこれを日程に追加し關口全員委員長登壇して委員會に於ける經過を報告し

▲澤田權左衛門君 私は政友會を代表し只今委員長の報告に滿腔の誠意を以て賛成するが縣管水産検査について希望條件を附したい、水産振興、水産製品の品質向上規格統一のため縣管検査を希望するもとつさに提案された結果水産會の事業に支障を來すものあるを以て水産會と協調して適當の時期より施行されん事を希望するものである

▲村上順平君 今回提案された案件は何れも重要な案件である故一日も早く施行されん事を希望する、農村振興費は多額に上つてゐるが之が効果の的確を期すべきである、水産検査の縣管は輿論である、良い事は一日も早い方がよいから直ちに施行されたいと希望し裁決に移り澤田君の希望條件付を採決の結果賛成者多數であつたが疑義あり氏名點呼の結果賛成十七名反對十四名で全員委員會に於て滿場一致で決定したものと反對に希望條件付で原案を可決す、これで

提出議案並に意見書案の審議を終へ佐々木議長挨拶あつて五時十五分任期最終の臨時縣會は幕を閉じた。

知事の議案説明

十年四月廿二日臨時縣會に於ける石黒知事の提案理由説明左の如し。

第一、一般會計豫算に付て申上げると警察費に千三百圓を計上したのは凶作に因る困窮者の調査並に各種救濟事業實施の適正を期する爲め凶作直後同様引續き警察官を活動せしむるの必要を認めためである次に衛生及病院費に三千圓を追加した、結核患者の發生は逐年増加の情勢にあるのみならず凶作以後の發生蔓延の實情を見るに都市を中心として廣く農漁山村に瀰漫し而も生活程度低き階級に最も多く發生するの實情に鑑み此の際速急に該病の豫防撲滅の方途を講ずべく此の經費を計上した、次に農事試験場本場費に種藝に關する技師給其の他の經費千八百二十一圓を追加計上し各種農作物の品種改良並耕種肥培法等の試験並指導上種藝に關する主任技師を設置し専ら之に當らしむることとした。

木炭倉庫建設獎勵費 次に木炭倉庫建設獎勵費として一萬三千二百二十五圓を新に計上したのは本縣に於ける木炭の年産額は四千三百萬貫であり農山村經濟更生上に至大

の關係を有するものである、然るに從來生産消費の過程に於て木炭の貯藏設備不十分であるので其の品質を損し或は需給の圓滑を欠き爲に屢々炭價の低下乃至は市價の暴落を招來して獨り生産者のみならず本縣の損失亦尠からざるものがある依つて之が對策として國庫の助成を得木炭倉庫總坪數×五〇坪を建設せしめ其の經費に對し二分の一の助成を爲さんとするものである。

次に甘藷馬鈴薯原々種圃費に關する經費として經常臨時を合せ四千八百四十五圓を計上した、之は全額國庫の助成を仰ぎ凶作防止の施設として甘藷馬鈴薯の原々種圃を設置し以て優良種苗の育成並に配付を行はんと爲である。

次に家畜傳染病及畜牛結核豫防費に千四百九十圓を追加したのは最近頻發する丹毒の豫防撲滅を圖らんが爲の經費である、此の豚丹毒は縣下に發生を見る家畜傳染病中其の主なるものであつて、大正十五年以來諸種の施設を講じ豫防制遏に努めつゝあるけれども容易に終熄を見るに至らぬので今回國庫より血精購入費に對し三分ノ二の補助があるもので依り極力該病の絶滅を期せんとするものである。

盛商建築 次に盛岡商業學校建築費及設備費として八萬二千九百六圓を計上した、茲に私は客月十三日同校より發火し本校舎一種並に設備の大部分を焼失した事を御報告申し上げねばならぬ事を衷心遺憾とし深く御詫する次第である、當時學年末試験及入學試験實施の時期に際會して居たので即時措置を講じ且つ校舎建築迄の間生徒を收容すべき場所の設備を急速完了し授業に支障なきを期したのである、發火の原因につきては未だ分明しませぬが關係者一同深く恐縮戒慎の意を表して居る次第で唯此の上は一日も速に校舎の復舊を圖り教授上支障なきを期したいと存じ復舊に要する經費を計上した次第である、次に釜石港修築費本年度支出額に於て五萬四千圓を増額計上したのは該修築工事は一昨年の津浪の爲相當破壊せられたが今回國庫補助金の増額配當を受けたので之に依り工事を施行せんとするものである、次に時局匡救土木事業費として砂防工事費に二萬圓港灣修築費に十六萬二千圓を増額計上したのは政府の方針に基づくものであつて砂防は葛根田川外一ヶ川港灣は久慈、大船渡の兩港である。

農村振興費として十三萬二千六百八十二圓

るが今般愈々本省關係の配當豫算が確定したのである、今其の事業費豫算の内譯を申すと林道開設助成費九萬四千二百二十四圓、荒廢林地復舊助成費二萬七千六百六十六圓、畜産土木事業獎勵費七萬六千九百二十四圓、農業土木事業設備費三萬七千九百十二圓、桑園整理跡作獎勵費四千圓、基礎牝馬維持助成費十四萬七千五百四十五圓、府縣道改良費六十萬四千圓、河川及港灣事業費十六萬五千圓、市町村土木事業指導費三萬八百圓、國道改良費國庫納付金十一萬圓、市町村土木事業助成費二十四萬二千三百三十圓であり、縣は之等事業の施行に依つて地方産業の開發に資し併せて罹災者就勞の實をあげんとするものである。

水産製品検査所説明要旨

水産製品検査所費に付いて説明すれば先づ第一に水産製品検査所費に於て金三萬九百卅八圓を計上した。今回新に縣に於て水産製品の検査を施行せんとす、近時本縣水産業は各種業態を通じて漸く勃興の道程をたどりつゝあり、殊に這般の大津浪に依る復興設備の完成と共に漁村の製造加工は頓に拓け又縣に於てもこの氣運に乗じ鱸その他水産罐詰等の製造加工勸奨の必要を認め先づ數ヶ町村の經濟プロックを結成せしめ以て其活動を促し又沿岸十數ヶ町村を區域

を新に計上した、本縣の産業は概ね原料生産であつて殊に主要産業たる農業に於て甚だしいのである而も本縣農村には餘剩勞力極めて多きにも不拘從來之を利用して收入を擧ぐべき途を講ずること少きが爲に一朝凶厄に遭遇せんか縣民經濟の受くる打撃極めて甚大である、斯の如く本縣の實情は原料を生産し餘剩勞力尠くないのでは是等を活用して産業の刷新を圖るは本縣農村更生の最も捷徑なるものと認め其の經費を計上したのである、殊に政府に於ては東北振興上最も緊急を要するものとして殆んど全額補助金を交付して其の實現を期することゝなつた、而も政府の方針は本縣が既に實施して居る數ヶ町村區域の經濟合同組織に依る農村工業の共同施設を助成獎勵することになつたのである、本縣としては全縣下各町村に亘り其の地理的に産業的に事情の等しきものを一團として合同組織の豫定も出來て居るので政府の此の種施設と相俟つて農村の振興に資せんとするものである。

次に凶作防止に關する水稲並畑作の試験地試作地原種圃費の經費並に之が設備費を併せ三萬二千七百八十圓を計上した、之は全額國庫の補助に依るもので該試験地に付いて之が計畫を樹て既に農林省の承認を得て

とする岩手縣水産販賣利用組合は夫々漁村の實情に即したる魚種魚粕魚油加工罐詰の事業計畫を樹立し夫々目標を定めて進み今や著々進展の趨勢にあることは洵に喜ばしき現象である今之等の製品に對して徹底したる處置を講ずることなく之をこの儘に放置せんか各自各様の立場に於て加工製造が行はれて品質規格等につき難多なる製品を市場に送り出すことになり或は需要に應じ難く或は聲價を失墜するが如き事態の發生を觀るに至る虞れがあるのである、斯ては將來に於て若し之が統制を期せんとする場合に於てもその實現は洵に至難な事であると存じ一日も速かに適切な措置を講ずるの要があるものと信じ此機會に於て從來水産會に於て施行し來つた水産製品の検査を縣營に移し以て検査の徹底を期しその製品の規格統一と價値の向上を圖り併せて之が製造加工技術の進歩發達を促し因て以て本縣製品の信用を高からしめ縣外移出の伸長を期せんとするものである、先般漁業法の改正に伴ひ漁村に於ける唯一の中樞機關たる漁業組合の機能著しく擴大強化せられこの團體の職能の發揮は直ちに漁村の隆替に關すること甚だ大なるものがあるに不拘本縣の漁業組合は今日約三百數十萬圓の負債の重壓に苦しみ居る状態であるので之が整理

上閉伊郡松崎村に設置することゝかり専ら水稲の品種改良及栽培法に關する試験並に畑作物品種及耕種法に關する試験を行はんとするものである、試作地に付いては縣下適當の農業補習學校等に委託して水稲の品種及種法並に畑作及耕種法の地域的試験を行はんとするものである、又原種圃については凶作防止上適良種子の生産配付をなさんが爲め之を農事試験場本場膽江分場輕米農場の三ヶ所に設置せんとするものである、次に凶作防止獎勵費として一萬七百圓を計上した、之は昨年の冷害に鑑み技術的に之を克服せんが爲町村の實情に基き田、畑、田畑混合等の實施指導地を設置せしめ一般農家をして之に倣はしめ以て將來の冷害に備へんとするものであるが之が經費は全額國庫の補助である。

災害豫防 次に海嘯災害豫防施設費として二十一萬四千八百八十八圓を計上し今回政府より海嘯豫防施設事業費に對し五ヶ年繼續事業として二分の一の國庫補助があり縣營業として防潮林の造成並に防浪設備の完成を圖らんとするものである。

第二、凶作對策費豫算に付て御説明申上げると耕地關係の凶作對策事業費豫算に付ては昨年の通常縣會に於て既に御協賛を經てあるので目下銳意之が事業施行中であることを促進することは漁村更生上最も重要なことである、縣は積極的に之が償還計畫の確立と事業計畫の樹立及之が實行の指導に當り以て疲弊困憊せる漁村の經濟更生に力を致すことは刻下の急務と認めらるゝを以て縣營検査の實施に伴ひ沿岸漁村に駐在せしむる検査員をして旁々この事務をも掌理せしめんとする考へである、次に歳出臨時部に於て金一萬一千四百圓の増加を來したのは本事業の縣營實施の爲に從來この事務に従事したる縣水産會の職員を退職するのやむなきに至るので縣水産會はその規程の定むる所により相當額に至る退職給與金を交付せねばならぬので縣はこの團體の財政状態を考慮してその給與財源に對して助成する必要を認め、二千萬圓を計上した次第である、又郡水産會に對しては本來の使命に立ち還り時代の要求に適應せる施設を行はしむるは刻下漁村の實情に鑑み最要の事柄である、本事業の縣營實施後に於ては財政的に相當支障を來す如く思料せられるので之を緩和し以てこの團體の活動遂行上遺憾なからしめ更に進んでは漁村更生に寄與せしむる爲に必要な事業を行はしめんとすることを期し之に對し九千四百圓を計上し之を助成せしめんとするものである。

政友會東北大會

立憲政友會の北海道東北大會は九年十一月四日原白頭宰相忌を卜して縣公會堂において本部から鈴木總裁、島田、大口、加藤、宮田、川村顧問外本部特派員並に東北、北海道選出各代議士を迎へ縣内黨員二千名近く出席して開會、左の宣言、決議の後、鈴木總裁の演説があつた。

宣言

内外の時局多難の時に方り今夏以來全國を襲ひたる冷旱その他の天災はさなきだに窮迫の極にありし農村に更に深刻なる打撃を與へ吾人の多年叱呼したる農村問題の解決は一層の切實を加ふ、殊に東北地方の凶作は未曾有の慘狀を呈しその巨款は一日を忽せにすべからず而も明治維新以來東北に對する謬れる施政は遂に同地方を驅つて現在の悲境に沈淪せしむるに至り吾人は凶作巨款對策の迅速なる實現を圖ると共に東北振興に關する根本對策の樹立に付き最善の努力を傾けその目的を貫徹せんとす

近時言論の抑壓甚しく官僚横暴の弊百出し國家機關の統制粉亂して綱紀將に頽廢に瀕せんとす今にして憲政の本義に則り公議輿論を重じ國家機關の權限と責任と

公明正大であり我黨は夙にこの方針を決定支持してゐる、又之は我國朝野の絶對不拔の信條であるから政府は飽までこの國民的の信念を背景として速に華府條約の廢棄を通告し之に代ゆるに公正にして妥當なる新條約の締結に一意邁進すべきである、我黨が倫敦條約締結當時において愛國の至誠を發露して正義の主張に終始したることは世間周知の事實である、この際須らく政府を鞭撻して目的の達成に努力せねばならぬと信ずる次第である。

諸君、滿洲國は我國の扶翼に依りて各種の機關は整備せられ着々發達の道程をたどり獨立國としては体面と實質とが具備するに至つたことは同慶の至りである、速に日滿經濟の緊密なる連絡提携を圖り有無相通じて彼我の幸福を増進するの必要があります、對滿機構の改善は建國多忙の際でもあり又現地の實情もあり此等の點は深く參酌せねばならぬが只國情平定の今日、詔勅の御趣旨を体して文武の關係は之を明確にし、命令系統を嚴正にするの要がある、若し國民をして誤て軍部偏重の感を懐かしむるが如きことがあれば皇軍のために甚だ惜むべきことである、而してこの問題のために容易ならぬ

- 一、急速に臨時議會を開會して災害並に窮乏地方の救濟對策を確立して以て民心の安定を期す
 - 二、速かに華府條約の廢棄を通告して國防自主權を確立し以て公正なる軍縮條約の締結を期す
 - 三、産業の振興貿易の發展の基調とする經濟外交政策の確立を期す
 - 四、公債政策と税制整理とを調節し鞏固たる財政計畫の樹立を期す
 - 五、畫一主義の教育制度を改善して精神教育の徹底と教育の實際化とを期す
 - 六、速かに東北地方振興に關する調査會を設置し根本的對策の樹立を期す
- 東北救濟を力説 政友會東北、北海道大會における鈴木總裁の演説大要左の如し。

諸君、我國の今日は實に多事多繁で先づ國際關係より述べんに、去月以來倫敦において開議中の軍縮豫備會議は既に日英米三國の間に數回の會議を重ね我代表は堂々として軍備の平等權と不脅威不侵略に基く公正なる軍縮方針を提唱し米國は比率主義の華府條約繼續を主張し今や正にその頂點に達せんとするの觀がある、抑々軍縮の精神を徹底して世界の平和を維持せんとする以上、我國の主張は最も

決議

立憲政友會東北北海道大會

昭和九年十一月四日

吾人は斷乎たる態度を以て現内閣の爲す處を監視せんとす敢て宣言す

事態を惹起して綱紀を紊亂し各省對立して内閣の不統一を暴露したことは少からぬ失態である。

諸君、觀て國內の情勢を觀るに我產業界は貿易の進展と軍需品工業の多忙等に依り相當の活氣を呈しつゝあるは事實であるが全面的に之を觀察すれば產業界に大多數を占むる各都市の中小商工業者は連年の不況のため疲弊困憊、その苦痛は農村の窮狀と相距ること遠からざるものであります、故に此等中小商工業者のため須らく維持發展の根本方策を樹立しその更生を計ると共に當面の急務としてはその困憊の主原因たる金融の杜絶に一道の光明を與へ、中小商工業者に對する特殊簡易の金融方策を講ずるの必要あることを痛感す。

諸君、農村問題は宿年の懸案で我黨は從來深大の關心を有つてこれが對策を樹てたのである、須らく既に講究せられたる幾多の原因事情に再認識を加へ速に時代の推移に對應して根本的更生の對策を講ぜねばならぬ、然るに本年滿價の暴落は更に農村をして非常の窮地に顛落せしめ加ふるに北陸の水害、關西の大風害、九州

四國の旱害等、踵を接して起り、殊に東北各地方における冷害凶作の慘狀に至つてはその範圍の廣汎なるその被害の甚大なる實に慘憺たるもので地方民の生活苦は眞に名狀すべからざるものがある、今にして思ひ切つた對策を樹つるに非ざれば、父祖傳來の郷土は空しく荒廢に委し途に再建の計を樹つる能はざるに至るであらう、故に之に處する當面焦眉の救濟策は一日も猶豫出來ぬがこの災害は週季的災害であるから本年限りの救濟を行つただけでは効果が無い、須らく天恵に乏しき東北の地勢、氣候、風土等各般の情勢に鑑みて東北開發振興の根本對策を講ぜねばならぬ、我黨においてはこれを痛感して目下銳意、當面根本兩對策の樹立に邁進してゐる。

諸君、我黨においてはこれを座視するに忍びず夙に各方面に視察員を派し審かに此等各地の慘況を調査して對策を樹て政府に向つて再三臨時議會召集の要求を爲したのである、遂に政府は我黨の主張を容れて開會の方針のみは決定したが、荏苒として未だ召集の日時を決定せぬのは何故か、此事については過般私が首相を訪問した際にも特に人心の安定の爲め一

日も早く開會せよと注意したのである、又全國に亘る救済對策は應急施設だけでも數億圓は必要と思ふが若し昨今傳ふるが如く少額なる豫算の提出を以てしては畢竟目前彌縫の姑息策にも足らざること、底各方面の窮狀を救ふに足らざること、斷言し、茲に豫め警告を爲すものである。

諸君、現在内外の問題は決して以上には止らぬ、國防と財政の調和と言ひ、公債政策と税制整理の關係と言ひ、教育制度並に内容の改善と言ひ、實に多事多難なるの今日、現内閣は克く荆棘を拓いて邁進し、以て國民の期待に副ひ得るや如何抑々立憲政治においては政策の所在が内閣であり、その政策が國民の信頼を裏切りたるときは潔く責任を取るのが常道であります、然るに岡田内閣においては全く何等の政策を有せざることは組織の當初において首相自ら之を言明されてゐる、又口は舉國一致を標榜しながら、これを實現するの誠意を欠いたのである、從て國民とは何等の連絡もなく只目前の問題を過渡的に處理するに過ぎぬ、祖國に僅に四ヶ月に足らずして既に閣僚の統一を欠き綱紀の紊亂を招き、無定見、無方針にして國策の遂行に遲疑する所以のも

のは全く官僚主義政治の當然招致したる結果である、かの在滿機構問題の如き、陸軍パンフレット問題の如き、その顯著なる實例ではある、又増税政策の如き一たび之を内示したるが斷然たる我黨の所信に驚き或は世間の不評に怯へ、倉惶狼狽、其度を失ふが如き全く確たる主義も方針を認められぬ薄志弱行である、要するに私は公正嚴肅なる態度を以て現内閣の施政を監視したい。

諸君、政黨の生命は政策である、在朝在野を問はず、常に社會情勢を研究し國民と緊密なる連絡を保ち各階級の動向を洞察して政策の検討に當り議會を通じて國民の要望を達せしむるのがその使命である、故に今日の國政運用には政黨は最も重要な機關である、殊に現在の如き國家の難局に當つては政黨に基礎を有するに非ざれば、強力なる政治の實現は困難である、只政黨も久しきに及んで情弊が無いと云へぬ、然し官僚政治は國民と没交渉にして、より以上の弊害がある、その他の社會にも各種の通弊がある、故に此れのみを以て政黨を責むるのは其當を得ぬと思ふ、勿論政黨は自ら省みて相警め、中央におけると地方におけるとを問

は斷然廓清の實をあげて國民の信任を向上することに努力せねばならぬ、之を要するに私は今日の場合一層我黨に對する國民寄託の重責を痛感して國家本位、政策本位に一貫し、他まで獨自の見地に立て公明に現内閣の政治を批判検討し以て偏く民意を暢達して議會政治の本領を發揮せんことを期待してやまぬのである、諸君、能く私の眞意を理解せられて國家の爲に御奮闘あらんことを希望す。

政友會岩手支部長

政友會岩手支部では九年十一月四日東北北海道大會に先き立つて縣公會堂で總會を開會、小野寺代議士を支部長に推薦、受諾を得た。

縣第二區選出代議士政友會岩手支部長小野寺章氏は十年二月三日肝臟炎にて逝去した
田子氏支部長に 縣政友會岩手支部では故小野寺支部長の後任決定の爲め十年四月二十三日支部に臨時總會を開會、代議士田子一民氏を推薦に決し同氏の就任を見た。

選舉肅正委員會

政府の方針に依り今秋の府縣會議員選舉を契機に選舉肅正運動を行ふこととなり本縣でも選舉肅正委員會を組織に決定、十年六月十九日委員三十名、顧問二十名、參與十一名を決定發表したがその顔觸れは左の通りである。

委員 政治家 縣會議員千葉小平太 民政黨岩手支部長荻田甚助 縣會議員龜島重治 同吉田耕一郎 政友會岩手支部長田子一民 縣會議員高橋榮次郎 同村上順平 縣會議員佐々木保五郎 縣會議員瀨川松次郎 實業家 大萱生金山所長一色準一郎 松尾鑛山所長林知義 縣水産販利組合長小石季一 學識經驗家醫師會長大橋珍太郎 龍谷寺住職上館全靈 駒形神社宮司野村章治 新聞代表者 岡田豐 香味市 黒澤金治 後藤清郎 瀨川政雄 菅木亮 公吏 盛岡市長大矢馬太郎 縣町村長會長松川昌藏 官吏 盛岡高等農林學校長上村勝爾 檢事志水波一 檢事上田次郎 總務部長淵上房太郎 經濟部長小山知一 警察部長北村英明 學務部長伊藤謹二

顧問 子爵田村不顯 衆議院議員高橋壽太郎 衆議院議員八角三郎 衆議院議員志賀和多利 衆議院議員廣瀨爲久 郷軍市聯合會長松本五左衛門 前貴族院議員三田義正 前衆議院議員鈴木巖 前衆議院議員藤川清助 前衆議院議員佐藤喜八 前衆議院議員佐藤良平 前衆議院議員河

野喜藏 前衆議院議員工藤吉治 前衆議院議員水上齋之助 盛岡市商工會議所會頭加勢清雄 殖産銀行頭取板井贊次郎 報恩寺住職佐藤大麟 岩手醫學專門學校長三田俊次郎 輕便鐵道株式會社社長三鬼鑑太郎 縣信用組合聯合會長佐々木休次郎

參與 師範學校長木暮安水 蠶種業組合長小野寺篤四郎 室岡翁三 花山實 堀合正身 赤十字社岩手支部主事高橋小兵衛 岩手縣農會技師福士進 産組中央會支會主事南長俊 盛岡市消防組頭谷藤市助 一關町消防組頭東海林二治郎 岩手郡町村長會長田村貞庸 紫波郡町村長會長藤根新太郎 稗貫郡町村長會長小原政治 和賀郡町村長會長澤藤幸治 膽澤郡町村長會長佐々木久四郎 江刺郡町村長會長依田養七 氣仙郡町村長會長鈴木章助 上閉伊郡町村長會長菊池明八 下閉伊郡町村長會長關口松太郎 九戸郡町村長會長三船米藏 二戸郡町村長會長千葉庄八 幹事並書記 幹事教育課長高野忠男 地方課長師岡健四郎 刑事課長板橋長右衛門 △書記 屬依不二郎 屬鹿野武男 警部補佐竹武美 委員會の答申案 本縣の選舉肅正委員會第一回顔合せは十年六月廿七日縣公會堂で

開會、田子、八角、高橋三代議士外委員、顧問、參與五十餘名出席、石黒知事から「本委員會設置の精神は立憲治下に於ける國民生活が純正明瞭なるべきことを念願せらるゝに在ることと思ふ、蓋し純正明瞭なる國民生活は清く正しき政治に主因を發するもので中央地方の議會は最も重要な役割を演ずるものと謂はねばならぬ、是を以つて中央及地方の議會に議席を占むる人々の品性識見の如何は國運の隆昌縣市町村の繁榮各種團體の發展に絶大の關係を有するものである、隨つて此等議員の選出の適不適は直ちに國縣其他各種團體の運命を左右することとなり、故にこれ取りも直さず團體の一員たる各人即ち自己の幸不幸をも齎すものである、故に議員選舉は國にとつても縣市町村其の他吾々一個人にても誠に重大なる事と斷じて輕々しく取扱ふことは許されぬ、誠心誠意神に祈る心を以て自己の擔へる尊き責務を遂行すべきである」と挨拶あり

一、本縣の實情に鑑み選舉肅正に關する方策如何なる諮問あり、各出席者によつて協議を進め諮問に對する答申は特別委員を選び草案を製作せしめることとなり、議長から

行政—中央行政官廳

上村勝爾 松川昌藏 後藤清郎 大橋珍太郎 一色準一郎 林知義 瀨川松次郎 高橋榮次郎 上館全靈 九氏を指名し特別委員協議の結果上村特別委員長より左の答申案を報告し異議なく決定した。

答申

- 一、一般縣民をして公正なる選挙が眞に國民生活の實現に必須要件たることを愈々深く自覺せしめ公明なる選挙の執行を以て各自の責務たるの信念を益々喚起せしむるは刻下の急務なりとす、依て左記各項は當面の緊要方策なりと認む
(一) 廣く縣民をして選挙の眞義を理解せしむること
(二) 候補者及運動者の自省を促すこと
(三) 所謂選挙プロカーを排除し買収行為の根絶を圖ること
(四) 選挙取締の嚴正を期すること
(五) 官署に於て從來行はれたる選挙得點豫想報告並に選挙状況報告を廢すこと
一、一般選挙人をして選挙に關する眞の自覺認識を得せしめ選挙肅正に對する熱誠を持たしむる爲め左記事項の實施を有効適切なりと認む
(一) 講演會、懇談會の開催

行政

中央行政官廳

内閣 内閣は國務大臣を以て組織され總理大臣これに首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持す
内閣所屬部 内閣には官房及び恩給、統計、印刷、法制、資源の五局を置き内閣書記官長及各局長を置く

政治

賞勳局 は内閣に隷屬し勳位勳章及年金其他賞件に關する事務を掌る
各省通則 大臣 各省大臣は主管の事務につき其の責に任ずると同時に國務大臣として天皇輔弼の責に任ず
政務次官 各省一人、大臣を佐け政務に參畫し帝國議會との交渉事項を掌理す

事務次官 各省一人、大臣の命を承け帝國議會との交渉事項其の他の政務に參與す
局長 は大臣の命を承け其の主務を掌理し局中各課の事務を指揮監督す

各省組織

- 外務省 (麴町區霞ヶ關)
亞米利加、歐亞、東亞、通商、條約の五局、外に情報部、調査部、文化事業部の設けあり
内務省 (麴町區外櫻田町)
神社、地方、警保、土木、衛生の五局に分たる、省外局 社會局、中央職業紹介事務局は内務大臣の管理に屬す
大藏省 (麴町區大手町一丁目)
主計、主税、理財、銀行の四局、外に外國爲替管理、預金部を置く、營繕管財局、造幣、專賣局は大藏大臣の管轄に屬す
陸軍省 (麴町區永田町一丁目)
軍務、人事、整備、兵器、經理、醫務、法務の七局に分たる
海軍省 (麴町區霞ヶ關一丁目)
軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局に分たる
司法省 (麴町區西日比谷町)
民事、刑事、行刑の三局に分たる
文部省 (麴町區三年町)

專門學務、普通學務、實業學務、社會教育、圖書、宗教、思想局の七局に分たる
農林省 (麴町區大手町一丁目)
農務、山林、水産、畜産、蠶糸、米穀局の六局、外に經濟更生部を置く、外局には營林局
商工省 (京橋區木挽町十丁目)
商務、工務、鑛山、貿易、保險の五局、外に保險部を置く、特許局、鑛山監督局は商工大臣の管理に屬す、別に臨時産業合理局が設置されてゐる
逓信省 (麴町區大手町二丁目)
郵務、電務、工務、電氣、管船、航空、經理の七局及び貯金局、簡易保險局、遞信局、燈臺局等がある
鐵道省 (麴町區永樂町)
監督、運輸、建設、工務、工作、電氣、經理局の七局、外局には鐵道局、國際觀光局等がある
拓務省 (麴町區櫻田門前)
朝鮮部、拓殖局、殖産局、管理局の一部三局に分たる

- 國務大臣
内閣總理大臣 岡田啓介
外務大臣 廣田弘毅
内務大臣 後藤文夫
大藏大臣 高橋是清

陸軍大臣 川島義之
海軍大臣 大角岑生
司法大臣 小原直
文部大臣 松田源治
農林大臣 山崎達之輔
商工大臣 町田忠治
逓信大臣 望月圭介
鐵道大臣 内田信也
拓務大臣 兒玉秀雄

- 内閣書記官長 白根竹介
内閣調査局長 吉田茂
法制局長官 金森徳次郎
警視總監 小栗一雄
警保局長 唐澤俊樹
社會局長官 半井清
對滿事務局總裁(兼) 川島義之
各省政務官
政務次官(一等) 參與官(二等)
外務 井坂豐光 松本忠雄
内務 大森佳一 橋本實斐
大藏 男矢吹省三 豊田收
陸軍 子土岐章 欠
海軍 伯堀田正恒 窪井義道
司法 原夫次郎 子舟橋清賢
文部 添田敬一郎 山榊儀重
農林 守屋榮夫 森高橋守平
商工 勝正憲

行政—中央行政官廳

逓信 青木精一 平野光雄
鐵道 藏園三四郎 兼田秀雄
拓務 櫻井兵五郎 佐藤正
各省事務次官
外務 重光葵 內務 赤木朝治
大藏 津島壽一 陸軍 古莊幹郎
海軍 長谷川清 司法 長島毅

文部 三邊長治
農工 吉野信次
鐵道 喜安健次郎
殖民地長官
朝鮮總督
同 政務總監
臺灣總督

農林 長瀬眞一
逓信 大橋八郎
拓務 入江海平
宇垣一成
今井田清德
中川健藏

同 總務長官
全權特命大使
關東局總長
樺太長官
南洋廳長官
南滿洲鐵道株式會社
總裁

平塚廣義
南次郎
大野武志
今村壽夫
林壽夫
松岡洋右

歷代內閣一覽

伊藤內閣(第一次)

◎明治二八・二九・三〇成立

存續二年四ヶ月

內閣總理大臣 伊藤博文
外務大臣 井上馨
◎明治二九(兼)
內務大臣 伊藤博文
大藏大臣 松方正義
陸軍大臣 大石久
海軍大臣 西鄉從道
◎明治二九(復)
司法大臣 山田顯義
農商務大臣 谷本義久
◎明治二九(兼)
山縣有朋

伊藤內閣(第二次)

◎明治三〇・三一・三二成立

內閣總理大臣 伊藤博文
外務大臣 井上馨
◎明治三一(兼)
內務大臣 伊藤博文
大藏大臣 松方正義
陸軍大臣 大石久
海軍大臣 西鄉從道
◎明治三一(復)
司法大臣 山田顯義
農商務大臣 谷本義久
◎明治三一(兼)
山縣有朋

伊藤內閣(第三次)

◎明治三二・三三・三四成立

內閣總理大臣 伊藤博文
外務大臣 井上馨
◎明治三二(兼)
內務大臣 伊藤博文
大藏大臣 松方正義
陸軍大臣 大石久
海軍大臣 西鄉從道
◎明治三二(復)
司法大臣 山田顯義
農商務大臣 谷本義久
◎明治三二(兼)
山縣有朋

伊藤內閣(第四次)

◎明治三三・三四・三五成立

內閣總理大臣 伊藤博文
外務大臣 井上馨
◎明治三三(兼)
內務大臣 伊藤博文
大藏大臣 松方正義
陸軍大臣 大石久
海軍大臣 西鄉從道
◎明治三三(復)
司法大臣 山田顯義
農商務大臣 谷本義久
◎明治三三(兼)
山縣有朋

河野敏謙
芳川顯正
陸奧宗光
河野敏謙
伊藤博文
伊藤博文

大山景範
仁禮從道
伊藤博文
河野敏謙
伊藤博文
伊藤博文

西鄉從道
清浦奎吾
濱須賀茂新
山田信道
伊藤博文
伊藤博文

大隈重信
板垣退助
桂松太郎
西鄉從道
伊藤博文
伊藤博文

河野敏謙
芳川顯正
陸奧宗光
河野敏謙
伊藤博文
伊藤博文

大山景範
仁禮從道
伊藤博文
河野敏謙
伊藤博文
伊藤博文

西鄉從道
清浦奎吾
濱須賀茂新
山田信道
伊藤博文
伊藤博文

大隈重信
板垣退助
桂松太郎
西鄉從道
伊藤博文
伊藤博文

行政—歷代內閣一覽

Table of Japanese cabinet members from Meiji to Showa eras, listing various ministries and their respective holders.

地方長官並部長

(昭和十年九月二十日) ×印本縣出身者

Table of local government officials and department heads, including prefectural governors, county magistrates, and various department heads.

行政—歷代內閣一覽—地方長官並部長

行政—本縣行政

部または衛生部を置くことを得
第十三條 知事官房においては次の事務を
掌る(一)官印府縣印の管守に關する事項
(二)文書の往復及記録編纂に關する事項
第十四條 總務部においては次の事務を掌
る(一)官吏の進退及身分に關する事項
(二)褒賞に關する事項(三)統計に關する
事項(四)議員選舉に關する事項(五)府縣
の行政に關する事項(六)會計に關する事
項(七)市町村その他公共團體の行政の監
督に關する事項(八)他の主管に屬せざる
事項

第十五條の二 經濟部においては次の事務
を掌る(一)農、工、商、林、水産に關する事
項(二)小作爭議調停に關する事項(三)度
量衡に關する事項(四)土木に關する事項
(五)土地收用に關する事項(六)水陸運輸
に關する事項(七)水面埋立に關する事項
第十七條 土木部においては第十五條の二
第四號乃至第七號の事務を掌る、衛生部
においては第十六條第二號の事務を掌る
第十八條 第一項を左の如く改む 部に部
長を置く、總務部、學務部、經濟部及警
察部に在りては書記官をもつて、土木部
及衛生部に在りては書記官または地方技
師をもつてこれに充つ
第三十三條第二項中「重要輸出品工業組合

本縣行政

法」を「工業組合法」に改む
付則 本令は公布の日より施行す
地方長官異動 岡田内閣最初、而して身
分保障後初めて地方長官異動は十年一月
十五日發表されたが異動範圍三府二十一縣
に及ぶ
地方長官會議 岡田内閣最初の地方長官
會議は十年五月三日から一週間に亘つて開
かれ、岡田首相始め各大臣からそれ、訓
示あつた、小原法相は特に似而非愛國者の
流行恐喝を根絶せよと決意を宣明した、又
後藤内相は諮問事項たる地方更生、地方行
政刷新、官紀振肅については特に高唱する
ところあつた。

本縣行政區劃は盛岡市に縣廳を置き一市
十三郡に分割し、大正十五年地方制度改正
に伴ふ郡役所廢止に際して、區域廣大、交
通不便なる下閉伊、九戸の兩郡に支廳を置
いたが、八戸線の延長に伴つて交通の便が
開けたので昭和七年四月九日支廳を廢止し
た。又徵稅賦課等の爲めに、昭和四年七月
一日より縣下七箇所に財務出張所を設け、
土木行政の爲めには七ヶ所に土木管區を置
き更に昭和八年九月一日匡救事業施行の爲
め臨時土木管區五ヶ所及工營所九ヶ所を設

八〇

けた。穀物の生産及移出検査を行ふ二十の
穀物検査出張所及木炭移出検査執行の爲め
主要生産地三十九箇所に木炭検査出張所を
設置してある。昭和十年六月水産製品検査
の爲め三支所及出張所廿ヶ所を設置した。
議員定数は貴族院議員一、衆議院議員七
縣會議員三十五、市町村會議員三千二百二十
二名で、選舉有権者は貴族院議員(互選人)
百名、衆議院議員二十萬八百四十三名、縣
及び市町村會議員は何れも十九萬八千六百
九十五名である。
縣官吏及吏員數は一千二百六十三名、市
町村吏員は八千三百二十四名である。

本縣行政區劃

Table with columns: 支廳市町村數, 面積, 一方里, 人口. Lists various districts and their statistics.

Table with columns: 上閉伊, 下閉伊, 九戸, 二戸, 計. Lists administrative divisions and their counts.

行政—本縣行政

Table with columns: 區長, 同代理者, 他, 歷代知事と部長, 任命年月日, 氏名, 在職年限. Lists district leaders and past officials.

Table with columns: 支廳市町村數, 面積, 一方里, 人口. Lists administrative divisions and their statistics.

八一

總務部長(新設)

(十年一月官制改正)

課の事務分掌は在の通りである。
第一條 知事官房及各部に左の課、係、室を置く

知事官房 秘書係、文書係
總務部 人事課、庶務課、地方課、統計課、會計課

學務部 教育課、社寺兵事課、社會課
視學室

經濟部 土木課、農務課、山林課、耕地課、商工課、水産課、經濟更生課

警察部 高等警察課、特別高等警察課、警務課、保安課、刑事課、衛生課、健康保險課

第三條 課長は必要に依り課に係を設くることを得

第三條の二 係には主任を置くことを得
第五條中警察部の分掌事務を除くの外左の如く改む

知事官房

秘書係 官印及縣印の管守 機密文書の收受、發送、編纂及保存

文書係 縣令規程に文書の審査 文書の收受及發送 文書の淨寫 文書の記録、編纂及保存 官報報告 縣令規程の編纂 縣報發行 圖書保管

總務部

社會課 社會事業の助成、監督並に聯絡統

一 救護法の實施 軍事救護 行旅病人及行旅死亡人 罹災救助、窮民救助其の他賑恤救濟 勞資協調 職業紹介、公營住宅、住宅組合、公設市場、公設浴場、公益質屋其の他經濟的保護施設 託兒所養育事業、少年救護其の他兒童保護施設 釋放者保護 兒童虐待防止 生活改良其の他社會改良 移民 勤儉獎勵 戸主會

視學室 教育の視察及指導 教育の調査及研究
經濟部
土木課 道路、橋梁、河川、港灣、堤塘、溜池、溝渠及砂防 鐵道、軌道及索道
陸地測量標 土地收用及使用 國有土地
水面 公有水面埋立 上下水道の工事
水利 都市計畫 營繕 縣廳舎及庭園の保全 岩手縣立六原青年道場の營繕
農務課 献穀 普通農事 農會 自作農創設維持 病虫害驅除豫防 肥料取締 小作調査及調停 米穀の調査並に需給調節 穀物及藁工品検査 氣象觀測 畜産 獸醫師及蹄鐵工、家畜傳染病(狂犬病を除く) 蠶絲業及蠶業取締 岩手縣立六原青年道場の農務
山林課 營林監督 保安林及森林開墾 林

人事課 御眞影 行幸啓及献納 廳中の儀式 官吏の定員 官吏の進退、賞罰身分及勤惰 恩給 官等、叙位、叙勲 褒賞 處務及服務 當直 職員録編纂 庶務課 縣會及縣參事會 縣經濟に屬する歳入歳出豫算 縣債 縣稅、賦金、使用料、手数料の賦課並に徴收方法 縣稅及縣稅外諸收入(財務出張所の取扱に係るもの)の賦課徴收 縣稅賦課徴收の監査 縣の財産及營造物の管理 他の主管に屬せざる事項

地方課 市町村其の他地方公共團體の行政監督 水利組合の行政監督 市町村の廢置、分合及區域並に名稱變更 選舉事務 民籍
統計課 縣統計 內閣統計材料 學事統計 農林省統計報告 商工省統計報告 勞働統計 內務報告例 資源調査 軍需工業動員 國勢調査 縣統計書の編纂及刊行
會計課 國庫經濟に屬する支拂豫算 國庫經濟に屬する收入及之が決算 國庫經濟に屬する支出及之が決算 國庫諸貸付金 恩給負擔分擔 出納官吏(健康保險課主管のものを除く)及縣出納吏 有價證券 其の他縣貸付金證書保管 國費の給與規程 縣經濟に屬する歳出豫算合達 縣經濟の支出及支拂 縣經濟の決算 縣稅

統計課 縣統計 內閣統計材料 學事統計

業上土地收用使用 森林組合 林業に關する同業組合其の他諸組合 地方森林會 植樹獎勵 林産物獎勵 縣有模範林 公有林野入會整理及部落有林野統一 社寺有林施業 森林保護 林野火入整理許可區域指定 林産物検査 公有林野官行造林 山林會 木炭倉庫 鑛業 岩手縣立六原青年道場の林業 其の他林業
耕地課 耕地整理及土地改良 開墾助成 開墾地移住獎勵 土地利用調査 耕地整理施行に伴ふ國有土地水面の管理、處分 農業水利 耕地整理に伴ふ大字、字區域變更並に字名改稱 岩手縣立六原青年道場の耕地整理及模範農家の建築
商工課 商工業の指導獎勵 銀行、無盡業信託業其の他金融業 商工會議所及市場商業組合、工業組合、重要物産同業組合 其の他商工業に關する諸組合 商況及貿易の調査 物産の販路擴張 通信運輸 博覽會、共進會及品評會 觀光 度量衡 岩手縣立六原青年道場の工業 其の他商工業
水産課 水産業の指導獎勵 漁業取締 漁業權に關する處分及登録 水産會、漁業組合、水利組合其の他水産に關する諸組合 船舶 岩手縣立六原青年道場の水産 其の他水産

及縣稅外諸收入(庶務課主管のものを除く)の徴收 各階の縣經濟に屬する出納検査 出納計算の検査及責任解除 保證金及擔保品の出納並に其の保管 縣金庫一時借入金及其の償却 物品の調度保管 及出納 官沒品及不用品の處分 給仕 小使其の他傭人の進退 廳中の取締

學務部

教育課 學校に奉職する御眞影及勅語謄本 學校、幼稚園、圖書館及青年訓練所の設置、廢止及設備、學校組合及學區の設置及廢止 學校、幼稚園の授業料及保育料 教育、學藝に關する法人 就學兒童獎勵 及猶豫免除 教育一般の監督及獎勵 學校、幼稚園、圖書館及青年訓練所職員の進退、賞罰及身分 教員檢定及免許狀 學校衛生 社會教育 婦人團體及男女青年團 運動、競技其の他體育 壯丁教育 調査 教員住宅 義務教育費國庫負擔金 及國庫補助金 學校及圖書館職員の恩給 及年功加俸 教育會、講習會其の他學事會 教育資金 學校基本財産及積立金 岩手縣立六原青年道場の訓練 其の他教育、學藝
社寺兵事課 兵事 神職の進退、賞罰、身分及恩給 僧侶の身分 神社、寺院、佛堂及宗教 史蹟名勝天然紀念物

經濟更生課 經濟更生計畫に關する諸般の調査 經濟更生計畫の樹立、實施、指導 及審査 産業組合 農業倉庫 副業 負債整理 岩手縣立六原青年道場の訓練 岩手縣立六原青年道場の副業 其の他經濟更生

第七條 主管の明ならざる事項あるときは部内に在りては部長之を決し各部間に在りては知事の裁定を受くべし
第九條中「又は官房主事」を削る
第十條 官房主事又は課長不在のときは其の所屬の地方事務官、上席屬又は警部若は警部補其の事務を代理す但し主務部長の承認を得て特に代理者を指定したるときは此の限に在らず
第十二條 第十四條及第十五條中の「親閱」を「閱覽」に改む

第十四條 第十九條、第三十三條、第三十六條、第三十七條、第三十九條、第四十一條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十七條、第五十三條、第五十四條、第五十七條、第五十九條、第六十二條、第六十三條、第六十九條、第七十二條、第七十一條、第七十三條及第七十四條中「文書課」を「知事官房文書係」に改む
第十五條中「文書課」を「知事官房文書係」に改む
「秘書課」を「知事官房秘書係」に改む

「事」の下「内務部長及學務部長」を「總務部長、學務部長及經濟部長」に改む
 第十六條及第一百十二條中「秘書課」を「知事官房秘書係」に改む
 第三十五條及第六十一條中「文書課」を「知事官房文書係」に「秘書課」を「知事官房秘書係」に改む
 第五十八條中「其の理由を具し」の次「文書課及」を削る
 第七十四條中「文書課長」を「官房主事」に改む
 第七十六條、第七十七條、第八十四條、第九十一條、第九十六條及第九十七條中「秘書課」を「人事課」に「秘書課長」を「人事課長」に改む
 第七十九條第二項の次に左の一項を加ふ
 前項中事故と稱するは父母の看護、忌引父母の祭日、變災、傳染病豫防法に依る交通遮斷、他官廳の召喚、兵役關係等に依り必要ある場合を謂ふ
 第九十三條中「内務部、學務部」を「總務部、學務部、經濟部」に改む
 第九十九條及第一百六條中「官房主事」を「人事課長」に改む
 第一百一條中「知事官房」の下に「人事課」を加ふ
 第十號様式中「文書課長」を削り「秘書課

文書課」を「秘書係、文書係」に改む
 第十一號様式の一及同號様式之二中「知事官房」の欄より「統計課」を削り「秘書課、文書課」を「秘書係、文書係」に改め「内務部」を「總務部、經濟部」とし「總務部」の欄を「人事課、庶務課、地方課、統計課、會計課」に「經濟部」の欄を「土木課、農務課、山林課、耕地課、商工課、水産課、經濟更生課」とす
 四部制實施に際し知事
 内訓を發す

地方官制の改正により四部制の實施を見たので十年一月三十日石黒知事の名を以て廳中一般に左の通り内訓した
 今般地方官制中職制を改正し内務部を廢して新に總務部及經濟部を置かれたるは近時地方行政及地方經濟の振興を圖ることに緊要にして急務なると又世態の進展に伴ひ事務も複雑繁劇になりたるに鑑み廳務を整理し各々その職部に在りて益々研鑽創造を明にし力を傾注して大にその機能を發揮せしめんとするの趣旨に他ならざらば總務部をして財政地方行政監督人事褒賞等に關する事務を主管せしめて財政の改善と行政の刷新とを期し經濟部をして土木農畜商工山林經濟更生等に關する事務を主管せしめて産業の振興と經

濟の更生を圖らんとするものなり是を以て本廳には總務經濟警察學務の四部を置かれたるが特に庶務の運用に關し深く留意すべきは部門多岐に亘らば内彌々連絡を密にし統制を強固にし以て廳旨一貫縣治を謬りなく廳旨の圓滿なる發展を遂げしむるに在り刻下本縣は比年相繼ぐ災禍に因りて非常の時に際會し加ふるに東北振興計畫の調査既に開始せられ諸般の事務甚だ多端を見るに至れり廳員は宜しく官制改正の趣旨を領會し節度を重んじ統制を保つて嘗て具さに訓示せる事務處理の指針に遵ひ嚴肅果敢事を圖り事を決し苟くも縣政の運営に關し些の遺算なきを期すべし

總務、經濟兩部新設四部制實施に際し縣では廳中一般に内訓を發すると共に石黒知事から廳員一同に
 一、今生死の岐路に立つ岩手縣である嚴肅なる氣分を以て縣治に當らん
 一、縣民のためになることならば敢然として之をなさん
 一、縣も縣民も殆んど無一物となつた、残つたものは負債だけである、借金しても見込ある仕事を興し死力を盡してやる外ない

以上趣旨の訓示あり事務處理の指針を左の通り示した。
 一、廳内事務の執行に當りては部課長中心の方針に據ること
 事務の基本的方針は素より知事の決する所なるも事の輕重に従ひ部課長に委するものに在りては宜しく自ら所屬の廳員に指示を與へ常に事務の中心たること△事務の決し難きものに在りては豫め先づ夫々上局に伺ひその指示を受くること△部課長中心たるの故を以て所屬廳員をして依頼的態度に陥らしむることなく却つてその擔任の事務の範圍内に於ては自ら知事たるの氣概を以て研究調査し事務に執筆せしむる様指導訓練をなすこと
 二、事務に關する縣の意見は常に唯一なること
 縣の意見の外に何課長の意見といふが如きものあるべからざること△縣の意見と看做さるゝか又は誤解せらるゝが如き私見の發表は妄りになすべきものにあらざること
 三、關與したる事務に付きては大小輕重を問はず責任を負ふべきは勿論なるが所謂官判又は便船等の弊風あるべからざること
 四、常に部課内の連絡統制を圖ることに留

意し事業の計畫及事務の執行に當り綜合施政の本旨を誤らざること
 五、廳中の執務能率は廳員精神の緊張如何にかゝる各自相戒めて廳内の空氣を引緊むる爲努力すること
 廳員をして常に規律を正し又は積極進取の態度を以て事務に當らしむること△廳内の整頓をなすこと△特に課長出勤時間の勵行をなすこと△高爽にして緊張せる精神を養ふため運動をなすこと
 六、特廳員に部課長は縣治上の基本調査及計畫は勿論日々次ぎ次ぎに豫想せらるべき改善或は新規の事業及計畫に付き研究工夫を凝らし一定の方案を樹て置くこと
 縣民の生活は日一日と改善又改善向上又向上せられて一瞬も停止するものにあらざること念頭より去らざること△受身の態度や慣例の上に眠る所謂その日暮しは最も禁物なることの反省
 七、時々(月一回位)部課長の協議懇談會を催し事務の打合計畫の説明意見の開陳を行ふこと
 八、各種の法令事務等に關し研究をなし周知を計ること
 九、廳員の修養及教導を行ふこと
 十、書類の處理に當りては特に期限を勵行すること

其他の人事異動 小安氏の後任水試験場長に九年九月十日水産課の技師鹽澤虎馬雄氏が任命された、初代耕地整理課長として大正十三年以來滿十年間在任した坂部課長は十一月卅日新潟縣に轉じその後任に奈良縣の田原剛氏が任命された、明けて十年三月廿七日大正七年以來十八年勤續の一瀬水産課長勇退して水産組合入り爲し八島商工課長が兼務となつた、佐藤熊三郎氏事件以來欠員中の視學官は四月十三日廣島縣三原女師教諭井上忠義氏と決定した、神内地方課長は五月卅一日奈良縣に轉じその後には務屬の師岡健四郎氏が地方事務官に新任され來任した、六月十三日羽根特高課長が宮崎縣に轉じ、警視廳の警部伊場信一氏が警視に新任、着任したが同十四日柴田警務課長が特高に廻り、新任の伊場氏が警務課長となつた、六月蚕業試験場長の異動あり高橋氏岐阜に去り後任は大友喜平氏。
 東北振興の對策 東北振興調査會の諮問事項である東北振興に關する根本對策の本縣答申案は廳内各課案を綜合し左記試案を作成し十年一月二十二日午後九時より知事官舎に石黒知事、小山經濟部長以下參集答申事項の協議を行なつた。
 一、精神作興並教育振興に關する事項
 イ、中堅人物の養成其他社會教育施設の

- 完備を期すること
- イ、學校教育の完備を期すること
- ロ、飲酒其の他の陋習を打破すること
- 二、交通運輸及通信に關する事項
- イ、既に建設線として事業に着手し又は豫定線に編入せられ居る區間の鐵道を速に敷設すること
- ロ、鐵道運賃の輕減を圖ること
- ハ、港灣を速に改修し海陸並鮮滿其の他の地方との連絡を完備すること
- ニ、通信機關の完備を圖ること
- ホ、産業開發の爲未改修の道路を改修すること
- 三、各種災害の防止並に治水計畫の樹立に關する事項
- イ、雪害の特に甚しき地方に對し類雪防止に關する造林を行ふと共に道路橋梁等に對しても適當の保護施設を講ずること
- ロ、農作物に對する雪害の防除施設を講ずること
- ハ、農蠶業の技術經營の研究指導
- ニ、氣象潮流に關する研究指導
- ホ、農業保險の實施
- ヘ、震嘯災害防備施設の實施
- ト、水害の特に甚しき河川にして改修價値最も大なる北上川及其の他の河川を

- 改修すること
- チ、國土保安及水害防除の爲重要河川の水源地方に對し砂防工事を施行すると共に荒廢地の復舊、水害防備林の造成民有林野の造林保護を獎勵すること
- 四、産業の振興に關する事項
- イ、農業
- 1、耕地の擴張及縣内移民を獎勵し農山村の人口食糧問題を解決すること
- 2、耕地の改良を圖り生産能率を増進すること
- 3、小作制度の圓滿なる解決を圖ること
- 4、水稻のみに偏せず畑作、畜産、養蠶等を加味する所謂多角形式に依り之が經營の合理化を圖ること
- 5、特に冬期餘剩勞力を利用する各種の副業を獎勵すること
- ロ、商工業
- 1、國又は東北六縣の組合事業として大規模の水力電氣事業を起し各種工業を誘致すること
- 2、軍需工業の地方分布を圖ること
- 3、特殊工業に對しては一定期間國庫より特別の助成を爲すと共に租稅免除の特典を與ふること
- 4、商業組合及び工業組合の普及を圖ること

- 5、商工省に地方中小商工業振興の事務を管掌する局職を新設すること
- ハ、水産業
- 1、國庫より高額の助成を爲し大型漁船の建造並に特殊加工設備を獎勵すること
- 2、養殖事業を獎勵し特に河川湖沼等の利用を盛ならしむること
- ニ、林業
- 1、林産物の増殖加工並に木竹工業の獎勵を爲すこと
- 2、無立木地に對する造林及び森林の改良を圖ること
- ホ、其他産業に關する一般事項
- 1、各種産業指導員設置に對し國庫より高額の助成をなし之が普及を圖ること
- 2、各種産業團體に對する助成金を増額して之が活動の完壁を期すること
- 3、各種生産物の販賣及必需品の購買機關を整備擴充すること
- 4、販路擴張に關する施設を充實すること
- 五、衛生及社會事業に關する事項
- イ、生活改善及防貧の施設を擴充すること
- ロ、衛生施設の擴充を圖ること
- 六、試験研究調査機關の整備

- イ、各種試験場の充實を圖ること
- ロ、陸上及海洋氣象觀測施設の充實を圖ること
- ハ、國營を以て各種産業に關する地方的試験場を設置すること
- 七、金融に關する事項
- イ、金融機關の整備
- ロ、各種産業資金の融通を潤澤ならしむること
- ハ、負債整理の徹底を期すること
- 八、國有林野に關する事項
- イ、地方還元の方法に依り之が拂下を爲すこと
- ロ、地方公共團體に對し備荒林又は基本財産として其の一部を無償拂下を爲すこと
- ハ、地元公共團體に對する交付金の増額擴張を爲すこと
- ニ、國有林野の利用又は使用の範圍を擴大すること
- 九、警察に關する事項
- イ、警察施設の充實を期すること
- ロ、特別警部補及巡查の配當を増加すること
- ハ、連帶支辨金の率を引上ぐるること
- 十、負擔輕減に關する事項
- イ、地租の稅率を引下ぐると共に土地の

賃貸價格を地方の實情に即したる方法に依り之を定むること

ロ、地方財政調整交付金交付の途を拓くこと

ハ、小學校及青年學校教員の俸給を全額國庫に於て負擔すること

ニ、小學校教員恩給金に相當する教育獎勵金交付の途を拓き縣の財政を緩和すること

ホ、各種補助金を特に高率にすること

警察署長異動 北村警察部長初の警察署長異動は十年二月八日發表されたが縣下十七署長中僅か六署長のみを残しての近年になり大異動でその主なるものは鈴木盛岡署長の勇退でその後保安課長齋藤喜直氏を据ゑ、千厩の奥寺徳太郎氏を花巻に、遠野の小野薫氏を警察練習所長に、花巻の鈴木卯佐治氏を宮古に等々で山蔭、福地二警部は勇退した。

縣の功績者表彰 縣では顯著なる功績を録された功績者及優良各團體を十年二月十一日の紀元の佳節を卜し旌表したが各種功績者優良町村團體等左の通り。

△德行者 東磐井郡薄衣村藤江エミ△縣治功勞者 膽澤郡姉妹村(在職十五年)及川正巳△地方改良功績者 岩手郡御明神村長(勤續二十七年)下川原金藏 稗貫郡大迫町助役(同五十二年)菅原甚吉 西磐

井郡一關町書記(同十八年)阿部曉 下閉伊郡安家村會議員(同四十二年)玉澤安太郎 氣仙郡盛町區長(同四十九年)水野美代治 東磐井郡猿澤村佐藤弘毅 紫波郡飯岡村小笠原倉造 和賀郡小山田村伊藤禎一 紫波郡長岡村横澤直治 上閉伊郡遠野町海老久太 氣仙郡吉濱村新沼長吉 東磐井郡奥玉村及川陸郎 下閉伊郡磯村金澤萬次郎 和賀郡笹間村伊藤福志 氣仙郡盛町今野松治郎 西磐井郡一關町遠藤三治 紫波郡赤石村長谷川長兵衛△教育功績者 膽澤郡水澤尋常高等小學校訓導兼校長(在職二十九年)古川純三 膽澤郡佐倉河尋常高等小學校訓導兼校長(同二十六年)阿部正雄 下閉伊郡鐵ヶ崎尋常高等小學校訓導兼校長(同二十六年)東海林堅吉 二戸郡福岡尋常高等小學校訓導兼校長(同二十六年)下斗米重房 盛岡市杜陵尋常小學校訓導兼校長(同二十五年)落合武夫 九戸郡宇部尋常高等小學校訓導兼校長(同二十五年)宇部行一 縣立盛岡農學校教諭(同二十八年)菅原甲子太郎 東磐井郡門崎村長佐藤武 膽澤郡水澤町學務委員(同三十年)八幡兵造△納稅表彰者 江刺郡藤里村 九戸郡種市村 稗貫郡太田村 下閉伊郡崎山村 膽澤郡若柳村 江刺郡玉里村 氣仙郡横田

村 江刺郡岩谷堂町南甲組納稅組合 江刺郡
 上閉伊郡栗橋村笹子組納稅組合 江刺郡
 玉里村熊ノ田納稅組合 同大森納稅組
 合 江刺郡岩谷堂錢鑄町納稅組合 上閉
 伊郡大槌町中須賀納稅組合 釋貫郡湯口
 村豐澤納稅組合 同矢澤村中道組納稅督
 勵組合 西磐井郡一關町收入役山口正名
 釋貫郡花卷町同伊藤賢男 東磐井郡藤澤
 町同佐藤小一郎 膽澤郡若柳村同千田喜
 代吉△衛生事業効績者 膽澤郡水澤町佐
 藤ヒサ△道路保護事業組合 東磐井郡猿
 澤村道路保護組合長佐藤恂 膽澤郡南都
 田村道路保護組合△優良勤續者 膽澤郡
 前澤町佐藤勤助 盛岡市村松末吉 紫波
 郡赤澤村遠山重太郎 上閉伊郡釜石町渡
 邊宇造 二戸郡石切所村晴山榮吉 盛岡
 市鈴木英記 西磐井郡平泉村佐々木四米
 吉 上閉伊郡甲子村大橋九右衛門 二戸
 郡爾薩休村佐藤定郎△優良青年訓練所
 東磐井郡瀧民村立會慶青年訓練所 和賀
 郡小山田村立上小山田青年訓練所 九戸
 郡侍濱村立侍濱青年訓練所 西磐井郡日
 形村青年訓練所指導員菅原專治 氣仙郡
 廣田村同蒲生米之助 西磐井郡中里村一
 關町同遠藤幸治 盛岡市櫻城青年訓練所
 後援會 同厨川青年訓練所後援會 和賀
 郡藤根村立青年訓練所後援會 同岩崎村

立煤孫青年訓練所後援會 膽澤郡相去村
 立青年訓練所後援會 江刺郡藤里村立青
 年訓練所後援會 西磐井郡殿美村立青年
 訓練所後援會 西磐井郡油島村立青年訓
 練所後援會 西磐井郡一關町立青年訓練
 所後援會 西磐井郡小梨村立青年訓練所
 後援會 氣仙郡竹駒村立青年訓練所後援
 會 東磐井郡瀧民村立會慶青年訓練所後
 援會 膽澤郡佐倉河村立青年訓練所後援
 會△優良青年團 膽澤郡南都田村青年團
 下閉伊郡船越村女子青年團
 健康者表彰 健康保險者として五年間に亘
 つて健康を保持表彰された人々左の通り。
 縣是製糸盛岡市工場佐藤三吉 盛岡市岩
 手日報社藤村賢次郎 同宮貞治 盛岡市池
 野醬油醸造工場小笠原廣治 盛岡市杜陵
 印刷所花輪萬 盛岡市川口荷札株式會社
 千葉鶴雄 盛岡市大福製綿工場吉村さき
 盛岡タオル株式會社栗谷川ゆき 本宮村
 仙北町岡村製材工場矢羽々專助 紫波郡
 大萱生鐵業所草名木清藏 同瀧田善治
 同瀧田西松 龜ヶ森村伊藤製材工場藤田
 久助鎌田多一郎 花卷町箱崎商店阿部も
 と 石鳥谷町箱庄酒造店似内理八 石鳥
 谷町松本製材所鎌田新太郎 矢澤村盛岡
 電燈猿ヶ石發電所黒淵銀一郎 和賀湯田

村卯根倉坑場岩城留治郎 同高橋長五郎
 同三菱鐵業株式會社鷺合森鐵山小田島長
 太郎 佐藤萬藏 同吉田健之助 同高橋
 林次郎 同藤田金次郎 高橋勝巳 高橋
 芳武 伊藤米太 同石井正治 同村赤石
 鐵山橋本さわ 同柏崎末次郎 同村見立
 鐵山谷口藤次郎 黒澤尻町和賀興業株式
 會社菊池政吉 澤内村松川鐵山畑本定吉
 横川目村東北電燈和賀發電所及川伊三郎
 谷内村盛岡電燈和賀發電所及川清次郎
 殿美村一關町營五串變電所引地松治 同
 伊藤甲斐治 同村上圓治 一關町營本寺
 發電所勝又正一 摺澤東北電燈砂鐵川發
 電所那須久兵衛 門崎村佐藤製材工場伊
 東喜十郎 大船渡町伊藤製板工場平山養
 之助 同佐藤老松 宮守村盛岡電化工業
 所岩根橋工場菊池文治 釜石町大洋製氷
 株式會社佐々木庄左衛門 小川村立花製
 板所立花芳太郎 普代村電氣組合茂市川
 發電所高橋喜代松 久蕪町竹花製材所佐
 々木三部郎 夏井村小坂製材所小向末吉
 縣では政府の東北振興調查會の審議と關
 聯し縣の産業並に各般に亘る振興を圖るた
 め振興調查會を設置することに決定、會長
 に石黒知事、副會長に瀧上總務部長、小山
 經濟部長を推し、委員は縣會議員その他

縣振興調查會

高農教授及び學識經驗を有する者を知事よ
 りそれらに依囑組織したがその顔觸れ左の
 通り。

縣振興調查會委員

△會長 知事石黒英彦△副會長 書記官
 瀧上房太郎 同小山知一△委員 岩手殖
 産銀行頭取板井贊次郎 岩手貯蓄銀行頭
 取伊東四郎 住友鐵業合資會社大萱生金
 山鐵業所長一色準一郎 岩手縣耕地協會
 副會長伊藤治郎助 東北帝國大學助教
 林喬 松尾鐵業株式會社松尾鐵業所長林
 知義 北海道帝國大學教授枿内吉彦 仙
 臺遞信局電氣課長豐口熊雄 小岩井農場
 長戸田務 函館稅關長太田龜太郎 盛岡
 建設事務所長岡田實 盛岡市長大矢馬太
 郎 岩手種馬所長岡村貞二 三陸汽船株
 式會社常務取締役尾上慶二 岩手養育院
 長小原源八 岩手縣蠶業組合聯合會評議
 員小野寺篤四郎 岩手縣醫師會長大橋珍
 太郎 盛岡高等農林學校長上村勝爾 騎
 兵第三旅團長鎌田正信 仙臺稅務監督局
 總務部長川又公平 盛岡營林署長片野裕
 吉 農林省東北小麥試驗地技師柿崎洋一
 盛岡商工會議所會頭加勢清雄 河北新報
 社盛岡支局長香味甫 子爵田村丕顯 衆
 議院議員田子一民 衆議院議員高橋壽太
 郎 盛岡地方裁判所檢事正田口環 東北

帝國大學講師田中館秀三 帝室林野局盛
 岡出張所長高田覺三 伯爵南部利英 東
 北帝國大學教授中村左衛門太郎 盛岡縣
 隊區司令官成川博 仙臺鐵道局運輸課長
 中島寅之助 盛岡稅務署長中出芳雄 報
 知新聞社盛岡支局長難波六郎 岩手縣水
 產會會長村上德一郎 工藝指導所長國井喜
 太郎 東京日日新聞社盛岡支局長黒澤金
 治 衆議院議員八角三郎 盛岡運輸事務
 所長安田裕 帝國在郷軍人會盛岡市聯合
 會長松本五左衛門 岩手縣町村會長長松
 川昌藏 日本勸業銀行盛岡支店長松岡益
 雄 內務省仙臺土木出張所長福田次吉
 日本製鐵株式會社釜石製鐵所長古井保太
 郎 縣農會技師福士進 岩手日報社理事
 後藤清郎 岩手縣書記官北村英明 騎兵
 第二十三聯隊附一等主計小島逞之 專賣
 局盛岡出張所々々長香田金一 盛岡木材業
 組合長小泉多三郎 岩手縣水産販賣利用
 組合長小石季一 國分謙吉 日本赤十字
 社岩手支部病院長秋葉隆 盛岡地方裁判
 所長佐藤元吉 岩手醫學專門學校教授佐
 藤三千三郎 種馬育成所長佐原敬二 岩
 手縣信用組合聯合會會長佐々木休次郎 東
 北帝國大學教授宮城音五郎 三田義正
 岩手醫學專門學校校長三田俊次郎 岩手輕
 便鐵道株式會社社長三鬼鑑太郎 岩手縣

商工會聯合會會長宮澤直治 衆議院議員志
 賀和多利 衆議院議員廣瀨爲久 仙臺鐵
 山監督局鐵政課長諸井桃二 時事新報社
 盛岡支局長瀨川政雄 岩手縣書記官伊藤
 謹二 鈴木巖 讀賣新聞社盛岡支局長菅
 木亮 縣會議員中村佐一 同高橋清 同
 中村四郎 同細川久 同吉田耕一郎 同
 高瀨新太郎 同瀨川松次郎 同高橋榮次
 郎 同澤藤幸治 同小館長右衛門 同及
 川正巳 同後藤廣 同立野新精 同荻田
 甚助 同菊池和太郎 同佐々木碩治 同
 佐々木銀左衛門 同千葉葉需 同佐藤勝三
 郎 同千葉小平太 同佐々木謙之助 同
 柴田健太郎 同村上順平 同澤田權左衛
 門 同東西兵衛 同佐々木保五郎 同關
 口松太郎 同上館市太郎 同坂本勝三
 同三浦榮五郎 同三船米藏 同千葉庄八
 同新田六助 同龜島重治 同平井三郎
 △臨時委員 盛岡高等農林學校教授長谷
 川米藏 岩手縣水産會副會長堀田熊次郎
 岩手縣立工業學校校長 岩手縣立盛岡
 中學校校長寬舜亮 岩手縣立盛岡高等女學
 校長菅野義之助 岩手縣立水産學校校長龜
 井順一 盛岡高等農林學校教授武藤益藏
 同久合田勉 岩手縣女子師範學校校長藤見
 睦治 岩手縣師範學校校長木暮安水 盛岡
 高等農林學校教授定盛兼助 岩手縣木炭

移出商業組合理事北山鏘一 盛岡市城南
 小學校長三田地勘治郎 盛岡高等農林學
 校教授門前弘多△幹事 地方事務官高瀨
 五郎 同戸田吉 同神内徳治 同高野忠
 男 同八島三郎 同幸前伸 地方警視柴
 田芳助 地方技師上野節夫 同東海林豊
 治 同山本清治 同田原剛 同猪狩源三
 地方農林技師高橋辰治 同足澤勉 同塩
 澤虎馬雄 地方商工技師貫名基 測候技
 師中田良雄

四特別委員會 縣振興調查會は十年四月三
 十日縣公會堂に於て第一回顔合せを行ひ各
 委員から意見發表の後特別委員會を組織す
 る事となり、會長から委員の部屬を左の通
 り指名し教化、産業、經濟、交通各部委員
 會は委員會を開き正副委員長を決定、今後
 の調査方法を協議した。

第一教化委員會(委員長)田村不顯(副委
 員長)佐藤元吉(委員)小原源八 三田俊
 次郎 大橋珍太郎 鈴木巖 鎌田正信
 小館長右衛門 後藤廣 田口環 立野新
 精 南部利英 佐々木銀左衛門 成川博
 千葉需 松本五左衛門 村上順平 關口
 松太郎 秋葉隆 三船米藏 佐藤三千三
 郎 伊藤謹二 香味甫 貫名基 寛舜亮
 菅野義之助 龜井順一 藤見陸治 木暮
 安水 三田地勘次郎

第二産業委員會(委員長)上村勝爾(副委
 員長)柿崎洋一(委員)一色準一郎 高田
 覺三 伊藤治郎助 中村左衛門太郎 林
 喬 古井保太郎 林知義 宮城音五郎
 柄内吉彦 村上徳一郎 戸田務 松川昌
 藏 岡村貞二 福士進 小野寺篤四郎
 菅木亮 片野祐吉 小島逞之 香田金
 一 小泉多三郎 田中館秀三 小石季一
 國分謙吉 坂本勝三 佐原敬二 千葉庄
 八 佐々木休次郎 長谷川米藏 國井喜
 太郎 堀田熊次郎 中村佐一 武藤益藏
 高橋清 久合田勉 吉田耕一郎 定盛兼
 助 高瀨新太郎 北上鏘一 荻田甚助
 門前弘多 菊池和太郎 佐々木碩治 澤
 田權左衛門 東西兵衛

第三經濟委員會(委員長)加勢清雄(副委
 員長)板井贊次郎(委員)佐々木謙之助
 伊東四郎 柴田健太郎 太田龜太郎 上
 館市太郎 大矢馬太郎 三浦榮五郎 龜
 島重治 松岡益雄 平井三郎 三田義正
 後藤清郎 宮澤直治 黒澤金治 川又公
 平 瀨川政雄 中出芳雄 澤藤幸治 佐
 藤勝三郎

第四交通委員會(委員長)岡田實(副委員
 長)三鬼鑑太郎(委員)豊口熊雄 千葉小
 平太 佐々木保五郎 尾上慶二 新田六
 助 中島寅之助 北村英明 安田裕 難

波六郎 福田次吉 中村四郎 細川久
 瀨川松次郎 高橋榮次郎 及川正巳
 地方行政改善案 十年五月地方長官會議に
 際し内務大臣より諮問の地方の更生、行政
 の改善、官紀振肅に關する縣の答申意見案
 は左の通り決定。

地方更生に關する件
 △地方財政の緩和 一縣財政に對しては視
 學、屬、技手の俸給の國庫負擔市町村立
 小學校教員恩給年功加俸の國庫負擔時局
 匡救冷害對策事業費充當縣債利子補給年
 限の延長、市町村財政に對しては市町村
 立尋常小學校教員俸給全額國庫負擔少く
 とも臨時國庫補助法による交付金額の更
 に十ヶ年繼續交付等は最も緊急施設なり
 と認む

△國有林野の整理解放 一地方公共團體に
 對する國庫交付金を増額して地方財政の
 緩和を圖ること、地元町村の基本財産
 造成に付ては現行補助率を増率し特別廉
 價拂下をなし委託林部分林を擴張し又は
 長期低廉貸付をなすこと、地元住民に
 對しては探草開墾放牧適地を開放し薪炭
 材の低廉拂下をなすこと
 △市町村合併廢合の督勵 一定の標準の下
 に或程度の強制合併の途を設け之が實現
 を容易ならしむるの要あり

△兵事事務の移管に關する地方官制の改
 正 郡役所廢止後召集徵發の事務は警察
 署長に於いて管掌するも之が直接監督應
 たる府縣の主管は學務部に屬し命令系統
 を異にする結果事務の圓滑徹底を缺くの
 嫌あり寧ろ地方官制第十五、第十六、第
 四十一條を改正して徵兵事務をもあげて
 警察部に移管するを適當なりと認む

△中堅人物の養成 地方町村又は部落の眞
 の原動力たる中堅人物を養成する
 行政の改善に關する件
 △中間機關の設置 相當廣範圍の權限を有
 する中間機關を設置して切實有効なる監
 督指導に任せしむるの要あり

△各中央並に地方廳官吏の交替異動 遺材
 登庸の途を圖り、行政刷新上極めて有効
 なりと思惟す
 △各種選舉の淨化肅正 町村部落に於ける
 選舉肅正委員會の設置選舉犯罪豫防法の
 講究選舉犯罪の迅速並に處刑の迅速重加
 等之が施設の主要目標たるべし

△生産資金 負債整理資金の特別融通
 △町村更生の綜合指導
 △下級官吏並に市町村吏員の優遇 地方廳
 に於ける屬警部等の下級の下級官吏の待
 遇非薄なるは地方行政の改善刷新上深く
 講究すべき點なりと思料せらる、判任官

榮達の途を開くため特別任用事務官警視
 の定員を増加すと共に國費判任官の
 平均給を特に増額するを最も必要なりと
 認む

市町村吏員に付ても精神的優遇に關して
 は定期叙勳官制を擴張し且年限を短縮す
 ると共に恩典を市町村長以外の吏員にも
 及ぼすこと並に成績優秀なる者に對する
 自治功勞章授與の如き制度をも實施する
 ことを要す
 官紀の振肅に關する件

△内閣直屬監察官の設置 輒近行政各般の
 事務著しく繁劇を加ふるに反し地方財政
 窮乏の結果増員は之に伴はず地方廳に於
 ける全面的事務能率は動もすれば至難視
 せらるゝの現状にあり、仍て内閣直屬監
 察官を設置し之をして絶えず地方行政の
 監察に當らしむるは地方官吏に一段の緊
 張を加へ官紀刷新能率増進上多大の効果
 あるべしと信ず、而して之等の者をして
 兼て地方行政各般の實情を詳細視察せし
 むることは中央地方の事務上緊密なる連
 絡を保持するを得て行政全般の改善の上
 にも効果尠からざるべし

高等課廢止 警察部高等警察課は十年五月
 二十一日限り廢止となりてその跡に警察部
 長書記室が新設された、加藤課長が總務部

人事課長となり佐竹警部補兼屬が主任兼監
 察官となり全課員居据りとなつた

市政

盛岡市の近勢

盛岡市は明治維新前は南部氏、二十萬石の
 城下にして盛岡城跡は岩手公園として現存
 してゐる、今縣廳所在地として本縣の中心
 を爲し、官公衙、學校、會社、銀行、神社
 佛閣、名所舊跡等數ふべきもの尠くない。
 佛閣、名所舊跡等數ふべきもの尠くない。
 佛閣、名所舊跡等數ふべきもの尠くない。
 佛閣、名所舊跡等數ふべきもの尠くない。
 佛閣、名所舊跡等數ふべきもの尠くない。
 佛閣、名所舊跡等數ふべきもの尠くない。
 佛閣、名所舊跡等數ふべきもの尠くない。
 佛閣、名所舊跡等數ふべきもの尠くない。
 佛閣、名所舊跡等數ふべきもの尠くない。
 佛閣、名所舊跡等數ふべきもの尠くない。

官公衙

岩手縣廳、盛岡地方裁判所、同檢事局、盛
 岡區裁判所、同檢事局、盛岡警察署、盛岡
 稅務署、盛岡營林署、盛岡郵便局、盛岡建
 設事務所、盛岡運輸事務所、盛岡保險事務
 所、仙臺鐵道局盛岡工場、盛岡驛、仙北町
 驛、上盛岡驛、帝室林野局東京支局盛岡出

張所、仙臺地方專賣局盛岡出張所、盛岡市役所、盛岡聯隊司令部、騎兵第三旅團司令部、騎兵第二十三聯隊、騎兵第二十四聯隊、盛岡衛戍病院、工兵第八大隊、盛岡憲兵分隊、岩手縣警察教習所、岩手縣立圖書館、同杜陵學園、盛岡測候所、岩手縣工業試驗場、同商品陳列所、岩手縣農事試驗場、農林省農事試驗場東北小麥試驗地、内務省仙臺土木出張所岩手國道改良事務所、岩手縣蠶業取締所、同盛岡支所、岩手縣薪炭檢定所、岩手縣穀物檢査所、岩手縣木炭檢査所、岩手縣公會堂、岩手縣度量衡檢定所、岩手縣農會、岩手郡農會、盛岡市農會、盛岡職業紹介所、盛岡市民病院、盛岡市診療所、日本赤十字社岩手支部、愛國婦人會岩手支部、盛岡八幡病院、盛岡少年刑務所、盛岡供託局、盛岡簡易保險相談所

學校

市内各小學校
盛岡高等小學校、仁王尋常高等小學校、城南尋常小學校、櫻城尋常小學校、厨川尋常高等小學校、仙北尋常小學校、杜陵尋常小學校、山岸尋常小學校、大慈寺尋常小學校、米内尋常高等小學校、同庄ヶ畑分教場
市立以外諸學校
盛岡高等農林學校、岩手醫學專門學校、岩手縣師範學校、岩手縣女子師範學校、岩手

縣女子師範附屬小學校、盛岡中學校、岩手中學校、盛岡農學校、岩手縣立工業學校、盛岡商業學校、盛岡高等女學校、東北高等女學校、岩手高等女學校、盛岡女子商業學校、岩手盲啞學校、盛岡女子技藝學校、岩手商業學校、盛岡禪林中學校、盛岡商業夜學校、盛岡夜間中學校、岩手產婆看護婦學校、盛岡產婆看護婦學校、盛岡自動車學校、岩手高等豫備校、盛岡裁縫女學院、盛岡生活學校
岩手縣女子師範附屬幼稚園、盛岡幼稚園、陸幼稚園、泉幼稚園、仁王幼稚園
現任三役
市長 大矢馬太郎 昭和九・六・七
助役 伊東與一郎 昭和八・七・三
收入役 安原慶吉 大正二五・一〇・二
目時敬之 自治治三三・五・三
清岡等 自治治二七・三・三
關定孝 自治治二〇・〇・元
北田親氏 自治治二〇・〇・元
大矢馬太郎 自治治二〇・〇・元
北田親氏 自治治二〇・〇・元
北田親氏 自治治二〇・〇・元

堀合由巳 自治治四一・一・三
中村謙藏 自治治四〇・四・六
大矢馬太郎 自治治九・六・七
松岡毅夫 自治治三三・六・一
中河原寛 自治治三三・八・八
關定孝 自治治三三・八・九
荒川則一 自治治二〇・〇・八
古津藤吉 自治治二〇・〇・八
關定孝 自治治二〇・〇・八
中村謙藏 自治治二〇・〇・八
中村英榮 自治治二〇・〇・八
伊東與一郎 自治治二〇・〇・八
歷代議長 自治治二〇・〇・八
工藤哲藏 自治治二〇・〇・八
宮杜孝一 自治治二〇・〇・八

大矢馬太郎 自大正二・一・三
赤澤隆次郎 自大正一・四・三
龜島重治 自昭和八・四・六
一條直藏 自昭和九・七・五
一戸三矢 自昭和九・九・三
各種委員 自昭和九・九・三
各事會委員 自昭和九・九・三

小笠原三吉 芳賀功
根子恭介 水原友次郎
戸塚勇助 平井三郎
松島齊助 上野善次郎
村上重兵衛 佐川福松
松島齊助 高橋佐太郎
芳賀功 一條友吉
惟子康一郎 岡田源太
小泉多三郎 堀合正身
土木委員 黒澤喜一郎
平石庄太郎 戸塚勇助
吉田他人 大坪義太郎
杉内吉兵衛 長岡長八
藤原徳太郎 谷藤市助
池野三太郎 上野芳太郎

學務委員

村井久太郎 一倉則文 根子恭助
平井三郎 川村松助 佐々木太郎
菅原隆太郎 石川金次郎 三田地勘次郎
大矢馬太郎 伊東與一郎 一戸三矢
龜島重治 上野芳太郎 葛三郎
村井久太郎 石川嘉七 平井三郎
一戸三矢 宮善次郎 岡田喜助
小泉多三郎 宮善次郎 岡田喜助
葛三郎 藤澤元次郎 高橋佐太郎
大坪義太郎 酒井萬藏
水道委員 水原友次郎
小笠原三吉 吉田他人
戸塚勇助 岡田喜助
村井次郎 岡田喜助
北倉則文 川村松助

市政メモ

市會議長代る 盛岡市會議長一條直藏氏は九月九日突如辭表を提出した、その理由は花巻町に於ける業務上横領事件の爲めで去る七月十六日市會議長に就任二ヶ月でタダ一度も議長席に座つたことがないといふ記録を残した。
一條氏辭任による盛岡市會議長選舉市會は

九年十月八日開會、選舉の結果

一五票 一戸三矢
一四票 大坪義太郎
二票 葛三郎
となり一戸氏當選した。
上水道通水 盛岡市上水道通水式は九年十一月二十三日新嘗祭の佳辰を卜して上米内驛前浄水場廣場で舉行した。
この水道は昭和四年十月初めて調査設計に着手し同六年總工費百三十萬圓にて七年八月主務省の認可を得て新に水道課を設けこの事業遂行に當らしめ同七年十月神嘗祭の佳辰を選びて起工式を舉行、爾來二年有餘の日子を費し完成したもので實に盛岡市が市制施行以來空前の大事業であつた、なほ配水池は市の郊外妙泉寺山である、十年八月現在給水戸數は五千七百。
豫算市會 盛岡市十年度豫算附議の市會は二月十三日開會、議案審議に先立ち新聞紙上に傳へられる上水道不正工事に對し「不正の事實なし」と大矢市長から釋明、小笠原君から藥學專門學校、葛君外二十六名から高農昇格の意見書提出、都市計畫委員、公園委員をそれぞれ選任して後豫算案を審議した、豫算關係議案左の如し。

- 一、第五號議案 十年度豫算
△歳入六十七萬六千三百三十圓△歳出經常部三十八萬五千九百七圓 臨時部二十八萬四千七百二十三圓
- 一、第六號議案 學事獎勵基金歳入出豫算(四百七十二圓)
- 一、第七號議案 消防獎勵同上(六百四十三圓)
- 一、第八號議案 社會事業資金歳入出豫算(二萬七千六百四十九圓)
- 一、第九號議案 發明獎勵費基金歳入出豫算(三百五十八圓)
- 一、第十號議案 學齡兒童保誨同上(九百九十圓)
- 一、第十一號議案 備荒同上(四萬三千八百三十五圓)
- 一、第十二號議案 吏員退隱料及一時給與同上(二千二百二十一圓)
- 一、第十三號議案 昭和行幸記念同上(八百八十圓)
- 一、第十四號議案 公益質屋歳入出豫算(七千二百七十四圓)
- 一、第十五號議案 奉齋資金同上(六百四十四圓)
- 一、第十六號議案 水道事業費同上(十一萬四千八百八十九圓)
- 一、第十七號議案 産業資金同上(三十萬

- 八千圓)
- 一、第十八號議案 起債に關する件(診療所設備に充つるため九千圓)
- 一、第十九號議案 同上(産業資金として貸付のため三十萬圓)
- 一、第二十號議案 備荒基金支出の件(冷害罹災市民救済のため五千圓支出)
- 一、第二十一號議案 基本財産及び積立金蓄積停止の件(基本財産罹災救助金及營繕資金の蓄積は各條例規程に基き十年度に於ては之を停止する)
- 一、第二十二號議案 市税課率の件(地租附加税地租一圓に付金七十一錢其他)
- 一、第二十三號議案 縣稅家屋稅附加稅課率の件(法人の所有し且使用する家屋本稅一圓につき一圓五十錢)
- 一、第二十四號議案 特別稅戶數割賦課の件(制限内賦課額十二萬八千九百六十七圓九十四錢、制限外賦課額一萬九千三百七十六圓六錢)
- 一、第二十五號議案 市産業資金貸付規程設定の件
- 一、第二十六號議案 産業貸付委員規程設定の件(市議五名、選舉權を有する市民五名)
- 一、第二十七號議案 水道委員規程設定の件
- 一、第二十八號議案 有給吏員定員規程中

改正の件(書記五十人を六十人、技手七人を十三人に改む)

一、第二十九號議案 傳染病院食費藥價徴收規程中改正の件

一、第三十號議案 臨時有給吏員定員規程廢止の件

一、臨時有給吏員給與條例廢止の件

故南都中尉追悼會 盛岡市では十年三月四日公會堂で三十八年日露で名譽の戦死を遂げられた故南都利祥伯三十周年追悼會を盛大に催した。

厨川校移轉問題 厨川小學校改築移轉敷地問題は縣の諮問に對し館坂裏と木伏裏の兩論出でかなり紛糾をかもしたが十年三月三日の市會で滿場一致館坂裏を決定、同時に金十三萬五千圓の工事起債の件をも議決した。

庶務課長異動 盛岡市庶務課長飯岡徳次郎氏は十年六月十四日突如免職となり前盛岡貯蓄銀行支配人吉田新九郎氏がその後任に任命されたがこれを機とし市では逐次吏員刷新断行に着手する。

道路網決定 盛岡市將來の發展を齎す都計劃の街路網設定案に關しては市當局に於て夫々調査を進めてゐたが十年七月二十七日完了したので委員會に附議の上圖面の作製を待つて縣を経て内務省に申請する運

- びに至つたが右案によれば市内の總延長道路里程は五萬五千八百九十一米に及び豫算總額は實に七百八十六萬三千圓といふ百年の大計が樹てられてゐる、更に内別的に示せば道路網に於て
- △十二間道路 (延長三、二三八米)
- △十間道路 (四、一三一米)
- △八間道路 (九、八七五米)
- △七間道路 (六、五八三米)
- △六間道路 (二四、一〇四米)
- △四間道路 (二〇、九六〇米)
- 豫算の類別は
- △用地費 二、一九七、七三八圓
- △物權移轉費 八一五、四八一圓
- △工事費 一、四五五、四四二圓
- △舗裝費 一、六六〇、一六七圓
- △街路植樹費 六二、一四三圓
- △橋梁費 一、三一六、九〇〇圓

△附帶工事費 一四三、七四三圓

△事業費 二一一、三八六圓

となつて居り可及的に從來の幹道を尊重した、市を縦横に貫通する基盤の目式的もので市に接續した市街の部分に就ては目下縣によつて還狀式の道路網が設計されてゐる。なほ商、工業並に住宅地區の内容及び道路の配置に關しては極秘にしてゐるも大体に於て幹線中最大の十二間道路(一本)は驛前と見られ、商業地帯及び工業地帯は六間乃至八間、住宅地帯は四間乃至六間が適當とされて居り、豫定幹線の十間道路(二本)八間道路(十本)が如何に配備されるかが興味とされてゐる。以上の設定案が内務省より地方委員に諮問されその答申に基づいて内閣の認可あつて初めて決定するものでそれまでには早くても本年末までを要するものと見られてゐる。

外交

帝國外交

廣田外相が十年一月廿二日第六十七議會において宣明せる帝國外交方針演說の内容は左の通りである。

外交—廣田外相宣明

滿洲國は今や既に建國の基礎を完成しこの後の發達については眞に日滿兩國國民の融和協力に俟つものが多いが、就中經濟的方面においては益々有無相通じ共存共榮の實を擧げんことを期待する

帝國の今日大なる關心を拂つてゐるのは海軍縮小問題で、今回の交渉に對する帝國政府の根本方針は徹底的軍縮を行ひ、攻撃的兵力の全廢若くは大縮減を實現し以て各國をして他國よりの脅威を免れしむると共にまた如何なる國に對しても脅威を加へ得ざらしむることにあるのである、ワシントン海軍軍備制限條約は客年十二月廿九日を以て米國政府に廢止の意思を通告し昭和十一年十二月末日を以て廢止せらるゝこととなつたが固より帝國政府はこれに依つて進んで軍備擴張をなすが如き意圖なきは勿論、眞に軍縮制限の精神に基く所なる方式により同條約に代るべき新協定の成立を期せんとするものである、さきの豫備交渉においては關係國間に十分なる討議が行はれ各國の見解も略明白となるに至つた結果、この際各國代表が親しく本國政府と打合せを行ひ是までの交渉の結果を篤と檢討すること適當と認められた爲昨年十二月廿日をして一先づ交渉を休止することとなつたが帝國政府はあくまで新協定を成立せしめ世界平和に貢獻せんことを切望するものである

元來日米兩國は經濟通商の關係において他に例を見ざるが如き相互依存の重要關係に立ち居るのみならず國交開始以來歴史的友

好關係に在りその間本質上圓滿なる解決を見得ざるが如き如何なる問題も存在せざるは勿論、遙か太平洋を隔て、その東西に存在する兩國の間において何等衝突すべき原因を想像し得ないのである、また舊同盟國たる英國との關係については帝國の通商貿易擁護上同國との間に幾多折衝の必要あるものあるは事實であるが、世界の何れの地においても雙方の利害調節を不可能とするものは考へ及ぶことが出来ませぬのみならず、日英兩國間の意思の疎通及相互の協力も眞に世界の平和に重大なる貢獻をなすものなることは論を俟たざる所である、帝國政府は如上の關係よりして先づ英米兩國と前述の如き精神に基き交渉を進めた次第であるが、前述の精神はなほ延いてこれをその他の諸國にも及ぼし、特に隣接各國との間には常に善隣の誼を重んじ互に相侵迫せざるを旨とするものである

ロシアとの折衝に當つても全く右の精神をもつて進んでゐる次第で、現に進行中の北滿鐵道交渉もその妥結を見るの日もおそらく遠からざることと思ふ、これによつて従來しばしば北滿鐵道において發生したる紛議の根源が除去せられ日、滿、露三國の友好關係が愈々強化せらるゝこととなれば、

關係三國ともに本交渉所期の目的を達成する次第である、なほまた帝國政府は進んで兩國關係の平和的進展を計るためロシアの極東殊に滿露國境方面における軍備に就ては相互信頼を増進する見地より同國政府においても十分の考慮を拂ふことを望まざるを得ないのである

支那が一日も速かにその安定を恢復する一方、東亞の大局に覺醒せんことを衷心より希望してやまぬのみならず、わが國としてその善隣としてかつ東亞の安定力たる地位に鑑みこれが實現のため一層努力したいといふ方針を持つてゐるのである、しかし従來兩國の間に多年懸案たりし各種の問題が漸次解決を見、支那國民が次第に帝國の眞意を諒解するの傾向あることは帝國政府としても如實にこれを認むるに吝ならざるものであつてわが方においては今後益々右傾向の促進に遺憾なきを期する次第である

次にわが國の通商關係を概観しまするに、諸外國においては依然として關稅引上、輸入制限、爲替管理及び爲玉替補償稅等による貿易制限政策を行ひ特にわが國との既存通商條約を廢棄し來る國もあるが帝國政府

日支問題

は出來る限り斯の如き通商制限を緩和撤廢せしめ相互の利益を増進するため關係各國との間に妥當なる諒解を遂ぐる様折角努力してゐる次第である、日蘭會商については未だ一々具體的妥結の運びに達してゐないが双方代表の過去六ヶ月以上にわたる努力は彼我双方の通商上の立場を明かにし、かつ諸種の誤解を除くことに効果があつた許りでなく、今後引續き交渉上重要な基礎を完成したるものと信ずる

親日に轉向

(十年一月から六月迄の動向)

蔣介石・鈴木・有吉會見 蔣介石氏の招請に應じ十年一月二十九日我が駐支公使館付武官鈴木中將は南京に於て蔣介石氏と會見し、同日、有吉公使は外交部長兼攝行政府院長汪兆銘氏と會見し、翌廿日有吉公使と蔣介石氏との會見が行はれた、蔣介石氏は久瀾を叙した後「東洋平和確立の爲には是非とも日支の提携を處理したい」旨を力説し「中國統一のためには日本より應分の援助を得たい」旨を匂はせた、これに對し鈴木中將は日支提携實現の第一着手は支那側において排日運動、排日教育の即時停止を斷行する外には無く、これが絶對的先決條件なる事を儼然と云ひ放ち蔣介石氏の決意の有無を質したが蔣氏は「排日貨については極力取締りに努めてゐるけれども其完全なる終焉迄には今少しの時日を藉きたい」と苦衷を述べた。

有吉、汪兆銘の會見は先づ有吉公使より岸本稅務司の復職問題、通郵通車、無線連絡問題に關し日本政府が一應支那側の努力を認める旨を述べ次で各種懸案につき十分懇談を遂げ更に日支關係の根本問題に言及し支那側の反省を求めその結果(一)岸本稅

外 交——日支問題

務司を復職せしむ(二)水先案内權問題は支那側に於てその回收を三ヶ月延期する(三)チャハル問題として解決するといふに意見の一致を見た。

蔣介石氏の排日取締 蔣介石氏は十年二月一日支那記者團との會見に於て次の如く反日行動を慎むべき旨を警告した。

支那は信義和平を外交の根本方針とし各國との友好關係増進に努めてゐる、今回廣田外相が議會で述べた日本の對支方針に誠意が籠つてゐることは支那朝野の等しく認める處である、中國人民は屢々刺戟を受けたため一部分に排日運動が起つたが政府は常に合理的にこれを阻止した、今や國際形勢暗澹たる時吾人は唯平等の原則の下に誠意を披瀝して相見え疑惑一掃に努めて前途の光明を期すべきである、中國の過去の反日感情、日本の對支過激態度は共に是正すべきで全國同胞は一時の衝動に由る反日行動を抑制し信義を示すべし、かくせば日本も亦信義を以て相應ずべしと余は確信する

更に「中國は將來日本の保護國となるのではないか」との質問に對し左の如くこれを斷乎否定した。

「かゝる疑惑は幼稚極まるもので、中日兩國間の事情を解するものは決してかゝる妄想を抱いてゐない」

蔣介石氏の前記警告以來新聞その他言論機關に對する排日記事の取締りは事實上勵行されよほど排日記事が影を潜めて居たとこる國民政府は更は二月十三日直轄各機關に對し左の如き言論取締の指令を發した

凡そ軍事外交の秘密或は黨國の大計を妨害するが如きものを除く施設に對し事實の根據を以て善意の報道をなすものは齊しく自由に發表するを得、但し三民主義と相容れざる主義の宣傳をなすを得ず

汪兆銘氏は二月廿日の中央政治會議席上「日支兩國國民は一時の利害にこだはらず、一時の感情に囚はれず共に誠意を以て正義を保持し、もつて兩國の永久平和を圖れば兩國の根本問題は必ず合理的に解決する、これは兩國の福利であるのみならず、更に東亞の福利であり、又世界に對する最大の貢獻である」

南京政府の排日取締 國民政府は蔣、汪兩氏が聲明した排日取締工作の第一歩として二月廿日夜全國各地新聞通信社に對し排日排日貨的言論の掲載を一切禁止する旨命令した。

二月廿七日の中央政治會議は蔣、汪兩氏連名の提議に基き人民の生命、財産の保護、營業及び職業の自由に關する議案を可決直

に國民政府に命じこれを全國に勵行せしめることとなつた、右提議は日貨排斥により他人の生命、財産を侵害し營業を妨害するを禁ずる旨を明かに日貨排斥運動取締りを決定したもので、汪、蔣兩氏が過日の聲明に基き日貨排斥取締りに乗り出した第一歩の工作と見られる。

尙、南京政府は王寵惠氏をして、其のへグ歸任の途次、本邦朝野を訪はしめ、日支諒解の促進に當らしめた、王氏は二月十九日來着し三月五日日本を去つたが滞在中国政府、軍部、民間の各方面と接觸に努め、充分日本朝野の對支意嚮を探つた。

于學忠氏の協定違反事件 塘沽停戰協定の實施に關聯し于學忠氏が不遜の行動に出てゐる事實に鑑み關東軍當局は重大決意を固め五月四日非公式に次の如く言明した。

停戰協定の實行に關しては四月十一日天津において山海關特務機關長儀我大佐、武官大木少佐、北平公使館附武官高橋少佐、何應欽氏代表朱式勤氏、于學忠氏代表許同莘氏、殷汝耕氏、陶尙銘氏會見の結果詳細なる協定が成立したが、四月三十日于學忠氏は右協定に不同意を唱へ自由なる配備をなしたため天津駐屯軍において直に警告を發した、しかるに于學忠氏は自軍の配備については日本軍の指

揮を受ける理由なく、また自己の所信を斷行すれば結局日本軍も泣き寝入りで承諾するだらうとの見解より依然反對を續けてをり、關東軍においてはかくの如く協定實現を于學忠氏の一存によりて阻止されるのを許す能はず、于學忠氏の行動は挑戰攪亂の行動に外ならず、かつ關東軍の容認せざる地點へ軍を移動するは日本軍の感情を刺戟し協定の精神を無視する行動と認む、従つて于學忠氏にして反省せざれば關東軍は重大な決意をもつて對處せざるべからず、軍として目下山海關特務機關長儀我大佐を以て軍の意向を傳へ、一方支那駐屯軍も強硬なる態度を保持して事件に臨んでをり支那當局では于學忠氏の嚮意を豫期してゐるものゝ如くであるが、關東軍は常に實踐を基準とするがゆゑに于學忠氏の行動に現實的效果を認め得るまでは嚴重監視を加へる覺悟である。

于學忠氏は關東軍の重大決意と天津駐屯軍の嚴重なる警告に甚だしく周章狼狽し深く反省する所あり、四日直ちに停戰協定を無視した省政府命令を取消し協定遵守の意思を言明するに至つた。

日支大使の交換 日支兩國間における大使交換の實施に關しては久しい懸案であつた

が日支兩國政府間に諸般の打合せを終了したのでわが外務省では五月十七日午後五時を期して左の如く在支公使館を大使館に昇格、現駐支公使有吉明氏を初代駐支大使に任命する旨正式に發表し、なほ大使館昇格に關する帝國政府の態度につき左の如く外務省當局談をこゝろみた。

外務省公表

昭和十年五月十七日在支那帝國公使館を大使館に昇格せり
特命全權大使 有 吉 明
中華民國駐劄被仰付
特命全權大使 有 吉 明
免兼官 兼特命全權公使 有 吉 明
國民政府公表 日支兩國は民國十七年以來の懸案であつた兩國公使をこゝに昇格して大使となし支那の第一次駐日大使として現在公使蔣作賓氏を任命し日本は現在駐華公使有吉明氏を第一次駐華大使に任命することに兩國政府は既に同意を得た

駐日特命全權公使 蔣 作 賓
任駐日特命全權大使
列國の大使館昇格 日支兩國の大使交換正式實現にさきだち、五月十五日駐日イギリス大使館參事官ドット氏は重光外務次官に對し「イギリスも昇格の用意ある」旨の通

告あり、引きつゞき十六日にはグルー駐日アメリカ大使も廣田外相を訪問、同様主旨を述べるところあつたが、十八日駐日ドイツ大使館參事官メーベル氏は、外務省に重光次官を訪問しドイツ政府は日本政府の勸奨にしたがつて駐支公使館を大使館に昇格せしめる事に決定し、十八日日本政府の右決定を接受した旨外務當局に通告し來つた従つて支那における列國の公使館は日本をはじめとして英、米、佛、露、獨など主要列國がすべて大使館に昇格することとなつた。

北支緊張

關東軍は五月四日于學忠氏の協定違反に關し聲明を發したが、その後孫永勤の率ゐる匪賊が停戰區域内を攪亂したる事實あり、皇軍の出勤により孫匪は五月廿三日夜より二十四日拂曉にかけて掃蕩することを得た。しかるに孫の背後には平津方面から指令があつたこと判明するに至つたとあり、又天津租界内にある親日滿支新聞社長が五月三日、四日二人とも排日テロ團に暗殺せられた事件があり、北支に於ける反滿抗日の氣勢は輕視を許さざるに至つたので五月二十九日我が北支駐屯軍は河北政權に對し嚴重なる抗議を提出するところがあつた。六月九日支那駐屯軍參謀長酒井大佐は北平軍事分會委員長何應欽氏に對しわが通牒文

を手交した。

(一)駐平政務整理委員會の撤消 (二)軍事分會の撤消 (三)中央直屬軍隊第二師、第廿五師並にその附屬機關一切の河北省外撤退 (四)于學忠氏の第五十一軍の河北省外撤退 (五)國民黨省及び市黨部の河北省より撤去 (六)藍衣社の解散

その他數項は既に支那側で實行済みで言及されず、實行期日はその項目に依り異り一週間乃至二週間に及ぶものである、その中第二師及び第廿五師の撤退完了期日は二週間である、六月十一日の國民政府行政院會議は汪兆銘氏より「日本側の要求を全部的に承認する最高部の意向決定し十日何應欽氏に電報し口頭を以て正式回答せしめた」旨を説明し更に支那との國交を害する言論行為結社を禁止する國府令を發した趣旨を述べたに對し出席各部長ともその處置に對し滿腔の賛意を表し現下の時局に際してはこれを最も適切なる方策であるとなしこれを承認した。

チャハル事件

北支問題は六月十日何應欽氏の我全要求の受諾、六月十一日國民政府の排日取締に關する所謂「邦交敦睦令」の發令、北支人事の異動等により解決を告げたがしかるにチャハル省の宋哲元軍の不法行為が之に關聯

して責任を問はれることとなつた、事件の真相は六月十一日の關東軍の發表によれば從來しばしば、毎日行爲を繰返して居た宋哲元部隊は昨年十月廿六日所謂張北事件として松井、川口兩中佐及び池田外務書記生等一行八名に對する第百三十二師の侮辱事件を惹起し再び事件を發生せざる旨誓ひたるに拘はらず再び六月五日左の如き第二張北事件を發生せる事十日に至つて始めて判明した關東軍では今回の事件をもつて于學忠の北支事變以上の非行と認める、即ち五月三十日善隣協會のトラックで多倫を出發した我某特務機關員大槻桂、大井久、山本信親其他一名計四名の消息が一時不明であつたが六日午後北に漸く張家口に到着した、一行は張北において一晝夜支那軍のため不法監禁を受けたるもので、五日午後四時張北の南門において第百三十二師衛兵に停車を命ぜられたので一行は某特務機關の身分、證明書を示したがかくの如きものは無効であると部下に跳付け第百三十二師司令部に連行され、次で軍法處内の禁兵室に投ぜられ荷物その他旅行用品を詳細に取調べた上一室に監禁され青龍刀、銃劍を擬して脅迫訊問をなし食事並に寢具をも與へず六日午前十時漸く釋放された、右

監禁は宋哲元の參謀長の命令によるもので訊問その他侮辱行為は軍法處長自らこれに従つたものである。

依つて高橋北平駐平駐在武官、松井張家口駐在武官は直ちに何應欽、宋哲元兩氏に對し嚴重抗議し(一)宋哲元の排日滿行為の中止に關する誠意の確認(二)將來に對する具體的保障を要求した處、宋哲元は秦德純を代表として天津に特派し、我が軍當局に對し百方陳謝し事件の圓滿解決を策しつゝあつたが幾許もなく宋軍の第二次暴行事件勃發し、事態は愈々重大化するに至つた。

右の情勢に直面し、國民政府は六月十七日左の決定を發令し、應急の措置を講ずるところがあつた。

- 一、北平政務委員黃郛病氣のため王克敏に委員長代理を命ず
- 一、津沽保安司令商震に天津市長兼任を命ず
- 一、察哈爾省政府主席宋哲元の省政府主席の職を免ず
- 一、察哈爾省政府委員兼民政廳長秦德純を省主席に任ず
- 一、關東軍重大決意 茲において新京關東軍司令部に於いては六月十七日全軍幕僚會議を開き察哈爾省肅正工作に關し軍の重大決意を決定した、軍としては今一應國民政府當局に對し宋哲元並に麾下軍隊の處分を要請し、國民政府に於いて依然決せざる場合は宋哲元麾下の軍隊を匪賊と見做し、斷乎肅正懲行動に出づることとした、これに對し國民政府では汪精衛、何應欽、黃郛らの巨頭を中心に連日對策を協議の結果、六月廿三日新チャハル省主席秦德純氏は蔣介石氏の命により土肥原少將を訪ひ、チャハル事件解決に關する覺書に署名交換を了した事件解決の覺書 我が軍當局は秦氏と交換した覺書を更に南京國民政府が確認せん事を要求した、支那側は右に對し相當躊躇の色を示したが結局國民政府は確認を與へ六月廿七日北平陸軍武官室において

◆察哈爾省肅正の處置 一、今後省内において排日行為の再發を防止する旨保障する

一、省内國民黨部を解散する、その他排日團體を解散しこの種團體の組織を絕對禁止する

◆新非武装地帯の設定 一、沽源から南方獨石口、赤城を連ねる一線を畫し昌平、延慶の線に結び延慶において塘沽停戰協定に基く非武装地區と接続、この一線と國境線とより成る三角地帯より察哈爾等を撤收する

一、右地帯には今後駐兵せず、新たに保安隊を以て治安の維持をはかる

「新生」事件

有吉大使が國書を國民政府首席林森氏に捧呈したのは六月十四日であるが、これと前後して北に河北、張北の兩事件が起り、南に新生不敬事件が起つた、その事件の内容は上海で發行せられてゐる「新生」といふ雜誌の六月號に易水と稱するものが我が皇室に關し恐懼すべき不敬記事を掲げたことに因由する、最初この問題は石射上海總領事の抗議に對し上海市長吳鐵城は六月廿五日陳謝、雜誌の廢刊、執筆者の處罰を受諾し、之れに依つて一とまづ行政處分を終り局地的に解決を見たのである、しかるに右

した(以下略)

日滿關係

南駐滿全權赴任 在滿機構改革の後を受け新機構の下に最初の駐滿全權、關東軍司令官、關東長官たるべき南次郎大將親任式は九年十二月十日宮中に於て舉行された、南全權は十二月十九日赴任の途に就いた。

滿洲國皇帝御來訪 滿洲國皇帝陛下には我が聖上陛下に對し奉り、滿洲國建國以來の絶大なる御援助を感謝あらせられ、且つ昨年三月、滿洲國帝政の實施に當り之が御慶祝のため我が皇室より御名代として秩父宮殿下を御差遣遊ばされたのに對し、御答禮の思召を以て、多數の扈從員を隨へさせられ、御途上恙なく四月六日御入京、四月十五日御退京遊ばされたが、その間日滿親善の最高儀禮を御交遊遊ばされたことは勿論、我が國上下を舉げての御歡迎に兩國々々の親善は遺憾なく發揮せられた。

康徳皇帝の詔書 滿洲國皇帝陛下には今次の御訪日にあたり、日本皇室をはじめ奉り朝野を舉げての懇切深厚なる御歡迎に對しいたく御感銘あらせられ、日本皇室をはじめ奉り日本國民に對し御感謝の意を述べさせ給ふと共に日滿永久不渝の關係を國內三千萬民衆に宣示あらせらるゝはもとより中

外に向つて聖旨を闡明遊ばさるゝため五月二日宮廷東便殿に鄭國務總理以下各大臣簡任官以上、各省長、總務廳長、各軍管區司令官興安省警備司令官、江防艦隊司令官及び陸海軍將星を召され玉音朗々と左の詔書を御宣讀あらせられた。

詔書

朕登極ヨリ以來亟ニ射カラ日本皇室ヲ訪ヒ修睦聯歡以テ積慕ヲ伸ヘンコトヲ思フ今次東渡宿願克ク遂ク日本皇室懇切相待チ備サニ優隆ヲ極メ其臣民熱誠迎送亦禮敬ヲ殫竭セサルナシ衷懷銘刻殊ニ忘ルル能ハス深ク維フニ我國建立ヨリ以テ今茲ニ逮フマテ皆友邦ノ仗義盡力ニ賴リ以テ不基ヲ奠メタリ茲ニ幸ニ親シク誠悃ヲ致シ復々意ヲ加ヘテ觀察シ其政本ノ立ツトコロ仁愛ニ在リ教本ノ重スルトコロ忠孝ニ在リ民心ノ君ヲ尊ヒ上ニ親ム天ノ如ク地ノ如ク忠勇公ニ奉シ誠意國ノ爲メニセサルハナシ故ニ能ク内ヲ安シ外ヲ攘ヒ信ヲ講シ鄰ヲ恤レミ萬世一系ノ皇統ヲ維持スルコトヲ知レリ朕今射カラ其上下ニ接シ咸ナ至誠ヲ以テ相結ヒ氣同シク道合シ依賴渝ラス朕

雜誌發行責任者杜重遠、右記事執筆者易水の兩人が司法處分に附せられ、易水なるものは杜重遠によれば單なる投稿者で其の住所姓名を詳かにせぬとのことであるが、杜重遠が豫審廷で陳べたところにより、前記々事は國民黨部の公評を得たものであることが判明するに至つた。

こゝに於て本事件は單に上海市長の陳謝等によつて片づくべきものではなく、國民黨部の責任を問はざるべからざるものなることが明白となつたわけで、有吉大使は訓令に基き陸海軍武官、石射上海總領事、須磨南京總領事と打合せの上、國民政府に嚴重抗議する事となり七月二日上海に來た外交部次長唐有壬氏の來訪を求め、之に正式抗議を提出した。

事件解決す 國民政府においては七月四日唐外交部次長代理の歸京を迎へ緊急首腦會議を招集、新生事件の對策を協議した結果不敬事件に關する有吉大使の要求を容れ七月七日左の措置をとるに至つたことを七月八日、在支帝國大使館は聲明した。

一、雜誌「新生」檢閲の直接責任者として中央黨部宣傳委員會上海圖書雜誌檢閱委員會の検査主任以下檢閱關係者の六名を罷免した

二、同委員會は近く改組を行ふことに決定

ノ眞義ヲ發揚スヘシ則チ大局ノ和平人類ノ福祉必ス致スヘキナリ凡ソ我カ臣民務メテ朕カ旨ニ遵ヒ以テ萬機ニ垂レヨ此ヲ欽メ
御名御璽
康徳二年五月二日
國務總理大臣
宮内府大臣

北鐵讓渡調印

北鐵讓渡協定正式調印式は十年三月二十三日午前九時半より麹町區三年町外相官邸階下大廣間において舉行
日本側：廣田外相、重光次官、來栖通商局長、東郷歐亞局長、桑島東亞局長、天羽情報部長その他
滿洲國側：丁士源公使、外交部次長大橋忠一氏、北鐵參事烏澤聲氏その他
露國側：ユレニエフ大使、極東部長カズロフスキ氏、北鐵副理事長クズネツオフ氏その他

出席し、先づ廣田外相と共に調印を行ふべき滿洲國側全權丁士源公使、外交部次長大橋忠一氏、北鐵參事烏澤聲氏、露國側全權ユレニエフ大使、極東部長カズロフスキ氏、北鐵副理事長クズネツオフ氏の夫々全權委任狀の審査を行ひ、次に北鐵讓渡に關する滿露基本協定に調印し、次で議定書に調印し、公文の交換を行ひ午前十時十分歴史的な調印署名を終了しこゝに昭和八年六月

月以來波瀾曲折の折衝一年九ヶ月に及んだ北鐵讓渡は正式署名と同時に効力發生、時を移さずカズロフスキ氏より在ハルビン、スラウツキー總領事宛、並びに廣田外相は在新京守屋大使館參事官に調印終了をそれ〴〵訓電して一齊に現地における接收を行はしめた、かくて露國の北鐵(附帶事業及び財産を含む)に關して有する一切の權利は滿洲國政府に讓渡せられ、滿洲國は代價額一億四千萬圓を支拂ひ、別に解雇せられる露國籍北鐵從業員に對する各種退職金三千萬圓も滿洲國政府において負擔することになつた、調印終つて廣田外相、ユレニエフ大使、丁士源公使の三氏はそれ〴〵起つて協定成立によつてもたらさるべき日、滿、露三國國交の親善關係増進を祝して挨拶し終つてシャンペン祝杯を傾け、日、滿、露三國交和平の礎石はこゝに建設され午前十時三十分調印式を終了した、署名調印を了したる基本協定議定書交換公文は同時に外務省からこれを公表した。

滿洲國內閣の更迭 鄭國務總理はかねて辭表提出中のところ、十年五月二十一日辭職を聽許せられ新に組閣の大命張景惠氏に下り、左の通新閣僚の顔觸決定し、同日正式に任命發表された。
國務總理張景惠氏、民政部呂榮寰氏(前

濱江省氏)外交部張燕卿氏、財政部孫其昌氏(前龍江省氏)、實業部丁鑑修氏、交通部李紹庚氏(元北鐵督辦)、文教部阮長鐸氏(前國都建設局長)
司法部及蒙政部大臣は留任、尙ほ照治氏は宮内府大臣に、臧式毅氏は參議府議長に、謝介石氏及沈瑞麟氏は參議に夫々任命され、鄭孝胥氏には前官禮遇を賜はつた。
駐日滿洲國初代大使謝介石氏は十年七月四日信任狀捧呈のため參内天皇陛下に拜謁仰付けられ恭々しく信任狀を捧呈すれば天皇陛下には優渥なる勅語を賜つた。

日滿經濟共同委員會 日滿經濟共同委員會協定の正式調印式は十年七月十五日滿洲國外交部大臣室において南全權大使と張外交部大臣の間に行はれた、其協定案左の通り日本國政府および滿洲國政府は日本國および滿洲國の間に既に存する日滿兩國の經濟上の依存關係を永遠に強固ならしむるため日滿兩國經濟の合理的融合を實現せしむることを希望したるにより兩國政府は昭和七年九月十五日即ち大同元年九月十五日調印、日本國、滿洲國間議定書の主旨により日滿兩國相互間の重要な經濟問題に關しても日滿兩國は十分かつ緊密に共同の實をあげるの必要なるを認

めたるにより兩國政府は日滿經濟共同委員會を設置することに決した。

國際關係

列國と日本

海軍豫備交渉 一九三四年六月十八日英首相官邸において開催された海軍豫備交渉は同廿一日に第一回専門家會議を開いた所、席上英國モンセル海相は一つの議案を提出したが之は傳へられる所によると英が巡洋艦三十隻を建造して七十隻保有するを基礎とし總噸數の引上げ等を要求するものなので壽府三國軍縮會議決裂當時に還るものと見て、米國政府はいたく失望し、六月廿五日に再開の豫定だつた専門家會議もお流れとなり、交渉中止に立至るかに見えたが此間英國側の辯明的努力が効を奏してか、漸く六月廿七日午前専門家會議が開かれ午後には第三回本會議が開かれた、午前の専門家會議には英國政府經濟財政顧問サー、フレデリック氏も出席し、經濟事項も組上り上つた模様である、しかし英米間の交渉は再開にも不拘相互了解には到達し得ず廿七日後は専門家の手を離れて、英國からはポールドウィン樞相、サイモン外相、米國側ノーマン、デヴィス氏が主役となり政治的方法に依つて歩み寄らんとするもの、如く

であつたが七月中旬交渉は日本との關係もあり十月迄途に休止することに決した。

軍縮豫備會談經過

ロンドン海軍々縮會議豫備會談は一九三四年十月廿三日の日英第一次會談を以て再開の火蓋を切られたが帝國政府は専門代表として海軍中將山本五十六氏を派遣出席せしめた、即ち日本側は代表松平駐英大使と山本中將、隨員大使館參事官加藤外松、海軍大佐岩下保太郎兩氏で二十四日の日米第一次會談、二十六日の日英第二次會談、二十九日の英米第一次會談、三十一日の日米第三次會談と折衝を重ねたに拘らずその間に何等の意見の一致を見ず本會議に臨む基礎的諒解に達すること能はずして日米の主張對立のまま、一九三五年に持越されやうとしてゐる。

海軍豫備交渉は再開頭初より日米間の主張對立的對立を見せ到底妥協の餘地なき有様であつたが、十一月七日に到り英首相マクドナルド氏は一案即ち、日本に名目上の軍備均等を認め實質的には宣言により差等軍備を與へんとするの所謂紳士協約案を提出し日米間の意見の調和を計らんとしたところ日本代表部は、本國政府に訓令を仰ぎ交渉は回訓を俟つて再開の段取りとなつて居

- 一、日英米三國は原則上國防安全の平等權を持つ
 - 二、日英米三國は條約によらず一方的自主宣言によつて各自の兵力量建艦計畫等を示し合ふがその基礎は大體ワシントン條約の比率五五三を維持する
 - 三、主力艦の條約艦型三萬五千トンと三萬トンとする(英國に從來の二萬五千トンと大艦主義のアメリカに五千トンだけ讓歩し結局主力艦の單艦トン數引下を行ふ)
 - 四、英國は乙級巡洋艦七十隻を保有すること
 - 五、アメリカに對して航空母艦を、又日本に對しては潜水艦を増加建艦することを認める
- 去る七日日英第四次會談に於てイギリス側が局面打開の一試案として日本側に提示したいはゆるイギリス側の妥協試案に對して帝國政府として右イギリス側試案はいはゆる提案と稱すべき性質のものではないが、

イギリス側においては日本が新軍縮條約締結の前提的必須條件として最重要視する對英米パリテイの主張に對し日本の體面を重んじこれを承認せんとするが如き誠意を認めらるゝ節もある、この際右妥協試案に對し帝國政府の態度を闡明することも豫備交渉の進行上必要であるとの見解に一致したので十一月十六日夕刻廣田外相から松平大使宛訓令案が發電された。

邊に休會に決す 我が回訓をめぐつて三國間に數次折衝が行はれたが要するに日本は三國の海軍を平等にしたい、其共通最高限は出来るだけ低くしたい、従つて日英米は各々精々六七十萬トンしか持てないといふ事になるかも知れぬ、又攻撃武器は全廢、せめて大縮したいと主張し、英國は一九三七年一月以後、日英米三國は原則として平等の海軍を持ち得るが實際としては自發的に建艦を必要限度に制限し、相互に建艦計畫を宣言通告し合ふことにしたい、この案は形式上表面上は至極穩健妥當のやうであるが愈々となると日英の間にも英米の間にも差等が附せられる結果となる、其差等は之を比率の形に換算したときは七割になるか八割になるか分らぬが、兎に角に日本を劣勢に置かうといふ考へであるから我が方としては「諾」とは言へないわけである、又

英國が現有百廿萬トン少くとも保有艦船の隻數を減らす考へのない事は明かである、米國は英國に對しては巡洋艦七十隻（現有五十隻）の要求を拒否し、大艦巨砲主義を堅持して主力艦の艦型縮小に反對し、専ら隻數の減殺により總括二割の縮減を企圖してゐる、従つて米國の主張は英國とも合はず日本とも衝突する、三國とも意見が合はず互に讓歩の用意が無い以上、會議は決裂の外ない、そこへ持つて來て日本が華府條約の廢棄を決定することになつたから米國代表は會議不成功の責任を日本になすりつけてサツサと引き上げようとした、然るに流石に老練な英國は事をぶち毀し度くない、喧嘩分れをしては花も實もなくならない、考へから日本に向つては廢棄通告を數日の間のばして欲しい、米國に對しては休會の形式にしたいと話して十二月十九日限り三國は共同宣言を發して休會するに一決した

△休會共同宣言の内容

去る六月開始され休會後更に十月二十三日以後進捗して來た海軍會議が有意義なる目的に寄與したことは日、英、米三國代表の等しく同意するところである、右會談は一九三〇年ロンドン海軍條約の下に發意されたがその後諸提案、示唆の提出があつた結果會談の範圍は擴大される

に協議する機會を得ること、ならう、既に行はれた會談により達成された準備工作に徴し適當の時機が到來するとともに會合續會を正當づけるやうな情勢が展開するに至ることを希望する、右の場合には現會議を發議したイギリス本國政府が機宜の處置を講ずるであらう。

華府條約廢棄

齋藤駐米大使は九年十二月廿九日正午（日本時間廿日午前二時）米國々務長官コーデル、ハル氏を訪問廣田外相の訓電に従ひ下掲の如きワシントン海軍條約廢棄通告文を手交した、右條約廢棄通告の件は十二月十九日午前の樞密院本會議に於て可決され即日政府に御下渡しあり、廿一日の定例閣議に於て岡田首相より右報告あつて全閣僚一致承認し國內手續を完了したので、廣田外相は廿二日齋藤駐米大使宛に、廢棄通告の傳達を訓令したものである、尙ほアメリカ國務省はワシントン條約廢棄通告の英佛、伊三國への傳達手續が右三國駐在アメリカ大使館によりワシントン時間十二月三十一日午前七時を以つて終了し茲に一切の手續を完了せる旨發表した。

廢棄通告書を手交傳達すると同時に左の如き通告書の邦譯および外務當局談を發表した。以書翰啓上致候陳者本使ハ本國政府ノ訓令ニ依リ左ノ通閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候 日本國政府ハ千九百廿二年二月六日「ワシントン」ニ於テ署名セラレタル海軍備制限ニ關スル條約第廿三條ニ從ヒ茲ニ「アメリカ」合衆國政府ニ對シ右條約ヲ廢止スルノ意思ヲ通告ス依テ右條約ハ千九百廿六年十二月廿一日後ハ効力ヲ有セサルモノトス 本使ハ茲ニ閣下ニ向テ重ネテ敬意ヲ表示シ 敬 具 千九百三十四年十二月二十九日 ワシントンニ於テ 齋 藤 博 在「ワシントン」國務長官「コーデル」ハル閣下

聯盟脫退發効

昭和八年三月廿七日國際聯盟に對して發せられた帝國政府の脫退通告は聯盟規約第一條第三項の規定により愈よ九年三月廿七日その法律的効力を發生し、こゝに日本は完全に聯盟の羈絆を脱却することになつた、現在の情勢では脱退通告當時危懼された國際的紛議は全く豫想されず滿洲帝國は益々

に至つた、當事者達は海軍問題のあらゆる様相を率直に十分且つ有意義的に討議した、しかし何等か確たる結論に到達する事は豫備會談の目的ではなかつた、豫備會談の目的は將來における審議並に協定の素地を準備するに止まつた、同じく現行海軍條約の調印國でありかつ夏季會談に参加した佛、伊兩國政府に對しては會談の經過一切を絶えず通告した、會談において三國政府は海軍制限を繼續し更に關係各國がすべて同意出來るやうな海軍力の縮減を達成することを希望したが、將來如何なる原則に基づき如何なる方法によりこの目的を達成すべきかは今後の折衝に委ねられた、今や三國の各見解が知悉せられ且つ十分討議し盡くされ以上各國代表が再び本國政府と親しく接觸を遂げ會談の結果生じた情勢を十分分析し且つ更に考慮し得るやう會談を休會するが至當だと考へられる段階に到達した、従つてこの點において會談を休會することに意見一致した、しかし今後もロンドン會議に關係ある各國政府は相互間に緊密な聯絡を保ちかつロンドン、ワシントン海軍條約當事國たる他の諸國政府と接觸を保つであらう、更に休會の結果イギリス本國政府は自治領諸政府と更

健全なる發展を遂げ且つ聯盟脫退後も南洋委任統治權は依然日本に歸屬することが確實となつたので外務省は聯盟脫退に關しては何等意思表示をなさず又南洋委任統治領と密接の關係を有する海軍においても沈黙して成行を靜觀する態度を堅持してゐる。

日印新條約調印 日印通商條約は一九三四年七月十二日午後零時四十五分イギリス外務省において帝國大使松平恒雄氏と外相サイモン氏、インド事務省ホア氏との間に正式調印を了した、新通商條約は一九三三年七月以降前後四ヶ月に亘リシムラ及びデリーの兩地に於て開催された日印政府會商の結果去る一月五日を以つて成立し、四月十九日ニュー・デリーに於て帝國代表澤田節藏公使とインド政廳代表ボア商務長官との間に假調印をみたもので其後航空便を以て條約正文をロンドンに送附、日英兩國政府間に正式調印をみる段取りであつたが、日本製綿布の量、一、條約適用地域に關し英國政府から新條項挿入の申出あり、暫時兩國政府間に折衝が遂げられたが英國政府は遂に右申出を拋棄し兩項目は單に日英兩國政府の紳士的諒解に止る事となり急轉直下新條約調印の運びに至つた。

日濠親善使節特派 日濠親善使節として政府は特命全權大使出淵勝次氏を濠洲及び

ユーギリランドに派遣に決した、同大使は十年七月十五日東京驛出發渡濠の途についた、渡濠に際して出淵大使は語る「今回の使命はいはゆる親善使節として國際聯盟の一員であり且つ久しきにわたり同盟の誼を結んだ英帝國の有力なる構成分子たる濠洲及びニューギリランドを訪問して友好親善の空氣を作り、彼我傳來的親交關係に一步を進むることを目的とするのであつて、別段一定の外交問題を交渉し、または特殊の經濟案件を商議するためではない、幸にして幾分なりとも微力を致すことを得ば本懐至極に存する次第である。

歐米諸國

どう動いたか

ヒットラー地位確立 ヒンデンブルグ大統領の逝去によりヒットラー獨首相は一九三四年八月二日以来大統領と首相の職を兼攝してゐたが右兼攝につき正式に民意の賛否を問ふため九月十九日一般投票を行つたがこれに依つてヒットラーの新地位は確認された。

ザール人民投票 ヴェルサイユ條約により、獨逸より分離され國際聯盟の特別委員會の施政に委ねられて來たザール領域(面積一千八百八十八平方新、人口七十七萬七

千人)の所屬決定の爲めの人民投票は、獨逸より分離されてから十五年の一九三五年一月十三日行はれたが開票の結果獨逸側は九割三分の多數を獲得して大勝利を得た。

ザール領域は一月十三日の人民投票の結果と同日十七日の國際聯盟理事會の決議により、獨逸への復舊が確定したので同地域に於ける稅關は二月十八日獨逸政府委員の手により接收を了し佛蘭西人官吏は前日十七日に退去した、英、伊、オランダ、スエーデン四ヶ國軍から成る國際警備軍三千三百名も逐次撤收、總司令官ブライド少將も廿七日歸國の途につき、更に廿八日には警察權がドイツ政府に移管された。

獨逸爆彈宣言

英佛伊は英佛伊協定、佛伊協定に於て獨逸の軍備平等權を認め、ヴェルサイユ條約第五編軍事條項に代るべき一般の軍備協定締結を目指し且つ英佛伊獨白五ヶ國の空軍相互援助協定を目論んで獨逸の參加を求め獨逸側も歩み寄りを見せて兎に角空軍ブール案だけは分離して參加を諾し獨の希望によ

をも國防軍に加へ總數五十五萬を整備すると傳へられてゐる。

佛・伊の對策 獨逸政府の再軍備宣言に對し佛政府は即時空軍の大擴張を決し航空相ドナン將軍は三月二十日夜次の如く言明した。

「フランス政府は今回空軍を擴充するに決し擴充費用十六億フランの追加豫算を二十一日議會に提出承認を求めの方針である、空軍豫算は昨年十一月成立した通常空軍豫算の追加豫算で特に爆撃機の充實に力點を置いてゐる」

モーラン佛陸相は四月五日に對獨國境線強化のため、南佛オーシユ市駐在のモロツコ狙撃部隊を獨佛國境オート、アルサス地方へ、又南佛ナルボンヌ市駐在の歩兵二個大隊を獨佛國境メツツ市へ陸軍部隊の移駐を完了せる旨發表した。

伊政府も滿期兵の除隊を延期し四月一日より本國及び植民地に約五十萬に達する二期兵を維持する旨三月二十一日聲明し二十三日更に一九一一年の全兵士に召集命令を發せる旨をも公表し更に空軍擴張計畫を促進特に驚異的性能を誇る起重爆飛行隊を整備して南歐洲の制空權を完全に確保するに決した。

一九三五年三月始めサイモン英外相は柏林を訪問しヒットラー總統と直接交渉して一層の接近を圖ることになつてゐた所、英國は三月五日發表の白書に於て新國防計畫を發表しその軍擴理由として獨逸等の軍備擴張を擧げ獨逸をなじるの態度に出で佛國亦獨逸を對照として兵役延長案を可決し又三萬五千噸主力艦二隻建造を計畫したのでヒットラー總裁は風邪と稱してサイモン外相の訪獨を謝しバウアリアの山莊に引籠り對策を練つた上、三月十二日突如「四月一日より新しく防禦的立場から空軍を整備しゲリーング航空相を空將(チエネラル、オヴ、フライヤーズ)に任命する」旨公表し更に三月十六日午後三時半に至り宣傳相ゲッベルスを通じてヴェルサイユ條約第五編軍事條項を廢棄し左の要旨の法律案を公布した旨を發表した。

一、兵役は一般的兵役義務制に依る
一、平時軍隊は憲兵を含み十二軍團(三十六師團)に分つ
一、國防大臣は一般的兵役義務制施行に關する補助的法律を直に提出すべし
英佛伊側は大いに驚き對策に腐心し遂に英佛伊の巴里三國會談となつた。
新聞紙は獨の横紙破りの宣言を「爆彈宣言」の名稱を以て呼んだ、尙新徵兵令は警察隊

我國にも通電 駐日獨大使フオン、デイルクセン博士は三月二十二日午後四時半外務省を訪問、今回ドイツの軍備に關する法律を發表實施するに至つたにつき、從來ドイツの再軍備問題に關し協議を遂げてゐた英佛伊三國政府に右の旨を通告するに至つたことを日本政府にも通告した。

ストレーザ會議

一九三五年三月十六日の獨逸の爆彈的平和條約破棄、再軍備の聲明に對して佛蘭西と英國とは強硬な抗議を提出したそのため英外相サイモン氏はわざ／＼ベルリンを訪問し、ヒットラーと懇談するに至つた、懇談の内容は軍備問題、東歐問題、中歐問題に亘つてはゐるが、ヒットラーは獨逸の實情を説いて獨逸の立場のやむを得ないことを説明するのみで會談の結末としては何の得るところもなかつた、この會談に一緒に行つた英國の國璽尙書エデン氏は更にモスコイを訪問しロツヤと歐洲の問題に就て意見の交換をした、四月十一日から十四日まで五日間伊太利の北部ストレーザで全世界の耳目をそばたしめた歴史的會談が行はれた、いはゆる「ストレーザ會議」がそれである、この會議への出席者は英マクドナルド首相、サイモン外相、佛國のフランダン首相、ラヴァル外相及び伊國のムツソリニ首

相である、然しその會議の内容は要するに獨逸再軍備聲明に對する前後策を講ずる以上には出なかつた、たゞその會議の重大なる結果としては、兎に角英佛伊はソヴェエトロシヤをも加へて共同戰線をはる事になつたのである、但し共同戰線といつてもそれは佛蘭西が聯盟理事會に提出する獨逸問責の決議案について英伊は協同してこれを支持すると云ふ約束をしたに過ぎなかつた結局獨逸の再軍備聲明はけしからぬと云ふことに止まつて實質的には何の制裁を加へるかといふ決定は出来なかつたのである、ついで翌十六日聯盟理事會が開かれ、佛蘭西より獨逸問責の決議案が提出され、英佛はこれを約束通り支持し、ソヴェエトロシヤその他の國もこれに賛成しオランダ一國が棄權したのみで全會一致、この決議案が可決された譯である、これを知つた獨逸の輿論は非常に激昂しヒットラーは「列國は獨逸の責任を問ふ權利がない」と反抗的聲明をなした。

佛國政變頻々

ゾーメルグ内閣總辭職 ダラデイ内閣の後を承けて「政争休戦」を目標として、各派領袖を網羅して成立したフランスのゾーメルグ内閣は一九三四年十月九日のマルセユ事件の後に、一大改造を行ひ(内相フロ

1氏が同事件の責任を負つて辭職してポール、マルシャンドー氏が之に代り、マルセーの凶變の犠牲となつた外相バルツィ氏の代りには植相ラヴアル氏が代り、植相の空位は、ルイ、ロラン氏が代り、法相シュロン氏はバイヨンヌ市疑獄事件關係で辭職し、社會急進黨系の上院議員レメリー氏が代る)一時總辭職の難を回避したが、ゾーメルグ首相が極力實現に力めた憲法改正案と豫算案上提に關してエリオ氏等の社會急進黨出身の閣僚と意見對立して遂に十一月八日總辭職の止むなきに至つた、ゾーメルグ内閣總辭職の結果ラヴアル大統領は直ちに前外相ラヴアル氏に組閣を要請したが、同氏は固辭したので、ゾーメルグ内閣の土木相ビエール、フランダン氏に後繼組閣を依頼したところ同夜深夜組閣に成功した、十一月三日新内閣は下院において四百二十二對百十八で信任せられ、上院も亦絶對多數で信任した、右の票數は共和制以來未曾有の多數であつた。

フランダン内閣辭職 金ブロックの首位を保持する佛國も金流出の激増に法貨維持危く一九三五年五月廿三日公定割引歩合を二分五厘より三分に引上げ更に二十五日には四分に廿八日には六分に引上げて、法貨維持に狂奔したが、フランダン内閣は財政強化

を圖るべく五月廿八日に至り財政全權法案を下院に提出しジェルマン、マルタン蔵相が説明することになつた、右財政法案が提出された廿八日午後の議會は極度に緊張した、開會と同時に首相病欠のため蔵相ジェルマン、マルタン氏登壇、フラン貨の危機を指摘して財政上の均衡確立の必要を強調したが、特に平價切下げが何等危機打開に役立たぬことを力説し進んで國際協定に基き通貨の安定を計る用意あることを闡明したのは注目された、五月三十日下院は政府提出の財政獨裁案を三百五十三對二百二票で否決したのでフランダン内閣は總辭職し下院議長フェルナン、アイツソン氏が後繼首相として組閣に着手した。

六月一日アイツソン氏を首相とする國民合同内閣が成立した、尙蔵相はベイトリ氏、次でバルマード氏に交渉したが共に謝絶したのでカイヨー氏に極つた、アイツソン新内閣は前内閣より受繼いだ財政全權法案を六月四日の下院に提出したが共産黨、社會黨並に急進社會黨の大半が相率めて法案に反對したため僅か二票の差で敗れアイツソン内閣は直ちに總辭職した。
ラヴアル内閣代る よつてラヴアル大統領は一旦アイツソン氏に再起を促したが固辭

したので上院議長ジャンネ氏に組閣を依頼したところ健康上との理由で辭退したのでラヴアル氏に組閣を命じたところ六月七日に至り左の顔觸れで組閣に成功した。
首相兼外相 ビエール、ラヴアル 無任所
相 エドアル、エリオ 無任所
相 ルイ、マラン(留任) 無任所
相 ビエール、フランダン 無任所
相 マルセル、レニエ 海相
相 フランソワ、ビエトリ 陸相
相 ジャン、フアンプリ大佐 空相
相 ヴイクトル、ドナン 將軍

英國内閣更迭

第二次労働黨内閣の成立以來七ヶ年大英帝國の宰相として内治外交政策を指導して來たマクドナルド首相も健康とみにすぐれず侍醫の勸告に基づきいよいよ桂冠を決意一九三五年六月七日午後四時議會が聖靈降臨祭休暇に入るとともにバッキンガム宮殿に候着ジョージ五世陛下に拜謁して閣下に骸骨を乞ふた、陛下にはマクドナルド首相の辭表を聽許せられると同時に、樞相スタンレー、ポールドウイン氏を御召直に後

繼内閣の組織を命ぜられた、ポールドウイン新首相はバッキンガム宮殿退出後直に新内閣の閣員を最終的に決定即夜陛下の許に新閣員名簿を捧呈、ポールドウイン第三次内閣の陣容は大體前内閣の顔觸れを踏襲一部椅子の振り替りをやつたに過ぎないが、當年僅か卅四歳の御曹子マルコム君が同じく樞相として居残る父君マクドナルド首相とともに親子同時に内閣に列した事は恐らく英國憲政史上空前の異例と見られる。
なほ閣員の總計二十二名と云ふ近年に於ける最大の内閣であるが閣員中十五名は保守黨、四名(内務、スコットランド、商務労働)は國民自由黨、三名はナショナル労働黨に屬し新に閣員となつたのはゼトランド、イーデン、マールコム、マクドナルド、パーシー、ブラウンの五名である。

エ・伊紛争

一九三四年十二月イタリイ領ソマリランド國境に近きウワルウワルに起つたイタリイ國籍土人及びイタリイ陸軍將校殺傷事件を契機として勃發せる所謂伊・エ紛争はその後一月廿九日にはアフダブ附近に於てエチオピア軍がソマリランド軍警備隊を攻撃するに至つた、右衝突の結果イタリイ軍ソマリランド部隊は戦死五名負傷六名を出したエチオピア軍の死傷は更に多數に達した、

茲に於いて獨裁巨頭ムツソリーニの強行方針によつて合計二十萬に達するイタリイ精銳の出兵を見る一方、イタリイの強硬外交を抑へんとする英國、イタリイの歡心を買ふべくこれを支持してゐるフランスの兩國の對峙を背景として國際聯盟の存立そのものをも脅かすに至り、俄然國際舞台に躍り出した。

エチオピア政府は五月中三回に亘つて聯盟に通告を發し、イタリイ側の軍事的準備を行ひつゝある事實につき注意を喚起した本問題は五月廿五日の理事會會合に提起されたが劈頭議長は一九二八年八月二日のエチオピア、イタリイの友好條約の存在を強調し、同條約の第五條に於て、兩國政府は兩國に發生する紛争にして武力に訴へる事なく、通常外交交渉により解決し得るものは、これを調停及び仲裁の手續に對することを規定せる事實に注意を喚起した。

伊軍事行動起す エチオピア國境紛争は聯盟理事會の調停案に依り一旦落着、和協委員がミラノにおいて豫備會談に入る矢先き又復エ軍の國境襲撃事件ありこれを口實にムツソリーニ首相がいよいよエチオピア帝國征服の軍事行動を起すのではないかと懸念されるに至つた。
一方伊・エ和協委員會は一九三五年七月

九日遂に決裂のやむなきに至つた。

三國會議決裂 イタリイ・エチオピア紛争和解に關する英佛提示の妥協案に對する英佛、伊三國會議は八月十八日佛國外務省で開催された、ムツソリーニ首相の回訓は十日八日朝到着したが右回訓は何等妥協的なものではなく事實上和協案を一蹴しエチオピア全土にわたる保護領化及び領土割譲を要求したものと解され從來の主張を繰返したに過ぎず英、佛の承諾出来るものではなくイーデン英代表はすでに會議の失敗を見越してラヴアル首相との會見に先立ち米國代表大使マリナー氏と會見し米國の協力を求めた模様である、三國會議は同五時半終了アロイジ伊代表、イーデン英代表の兩氏は佛國外務省を引揚げたがラヴアル首相はレジェ佛國外務省事務總長等と協議後コムミユニケを發表し「三國會議は討議の基礎を發見するに至らず無期延期のやむなきに至つた」ことを公表した、今後の交渉は外交機關を通じ三國間で續けられるがムツソリーニ首相はエチオピアを保護國として政治的、軍事的これを管理するにあらざれば如何なる妥協にも應じ難しとしてゐるので英佛側の聯盟主義、エチオピアの主權及び獨立尊重と根本的に相容れず、今後の交渉においても平和的解決は絶望に近く伊エ戰端

開始の時期を待つのみだ、東アフリカにおける戦争開始が歐洲國際政局に及ぼす影響の甚大なことはいふまでもなくドイツはそれを基礎として再びオーストリアに對する策動を開始すべく歐洲も全般的動搖の導火線となる危険は十分である、三國會議の失敗によりイタリイはすでに聯盟脱退の決意を固めてゐる。

アメリカの建艦 世界最強の均勢艦隊建設を目指して大建艦計畫を進めつゝあるアメリカはさきに議會を通過した海軍豫算四億六千萬ドルをもつてヴァインソン案に基づく百二隻建造計畫中の三年度起工分たる二十四隻の建造請負の入札を八月行つた、米海軍當局は右建造計畫は條約量を充すための既定計畫の遂行であつて建艦競争に乗出す意圖はない旨をしきりに辯明してゐるがアメリカの意圖が一に太平洋の海上制覇、即ち對日牽制を目的としてゐることは否定し得ない、即ちアメリカはワシントン條約締結後は優勢比率を待んで久しく建艦を中止してゐたのであるが滿洲事變、上海事件を轉機として急激なる海軍擴張を行ふに至つた、滿洲事變發生に際しアメリカはいはゆるスチムソン政策を掲げて對日干渉を企圖したが當時その海軍力が日本に比し劣つてゐたため積極的態度に出づる事が出来な

かつたので、爾來海軍擴張に専念することになつたものである、この事實は昭和六年(一九三一年)より本年に至る五ヶ年間のアメリカの艦艇起工量並に竣工量を見れば明瞭に察知することが出来る、即ち五ヶ年間に

における起工量は八十七隻、三十三萬七千十トンといふ膨大な数字を示してをり、竣工量は二十八隻、十三萬五千六百八十トンとなつてゐる。

米國艦艇起工噸數	竣工噸數
航空母艦	航空母艦
甲級巡洋艦	甲級巡洋艦
乙級巡洋艦	乙級巡洋艦
驅逐艦	驅逐艦
潛水艦	潛水艦
合計	合計
一九三二	一九三二
一九三三	一九三三
一九三四	一九三四
一九三五	一九三五

【註】この期間に主力艦の起工なく、また乙級巡洋艦の竣工なし(括弧内の数字は隻數)
△印は三五年中に起工または竣工豫定のもの

シャム皇帝御退位 御滯英中のシャム皇帝は一九三五年三月二日退位宣言書に署名され、在ロンドンシャム公使館を通じ國民に聲明された、三月七日日本公使館は外務參

議より左記要領の公式通告に接した「プラヂヤイテイボック皇帝は三月二日を以つて退位せられ、皇位繼承法に従ひアナング・マセドン殿下(註、皇帝の異母兄ソングクラー殿下の王子、在瑞西)直に踐祚せられ六日よりの人民議會は先帝の退位を認め、憲法の條規に基き新帝の踐祚を承認せり、尙新帝未成年なるを以て議會は皇族二名重臣一名より成る攝政會議を任命せり。」

ソ國聯盟加入 噂に上りつゝあつたソヴェイト、ロシアの國際聯盟加入は一九三四年九月七日に開會した聯盟理事會は九月十日午後六時から秘密會議を開き前後二時間に亘りソヴェイト聯邦政府の聯盟加入案を審議した結果全會一致を以て同案を可決更に同國に對し常任理事國の地位を承認するに決した。

二、兵備改善に關する經費は緊急已むを得ざるものとして之を計上せり
三、滿洲事件費は成る可く節約の趣旨に依り計上したるも滿洲における航空部隊その他の兵備に關し特に經費を増額せり
四、災害對策に關する經費の本年度豫定額を計上せり
五、治水及港灣等の土木工事に於て時局匡救費により完成せざるものにおいては成るべく計畫の全般に付所要の經費を計上せり
六、その他の新規事項は爲替相場の變動に基く國債元利拂に要する貨幣交換差減等の差向き必要避け難き經費の外は成るべく之が計上を見合せたり
七、歳入歳出差引歳入の不足は公債財源を以て補填することとせり

財政・租稅

國庫財政 豫算綱要

昭和十年度豫算の編成に當り國際時局の情勢は陸海軍備の充實並に滿洲事件に關する經費に巨額の増加を必要とし加ふるに昭和九年各地に起りたる災害等の對策に要する經費亦多額に上り歳出増加の傾向著るしきものあるも他方歳入にありては租稅等の自然増收の趨勢前年度の如くなる能はず、又一部産業において時局の影響に基き増益顯著なるものあるを以て臨時利得稅を賦課することとなせるも尙歳入の不足は著るしき情勢に在り依つて一般諸經費は勿論上述の諸費に在りて成る可く節約を旨とし努めて

昭 和 十 年 度 歳 出 豫 算 各 省 別	經 常 部	臨 時 部	計
皇 室 費	四、五〇〇	—	四、五〇〇
外 務 省	一六、八〇〇	—	一六、八〇〇
內 務 省	五〇、七四三	—	五〇、七四三
大 藏 省	四四、八七〇	—	四四、八七〇
陸 軍 省	一七九、八〇三	—	一七九、八〇三
海 軍 省	二二五、九一七	—	二二五、九一七
法 省	三五、八八四	—	三五、八八四
司 法 省	—	—	—
計	—	—	—

財政・租稅—國庫財政

財政・租税——國庫財政

文部	農林省	商工省	逓信省	拓務省	計
一、五八七	三〇、五九三	五、四八八	一七六、八九六	一、九六七	一、二九三、〇八二
昭和十年年度歳入歳出豫算總額は左の如し (單位千圓)					
經常部	臨時部	普通歳入	公債歳入	前年度剩餘金繰入	計
一、三五、五八七	八五、八二六	一〇一、一七四	七四九、六五一	七、〇〇〇	二、一九三、四四四
經常部	臨時部	普通歳入	公債歳入	前年度剩餘金繰入	計
一、三五、五八七	八五、八二六	一〇一、一七四	七四九、六五一	七、〇〇〇	二、一九三、四四四

經常部	臨時部	普通歳入	公債歳入	前年度剩餘金繰入	計
一、三五、五八七	八五、八二六	一〇一、一七四	七四九、六五一	七、〇〇〇	二、一九三、四四四
經常部	臨時部	普通歳入	公債歳入	前年度剩餘金繰入	計
一、三五、五八七	八五、八二六	一〇一、一七四	七四九、六五一	七、〇〇〇	二、一九三、四四四

所得稅	地租	營業收益稅	資本利子稅	相續業稅	酒稅	清涼飲料稅	砂糖消費稅	織物消費稅	取引所稅	關稅	トソン稅	印紙收入	官業及官有財產收入	森林收入	專賣局益金	配當金收入	刑務所收入	その他	通信事業特別會計納付金	日本銀行納付金	雜收入	小計	
一九五、八八八	五七、九三三	五〇、四九九	一四、九〇三	二八、九八三	三、九〇三	三、五八七	七八、〇三九	三三、四六七	一六、五三六	二九、九五五	二、五二一	八二、二〇五	二七六、四二〇	四一、〇七四	一九五、七一	二六、四〇〇	八、八四八	四、三三五	七八、〇〇〇	二五、三三四	三、六三四	一、三三九、三三六	一、三三九、三三六
△三〇、八一	△三三	△六、二七四	△四六〇	△二〇二	△六、〇〇九	△一七八	△三、五九九	△二、七九八	△九六六	△一五、六八二	△一八三	△八、五九七	△二、四八六	△五、九四八	△七、五五六	△四、八七八	△三、〇七七	△二六	△一	△五、三三九	△八、八三七	△八、八三七	△八、八三七

經常部	臨時部	官有物拂下代	雜收入	公共團體	工事費納付金	公共團體	工事費分擔金	學術獎勵金受入	特別會計より	保險會社納付金	輸出補償收入	滿洲國國防費分擔金受入	臨時利得稅	特別會計殘金繰入	小計	公債	前年度剩餘金繰入	臨時部合計	歳入總計
六、三三二	一、三五、五八七	一〇、五九九	三三、〇七五	一五、二六二	八、四九六	三〇	三〇	一〇、二四四	三、五三〇	七九六	九、八七三	三〇、三五五	一〇一、一七四	七四九、六五一	七、〇〇〇	八五七、八三六	二、一九三、四四四	△二〇、一六六	△二〇、一六六
△一、八一三	△七〇、四四四	△四、八〇〇	△一、〇七二	△四、六二二	△二七	△三三三	△九、一〇〇	△三、七三三	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇	△一、〇〇〇

勢なり、よつてこれ等活況を呈しつゝある産業に對し新稅を設けて其の増大せる所得の一部を納付せしめて以て國庫收入の増加に資せんが爲左記概要の臨時利得稅を創設することとせり

一、概要

イ、法人に付てはその利得に對して課稅し個人に付ては營業の利得に對して課稅すること

ロ、課稅利得は法人に在りては事業年度の所得より昭和六年以前二年間の事業年度の平均所得を控除して算出し個人に在りてはその營業所得より昭和六年以前二年間の平均營業所得を控除して算出する事、但し前記の平均所得又は平均營業所得なきときは若くは過少なる場合には法人に在りては資本金額(積立金を含む)の年七分に相當する金額個人に在りては三千元を控除して算出すること

ハ、課稅利得は年額二千圓を越ゆる金額に限ること

ニ、個人に在りては營業所得六千圓に達せざるときは課稅せざること

ホ、稅率は百分の十とすること

兵備改善費

所管別 既定 新規増加 計

臨時部	經常部	臨時部	經常部	臨時部	經常部	臨時部	經常部	臨時部	經常部	臨時部	經常部	臨時部	經常部	臨時部	經常部	臨時部	經常部	臨時部	經常部	臨時部	經常部	臨時部	經常部	
二〇四	八三、四九五	七、二八五	六、二二〇	一四、七八〇	二九、一八六	一五、五九四	三、八四一	一、二〇九	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
二〇四	八三、四九五	七、二八五	六、二二〇	一四、七八〇	二九、一八六	一五、五九四	三、八四一	一、二〇九	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三

財政・租税——國庫財政

財政・租税——國庫財政

二二、七三	三六、九〇	三、四五	五〇、八六
災害土木費補助			
七、七九	二〇、五〇	八、八九	八、〇〇〇
治水事業費			
二五、一六八	一、三三〇	三、七四	二〇、七三
大阪港復興修築費補助			
二〇、九四	七〇〇	七〇〇	九、五九四
農村その他應急土木事業費			
七、七九	一三、三〇〇	一四、四七	
郷倉奨励費			
一、六六	八六五	七七一	
其他			
一八、七四	二、三三	三、八四	一三、〇四九
大藏省			
二、六〇	九八三	一、五五三	七〇
陸軍省			
五、五〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇	
海軍省			
五、五五			
司法省			
三、八〇	二六二	二一七	
文部省			
一六、五八	二、〇六八	四、七五	九、七九五
風水害罹災市町村立小學校復舊建築費借入金元利補助			
八、七二	一九	二三	八、一七四
災害地方其他市町村立尋常小學校費臨時			

補助	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
災害地方其他學齡兒童就學臨時奨励費			
九、五	五九	三八六	
其他			
四、三六	一、五〇〇	一、二五	一、六〇〇
農林省			
六、七二	二四、〇三	二五、六四九	一八、五九八
風水害等復舊施設費			
三、〇六	八、三五	一〇、三七七	一八、三八三
災害地方諸施設費			
三、五八五	二、二七九	一〇、一九〇	三二四
養蠶地方諸施設費			
九、六五〇	四、五二八	五、三二	
商工省			
五、五〇	二五二	九	
逓信省			
二、二	二二	九	
計二六、〇七六	七〇、六九二	六、一〇五	七九、二七九
前表に於ける昭和十年度計上額を既定額及び新規増加額に区分すれば左表の如し			
所管別	既定	新増加	合計
内務省	一五、六二二	一六、三三三	三二、九五五
大藏省	一、四六一	九三	一、五五三
陸軍省	二、〇〇〇		二、〇〇〇
司法省	二一七		二一七

文部省	一、〇七六	三、六四九	四、七二五
農林省	二、四四九	九、二〇〇	一一、六四九
商工省	九	九八	一〇七
逓信省	二四	一四	三八
計	三、七三二	二九、七三三	三三、四六五
為替差損金			
三、五九〇			
貨幣交換差減			
五、九〇四			
國債元利拂に要する貨幣交換差減			
一四、〇六二			
在勤俸その他臨時増給及び物件費等の増加			
七四、五五七			
計			
公債内譯			
震災善後公債			
七、四五四			
道路公債			
五、五七四			
滿洲事件公債			
一七〇、七五四			
歳入補填公債			
五、八六七			
計			
七四九、六五一			
歳計剰餘金			
昭和三年度の決算上生ずべき歳計剰餘金は			
七、〇九七			
にしてその内翌年度に繰越したる歳出にして昭和九年度において使用すべきものの財源等に充つべき金額			
四、〇一六			
を控除すれば純剰餘金			
三、〇八一			
内			
七年度殘額			
一九、四三七			
八年度剰餘金			
一三、六五三			

右の内既に豫算上財源に充當し若くは豫算計畫上將來財源に充當すべき見込額左の如し

九年度豫算の財源に
十年度豫算の財源に
差引殘餘
一九、四三七
七、〇〇〇
六、六五三

高橋財政

高橋蔵相が九月三十日臨時議會及び第六十七議會（十月一日二十二日）に於いて爲せる財政演說要旨は左の通りである。

冷害災害復舊救済 本年は不幸にも國內各地に災害が相次で起り北陸地方の冷害、九州及び四國地方の干害、東北地方の冷害、朝鮮における風水害等いづれも地方農村に多大の損害を與へた加ふるに藪藪の下落等に因る養蠶地方の窮乏もまた甚しきものがあり、政府はこれ等災害地等の復舊救済その他の對策に要する諸經費につき提案したし、しかしてこれ等災害等のために要する臨時經費の總額は一般會計においては二億千餘萬圓であつて、その大部分は昭和九年度及び同十年度においてこれを支出し、災害復舊の長期にわたるもの等については昭和十一年度以降においても繼續支出する計畫である、即ち今回提出致しました昭和九年度追加豫算においては七千六十餘萬圓を計

財政・租税——國庫財政

上し更に昭和十年度においては六千五百餘萬圓を、昭和十一年度以降においては七千五百四十餘萬圓を支出せんとす、今右の臨時經費の總額に付大要を説明すれば（單位千圓）			
内務省所管			
災害土木費補助			
治水事業費			
大阪港復興修築費補助			
農村應急土木事業費			
郷倉奨励費			
災害土木助成費			
合計			
農林省所管			
風水害等復舊施設費			
災害地方諸施設費			
養蠶地方諸施設費			
合計			
文部省所管			
風水害罹災市町村立小學校復舊建築費借入金元利補助			
災害地方其他市町村立尋常小學校費臨時補助			
災害地方其他學齡兒童就學臨時奨励費			
兒童就學臨時奨励費			
颱風對應並寒冷觀測施設費其他			
合計			

陸軍省、海軍省、司法省、商工省及逓信省所管において合計九百四十餘萬圓があるが右は主としてこれ等各省における應舎その他の風水害復舊費等である、なほ特別會計においても災害地方の救済等に寄與すると風水害に因る應急及復舊諸施設等を行ふため（單位千圓）

通信事業特別會計資本勘定 三、〇〇〇
同業務勘定 一、四〇〇
帝國鐵道特別會計資本勘定 四、六〇〇
朝鮮總督府特別會計 一〇、一〇〇
を九年度以降において支出する豫定である次に今回提出した昭和九年度追加豫算について説明すれば、昭和九年度一般會計追加豫算は主として前述の災害對策に關する臨時經費中昭和九年度中に支出を要する分であつてその金額は（單位千圓）

内務省所管 三六、九〇〇
農林省所管 二四、〇〇〇
文部省所管 二、〇〇〇
及び大藏省、陸軍省、海軍省、司法省、商工省並に逓信省所管において合計五百六十餘萬圓である、これが總計は七千六十餘萬圓である。（中略）

災害地方等の復舊その他の對策については以上の外國費の支出の外罹災者に對する租税減免並徴收猶豫の途を拓くこととし制

財政・租稅——岩手縣財政

湯屋業稅	五二六	二四	
理髮業稅	三、四三二		
寄席業稅	五		
遊技場業稅	三五八	五〇	
遊覽所業稅	一		
藝妓置屋業稅	五、二四二	九〇二	
雜種稅	五四〇、二〇一	一四、五一	
代書人稅	四、五五		
船稅	一〇、七二二	四、〇四〇	
車稅	一九一、〇二八	八、四六一	
自動車稅	三四、八九九		
自轉車稅	三四、九九一	三、五四四	
水柱稅	二一、一七八	六、九二〇	
電車稅	五、五四八		
電柱稅	三五、〇二九	一五、八三	
牛馬稅	五、三三五		
牛頭稅	五、三六〇		
馬頭稅	七、〇五四		
畜犬稅	四、五六六		
狩獵稅	五、九七八		
狩畜稅	二、三五四	五九	
屠畜稅	七、〇〇八	三四	
不動產取得稅	一〇、二〇六	一、四〇〇	
漁業稅	五、二一八		
藝妓稅	一一、一五五		
興行稅	二、一五五		
遊興稅	二四、四六六	八三	
總計	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	

鑽泉稅	七四〇	五八	
旋風器稅	一七五		
備婦稅	一八、二〇四		
財產稅	二六、〇四七		
財產收入	四八、三六六		
使用料及手数料	四四、三三七		
國庫下渡金	九四、三七		
恩給分擔金收入	五、一三三		
雜種收入	八八、三三九	九三、六四八	
附屬小學收入	三〇一、七九九	四、二五〇	
保育料收入	一、七六〇	一、五九五	
盛岡中學校收入	九九〇	四四〇	
一關中學校收入	四一、五八〇	四	
福岡中學校收入	二〇、九八八		
遠野中學校收入	一五、七九六	九四	
黑澤尻中學校收入	一五、三五六	一、五八四	
盛岡高等女學校收入	二〇、一〇八		
花卷高等女學校收入	三、七六八		
一關高等女學校收入	一五、七九一	四	
水澤高等女學校收入	六、一九八	二八五	
總計	五、一四〇	八四	

遠野高等女學校收入	六、七六六	四〇	
一月高等女學校收入	八、一八〇	三六	
岩谷堂高等女學校收入	六、四三〇		
女學校收入	七、五〇〇	二〇四	
黑澤尻高等女學校收入	七、八九五		
宮古高等女學校收入	七、八九五		
高田實科高等女學校收入	三、三四	一〇五	
盛岡農學校收入	九、五七八	四〇〇	
花卷農學校收入	四、一五二	一〇〇	
水澤農學校收入	八、四七〇		
盛岡農學校收入	三、六五七	二四七	
久慈農學校收入	三、一六二	一七	
工業學校收入	七、八五一	三六	
水產學校收入	五、〇一一	六	
蠶業學校收入	四、八五六		
盛岡商業學校收入	一八、五二八	二六	
總計	一八、五二八	五、〇〇〇	

一一〇

水澤商業學校收入	八、九四	四八	
物品賣拂代	一五、七二九	一三、九〇一	
賦金	一〇、四七九		
貸座敷賦金	五、五九九		
娼妓賦金	四、八八〇		
縣吏員職員	七、〇五五		
納紙收入	二九〇、九四	四七、一〇六	
雜種收入	一四、六六六	二七、八〇〇	
經常部計	三、五八、七八	九、三〇二	
臨時部			
科目	本年度	前年度比較	
豫算高		增	
減			
國庫補助金	三〇三、九六六		二〇一、三九
衛生費補助金	九、一九四		二、九二
癩療養費	二、七〇〇		五、四
補助金	六、〇二一		三、二八〇
師範學校補助	二六、八〇〇		
女子師範學校補助	一三、八六六		五、六
水產學校補助	一、〇〇〇		
實業補習學校補助	八、四二六		三、七六八
總計			

青年訓練所補助	一五、〇〇〇		
小學校教員講習費補助	七〇〇		
盲啞學校補助	一、二三元		一、六
社會事業補助	三四一		
勸業費補助金	一五、二七六		一、九七、五六
米麥原種補助	三七三		三
種畜場補助	五〇		
蠶業試驗場補助	三〇〇		
栽桑獎勵補助	三九二		
蠶業取締補助	六九二		
病蟲害驅除補助	二一五		九
豫防費補助	四、七八九		一、四三〇
副業獎勵補助	四、七九		
米麥大豆採種補助	四、三		
主要食糧農產物改良補助	四〇〇		
殖獎勵補助	一、四六		
緬羊獎勵補助	一、四六		二、九
總計			

農會技術員設置費補助	九、九二〇		五、〇七五
鮭鱒人工繁殖補助	五、二七〇		四、二七〇
肥料改良補助	一、五六〇		一、三〇
養鵝獎勵補助	一、二九七		四
小麥原種補助	三、六三三		三
家畜傳染病豫防費補助	三〇		四
馬傳染性貧血豫防費補助	九三五		三
家畜保險組合指導補助	五七一		六
水源涵養補助	四、二五一		
成廢地復舊補助	一、九二〇		四二〇
荒廢地補助	六、六六八		九、七
公有林野造補助	七、二〇〇		一、八〇〇
開墾移住獎勵補助	四、七四〇		
耕地整理補助	一、五〇		
菜種採種補助	一、五〇		
設置費補助			
總計			

一一一

財政・租稅——岩手縣財政

Table with 3 columns: Item Name, Amount, and Comparison. Items include 種牡馬飼養獎勵補助, 獎增補助, 海岸砂防造費補助, etc.

Table with 3 columns: Item Name, Amount, and Comparison. Items include 有畜農業獎勵補助, 模範放牧場補助, 農業倉庫補助, etc.

Table with 3 columns: Item Name, Amount, and Comparison. Items include 土木費補助金, 橋梁費補助, 釜石港修築費補助, etc.

Table with 3 columns: Item Name, Amount, and Comparison. Items include 產業組合指導費寄附金, 大槌鮭場人工孵化場費寄附金, 築川病調査費寄附金, etc.

Table with 3 columns: Item Name, Amount, and Comparison. Items include 警察應給及諸給費, 應給及諸給費, 警察共濟組合費, etc.

Table with 3 columns: Item Name, Amount, and Comparison. Items include 盲啞學校費, 縣立學校修繕費, 圖書館費, etc.

財政・租稅——岩手縣財政

一一三

財政・租稅——岩手縣財政

林產物検査所	八、五九六	九、五九六	一、〇〇〇
工業試驗場費	二九、六四三	一、一〇九	一、一〇九
商品陳列所費	四、一六三	—	—
物販賣所費	六、六〇一	五、三〇〇	一、三〇〇
耕地整理費	四、九七七	一、七〇三	—
水源涵養助成費	二、五二六	—	—
蘭檢定所費	一、六七四	—	—
模範放牧場費	一、四七〇	—	—
樹苗圃費	六、〇二九	—	—
輕米經濟農場費	一、九四一	—	—
勸業諸費	一八、二三五	五、一五二	—
栽桑獎勵費	二、八二六	—	—
商工獎勵費	二、四二八	—	—
畜產獎勵費	六、八五四	—	—
公有林野造	二、八三〇	—	—
林業獎勵費	—	二、〇六五	—
荒廢地復舊費	二、四〇〇	—	—
獎勵費	—	—	—
共進會品評費	三、三五	—	—
病蟲害驅除費	五、七八	—	—
豫防費	—	—	—
家畜傳染病及畜牛結核豫防費	七、九三	—	—
水產獎勵費	五、七五五	—	—

產業獎勵費	六、〇〇〇	—	—
副業獎勵費	九、九八五	—	—
米麥大豆探種園監督費	一、八三〇	—	—
主要食糧農產物改良增殖獎勵費	二、五八八	—	—
產業組合監督獎勵費	一、六八二	—	—
養蠶獎勵費	一、四六七	—	—
肥料改良費	二、〇六六	—	—
豫防費	一、八八二	—	—
傳染性貧血	—	—	—
豫防費	—	—	—
家畜保險組合指導費	三、一五八	—	—
郡市町村產業職員費	八四〇	—	—
茶種採種圃獎勵費	一、六九	—	—
牧野改良費	三、五七四	—	—
改良農具獎勵費	二、三四	—	—
漁業組合指導監督費	二、四九三	—	—
有畜農業獎勵費	八、〇三三	—	—
馬傳染性流產豫防費	一、五八	—	—

農家並農村經營綜合指導費	二、七三三	—	—
米穀移動調查專任職員費	一、二四	—	—
種查費	二、〇五	—	—
新穀祭費	八〇	—	—
園藝獎勵費	三九〇	—	—
牛豚肥育獎勵費	一、四三五	—	—
畜產加工獎勵費	二〇〇	—	—
森林保護費	—	—	—
社會事業費	一、二一六	—	—
救護諸費	五九三	—	—
救育費	五三四	—	—
史蹟名勝天然記念物保存費	二、四四五	—	—
選舉費	六、四二七	—	—
衆議院議員選舉費	二、二二	—	—
縣會議員選舉費	六、二四	—	—
縣稅取扱費	六、三三九	—	—
徵收費	六、三三二	—	—

一二四

金庫諸費	三七	—	—
家屋賃貸價格調査	一、〇一一	—	—
諸達書及揭示費	四、三三五	—	—
縣廳舍修繕費	一、六五四	—	—
行政執行費	—	—	—
地方改良費	三、五〇	—	—
縣職員給與費	三、〇七	—	—
市町村吏員懲戒審查會費	—	—	—
補償鑑定費	—	—	—
收用審查會費	—	—	—
恩給負擔分擔金	二、〇七四	—	—
公會堂費	一、〇三三	—	—
都市計畫事業費	四、〇九〇	—	—
豫備費	二、〇〇〇	—	—
經常部計	二、七五〇	九、二〇三	—
臨時部計	二、七五〇	—	—
科	—	—	—
土木費	四、五〇〇	—	—
橋梁費	四、五〇〇	—	—
教育費	四、五〇〇	—	—
女子師範學校費	九、二五	—	—
勸業費	四、一〇九	—	—
種畜場費	一、三、七四〇	—	—

種鷄場費	八、八八	—	—
夏川沿岸排水工事助成金	八〇〇	—	—
小麥增殖獎勵費	三、〇一七	—	—
築川病調査費	九〇〇	—	—
東北銘産品陳列會費	一、〇〇〇	—	—
漆増殖獎勵費	七、〇九七	—	—
海岸砂防造林獎勵費	一、二〇二	—	—
北海道東北六縣工藝品競技展覽會費	六〇〇	—	—
メートル法普及費	一、五〇	—	—
桐樹増殖獎勵費	四、七四五	—	—
水産試驗場費	五、〇〇〇	—	—
產業統計費	一〇、三三五	—	—
神職會補助費	八〇	—	—
市町村衛生補助費	一、五、八六九	—	—
市町村傳染病豫防補助費	一、五、二四	—	—
市町村トラホム豫防補助費	五〇五	—	—
市町村寄生蟲豫防補助費	一、五〇	—	—

教育補助費	二、四、一三六	—	—
青年訓練所費	九、一三六	—	—
勸業補助費	一、五、〇〇〇	—	—
縣農會補助費	五、九、二九五	—	—
蠶糸業補助費	三、三二五	—	—
產馬畜產組合及同聯合會補助費	一、六〇	—	—
水産會補助費	九〇〇	—	—
町村技術員及農會技術員設置費	二、三、六五〇	—	—
產業組合中央會岩手支會補助費	五〇〇	—	—
開墾地移住獎勵費	九、六〇〇	—	—
杜氏組合補助費	六〇	—	—
命令航路補助費	五、六〇〇	—	—
東北振興會補助費	一、四〇〇	—	—
煙草耕作獎勵費	七〇	—	—
耕地事業獎勵費	一、六〇	—	—

一二五

財政・租稅——岩手縣財政

財政・租稅——岩手縣財政

Table with 3 columns: 產米共同受, 檢場經營費, 補助費, etc. Values range from 3,000 to 600.

Table with 3 columns: 縣行造林費本, 年度支出額, 特別會計戻入金, etc. Values range from 9,423 to 5,586.

Table with 3 columns: 震災費編入金, 模範林造成費, 縣債償還費, etc. Values range from 3,899 to 2,000.

Table with 3 columns: 農村負債整理, 負債整理費, 市町村負債, etc. Values range from 6,821 to 2,500.

Table with 3 columns: 江刺中央耕地整理, 組合交付金, 千貫石耕地整理, etc. Values range from 8,700 to 1,675.

Table with 3 columns: 縣費編入金, 國庫補助金, 港灣修築費本年, etc. Values range from 4,806 to 2,357.

財政・租稅——岩手縣財政

Table of fiscal data for Iwate Prefecture, including categories like 樹苗養成費, 開墾助成金, 開墾地移住獎勵費, etc.

Table of fiscal data for Iwate Prefecture, including categories like 開墾費, 林業補助費, 六原模範農村支費, etc.

Table of fiscal data for Iwate Prefecture, including categories like 財產より生ずる収入, 使用料及手数料, 交際費, etc.

Table of fiscal data for Iwate Prefecture, including categories like 傳染病豫防費, 傳染病院費, 汚物掃除費, etc.

Table of fiscal data for Iwate Prefecture, including categories like 公債費, 積立金, 寄附金, etc.

Table of fiscal data for Iwate Prefecture, including categories like 土木費, 教育費, 衛生費, etc.

租稅經濟——岩手縣財政

(昭和十年五月卅一日現在)

△一般會計 內 譯 教育費 二七、〇〇〇 勸業費 五、九〇〇 普通土木費 一、八七、〇〇〇 災害土木費 五、八〇、七八〇 時局巨救農村振興土木事業費 二、〇一、二〇〇 時局巨救農業土木費 二、九二、七〇〇 市町村歲計應急資金 五三、三〇〇

財政經濟——租稅——國稅徵收成績

Table of tax collection performance for various categories including individual income tax, corporate tax, and land taxes. It includes columns for tax type, period, and amount.

昭和十年度岩手縣稅課率表(昭和十年度)

Table of tax rates for various categories in Iwate Prefecture for the 10th year of the Showa era. It lists categories like land taxes, property taxes, and consumption taxes with their respective rates.

財政經濟——租稅——縣稅課率表

財政經濟——租稅——縣稅課率表

Table of tax rates for various vehicles and boats. Includes categories like '普通自動車' (General Motor Vehicle), '人力車' (Rickshaw), and '馬車' (Horse-drawn carriage). Tax rates are listed in terms of annual tax amounts.

Table of tax rates for special vehicles and utilities. Includes '特殊自動車' (Special Motor Vehicle), '水車' (Water wheel), '自轉車' (Bicycle), and '電柱' (Electric pole). Tax rates are listed in terms of annual tax amounts.

Table of tax rates for livestock and other animals. Includes '牛' (Cattle), '馬' (Horse), '畜' (Livestock), and '犬' (Dog). Tax rates are listed in terms of annual tax amounts.

Table of tax rates for land and buildings. Includes '土地' (Land), '建物' (Building), and '興行' (Amusement). Tax rates are listed in terms of annual tax amounts.

財政經濟——租稅——縣稅課率表

財政經濟——租稅——縣稅徵收成績

郡市名	調定濟額	收入濟額	缺損額	未收入額	本年度	前年度	比較増減
東 磐井	201,340.110	182,433.330	417,940.00	△ 18,488.550	906	934	028
氣 仙	133,923.100	128,255.800	286,160.00	△ 4,370.140	962	949	013
上閉伊ノ内(遠)	81,997.050	67,438.850	459,400.00	△ 14,098.800	833	855	022
上閉伊郡ノ内(釜)	173,993.450	121,789.930	2,770,700.00	△ 59,461.440	642	579	063
下 閉伊	289,210.330	184,184.870	6,957,940.00	△ 98,071.240	636	621	015
九 戸	126,185.970	110,252,740.00	18,330.00	△ 15,644,900.00	873	889	016
二 戸	133,596.990	127,088,070.00	180,480.00	△ 16,398,750.00	875	885	010
計	3,089,028.160	2,700,671,100.00	15,564,500.00	△ 372,830,550.00	874	884	010
郡市名	調定濟額	收入濟額	缺損額	未收入額	本年度	前年度	比較増減
盛 岡	274,913.470	250,219,510.00	16,200.00	△ 24,677,760.00	920	933	013
岩 手	185,472.430	177,208,090.00	8,600.00	△ 8,255,730.00	955	967	012
紫 波	173,570.720	170,388,960.00	560.00	△ 3,251,200.00	981	990	009
稗 貫	225,152.200	221,025,470.00	148,140.00	△ 2,978,590.00	986	989	003
和 賀	226,616.670	222,839,960.00	158,240.00	△ 3,618,600.00	983	979	004
江 刺	238,805.890	237,368,380.00	156,830.00	△ 1,280,680.00	993	995	002
西 井	132,954.640	132,004,590.00	235,120.00	△ 7,244,930.00	992	995	003
東 井	175,250.390	163,144,510.00	8,500.00	△ 2,067,390.00	931	939	008
氣 仙	170,573.660	161,440,200.00	10,490.00	△ 9,145,720.00	946	965	019
上閉伊ノ内(遠)	106,674.510	104,899,260.00	43,910.00	△ 1,732,340.00	983	983	000
計	549,957,250.00	511,035,510.00	23,670.00	△ 3,899,070.00	988	988	000

郡市名	調定濟額	收入濟額	缺損額	未收入額	本年度	前年度	比較増減
上閉伊ノ内(釜)	94,482.350	83,818.420	1	△ 10,668,000.00	887	871	016
下 閉伊	160,014.710	140,101,740.00	178,250.00	△ 19,637,940.00	875	836	039
九 戸	98,078.180	93,269,680.00	1,700.00	△ 4,806,800.00	950	959	009
二 戸	92,202.380	87,555,640.00	130.00	△ 4,646,920.00	949	953	004
計	2,240,971,940.00	2,297,359,920.00	989,340.00	△ 22,401,680.00	953	959	006
郡市名	調定濟額	收入濟額	缺損額	未收入額	本年度	前年度	比較増減
盛 岡	88,986,030.00	45,990,590.00	742,430.00	△ 42,253,010.00	526	636	110
岩 手	44,568,910.00	30,296,860.00	359,520.00	△ 13,912,530.00	679	720	041
紫 波	19,534,480.00	15,999,670.00	55,000.00	△ 4,279,810.00	778	862	084
稗 貫	34,446,760.00	27,986,100.00	570,260.00	△ 5,890,400.00	822	864	042
和 賀	33,292,500.00	25,433,480.00	764,320.00	△ 7,095,700.00	763	839	076
江 刺	43,334,480.00	42,670,370.00	211,100.00	△ 4,533,000.00	984	988	004
西 井	50,164,620.00	34,264,320.00	621,290.00	△ 15,288,610.00	965	972	007
東 井	30,750,450.00	22,002,130.00	407,450.00	△ 9,342,830.00	683	743	060
氣 仙	16,377,590.00	13,356,540.00	242,250.00	△ 2,638,800.00	823	802	021
上閉伊ノ内(遠)	27,039,800.00	16,403,340.00	436,730.00	△ 10,199,730.00	606	624	018
上閉伊ノ内(釜)	79,511,100.00	27,971,510.00	2,770,700.00	△ 48,722,430.00	351	376	025
下 閉伊	29,195,620.00	43,983,130.00	6,797,690.00	△ 78,433,300.00	340	438	098
九 戸	28,107,790.00	16,983,060.00	326,630.00	△ 10,888,100.00	602	647	045

財政經濟——租稅——縣稅徵收成績

財政經濟——經濟プロックと農村工業施設の状況

計	二	四一、三九四・六〇〇	二九、四六二・四三〇	一八〇・三五〇	一一、七五二・八三〇	七二	七四二	〇三二
	戸	六七九、三八・七〇〇	四〇三、三二・一八〇	一四、五七五・一六〇	二六二、四八・八七〇	五九三	六五六	〇六三
					六、四九〇			

經濟

經濟プロックと

農村工業施設の状況

岩手縣經濟更生課調査

一、經濟合同組織に依る農村工業獎勵の根本方針

現下の急迫せる農山漁村經濟を更生し之を振興せしめるには原始的生産に逼した單一經營を改めて勞力及資源を綜合的計畫的に配分活用して農山漁村經濟組織に最も適合する農村工業を興し、以て農山漁村の産業組織を合理化する事が最も緊要である、而して農山漁村經濟組織に最も適合する農村工業たらしむるには其の經營主體を農山漁村民の協同組織に依つて金融販賣等を完全に爲し得る綜合的經濟機關とし且つ其の生産組織を綜合的統制的ならしむると同時に技術的指導、資金の融通、原料品の購買及生産品の販賣等に遺憾なきを期せしめ、其永續性を確保しなくてはならぬ、斯くして

一面に於ては農村工業の利益を克く農山漁家に留保せしめ其の經濟の安定を期し他面に於ては農村都市間に於ける産業所得の均衡を得せしむるに在るのである、しからば之を實際農村に於て實施する場合にはどうしたならよいか。

第一に其の地方の各種の經濟的事情に適合する様な種類殊に主業たる農業經營と充分連絡調和を保ち得るものを選ぶことが肝要である、而して其の爲に留意すべき點は

イ、農村の主業勞力に影響なき勞力の活用即ち農村における餘剩勞力の利用又は過剩人口の消化に依て經營し得る程度のものを選ぶこと
ロ、原料は成る可く自村又は近隣に産する

ものを選び以て原始生産物の有數なる處理並に新規利用の増進に資せしむること
ハ、成るべく農村の主業に要する動力の餘剩其の他當該地方に於て簡便低廉に供給し得らるゝ動力を活用し得る様なものを選ぶこと
ニ、多額の資金を固定せしめ爲に主業の經營其の他農村の産業及經濟に支障を及ぼす様なものは選ばないこと
ホ、大工業に密接なる關係を有する部分品の附屬品等の生産を爲すものにあつては地元産業及勞力の關係を考慮し農村經濟機械を害せざるものを選ぶこと等である
第二には製品の販路生産費等の關係を考慮して眞に農家經濟の伸展に寄與する様なものを選ぶことである、而して其の爲に注意すべき諸點を列擧すると
イ、販路が確實永續的なもの、特に輸出品に付ては海外事情に注意し販路の梗塞を來さない様留意すること
ロ、農村の必需品で農家經濟上から見て自給を有利とするものを選ぶこと
ハ、原料及製品の運賃原料代等が成るべく少額なものを選ぶこと

ニ、地元に於ける各種の勞力を多量に消化し農家をして勞賃収入を多く得せしめ得るものを選ぶこと
ホ、成るべく其の地方の特殊事情に適合し所謂特産物として他地方の容易に追隨し能はざるが如きものを選ぶこと
ヘ、大工業に密接な關係を有する部分品、附屬品等の生産を爲すものに在ては原料の配給價格、製品の取引價格其の他の條

經濟合同組織農村工業施設状況一覽

保證責任	經濟合同組織の名稱	區域	町	村	名	業	態
保證責任	二戸郡南販賣購買利用組合	一戸町、鳥海村、浪打村、田部村、御返地村、姉帶村				豚兔肉加工、牛乳加工、山菜加工	
保證責任	九戸郡西部信用購買販賣利用組合	淨法寺村、小島谷村				木工製材、酪製品	
保證責任	九戸郡東部販賣購買利用組合	葛巻村、江刈村、戸田村、山形村				木工製材(主として相互製工業)	
保證責任	西和賀販賣購買利用組合	湯田村、澤内村				製材木工、燻罐詰、鶏兔肉、林産副産物	
保證責任	南部農産加工販賣利用組合	瀧民村、巻堀村、玉山村、川口村、大更村、田頭村、松尾村、寺田村、平館村				味噌、醬油、製粉、製麵、漬物	
保證責任	下閉伊購買販賣組合聯合會	宮古町、山口村、千徳村、花輪村、磯鶏村、重茂村、津輕石村、崎山村、田老村				昆布加工、ヒキ錫、花鯉(削節)	
保證責任	山田灣購買販賣組合聯合會	山田町、船越村、織笠村、大澤村、豊間根村、重茂村				昆布加工、若布加工、木工	
保證責任	九戸郡東部販賣購買組合	久慈町、長内村、宇部村、野田村、山根村、山形村、大川目村、夏井村、大野村				層蘭加工、織物、農産物、燻罐詰	
保證責任	陸奥販賣購買利用組合	福岡町、斗米村、石切所村、金田一村、爾薩體村				手漉和紙、製粉、製麵	
保證責任	東山紙販賣購買利用組合	長坂村、田河津村、松川村、舞川村、猿澤村				醬油、味噌釀造、蔬菜、果實、燻罐詰	
保證責任	九戸郡北部販賣購買利用組合聯合會	輕米町、小輕米村、晴山村					

財政經濟——經濟プロックと農村工業施設の状況

保証責任 上閉伊購買販賣利用組合

是より曩昭和九年の凶作を契機として上閉伊郡遠野町を中心とする經濟合同組織は縣下に魁けて其の結成を見實績大いに見るべきものがある。

左に同プロック設立の要旨、事情經營の方法、組織、事業成績等を詳述し参考に資せんとす

遠野町外經濟合同凶作對策要領

一、要旨 本縣は古來屢々災害を蒙り殊に最近に於ては昭和六年の凶作に次で銀行破綻、震嘯災相續き本年又全縣を通じて激甚なる凶作に遭遇したり翻つて縣民の主要産業たる農業の現状を見るに概ね米穀と養蠶に偏し所謂多角型の徹底せざる憾み尠からざるものあり従つて今次の如き凶作に遭遇するに際し縣民經濟の受くる打撃の一層甚大なるものあるを見るに茲に吾々は從來の經營方法に根本的の刷新を加へ以て將來に於ても頻々として襲ひ來るべき災害に處するの根本方策を講ずる事の極めて緊要なるを痛感するものなり之が爲には飽く迄も一は自奮自動の奮闘的精神を喚起して力行之れ努め他は産業經營の内容を改善充實することを要す即ち或は事業單位を一町村に局

遠野町、松崎村、附馬牛村、土淵村、上郷村、栗橋村、綾織村、宮守村、達曾部村、小友村、鱒澤村、農産、罐詰、兎肉罐詰、山菜加工、木工

限せず産業的並地理的に事情を等しくする關係町村の合同に成る綜合的組織をも獎勵し或は農業經營の多角型化は勿論生産物の加工處理並に生産數量及品質規格の統制之が販賣と購買の統制を圖らざるべからず以上の見地に基き上閉伊郡遠野町を中心達曾部、宮守、鱒澤、小友、綾織、附馬牛、松崎、土淵、青笹、上郷、栗橋、金澤の一町十二ヶ村を區域とする産業組合組織の經濟合同計畫を提唱し左の要項に依り應急的並恒久的の施設の實現を期せんとす

二、事業計劃 部内農家の急迫せる現状に鑑み最も急務を要するものと認むる左記の事業を不敢取行ふものとす

1、兎肉の處理 優良なる兎毛皮は陸軍の現地購買によりて公正に取引せらるゝも兎肉は少量なる地元消費の外他に販路を有せず而かも毛皮は陸軍の現地購買の關係上其の屠殺縣下殆んど同時に行はるゝがため多量の兎肉一時に小市場に殺到し棄値同様の不利益を見つゝあるを以て組合に於て相當の價格にて之を買取り罐詰に製造して軍部及縣外に販賣するものとす

2、豚肉の販賣並に加工 部内養豚は飼料の缺乏と現金の枯渇とに依り極めて低廉に投賣するもの多きを以て組合は之を相當價格に買取り「ハム」「ソーセイヂ」毛皮骨を有利に販賣せんとす

3、副業加工品の買取り及原料品の供給 從來草履表、黍箒、竹細工品、萱ブラシ凍豆腐、其の他の副業加工に従事するも販賣方法拙劣の爲め収入少く遂に中止する者多きを以て組合は之が原料を供給すると共に製品を買取り現金化を圖り冬季間の有力なる生活資源となさしむ

4、婦女子の冬季作業の斡旋 部内農家には婦女子の餘剩勞力が豊富なれども適當なる作業を有せず働かんとし満たされざる状態なれば「ホームスパン」の紡毛及製織其の他編物（軍手靴下等）手藝織物一般を行はしめ収入増加の途を講ぜしむ

蔬菜栽培に努むるの外△家畜類の増殖に依る畜産經營を採用すると共に△牛乳加工△菓子加工△製粉金工及木工等の農村工業を起興し發達を促し以て農家經營の合理化を圖るものとす

三、事業經營の方法

(一)事業經營の圓滑を期する爲本組合區域に事業實行の單位として部落別に實行組合を組織せしめ各組合員共助して各自の受持する仕事を成し遂げしむると同時に家畜種苗その他の物質の蒐集配給は勿論地方又は事業の必要に應じ簡易共同作業場を經營せしむる等總て其の實行組合内に於ける事業實行の責任を組合員共同に負ふものとす (二)而して生産物の取引に應ずる爲組合は製品の數量品質及規格の統一を圖り之が有利なる販賣に努むるものとす而して生産物販路に付きては兎毛皮は陸軍其他に兎肉罐詰及軍手、軍足等は陸海軍其他に「ホームスパン」は繭糸類に其の他の製品等は縣購聯又は縣物産幹旋所、縣農會等の幹旋に依り夫々賣捌くものとす (三)事業經營上別に資金の必要ある場合は産業組合中央金庫に仰ぐ外岩手殖産銀行より融通を受くるものとす (四)本事業は異常なる凶厄を打破するが爲悲壯なる決意により熱慮計畫せられた

るものなるを以て本事業を行ふに當り最も重大の關心を拂ふべきことは町村感情部落感情の對立を絕對に排除し關係町村民は私見私議を去り事業執行に當る者に對し全幅の信頼を寄せ事業執行者は手辨當持參の意氣込を以て勵精竭力事に當り總て一切の關係者は清明の心を以て融合歸一し相信じ相扶けて事業の進展に追進するの一事に在るものとす

(五)凡そ創設に當りては出費を極力慎み又資本を固定せしむることは努めて避くべきことなるが故に設備器具の類も利用し活用し得るものあれば必ず之を用ひその他人件費雜費の類に付きては極力節約を爲すものとす

(六)郷土更生の一念に燃ゆる純真なる青年男女がその捨身の精神を發揚することには事業經營の重要な要素を爲すものなり故に此等青年男女に本事業の内容を明確に認識せしめ熱烈の意氣を以て夫々應分の仕事を擔はしめ父兄姉妹を助けて本事業の達成の中堅たらしむる事に特に留意するものとす而して此等中堅人物たる青年男女の薰陶養成につきては隅々縣立六原青年道場（本場及分場海洋青年道場）は漸次整備し農畜林漁等の各種施設特に副業及製造加工の設備あるを以て茲に青

年男女を入場せしめ信念と實力とを養ひ且つ本縣の施政方針を體得せしめ以て本事業の根幹を培ふものとす本組合又は實行組合本部には六原青年道場修練生たる男女を置き幹部の指揮を受け細大となく事業執行の衝に當らしむ

四、組織 組合の組織は區域内全戸の加入を理想とするも加入困難なる者は團體加入の方法に依るものとす 1、區域遠野町外十二ヶ村 2、出資一口の金額金參圓 3、出資總額金壹萬五千圓 4、事業販賣購買利用の三種兼營 五、資金 イ、固定資金四、三三八圓 1、自己資金一、五〇〇圓 2、補助金二、八三八圓 ロ、運轉資金一七、六四七圓 1、材料購入資金八、八二三圓 2、販賣資金八、八二四圓 借入金を以て充當するものとす 六、設備其他經費調

(六)事業用設備 三、九三七圓七〇 豚舎二四〇、〇〇〇（一二坪一棟屠殺する迄の收容場所とす、一頭當り一坪の割一〇頭分）作業室三三〇、〇〇〇（二〇坪一棟豚肉加工以外各種の作業に使用）調理場三〇〇、〇〇〇（一〇坪一棟（下屋）主として兎肉加工に使用す）冷室一八〇、〇〇〇

○(六坪生肉貯蔵用) 竈二〇、〇〇〇(二基) 釜二〇、〇〇〇(大小各一個) ホームシーマー二〇〇、〇〇〇(二臺) 罐詰巻締用) 鋸一五、〇〇〇(一丁解體用) 井戸一〇〇、〇〇〇(一) 紡毛機二、四〇〇、〇〇〇(三〇〇) 秤、バケツ其の他一三七、七〇〇(屠殺刀二、寒暖計二、バケツ三、肉刀三、七輪五、樽一〇、秤二(臺一、棒一) 絞用器五、肉挽器二、水溜桶一、肉切臺二、棒ヤスリ一

(二) 事務用設備四〇〇圓 書類棚、簿冊 其他

(三) 事務費一、〇〇〇圓 人件費五〇〇、〇〇〇(役員手當及給料六ヶ月分) 旅費三〇〇、〇〇〇(同上) 雜費二〇〇、〇〇〇

(四) 借入金利子三六七圓六五 借入金一七、六四七圓に對する年五分の割五ヶ月分

七、收支調

(一) 豚肉加工 收支計算
 收入初年度一五、六〇〇、〇〇〇二年度以降一五、六〇〇、〇〇〇(ハム貫當り七圓の割一、五六〇貫分一〇、九二〇圓ソイセイチ貫當り四圓の割一、一七〇貫分四、六八〇圓 支出一五、九九五、九四一五、一一五、九〇(別表の通り) 差引損益損三九五、九四益四八四、一〇〇

内 譯

收入(初年度以降に於ては毎年度同一なるに付省略) 販賣代金一五、六〇〇、〇〇〇(二五貫の豚一頭よりハム四貫(貫當り四圓) 及ソーセイチ三貫(貫當り四圓) づゝ三九〇頭分(一頭當り四圓づゝ) 支出(初年度) 設備費八四〇、〇〇〇(豚舎(一二坪、坪當り二〇圓) 二四〇圓、冷室(六坪、坪當り三〇圓) 一八〇圓、作業室(一六坪、坪當り二〇圓) 三二〇圓、井戸一、一〇〇圓 備品費一九二、七〇〇(竈二ヶ(一ヶ一〇圓) 二〇圓、釜二ヶ(大一六圓小四圓) 二〇圓、寒暖計二ヶ三圓、屠殺刀二丁(一丁一圓五〇錢) 三圓、鋸一五圓、バケツ三ヶ(一ヶ四〇錢) 一圓二〇錢、肉刀三丁(一圓五〇錢) 四圓五〇錢、七輪五ヶ(一ヶ五〇錢) 二圓五〇錢、樽一〇ヶ(一ヶ二圓) 二〇圓、秤二(臺秤三〇圓棒三圓) 三三圓、絞用架五(一ヶ五〇錢) 二圓五〇錢、肉挽器二ヶ(一ヶ八圓) 一六圓、肉切臺二臺(一臺二〇圓) 四〇圓、水溜桶一ヶ一〇圓、棒ヤスリ一丁二圓 豚購入費一、七〇〇、〇〇〇(豚一頭二五貫のもの) 立相場一貫目一圓二の割にて購入するものとして一頭三〇圓之が三九〇頭分 消耗品費五九八、七二(鹽二七三貫二七三圓、(ハム二三四貫、ソーセイチ二九貫

製造用) 砂糖八一貫九〇〇(一、二二圓八五錢(ハム五〇貫七〇〇) 芎、ソーセイチ三一貫二〇〇(芎製造用) 小麥粉七八貫六五圓胡椒七貫八〇〇(芎四八圓七拾五錢、肉柱三貫九〇〇(芎一六圓、硝石一九貫五〇〇(芎七三圓) 二錢 加工費一、九五〇、〇〇〇(ハム製造一頭に付二人(一人一圓の割) 三九〇頭分七八〇圓、ソーセイチ製造一頭に付二人(一人一圓の割) 三九〇頭分七八〇圓、屠殺解體一頭に付一人(一圓の割) 三九〇頭分三九〇圓 薪代二七三、〇〇〇(一頭に付七〇錢の割三九〇頭分) 屠畜税三九〇、〇〇〇(一頭一圓の割三九〇頭分) 資本利子二一、五二(設備費及備品費一、〇三二圓七〇錢に對する利率五分の割五ヶ月分) 雜費三〇、〇〇〇、計一五、九九五、九四

二年度 設備費一、二六、〇〇〇(設備費總額八四〇圓に對する年五分十ヶ年賦一年分償却費(元金八四圓利子四二圓)、備品費四八、一八(備品費一九二圓七〇錢に對する年五分十ヶ年賦一年分償却費(元金三八圓利子九圓六四錢)、豚購入費一、七〇〇、〇〇〇(前年通り)、消耗品費五九八、七二(同)、加工費一、九五〇、〇〇〇(同)、薪代二七三、〇〇〇(同)、屠畜税三九〇、〇〇〇(同)、雜費三〇、〇〇〇(同)

計一五、一一五、九〇

三年度以降に於ては二年度に比し資本利子額以外凡て同一なるを以て省略

(二) 兔肉加工 收支計算
 收入初年度三、〇〇〇、〇〇〇二年度以降三、〇〇〇、〇〇〇(生産物販賣代金) 支出三、〇五二、四〇二、六一七、〇〇〇、差引損益 損五二、四〇、益三八三、〇〇〇 收入(初年度以降に於ては毎年度同一に付省略) 販賣代金三、〇〇〇、〇〇〇(半封度罐一個一〇錢の割三〇、〇〇〇圓) 支出(初年度) 設備費五〇〇、〇〇〇(調理場(一〇坪、坪當り三〇圓) 三〇〇圓、ホームシーマー二臺(一〇〇圓) 二〇〇圓 其他は豚肉加工用具を利用す) 兔肉代九四、〇〇〇(一貫(骨付マ、) 九〇錢の割一、〇五〇貫分(一頭三五〇芎のもの三、〇〇〇圓分) 調味料代一二五、〇〇〇(醬油一斗五圓の割一石五斗分七五圓、砂糖貫一圓八〇錢の割一五貫分二七圓、味の素大罐二個代一八圓、胡椒五〇〇芎代五圓、材料代三二二、〇〇〇(人參、午芎二〇錢の割六〇〇貫分一二〇圓) コンニヤク貫五〇錢の割三〇〇貫分一五〇圓、椒荷貫二圓の割六貫分一二圓、三〇圓其他他罐代一、〇〇〇、〇〇〇(半封度罐一打四〇錢の割二〇〇打分) 荷造費一五、〇〇〇

(ハ打入一箱當五錢の割三一二箱分(箱は罐の空箱を利用す)、燃料代二〇、〇〇〇、加工賃七五、〇〇〇(一人一日五〇錢の割延一五〇人分)、資本利子一〇、四〇〇(設備費五〇〇圓に對する年五分の割五ヶ月分)、雜費五〇、〇〇〇(レットル電燈料其他雜費用) 計三、〇五二、四〇〇

二年度 設備費七五、〇〇〇(設備費總額五〇〇圓に對する年五分十ヶ年々賦一ヶ年分償却費)、兔肉代九四五、〇〇〇(前年度通り)、調味料代一二五、〇〇〇(同)、材料代三二二、〇〇〇(同)、罐代一、〇〇〇、〇〇〇(同)、荷造費一五、〇〇〇(同)、燃料代二〇、〇〇〇(同)、加工賃七五、〇〇〇(同)、雜費五〇、〇〇〇(同)、計二、六一七、〇〇〇

三年度以後は二年度に比し資本利子額以外凡て同一なるを以て省略す

(三) ホームスパン 設備調 紡毛機三〇〇圓(一臺八圓の割) 二、四〇〇圓(運轉資金は要せず)

一、兔毛皮及兔肉の共同販賣 区域内農家は昨年(九年) 冷害の爲各種農産物の甚だしい減収により經濟状態極めて窮乏したので現金収入を欲するの餘り養兔の如きも餘儀なく賣り急ぎ生體のこゝ極めて安價に地方仲買人に賣り拂ふ者簇出の状態

となつたので組合は岩手殖産銀行より資金一千圓の融通を得て是等農家に兔一頭に付五十錢宛の割合を以て貸與し不利なる生體の取引を中止せしめ聽て剥皮乾皮の方法を指導し是により得たるものは左記の通り兔毛皮は陸軍省に兔肉は海軍省及騎兵旅團に精肉として納入した外罐詰に製造した

記

一、兔毛皮を陸軍省に納入したるもの	六、八五枚	五、三四圓
二、兔肉を海軍省及騎兵旅團に納入したるもの	三、七九頭	一、四七圓
三、兔肉罐詰 野菜入	四、〇〇〇罐	六、〇〇〇圓
計		七、二九八圓

二、飼加工 部内農家には婦女子の餘剩勞力が豊富なれども適當なる作業を有せず働かんとして満たされざる状態なので、是等婦女子の勞力を利用して現金収入の途を得せしむる目的を以て東海岸に豊産する鱈に加工を爲し左記の成績を収めたのである

記

(一) 鱈 味 淋 干	製造高	販賣高
	二六〇貫	二五〇圓

一四五

財政經濟——縣經濟界最近の情勢

(二)燒干及顎刺 二八〇貫 二五〇圓
計 五〇〇圓
三、山菜加工 製造高 販賣高
(イ)千ぜんまい 五〇〇貫 一、五〇〇圓
内 海軍省納入 二〇〇貫 一、五〇〇圓
其他全部東京市場に販賣

(ロ)露罐詰 水煮及 三〇圓六
佃煮 四八〇罐
(ハ)竹の子罐詰 六〇圓
計 一、七五〇圓
四、豌豆罐詰 区域内は水田面積少く畑地
多くして約五千町歩を算するを以て畑地
利用の如何は農業經營改善の根幹を爲し
之が改善の一端として罐詰用豌豆を部内
農家百戸に種子二石を配布し約五千町歩を

縣經濟界最近の情勢

本縣は昭和四年の大旱魃に依り縣北及山手
方面畑地帯における主要生産物は殆ど收穫
皆無に陥りその被害額實に千八百八十餘萬圓
に達した、越えて昭和五年は各種農林、水
産物價の激落に遭過し前年に比し生産收入
に於て三千百五十萬七千餘圓の減收を示し
昭和六年に到り物價の低落益々甚だしく一
般農山漁民は困窮その極に達しこれに加へ
て縣下山手方面は氣候寒冷のため凶作に襲

はれその被害高約千萬圓に及び昭和四年の
生産收入に對比して實に四千七百五十七萬
七千餘圓の減收を示した、然るに昭和六年
十二月末に於て預金約七千二百萬圓を有す
る盛岡、岩手、九十の三大銀行の破綻によ
り殆ど經濟的機構は破壊せらるゝに至つた
がその後代物辨濟相殺等に依り整理せら
れたるも尙約五千萬圓の預金は固定し爲
に金融は極度に梗塞せられたるが東海岸漁

誠作せしめ其の收穫物は本組合に於て全
部グリーンピース及シユガーピースとして
罐詰と爲し毎日約六〇名の青年男女の活
動に依り左記の成績を収めた、豌豆は早
春種子を蒔き七月に收穫する爲冷害を受
くることない安全なる作物であるから將
來一層作付反別の増加を圖る計畫である
種 目 製造數量 販賣高
(イ)グリーン、ピース罐詰 六、三〇罐 九七、五〇
(ロ)グリーン、ピース罐詰 一、二四八罐 二七、〇〇
(ハ)シユガー、ピース罐 一、一八四罐 一、八七、〇〇
計 (十一オンス罐) 一八七、六罐 三、九八、一五

村に於ては支那輸出貿易の杜絶に依り甚大
なる打撃を享け越えて昭和八年三月三日の
東海岸地方の大震災に依り沿岸三十六ヶ
町村に於ける漁業施設は殆ど破壊せられ其
の被害高實に六千萬圓に達した、以上の如
く本縣は再三再四天然的又は人爲的に經濟
上甚大なる打撃を蒙り之等に依る減收損失
は結局負債として現るゝに至つた今全市町
村に於ける總負債高を見るに一億四千萬圓
之に縣債二千四百萬圓を加ふるときは其の
總額實に一億六千四百萬圓、一月平均一千
百圓に達する状態にして内農山漁村負債は
約八千二百萬圓、一月平均八百二十圓に達し
つゝあり、然るに昭和七年政府は農山漁村
匡救の爲時局匡救事業を施行せらるゝに當
り縣及町村に於ても政府の施設に相呼應し
て應急對策施設を講じたが昭和七年事業費
總額四百一十一萬六千六百五十五圓、これに使用
せる就勞者員數三百八十八萬三千八百八十人
この勞働賃銀二百六十四萬三千三百七十七圓にし
て市町村當平均事業費一萬七千四百四十一
圓昭和八年度は事業費總額五百七十六萬八
千四百七十八圓、之に使用せる就勞者員數
四百二十四萬四千五百五十九人、この勞銀三百
二十四萬八千八百二十九圓、一市町村當平
均事業費二萬四千四百四十三圓に達した。
昭和九年は未曾有の凶作でその慘狀洵に見

るに忍びざるものがあつた、重農作物にし
てその被害を受けざるもの殆んどなく平年
作の半作にも達せざる有様で水稲は平年作
に比し減收量は六十一萬七千五百八十八石(こ
の減收歩合五割四分五厘)畑作物は麥釋其
他を合せ三十九萬四千二百七石(此の減收
歩合各種作物を平均し四割五分五厘)の巨
額に上りこれを金額に換算すれば水稲にお
いて二千四百四十九萬四千餘圓、畑作物二百
七十六萬四千餘圓合計二千四百二十五萬八
千圓といふ驚くべき數字を示した、縣では
收穫物皆無に歸した田畑に對し免稅を爲し
たその金額二十萬七千八百四十一圓に達し
たので二十五萬五千五百圓の低利資金の融

通を受けた、更に救農土木事業施行に伴ひ
借入れた縣債總額は百十二萬圓四千五百圓
に達する有様となり縣の財政は極度に窮迫
を告げた、而して時局匡救事業施行に依り
疲弊困憊せる農山漁村民の經濟を緩和し自
然物價の高上購買力の増加を來したが連年
打ち續く不況は僅三ヶ年の事業に依り未だ
充分なる効果を擧げ得ざるも大体に於て經
濟界稍好轉の曙光を見出しつゝあり、殊に
滿洲事變勃發以來軍需品に關係ある物資及
び鐵產品等は需要の増加に伴ひ著しく價格
の向上を來しつゝありて自然この餘力は各
種預金貯金等に反映せられつゝあり、今主
なる預金狀況を見れば左の如し。

預金種別 昭和七年末現在 同八年末現在 同九年末現在 前年比較

郵便貯金	一六、九六、八六四	二〇、六〇、六三三	三、四九、五三三	増
普通銀行預金	四、三六、二四〇	三、九六、五〇七	二、三三、二七	減
産業組合貯金	四、〇九、二七五	四、八四、三四〇	五、五七、九三	増
信用組合聯合會貯金	七九七、三九六	一、六三、三三二	一、四〇、九八三	減
勸銀	三、四七、九九二	五、三〇、一五九	四、三八、〇九二	増
○備考			△三二、二四八	
九年末普通銀行貯金高は岩手殖産銀行の貯金高のみを記載す			△九三、〇五	
貸付金普通銀行六、九五九、二〇七圓、産業組合七、二二二、三七一圓、信用組合聯合會四、八三四、一九一圓、勸銀一七、三四九、六九七圓である。				

本縣農山村が甚大なる打撃を受け縣經濟界が極度に壓迫された即ち殖銀の期末現在貸借對照表を見ると先づ負債の部に於て(單位圓)

預金勘定	三、三三、三六三	二、三三、三三
當座預金	二、三三、三六三	二、三三、三三
特別當座	六、五八、八八七	六、四三、五五
通知預金	六、五、三五	
定期預金	二、八七、八六五	三、二二、九五三
別段預金	三、七、五二	四、四、四九
預金總額	一、二二、二二一	一、二二、二二一
前期比九十八萬五千圓の増加を示したが預金内容を見ると特當が減じて定期が益々増加を呈し殖銀に對する一般預金者の動向を察知し得られ漸次信用の向上を物語つてゐる、借入金勘定縣債借入及び興銀借入金三百四十一萬八千七百圓で前期より中小商工業資金の返済により十萬餘圓の減を來した、次で資産の部たる貸付金勘定		
貸付金勘定	七、三六、六七〇	六、九五、二〇七
手形貸付	三、四九、四九七	三、五〇、〇〇八
證書貸付	三、一四、四四二	二、九八、二八九
當座貸越	七、四七、七三	四、六四、四〇八

右の如く貸付が漸次増加し今期末は四十二萬七千餘圓を増加して七百萬圓を突破した

銀行と會社

その内譯を研討すると手形が減じて證書貸及び當座貸越しが夫々増加を見せ一般貸の外中小商工資金の貸出しが特殊の現象で、回收状態は縣北が若干良くないが縣南は頗る良好にして休銀肩替り並に岩銀、貯蓄銀に對する回收が非常に良好であつた、現金、預ケ金勘定、有價證券勘定は

現金預ケ金	
勘定	二、三六、三三二
現	一、三五、六六〇
預ケ	九〇、五三三
有價證券勘定	
國債	三、二四、八八五
地方債	二、〇〇〇、〇〇〇
社債	二、四九四、七〇〇
株式	七五、〇一五
地方債	
國債	三、二四、八八五
地方債	二、〇〇〇、〇〇〇
社債	二、四九四、七〇〇
株式	七五、〇一五

一萬七千圓受入手數料一萬一千二百圓有價證券買入金八萬四千圓所有有價證券價格引上げ一萬餘圓その他で七十四萬三千圓にしてこれに對し損失は預金利息二十一萬七千圓借用金利息十三萬六千圓其他であるが當期は五分利國債を買却し四分利に乘換前記十萬餘圓の利益を得て有價證券價格を十二萬六千圓の銷却を斷行し將來の有價證券値下りに備へ益々内容の堅實化を圖り當期純益九萬七千六百八十八圓(利益率九分三厘)をあげ五分の配當を行つた。

三休銀の整理狀況

未曾有の金融恐慌を惹起して以來早くも滿四ヶ年を迎へた縣休銀各々は次々に起り來る種々の難關を辿りつゝ、整理の實行に懸命なる努力を傾注し、整理の進捗を圖つてゐるが整理案實施にて年を経過せる最近の盛岡、岩手、九十の三休銀についてその整理狀況を見ると驚くべき整理の進捗を示してゐる、即ち十年上期末(六月三十日)現在における預金債務高は

盛岡銀行	
盛岡銀行	四、二六、四八圓
岩手銀行	二、五〇、一九〇
岩手銀行	二、四八、三六一
合計	九百二十九萬九千九百九十九圓に減少され、六年末の五千三百萬圓、八年末二千六百萬圓、九年末一千六百萬圓が遂に一千

萬圓を割る激減に至つた、これに應じて貸付金も

盛岡銀行	
盛岡銀行	三、二七、三六圓
岩手銀行	一、九三、五二五
岩手銀行	二、三二、四〇八
合計	七百四十三萬四千二百八十一圓を示し九年末貸付一千六百萬圓から約一千萬圓近くの激減となり各行共一ヶ月平均十萬圓宛の整理が行はれてゐる、此の間現金を以て支拂ひされた金額は盛銀五十餘萬圓、岩銀六十餘萬圓、九十銀百餘萬圓合せて二百五十萬圓程度に過ぎず大部分が相殺代物辨済の形に於て自然的整理が行はれたものである、斯く僅の間に於て豫想以上の急速なる整理が行はれ第一段階を比較的順調に終つたが今後の推移は如何なるか縣民等しく此の成行を注目してゐるが六月末現在の資産内容を眺めると次の如くである、即ち十年六月三十日現在の三休銀の資産、負債を比較すると

盛岡銀行	
預金	四、二〇六
借入金	一、四八五
合計	五、七五二
岩手銀行	
預金	二、五〇〇
借入金	〇
合計	二、五〇〇
岩手銀行	
預金	二、四八三
借入金	〇
合計	二、四八三

對照次の如し

口數	
八年上期	四八〇口
八年下期	三三六
九年上期	二七三
九年下期	二六七
十年上期	三三二

勸銀貸付狀況

勸銀盛岡支店の本縣に對する總貸高は年賦及定期その他合せて一千七百九十六萬七千六百二十六圓にしてこれを抵當別に見ると有抵當貸付が口數二〇、〇八五、金額一千二百三十七萬六千七百三十七圓にして無抵當貸付が口數五九七、金額五百五十九萬八千八百八十九圓を示しその有無抵當別の割合は口數に於て約十對三にあるが金額では七對五の關係にある即ち有抵當では一口當六百圓であるが無抵當では一萬圓となつてゐるこの有抵當貸付を抵當別に見ると次の如く田畑總額の八割を占め次に宅地、建物、鐵道財團工場財團の順序を示してゐる

口數	
田畑	一九、六九二
宅地建物	三、三九一
工場財團	二
鐵道財團	一
合計	二〇、〇八五
金額	
田畑	二〇、六六、三五〇圓
宅地建物	一、三九、二四八
工場財團	六九、三三九
鐵道財團	三五〇、〇〇〇
合計	二二、三六、七七七

現金 八四五 五七二 三二二
有價證券 五七二 一五七 三三三
貸付金 三、二八七 一、九〇五 二、二〇一
所有不動産 一、八五一 〇五四 六六一
合計 五、五〇一 三、七〇八 三、六五五
盛岡銀行は預金債務四百二十六萬六千圓と日銀借入百四十八萬五千圓合せて五百七十五萬一千圓の支拂に對し支拂資源は五百五十萬圓よりなく二十萬圓の不足を告げる事となつて居り岩銀、九十に於ては資産の方が百萬圓以上超過してゐるので盛銀は兩行の資産に比し最も苦いバランスに置かれてゐる此の原因は日銀借入金が依然として大きな痛をなしてゐる結果でこれを除けば三行の資産内容が極接近するが日銀が頑強に返済を迫つて居り將來暗礁に乗り上げる原因となつてゐる、次に第三回の支拂に困難たる九十銀行は現在の所有現金五十七萬二千圓に對し支拂額九十二萬圓の豫定で四十萬圓の不足を告げこれが捻出に最大難關を迎へてゐる然し此の整理案の破綻は資産内容の不良にあらざる事は前記資産表に見られる通りであつて結局整理案の編成替を餘儀なくされ支拂延期を斷行して切抜ける事とならう、岩銀は殖銀をバックに池内常務の手腕で最も手ぎよく整理を進めてゐるから今の所難關見當らず第三回も豫定通り

勸銀盛岡支店現況

勸銀盛岡支店に於ける十年上期末現在の貸付狀況は年賦貸付に於て當期(一月より六月末)の總貸付口數五三一、金額十二萬七千九百五十二圓に對し償還高六二三口、金額百二十二萬九千四百五十一圓にして差引口數九二、金額六十萬一千四百五十五圓減少し期末現在高口數二萬七千七百廿二、金額一千七百七千三百六十四圓となり八年上期に比し三百五十五萬五千圓、昨年同期に比し百五十二萬五千圓の激減を示してゐる即ち五期間對照表によると

口數	
八年上期	三、五九〇口
八年下期	三、〇〇七
九年上期	二、一七九
九年下期	二、八四四
十年上期	三、七三三

次に定期貸付は當期總貸付口數一三、金額五萬六千九百五十圓に對し償還高は口數五九、金額十八萬三千六百六十九圓にしてこれも差引口數四六、金額十二萬六千七百十九圓減少し期末現在高は口數二二一、金額三十四萬二千三百三十三圓五十九錢にして八年上期に比し三十六萬九千圓、昨年同期に比し三十萬圓と半減の狀況である五期間

無抵當貸付に於ては耕地整理に對する貸付が五割餘を占め次いで漁業組合、公共團體産業組合、十人連帯、森林組合、畜産組合の順である

口數	金額
公共團體	四一、二八〇圓
耕地整理	三、八三、四八四
産業組合	二〇〇
漁業組合	二五、六〇六
森林組合	七六、三六五
畜産組合	一〇〇
十人連帯	一三、七五三
合計	五九七、五九〇、八八九

岩手貯蓄銀行開業 岩手貯蓄銀行は十年一月十日から新規營業を開始、休銀唯一の更生を辿ることゝなつた、同時に第二、三回預金二十三萬圓を繰上げ支拂斷行した、同行は昭和六年末のパンニック以來營業停止となり七年暮に殖産銀行より三十萬圓の融資を受けて三十圓以下の小口預金を支拂ひ、それより大藏省及縣の應援と殖銀の積極的乗出しに更生整理に着手し八年六月、元八戸銀行支配人淺香敏夫氏を支配人に迎へ十月重役を改選、安彦氏外殖銀首腦部が乗込み、舊盛銀系を一掃し整理案作製に掛り十二月大藏省の認可を得九年一月廿五日第一回支拂を行ひ、七月の總會で減資と同時に

増資する非常手段を探り八十七萬圓の不良貸付を銷却すると共に相殺代辨を以てパランスをはかり失權株一萬二千余株を競賣に附し十二月二十日名稱を「岩手貯蓄銀行」と變更し以て優良資産を有する銀行に生れ變つたのである。

岩手貯蓄銀行は更生開業と共に専任頭取に前日本勸業證券會社取締役伊東四郎氏を迎へ、一月廿六日同氏の着任を見た。

貸借對照表(十年六月三十日現在)

資産	負債
現金預金	六、四七五
有價證券	九〇、二四
貸付金	一四、五九八
株主勘定	二八、二五〇
合計	一六五、〇八八
現金積金	一、〇七、九二
借入金	三三、七〇〇
株主勘定	五五、三九
合計	一六五、〇八八

盛岡電燈の近況

盛岡電燈株式會社十年上半期の營業概況は本期は昨年の大凶作の後を受け東北地方財界は極度に萎縮し當社も相當減收を懸念されたが極力積極的に需用増加に努めた結

果却つて前期に比し電燈料に於て參萬九百餘圓電力料に於て壹萬五千七百餘圓の増収を見る事を得た然れども本期は季節的關係上火力發電所の運轉多かつたこと、需用増加の爲め他社よりの受電電力料嵩みたる事故を未然に防ぐ爲め諸設備に大修繕を加へた等相當支出の増加を見た盛岡製水工場は採算關係上本期始めに於て之を他に貸貸することとした、なほ當期末電燈電力電熱其他現在數左の如し

需用家數	七萬貳千貳拾八戸
電燈取付數	貳拾壹萬八千八百八拾壹燈
内譯	
點火燈數	拾八萬壹千參百八拾壹燈
點火「キロワット」數	四千七百四拾九「キロワット」
休燈數	參萬六千八百燈
一、電力	
一般供給電力契約個數	貳千五拾參個(内休止中のもの百拾七個)
大口供給電力契約口數	貳拾口
一般供給電力	六千五百四「キロワット」(内休止中のもの四百九「キロワット」)
大口供給電力	九千參百五拾八「キロワット」

合計供給電力 壹萬五千八百六拾貳「キロワット」

一、電熱

供給口數 七拾七口
供給電力 壹百拾六「キロワット」
一、「ラデオ」及小型電力
「ラデオ」臺數 四千四拾四臺
小型電動機 六拾壹臺
醫療器其他 壹百八拾七臺
此等の供給電力 貳百壹「キロワット」四

東北發電所建設提唱

天恵に極めて薄い東北の振興は先づ工業を起し産業の隆盛をはからなければならぬと識者の等しく云ふ意見であるが遺憾ながら東北は電力が乏しく且つ高價なる結果、工場地として不適たるを免れざる状態である、茲に於て東北振興は電力の開発が最も急務なりとし盛岡電燈會社の提唱により十年二月十三日仙臺市役所樓上に於て東北電氣協會緊急役員會を開き

- 一、十萬キロ發電所建設、及び東北六縣連絡の送電線設置
- 一、農村電化の普及に關し政府の補助要求
- 一、電氣知識の普及研究の爲東北電氣研究所設置

其他に就いて協議をなしたが右決議に基きその實現に關しては政府關係主務省並に夫々陳情を爲すところあつた。

東北電燈江と合併

東北電燈株式會社と膽江電力株式會社は九年十二月廿一日合併の調印を了し十年一月二十八日の總會で正式これを決定し、二資金四百七十三萬七千四百圓の東北電燈株式會社となつた。尙合併により當期總益金は二十二萬二千六百八十八圓七十七錢で内五萬圓は諸銷却金二萬圓税金二千五百圓退職給與基金差引き十五萬八千八百七十七錢と前期繰越金八萬七千六百六十二圓、合計金二十三萬七千三百四十二圓七十七錢で左の如く處分する事とした

△七千六百圓法定積立金△七千六百圓別途積立金△七千圓役員賞與金△十三萬三千六百七圓六十錢配當金年七分△八萬一千五百三十五圓十七錢後期繰越金
尙合併により本社は水澤町に置く事にしたが場所は同町横町元水澤銀行を買受け新築した、新重役左の如し
取締役社長 小林久治 専務取締役 米倉清五郎 常務取締役 及川一雄 取締役 本間半兵衛 谷井文藏 佐藤鐵郎 中島徳治 伊藤二郎 熊谷半兵衛(以上東北電燈) 辻山右平 佐藤龍治(膽江電力) 監査役

星廉平 郡司半助 萩田甚助(膽江電力)

三陸水電氣仙水力合併

三陸水電株式會社(東京丸の内)に本社を置く)では氣仙水力電氣株式會社(盛岡)を合併することゝなり十年八月十九日氣仙水力の新沼、岩崎、須知、佐々木、高橋、佐藤の六重役が上京して合併契約書を取り交し九月十六日各株主總會において正式に合併を決議したが合併條件は兩者同率の下に併ふもので今回の氣仙水力を合併した三陸水電は資本金二百四十二萬圓(内譯三陸百四十二萬圓氣仙百萬圓)で發電力は四、八二〇キロワット縣下で盛岡東北電に次ぐ大會社となるわけである、尙三陸水電は從來年六分を配當し氣仙は昨年来資本金百二十萬圓を百萬圓に減資する等極内容の充實に努め本年上半期に四分を配當した。

産業組合現況

本縣産業組合數は十年七月一日現在で三百二十三、組合員數は十萬五千六百八十七名で出資總額四百六十一萬五千五百五十六圓、運轉資金千五百九萬四千七百一十一圓でその内譯は拂込濟出資金二百五十二萬九千九百九圓、準備金諸積立金百五十三萬一千五百一十圓、借入金五百一十一萬一千三百二十一圓、貯金五百九十三萬九百六十九圓である貸出

金七百八十五萬一千二百六十六圓、販賣高二百四十五萬三千九百三十三圓、購買高二百三十四萬九千九百二十八圓、利用高十六萬八千九百六圓で餘裕金は預金三百二十二萬八千三百圓、有價證券四萬二千一圓現、金二十六萬七千五百九十八圓の計二百四十三萬五千六百三十二圓であつて出資總額に於て三萬五千四百一十一圓、運轉資金七十二萬三千二百二十圓、貸出金二十五萬一千五百九十九圓、購買高五十三萬五千七百七十五圓、利用高八萬七千六百四十二圓等は増販賣高二十三萬五千八百六十五圓、預金七十萬四千七百九十七圓は減である増減の理由左の如し

一、組合員數に於て二一、九二六人の増加を示せる主なる原因は醫療組合設立の結果に依る

二、法人の數に於て三九三の増加示せるは目下縣下各町村に經濟合同組織に依る組合を設立獎勵中にして之等組合に農事實行組合を組織加入獎勵の結果に依る

三、販賣高に於て三三五、八六五圓の減少を示せるは昭和九年の冷害の影響を受け主なる販賣取扱品たる米の減收の結果に依る

四、購買高に於て五三〇、五七五圓の増加を示せる主なる原因は政府拂下米の取扱及肥料の取扱數量増加に依る

五、預金に於て七〇四、七九七圓の減少を

示せるは主として昭和八年三陸海嘯に依る被害住宅の復舊に付沿岸各産業組合に於て借入せる七一三、〇〇〇圓の震災復舊資金を復舊事業進捗に伴ひ之を拂戻せるものに依る

信組聯合會現況
縣信用組合聯合會の十年七月一日調査現況は所屬組合二百七十三組合で出資總額三十七萬六千圓(八千圓減)運轉資金は拂込濟み出資金十五萬四千三百九十四圓(九千三百四十六圓増)準備金及諸積立金二萬二千九百四圓(三萬五千二百四圓減)借入金百四十三萬一千五百二十四圓(九十七萬七千六百三十八圓増)貯金百七十三萬四千七百七圓(六十五萬六千二百五十二圓減)計三百三十三萬八千四百九十五圓、貸出金百九十九萬九千七百七十圓(二十一萬三千四百九十九圓増)餘裕金は百二十八萬七千七百九圓(八萬四千七百圓増)である。

購販組合聯合會
保證責任若手縣購買販賣組合聯合會は大正六年八月の創立で保證責任若手縣購買組合聯合會として若手縣廳内にココの聲を擧げたがその後事業擴張に伴ひ昭和五年六月現在の大通りに事務所を新築して引越した其の創立第一年度に據する會員僅四九組合出資金九千二百圓購買取扱ひ高肥料五萬九

千餘圓に過ぎなかつた、而して職員は佐々木會長、高橋常務理事の下に現在三十一名を擁し部制を確立して庶務部、購買部、販賣部の三部とし更に庶務部には庶務係、出張所係、整理係を、購買部には肥料係、雜貨係、購買米係を、販賣部には米雜穀係、政府米係、木炭係、枕木係、副業係の各係を置き事務分掌に基づく職制を確立してあるが本會事業現況は所屬組合數二二四組合出資總額二四二、〇〇〇圓にして九年度中の主なる取扱ひ高を列記すれば左の如し

販賣事業合計 二、七四〇、四四五圓

米 三三、五六七圓 二、二八、一五〇圓

精米 七、八七七圓 六九、八六圓

小麥 二五、四八八圓 一五七、九四六圓

籐 四三、〇〇〇圓 一七〇、四四四圓

木炭 一八、一七七圓 一四九、四九四圓

其他 七四、六二五圓

購買事業合計 九七三、六六圓

肥料 一三、三〇〇圓 七六、七〇三圓

雜貨 一六、九〇四圓 三、二九五圓

會議所十周年祝賀
盛岡商工會議所は十年二月二日を以つて創設十周年を迎へ、同日祝賀式を舉行、席上において創立以來議員として功績あつた池野三太郎、平野金八、岡田喜助、龜島重治、石川伊助、福田春治、岡田源太

の七氏に對し加勢會頭から感謝狀及び記念品を贈呈した。

盛岡商工會議所昭和十年年度經費總豫算額は七百壹圓八十三錢の増額である。

金一萬二千八百二十六圓六錢で前年に比し七百壹圓八十三錢の増額である。

郵便貯金郵便局別年度末現在高調(昭和九年度)

局名	盛岡市(註)△印は減少を示す		仙臺貯金局調	
	人員	金額	人員	金額
盛岡新穀町	一四、二九一	一、五五、七六	九一	二、五三
盛岡材木町	三、一七〇	一九、三三〇	二五八	九、〇一一
盛岡本町	四、六四三	四四七、五四三	二六六	三、五八五
盛岡本町	五、三八七	四八〇、三四四	二七八	六、八八五
盛岡本町	五、一五〇	四〇〇、五三六	三三六	三、一〇九
盛岡仙北町	三、六五六	三三、九一七	三七七	一六、四四一
盛岡上田	二、五七六	二〇三、三八〇	一五〇	一六、一六五
盛岡外賀野	一、七三一	二六、八四八	五四三	二〇、〇三〇
盛岡大通	二、一九九	二〇、七八六	六三八	三、八五八
計	四二、八〇三	三、七四九、三二〇	三、六四七	二〇八、四三二
沼宮内	二、七五六	一、九四、二二	二二三	二、一八四
外山	二、六四	一一、九三六	八	一、三三
川口	一、〇八五	四三、九八二	一六	一〇、八二八
大民	六九九	二八、二九四	二	一、六六
松尾	一、九八〇	一〇一、五六八	一〇四	三、四五二
小岩井	一、四八七	四一、九九三	一三一	六、八三三
計	四、五六一	一、五、三三一	三二	三五
厨川	七、六四三	一、一〇五	二〇	一、〇九、四四〇
松尾	一、一〇五	一〇、七六九	二四七	一、〇八、〇〇八
玉川	七、五〇〇	一六、〇九一	三	一八三、八六一
築川	四、八	一六、〇九一	三	一五、九〇六
藪川	一、一四九	六九、八六九	七二	二七、五四七
好摩	一、四八九	四、九七〇	二〇	二七、五四七
平館	三、二五二	一、八、七〇〇	二〇〇	二〇、四二四
紫石	二、一六〇	一〇、五九七六	一、二八二	一七、五九六
日詩	五、六八	二、三、〇一五	六二	二〇、四二四
矢幅	一、七八三	六八、一五三	七	一五、三三〇
志和	二、九〇六	一〇三、八四一	四〇	二〇、四二四
徳田	九、九七	三、五、六七	四	一七、五九六
岩手飯	六、八三	七、七八八	一〇九	一七、五九六
乙龍	一、八三	五、九〇九	三	一七、五九六
赤澤	一、六六	一、六六七	一五	一七、五九六
計	一三、九七五	五、〇、四四〇	三八一	四、九、五〇〇
花巻	一、三、四三四	一、〇九、四四〇	七三	四、九、五〇〇
大迫	四、四九九	一六八、〇〇八	二七五	一五、三三〇
石鳥	四、一五	一八三、八六一	二八一	二〇、四二四
花巻一日市	二、五二三	一五、九〇六	三三	一七、五九六
鉛	六二	二七、五四七	二〇	三、三三

大澤溫泉	三、五九	二、二五八	三	一、九〇五	四、四三	一、七七一	四、四三	四、六七四
臺卷溫泉	一、四八九	五、六一五	九	四、九三	一、四八八	四、四三	四、四三	九、三三六
八幡	一、〇三六	三、七六六	八	五、七六七	一、三三〇	四、一六一	七二	八、一五三
花卷溫泉	一、三五三	五、五三三	四	六、四四七	八〇四	一、七七一	一四五	二、〇七七
計	二、九四九	一、七四一、八二六	一、七八五	二二、二八八	一、二九七	五、三三〇	九七	五、〇五九
新尻	一〇、五六二	七、八〇六	七	六、三三三	一、二六四	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
川尻	一、八三六	九〇、七六六	七	二、七三六	七、七七八	三、三三〇	一〇三	一、四一一
土澤	二、二三三	一、四二五	一	七、六七八	一、八六五	三、八四六	一〇三	一、四一一
大目	三、三三一	一〇九、〇一一	一	一、六八九	二、四九九	七、一六六	一七六	一、四一七
横目	二、二四四	一〇六、六〇九	一	三、六六一	一、〇〇五	二、三六四	二二六	一、四一七
川舟	九〇九	三、八一五	二	一、一六六	一、〇〇五	二、三六四	二二六	一、四一七
上山人	九〇一	二、四四二	二	四、一六二	一、一六六	二、三六四	二二六	一、四一七
二子	一、四四〇	三、七六六	一	一、二二〇	三、三〇〇	二、一八一	三、四六七	三、五三〇
和賀	一、〇五七	三、一七七	一	三、五三六	三、五三六	二、一八一	九三	三、五三〇
笹賀	一、〇五七	三、一七七	一	三、五三六	三、五三六	二、一八一	九三	三、五三〇
藤根	一、二〇〇	二、八五七	一	三、九二一	三、九二一	二、一八一	九三	三、五三〇
計	二、七四八	一、四四一、〇〇八	一、八〇六	二二、七八八	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
水澤	八、三三九	五、八七二、二七	四	一、三三三	二、一三三	一、一五、五五九	三六	一、四〇七
前澤	四、七三三	二、七〇、〇五	四	六、六四一	一、三三三	一、一五、五五九	三六	一、四〇七
金ヶ崎	三、三三一	九二、八二〇	五	四、七九三	一、三三三	一、一五、五五九	三六	一、四〇七
水澤	一、三三七	三、七八九	三	三、七八九	一、三三七	一、一五、五五九	三六	一、四〇七
六澤	一、三三七	三、七八九	三	三、七八九	一、三三七	一、一五、五五九	三六	一、四〇七
衣川	一、七〇〇	三、九七八	三	三、三〇〇	一、七〇〇	一、一五、五五九	三六	一、四〇七
計	二、七四八	一、四四一、〇〇八	一、八〇六	二二、七八八	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七

大原	五、三九四	三、七七一、四一三	一、八三	一、八、八〇〇	四、七三	一、〇四七	四、七三	二、〇五五
藤澤	二、六〇八	九〇、八八六	五	一、八、八〇〇	一、六〇八	二、一三三	一、〇四七	一、六〇八
長坂	三、五九九	一、九八、一八四	一	三、三、三六七	一、五〇一	一、一五〇	一、〇四七	一、六〇八
折壁	二、四九〇	一、二四、七九三	三	八、七六八	一、三〇六	一、一五〇	一、〇四七	一、六〇八
猿海	二、二六〇	一〇〇、一〇四	一	五、七	一、三〇六	一、一五〇	一、〇四七	一、六〇八
興田	一、四九三	一、五二、九七五	一	一、六、四四三	一、三〇六	一、一五〇	一、〇四七	一、六〇八
黄川	一、六三〇	九〇、〇五三	一	四、五八五	一、三〇六	一、一五〇	一、〇四七	一、六〇八
薄衣	一、六三〇	七、一八〇	一	一、四三三	一、三〇六	一、一五〇	一、〇四七	一、六〇八
舞川	一、六三〇	一、五〇、八八	一	一、四三三	一、三〇六	一、一五〇	一、〇四七	一、六〇八
生母	一、六三〇	一、五〇、八八	一	一、四三三	一、三〇六	一、一五〇	一、〇四七	一、六〇八
奥玉	一、六三〇	一、五〇、八八	一	一、四三三	一、三〇六	一、一五〇	一、〇四七	一、六〇八
計	三、九〇五	一、四三、四三三	一、七二四	五、七、一七六	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
今泉	一、五三八	七、一〇、九九	一	一、九、四六〇	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
高田	四、九〇六	三〇二、七七八	二	二、四、九六九	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
盛渡	三、五〇〇	一、九五、六七七	一	六、三、五三二	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
大船	一、九九六	八〇、五五〇	一	一〇、五、五六	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
小白	一、七七四	五七、五六一	一	八、六、三六	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
世田	一、九七七	八、一、七八六	一	四、八、〇	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
吉濱	八七〇	三、四八二	一	二、七、四	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
上住	一、六三三	四、四、二五九	一	一、〇、七三	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
綾有	一、四四五	六、三、五五〇	一	四、三、六	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
計	三、九〇五	一、四三、四三三	一、七二四	五、七、一七六	一、二九七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
大矢	一、〇四七	四、七、八五〇	一	一、〇、四七	一、〇四七	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
只田	一、六〇九	六、三、五二四	一	一、五、〇一	一、六〇九	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
廣田	一、五〇一	二、一、二〇二	一	一、五、〇一	一、五〇一	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
細浦	二、〇三〇	三、〇、六九二	一	一、五、〇一	二、〇三〇	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
越喜	七、七三三	一、〇、一七五	一	一、〇、一七五	七、七三三	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
赤崎	六、四九九	四、五、八五	一	一、〇、一七五	六、四九九	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
計	二、三六六	一、二、二四〇	一、二九七	一、二、二四〇	二、三六六	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
遠野	一、九七〇	一、九、七〇	一	一、九、七〇	一、九七〇	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
釜石	三、〇九八	一、九、七〇	一	一、九、七〇	三、〇九八	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
大釜	一、九七〇	一、九、七〇	一	一、九、七〇	一、九七〇	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
釜石	四、九〇九	二、九、五五五	一	二、九、五五五	四、九〇九	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
釜石	三、〇五	一、〇、八〇〇	一	一、〇、八〇〇	三、〇五	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
釜石	一、〇四八	五、六、二七七	一	五、六、二七七	一、〇四八	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
大橋	一、六七〇	六、〇、六五八	一	六、〇、六五八	一、六七〇	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
達部	二、五二四	六、三、四四六	一	六、三、四四六	二、五二四	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
宮友	一、二〇〇	二、八、一、一六	一	二、八、一、一六	一、二〇〇	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
小橋	一、二〇〇	二、八、一、一六	一	二、八、一、一六	一、二〇〇	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
栗居	一、二〇〇	二、八、一、一六	一	二、八、一、一六	一、二〇〇	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
鶴住	一、四四〇	四、四、九八	一	四、四、九八	一、四四〇	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
岩手	一、四四〇	四、四、九八	一	四、四、九八	一、四四〇	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
附馬	一、四四〇	四、四、九八	一	四、四、九八	一、四四〇	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
計	四、〇、七六	二、〇、一六、〇三五	一、二九七	二、〇、一六、〇三五	四、〇、七六	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
宮下	五、二一八	五、三、四、三五	一	五、三、四、三五	五、二一八	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
山田	五、二一八	五、三、四、三五	一	五、三、四、三五	五、二一八	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七
計	三、一〇三	一、八、四、六、二六	一、二九七	一、八、四、六、二六	三、一〇三	一、一六四、六九八	二、三三八	三、〇六七

産 業——米と麥

が僅の減少に過ぎなかつた如く見られるがこれを通観するに九年當初は八年産米の大豊作により一月から四月迄移出激増し、前年を突破し八月迄順調な経過を辿つてゐた、然し九月に入つて冷害愈々甚だしく凶作免れ難しとの情勢となつてから移出急激に減少し、十一月の兩月は前年に比し半減し十二月は三分の一と云ふ慘澹たる激減を見るに至つた、結局八九兩年を比較すると左表に見る如く豊作、凶作の反對現象を如實に示してゐる事が判る。

Table showing rice production and export statistics from 1908 to 1909. Columns include months (一月 to 十二月) and years (九年, 八年). Rows include total production (合計), production in the prefecture (移出米検査出張所別状況), and production in the prefecture (九年産中における本縣移出並に生産米検査).

査状況は △移出検査 九年度 八年度 一、九五八、四四〇 一、八二二、三五五 一、三三〇、七九七 一、一五〇、〇二八 一、一六五、〇二八 一、三三〇、七九七 一、一五〇、〇二八 一、一六五、〇二八 一、三三〇、七九七 一、一五〇、〇二八 一、一六五、〇二八

Table showing rice production and export statistics by region (福宮, 沼宮, 好摩, 盛岡, 矢幅, 日吉, 石巻, 花巻, 土野, 遠野, 黒沢, 金沢, 水沢, 岩谷, 前谷, 花巻, 千代). Includes a section for '本縣米移出状況' (Prefecture Rice Export Status) for the period from 1908 to 1909.

石敷は

合計四十九萬一千二百九十七石にして内地米四十九萬八千七百七石、臺灣米三百八十九石で昨年度(八年)四十萬二千六百八十八石に比すると約九萬一千石の増加であつた、即ち八年産米が未曾有の増收の結果移出増加の原因となつたもので縣別に見ると(單位石)

Table showing rice production statistics by prefecture. Lists prefectures like 東京, 宮城, 青森, 山梨, 群馬, etc., and their respective production amounts in stone.

産 業——農家經濟の變遷

九年度は五萬三千石の増加を示し豊作八年産米の實態に鑑みて矛盾を感じる様であるが前記の如く移出激増した反面に九年夏から冷害凶作氣構へから飯米飢饉の聲起り八、九、十の三ヶ月間に於いて政府拂下米

Table titled '農家經濟の變遷 (岩手縣農會調査)' showing agricultural household income and expenses from 1903 to 1908. Columns include '要項' (Items), '年別' (Yearly), and '平均' (Average).

産業——農家經濟の變遷

△自作農 (調査農家の一戸當)

要項年別	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
總純財產	六,七九三	七,五七五	八,一七〇	八,七〇七	九,〇〇九	九,三〇九	九,五九七	九,八〇八	一〇,〇〇六	一〇,一六八
農業所得	一八,三三三	一五,七五八	一五,三〇五	一五,〇四一	一五,八六六	一五,二〇八	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇
農業經營費	一八,六九九	一六,一三四	一六,〇〇三	一五,六九九	一五,九四四	一五,八六六	一五,七二二	一五,八〇八	一五,九六六	一六,〇〇六
農業労働日數	一,四二四	一,四二四	一,四二四	一,四二四	一,四二四	一,四二四	一,四二四	一,四二四	一,四二四	一,四二四
農家の所得	一,九三三	一,九三三	一,九三三	一,九三三	一,九三三	一,九三三	一,九三三	一,九三三	一,九三三	一,九三三
同成人換算	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三
家計費	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七
同成人換算	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
農家の餘利	六三三	七二二	七二二	七二二	七二二	七二二	七二二	七二二	七二二	七二二
備考	自作農に於いては農家餘利に於て大正十五年、昭和二年、昭和三年、昭和五年、昭和六年、昭和七年、昭和八年の四ヶ年共に赤字を示してゐる。									

九年の農家經濟

縣農會調査に依る九年度農家經濟自作、自作、小作の三種の經濟調査の成績によると自作に於ては七十六圓四十七錢の赤字となつたが自作に於ては百二十七圓九十八錢、小作で七十八圓二十一錢の赤字を出し一年間働いた努力の結果が損失となつて現れ、農村窮乏の原因を物語らしめてゐる、因つて次の數字を見ると

項目	金額
農業收入	六,七五三
兼業收入	二,三三三
家事收入	四,一五二
合計	九,四三八
支出	八,七二二
差引利益	七一六
農業收入	六,九六八
兼業收入	二,四三七
家事收入	一,〇三三
合計	一,〇三三
差引損失	一,一五二
農業收入	一,二七九
兼業收入	一,〇三三
家事收入	一,〇三三

産業——農家經濟の變遷

△自作農 (調査農家の一戸當)

要項年別	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
總純財產	七,一三〇	一,九六八	二,二五八	三,〇三三	三,八四七	三,〇〇三	三,一七二	一,五三六	二,九八八	二,九四九
農業所得	一,〇九七	九六三	九〇〇	二,〇九八	二,九三三	二,九〇二	一,八五三	七三三	一,三三四	一,三九六
農業經營費	五,〇三三	五,〇三三	五,〇三三	七,八四八	七,五八一	七,三六五	五,二二〇	三,二八四	三,〇三〇	五,四六三
農業労働日數	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四
農家の所得	七九二	七〇九	七六	九八八	八三三	八九七	六三六	八三三	五五一	七五〇
同成人換算	二二〇	一七七	一七三	一八六	一四六	一七五	一〇九	一三二	八二	一三二
家計費	六三三	六三三	六三三	七三三	七四四	七六一	六七三	四一九	六三六	五九六
同成人換算	一七一	一五七	一五八	一六二	一三三	一五三	一三三	六六	九三	二〇〇
農家の餘利	一五七	四〇	五〇	二五三	八六	一三六	(一)三七	四二(一)七七	四二(一)七七	一四二
備考	小作農家に於ては昭和五年同七年の兩年共に農家餘利に赤字を示して居る									

九年の農家經濟

縣農會調査に依る九年度農家經濟調査に依る昭和九年一ヶ年の農作雇賃銀調査の標準となるべき縣下六郡六ヶ村の調査によると日雇平均に於ては

項目	金額
男最高	八十三錢
最低	四十錢
平均	六十二錢
女最高	八十錢
最低	四十錢
平均	六十二錢